

長野県立歴史館

研究紀要

口絵・資料紹介

松本藩土野々山家文書

村石正行

研究報告

竜神としての師子頭

—水神の役割を負う師子—

笹本正治

仙石秀久発給文書の基礎的研究

村石正行

明治四一年の長野県庁舎火災と公文書

花岡康隆

長野県域出土耳環の集成

水科汐華

研究ノート

鎌倉～室町期における信濃香坂氏の動向について

花岡康隆

『長野県史』掲載の「伝入山峠出土」の子持勾玉について

—「伝入山峠出土」の子持勾玉は存在しなかった—

櫻井秀雄

資料紹介

小諸市宮ノ反A遺跡群出土の動物骨

櫻井秀雄

千曲市更埴条里遺跡の竪穴住居跡から出土した牛歯について

櫻井秀雄

研究報告

壺形土器の胎土分析

水沢教子

職員執筆抄・研究活動

第32号
2026.3

長野県立歴史館

研究紀要

第三二号

二〇二六年三月

口絵

松本藩士野々山家文書

村石 正行

(1) 史料一 今川氏真判物

紙本墨書・縦紙 法量 三九・八センチ×三七・四センチ



(釈文)

先年於^二參河国吉田城^一、令^二内通^一存^二忠節^一之上、任^二契約之旨^一、細谷代官并給分五拾貫文令^二補任之^一、同代官徳分陣夫事、可^レ為^レ如^二年来^一事

右、任^二天澤寺殿判形之旨^一所^二充行^一永^レ不^レ可^レ有^二相違^一、守^二此旨^一弥^レ可^レ抽^二忠功^一之状仍如^レ件

永禄三年
申年

十二月十六日

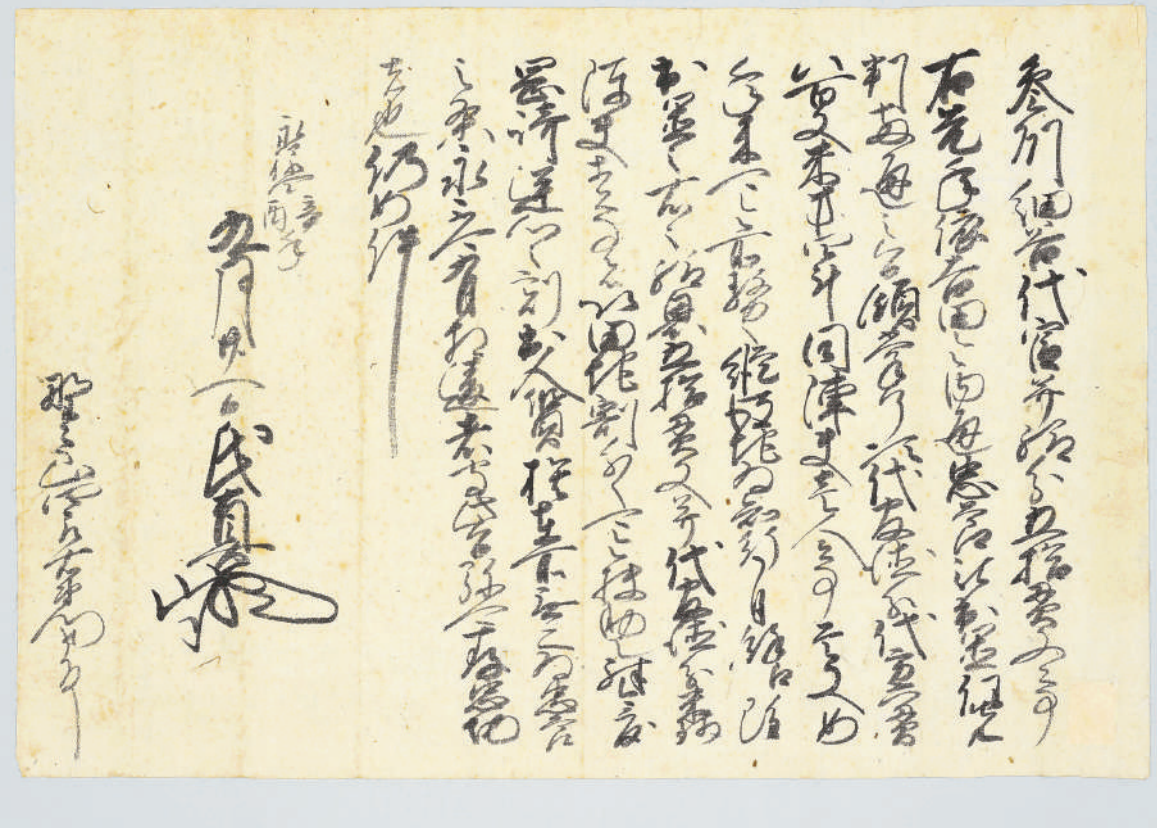
氏真(花押)

〔彌美ウハ書〕
「野々山四郎右衛門尉殿」

(解説)

永禄三年(一五六〇年)五月、今川義元は大軍を率い尾張に攻め込んだが敗れた。当時三河国は西三河の松平元康が今川氏の一門関口氏純の娘と結婚し足利一門として勢力を持っていた。今川氏が桶狭間の戦いで敗れると、『愛知県史』では元康は同年六月には今川氏から自立したとするが、元康の反今川の立場は永禄四年四月以降と考えられている。

この文書は今川氏の吉田城(今橋城)の攻防に際し、野々山氏が「内通」して今川方に付いたことを賞し、契約通り、細谷代官並びに給分五〇貫文分を給与し、これまで通りの得分・陣夫役を認めている。天澤寺殿(今川義元)からの補任状を追認するものである。また氏真が吉田・和田郷を同年二月一日に大村弥兵衛に給与している。天文一六年の今川義元からの判物では「去年於^二參河国今橋城^一、令^二内通^一存^二忠節^一」(野々山千萬氏旧蔵文書)とあり、内通はこの時のことを指しているとみられる。義元の死により代替として改めてこの契約の履行を試みようとしたのである。松平元康自立の動きがありこの動きに対する氏真の制動としての判物発給である。宛所は端裏上書を切り取り料紙に貼付されている。



(釈文)

〔包紙・上書〕
「野々山四郎右衛門尉殿 氏真」

参州細谷代官并給分五拾貫文之事

右、先年依_下吉田令_二内通_一忠節_上被_二出置_一、任_二先判兩通之旨_一、領掌了、次代官徳分代方六貫八百文、米方四斗、同陣夫老人之事は又如_二年来_一可_レ令_二所務_一、縦彼地为_二知行_一自_余雖_二出置_一、右之給恩五拾貫文并代官徳分米錢・陣夫等之事者、以_二田地割分之_一可_レ令_二扶助_一也、殊_{今度}岡崎逆心之刻、出_二人質_一捨_二在所_一無_二為_一忠節_一之条、永_不可_レ有_二相違_一者、守_二此旨_一、弥_可存_二忠節_一者也、仍如_レ件

永祿四年
西年

九月廿一日

野々山四郎右衛門尉殿

氏真(花押)

(解説)

史料一にみられる義元・氏真判物の契約を改めて履行する旨を記した氏真の発給判物である。これは本文にある「今度岡崎逆心之刻」を大きな要因として捉えることが出来る。『愛知県史』では、元康が永祿三年六月には今川氏から自立した説を採るが、この文書からも依りがたい。

野々山氏は人質を氏真に送ったこと、在所を奪われたことが系譜より知られる。氏真は野々山氏に対して、たとえこの知行地が他に給与されても別の田地を分割してでも扶助することを約している。知行地を出し置くことを約することで、今川氏の求心力を保持しようとしたと思われる。

右年事代官前引取之処、板倉彈正上細谷為知行一依出置、吉田奉
 行人遂算用一切符・陣夫・綱船・代官徳分者、為改替一任先判之旨所出
 置、永不可有相違、然者新開發等有訴人、増分於出来者、右之員
 数之外五貫文程者可令扶助、其外之儀者、可為藏入、兼又新船壹艘并
 大破之綱船壹艘令扶助之間、可支配、小百姓以下他之被官亦令契約、
 差置地頭於企訴訟者、彼百姓等令改易、新百姓可申付、郡郷次之役、
 棟別・押立人足・諸役之事者、各可為如私領之、櫓手事、可為次免許
 船、為不入出置之上者、板倉彈正無綺一円相計可令所務、守此旨、
 弥可抽忠節之条如件、
 永祿五年七月廿六日
 上総介(花押)
 野々山四郎右衛門殿

(釈文)

〔野々山四郎右衛門殿 上総介〕

參州渥美郡下細谷知行分之事

一 五拾六貫八百文 但此内代官給六貫八百文也 同四貫五十五文者綱船壹艘之分

一 一米四斗 代官分

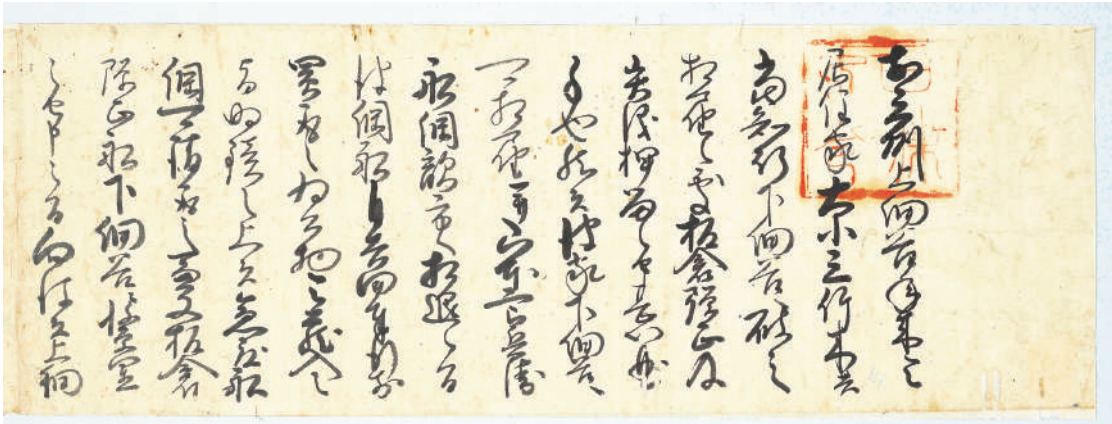
一 陣夫 壹人

右、年來於代官前引取之処、板倉彈正上細谷為知行一依出置、吉田奉
 行人遂算用一切符・陣夫・綱船・代官徳分者、為改替一任先判之旨所出
 置、永不可有相違、然者新開發等有訴人、増分於出来者、右之員
 数之外五貫文程者可令扶助、其外之儀者、可為藏入、兼又新船壹艘并
 大破之綱船壹艘令扶助之間、可支配、小百姓以下他之被官亦令契約、
 差置地頭於企訴訟者、彼百姓等令改易、新百姓可申付、郡郷次之役、
 棟別・押立人足・諸役之事者、各可為如私領之、櫓手事、可為次免許
 船、為不入出置之上者、板倉彈正無綺一円相計可令所務、守此旨、
 弥可抽忠節之条如件、
 永祿五年七月廿六日
 上総介(花押)
 野々山四郎右衛門殿

(解説)

上総介は氏真の官途。初見は永祿五年(一五六二年)正月〔戦国遺文今川氏編
 一六三六〕。この年の正月二〇日に、將軍足利義輝が松平元康と今川氏真の和睦
 を命じた御内書が出されている。これを受けて五月、北条氏康も元康家臣水野信
 元・酒井忠次に和睦勧告を出し、しばらく小康状態となった。七月一二日には再
 度抗争が勃発し、戸田重貞が今川から松平へ離反した。七月二六日には今川方が
 堂山城(豊橋市)を攻略したこの文書は、八幡城の板倉重正に給付されていた上
 細谷の知行地について検地により算出した結果、野々山四郎右衛門に改替し宛が
 われた。増分については訴人には五貫文を融通するがそれ以外は藏入とし新旧舟
 についても給与すると述べる。

紙本墨書・継紙 量量 九一・八センチルチ×一八・一センチルチ
印 分量 七・二センチルチ×七・二センチルチ



(釈文)

印文細字

於三州上細谷、年来令_レ居住、家大小三・竹木共、当知行下細谷へ破_レ之相届之
廻、板倉弾正及_レ異儀、押留之由、甚以曲事也、然者彼家下細谷へ可_レ相届、并山
本二郎兵衛船綱敵方へ相退之間、彼綱船自_レ吉田奉行前_レ買取之、為_レ公物、令_レ藏
入_レ之旨明鏡之上者、急度船綱可_レ請取之、兼又板倉弾正船下細谷_レ繫置之由申_レ
之間、向後者上細谷へ可_レ相上、若彼船百姓於_レ令_レ異儀者、令_レ改易_レ新百姓
可_レ申付_レ者也、仍如_レ件、

永祿五年

七月廿六日

野々山四郎右衛門殿

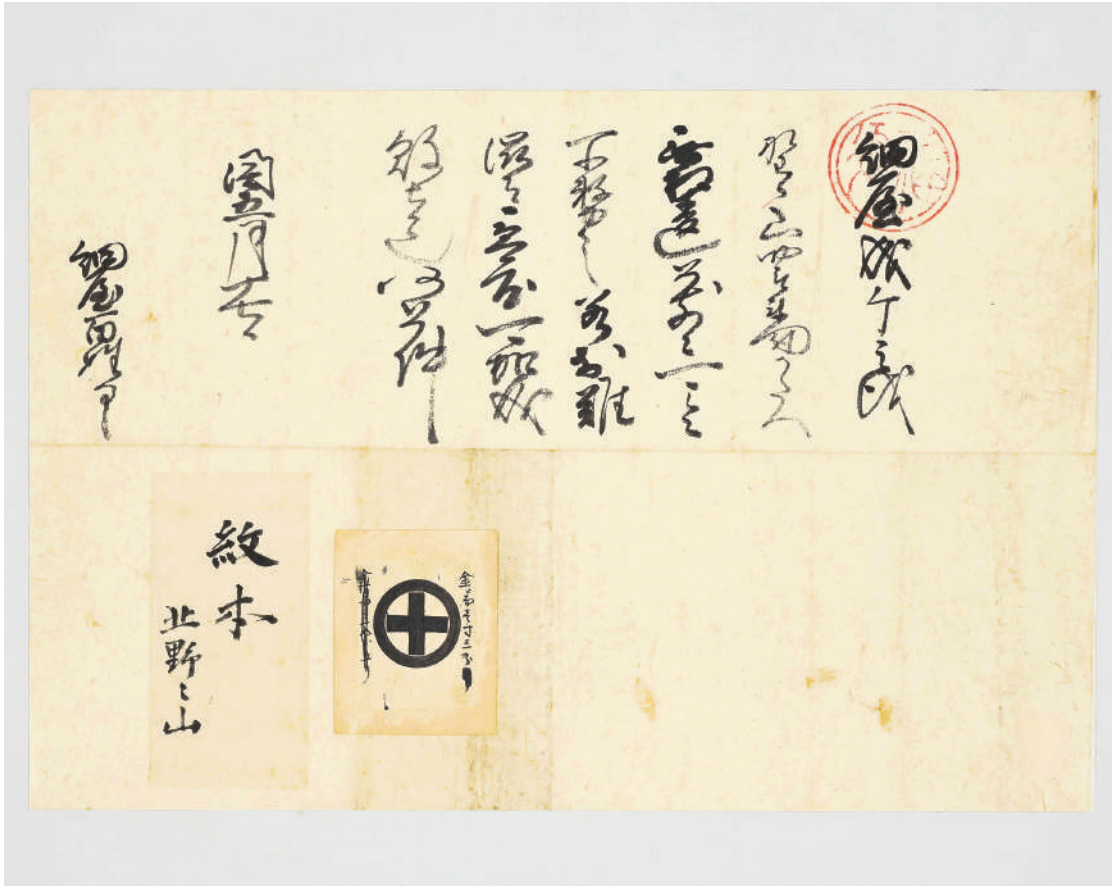
(解説)

朱印は方形「如律令」である。氏真の印判は三種類知られ、このうち方形「如律令」は永祿二年には使用開始された最も使用例が多い印章である。父義元も円形「如律令」を使用していることから、「如律令」が今川家の家印であったとみられる⁸⁾。上細谷においてこれまで所持してきた家・大小三、竹木とも、これまでの慣例を破り下細谷へ移したことに對して板倉重正が異議を申し立てているのは奇怪であるので、家地は下細谷へ届けるようにしなさい。山本二郎兵衛の船綱が敵方へ捕られてしまったので吉田奉行によって買い取り、公用として蔵入にすることは明らかであるので、必ず請け取りなさい。板倉の船が下細谷に繫留されているということなので、今後は上細谷へ戻すこと。船百姓が異議を申すようならばあたらしい者に替えるよう命じるといふ内容である。

さて本文書は史料三と同年月日・同人宛文書であることから、セットで発給されたとみるべきだろう。このような今川家における同日付文書を大石泰史は家印である「印判状」が主で判物が「副状」との理解を示した⁹⁾。いっぽう、有光有学は両通でもって発給対象に對してしかるべき支配の首位が伝達されているとみるべきで、判物に優先させる性格を印判状にみるべきではなかった¹⁰⁾。野々山氏に當てた二通を見ると、判物では具体的に所領の出置をおこない、所務の確定を細かく行い、かたや印判状においては給人として在地掌握をおこなうべき旨が徹底されている。従って判物を副状と位置づけているのではなく、所領給付の史料三と、具体的所務を表す史料四と、複合機能を有した同日付文書と捉えうるだろう。

紙本墨書・折紙 法量 四七・〇^{メートル}×三三・一^{メートル}・八^{センチ}

印 法量 直径五・八^{センチ}



(釈文)

細屋成ヶ之儀、野々山四郎衛門尉かたへ無相違、如前々可令所務之、若於難決者、急度可加成敗者也、仍如件

閏五月十七日

細屋百姓中

〔金^二而壹寸参分^一〕
(貼紙)

(丸に十字)

金土而壹寸五分^一

〔紋本^一〕
(貼紙)

北野々山^一

(解説)

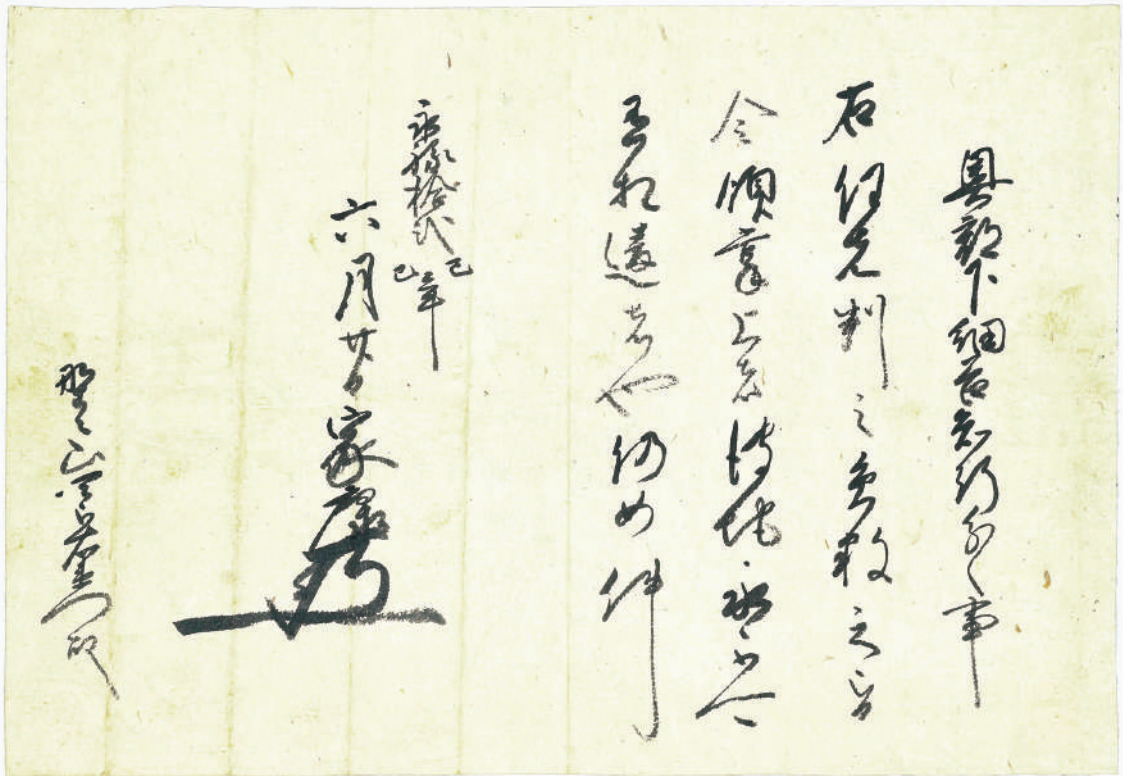
細屋の「成箇」については野々山四郎右衛門尉へ以前の通り、納入しなさい。もし難決を述べる者があれば必ず成敗する。

ここでいう「成ヶ」は成箇で、収穫高を示す物成のことであろう。

宛所は本文書は細屋百姓中であるが、実際には細屋郷の管理をおこなう野々山氏に伝来している文書である。文頭の朱印は「福徳」印である。永禄一二年(一五六九年)に推定されるこの文書は、家康が使用した福徳印の最初例である。

永禄一一年一二月に武田信玄が駿河国へ侵攻した。三国同盟が名実ともに崩壊した。徳川家康も遠江制圧を目指し今川氏真が逃れ、北条氏康の支援を受けて籠城する掛川城を攻撃した。永禄一二年四月、家康と氏真は和睦し、掛川城は開城した。今川氏真は北条氏の手引で海路駿河国へと脱出している。この段階で細屋郷が家康の支配下となつていことがここでも確認できるだろう。その後氏真は家康と決して敵対関係が続けたのではなく、氏真の妹貞春尼が家康の子秀忠の大姥局となつたことから良好な関係を継続した。家康も、野々山氏など氏真の旧臣を取り込むことで、武田信玄との戦いの大義名分を得る実益もあつたといえよう。

料紙下部には貼紙二枚が貼り付けられている。野々山氏の家紋(丸に十字)が描かれている。後補とみられる。



(釈文)

奥郡下細谷知行分之事

右、任^二先判之員数之旨^一、令^二領掌^一上者、彼地永不^レ可有^二相違^一者也、仍如^レ件

永禄拾貳巳年

六月廿日

家康(花押)

野々山四郎右衛門殿

(解説)

永禄一二年(一五六九年)、野々山四郎右衛門に当てた三河国下細谷の知行宛行に關わる家康判物である。武田信玄との和議を結んだ家康は、永禄一一年一二月、駿河国への侵攻を開始、今川家との同盟は破棄された。家康の遠江一国の領国化は翌一二年六月までに達成され、見付城築城が開始される。三河・遠江二国を領国下においた家康は、遠江国に拠点をおくことになった。

この時期、家康の知行宛行判物は事書で対象知行地を明示し、次いで知行地の目録を簡条書で掲載する判物で發給されている。これは、近世の知行目録の判物へとつながるものである。三河武士のなかには、遠江領国化および見付への本拠地を明記する意図があつたと思われる。いっぽう野々山氏は今川氏以来の地を安堵されたもので、遠江国での替地を得た徴証は見られない。

補説

本史料群は令和七年（二〇二五年）四月、野々山敬三氏より寄贈を受けたものである。野々山家は近世松本藩戸田家家老を勤めている。近世後期の分限帳「諸侍知行附」（外題 松本藩分限帳戸田松平家）によれば「野々山千五百石」とある。¹⁶⁾

そもそも野々山氏の出自は「島津庶流也、其先有_レ故去_二故国_一浪_一牢_三於_二京都_一、後從_二戸田彈正左衛門尉宗光_一赴_二于_三三州_一、遂住_二田原邊_一云」とあり、薩摩国島津氏の庶流であること、京都で浪人し、戸田宗光とともに三河国に移り、田原に住したとされており、野々山姓に替えたのが野々山四郎右衛門吉統の時という。¹⁷⁾生年は不明だが、没したのは天正一九年（一五九一年）九月と記される。天文一五年（一五四六年）に戸田全香宣光が二連木に移ったことに際し吉統も、これに従い戦功を上げた。以下、「系図」の吉統記をもとに、吉統の半生を追ってしよう。

天文一六年二月三日、今川義元が吉統を賞し、以て渥美郡細谷郷（愛知県豊橋市）代官職および五〇貫文を宛がった。

史料A「今川義元判物」¹⁸⁾

去年於_二参河国今橋城_一、令_二内通_一存_二忠節_一、任_二契約之旨_一、細谷代官并給分五拾貫文令_二補任_一之、
右、任_二雪斎契約之旨_一、所_二充行之_一也、弥可_レ抽_二忠節_一之状如_レ件、

天文十六

二月三日

治部大輔（花押）

野々山甚九郎殿

甚九郎は吉統の初名である。吉統はこのとき太原雪斎との契約に任せて今橋城の戦いで内通した。この文書はその際の証文である。また、写ではあるが、雪斎との契約に関わる文書も知られている。

史料B「太原雪斎書状写」¹⁹⁾

今度依_二忠節_一、当城扶助員数、代官等為_二替地_一、細屋郷可_レ被_二捕任_一也、出

仕之上御判 ■ 沙汰者也、仍如_レ件、

天文十五

十二月十四日

雪斎 崇字判（花押影）

野々山甚九郎殿

残念ながら史料A・Bとも寄贈時点で野々山家には現存していない。ただし史料Aの手振りカラー紙焼写真が寄贈史料に含まれている。

永禄三年の桶狭間の戦いで義元が敗死すると氏真が家督を継ぎ、さらに義元の印判を潤色したと記す。「如律令」は義元由来の印判であるが、義元は丸印を使用したのに対し、氏真は角印を使用したことを指すとみられる。

吉統は永禄三年（一五六〇年）のほか同四年・同五年と氏真より文書を発給されている。

三河・遠江国境の下細谷は、結局松平元康の影響下に置かれた。元康は今川氏の判物の旨に任せて、下細谷の知行を安堵した。

当館に寄贈された文書群は、戦前に東京帝国大学史料編纂所によって「野々山萬往氏所蔵文書」として影写されたものだが、戦後長らく行方が不明であった。系譜に掲載されている四郎右衛門吉統の知行に関する重要なものであることがうかがえる。また、戸田松平氏の家臣として江戸時代には松本藩士となった野々山氏の中世に関わる由緒が原文書によって明らかになることは、中世から近世にかけての武士の動向がわかるとともに、系譜研究においても極めて重要といえよう。

注

- 1 『戦国遺文今川氏編』一六二六。
- 2 『愛知県史』通史編三、一四三頁。
- 3 酒入陽子「今川氏真」（柴裕之・小川雄編『戦国武将列伝六』戎祥光出版、二〇一四年、七〇頁）など。
- 4 『愛知県史』資料編二一一五五。
- 5 『戦国遺文今川氏編』一七五〇。

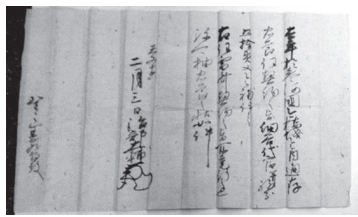


写真 史料A（写真は当館蔵）

- 6 『戦国遺文今川氏編』一八四五。
- 7 『戦国遺文今川氏編』一八四六。
- 8 有光有学「今川氏の印章・印判状」(『戦国期印章・印判の研究』岩田書院、二〇〇六年、一五七頁)。
- 9 大石泰史「氏真の家督相続と印章」(『静岡県史』通史編二中世、一九九七年)。
注8有光論文、一五八頁。
- 10 『愛知県史』織豊一、六六〇。
- 11 黒田基樹『徳川家康と今川氏真』朝日新聞出版、一五九頁以下。
- 12 注3酒入論文、七五頁。
- 13 『愛知県史』織豊一、六六八。
- 14 注12黒田前掲書、一四〇頁。
- 15 当館蔵「信濃国藩政史料」(請求記号02137)。
- 16 「野々山系図」(以下「系図」東京大学史料編纂所蔵)。
- 17 『戦国遺文今川氏編』八二二、野々山千萬往氏旧蔵。野々山敬三氏所持写真をもとに補訂。
- 18 『戦国遺文今川氏編』八一五、野々山千萬往氏旧蔵。

目次

◇口絵・資料紹介	村石正行
松本藩士野々山家文書	
◇研究報告	
竜神としての師子頭	笹本正治 1
——水神の役割を負う師子——	
仙石秀久発給文書の基礎的研究	村石正行 19
明治四一年の長野県庁舎火災と公文書	花岡康隆 43
長野県域出土耳環の集成	水科汐華 83
◇研究ノート	
鎌倉〜室町期における信濃香坂氏の動向について	花岡康隆 105
『長野県史』掲載の「伝入山峠出土」の子持勾玉について	櫻井秀雄 125
——「伝入山峠出土」の子持勾玉は存在しなかった——	
◇資料紹介	
小諸市宮ノ反A遺跡群出土の動物骨	櫻井秀雄 131
千曲市更埴条里遺跡の竪穴住居跡から出土した牛歯について	櫻井秀雄 139
◇研究報告	
壺形土器の胎土分析	水沢教子 158 (1)
職員執筆抄・研究活動	159

竜神としての獅子頭

—水神の役割を負う獅子—

笹本 正治

はじめに

私はことある毎に足もとの歴史を見直すことが大事だと主張してきた。それ故、長野県立歴史館の所在する千曲市についても、史跡や文化財などをできるだけ見歩いていく。武水別神社の大頭祭についてもほぼ毎年見学しているが、令和六年（二〇二四年）一月二日の夕刻、御供撒きも終わったので帰ろうとすると、「今日は夜練りがあります、見ていかないのですか」と声を掛けられた。せっかくだからと見学することにした。



武水別神社の夜練りで用いられる獅子面

夜練りは六時からだということで、

五時四五分頃に拝殿の前を歩いていると、額殿の方から声がかかって、中に入った。「夜練りでもっとも大事なのがこの獅子面だ」と、下顎を前方においた獅子頭を拝見させていただいた。一般的な獅子面が動物のライオンを想起させるような丸顔であるのに対し、この面は鼻が前面に飛び出した、扁平のなんとも異様な獅子面であった。「この獅子は雨乞いに使いますか」と尋ねたところ、「使う」とのことであった。

大頭祭は「武水別神社の頭人行事」

として国の選択無形民俗文化財に指定されており、毎年一月一〇日から一四日の期間齋行される。五穀豊穡を神に感謝する新嘗祭で、記録に残るだけでも約四〇〇年以上の歴史があり、五人の頭人を中心に進行し、頭人の最上位の三番頭を大頭と呼ぶことが、大頭祭の名の由来となっている。

この祭りで姿を現す獅子頭について考えたい。

一 武水別神社の伎楽面

【武水別神社】

最初に武水別神社とはどのような神社なのか確認しておこう。神社のホームページなどによれば、由緒は次の如くである。創建の年代は明らかでないが、社伝によれば孝元天皇（紀元前二四一—一五六年）の御代に武水別大神を鎮斎した。その後、安和年間（九六八—九七〇年）に京都の石清水八幡宮より、誉田別命・息長足比売命・比咩大神が勧請され、相殿に奉斎された。延長五年（九二七年）に藤原忠平等によって奏進された「延喜式」に名神大社として記載され、「三代実録」（延喜元年〔九〇一年〕に編纂された歴史書）に貞観二年（八六〇年）に従五位下、同八年に従二位の神階を受け、同九年に官社に列したとある。戦国時代から江戸時代にかけてはこの地方随一の八幡宮として諸武将の尊崇が篤く、慶安元年（一六四八年）には幕府から朱印地二百石を与えられた。明治時代に入ると郷社に列せられ、明治四一年（一九〇八年）に県社に昇格、現在は神社本庁別表神社に指定されている。

主祭神の武水別大神については、「国の大本である農事を始め、人の日常生活に極めて大事な水のこと総てに亘ってお守り下さる神であります。長野県下最大の穀倉地帯である善光寺平の五穀豊穡と、脇を流れる千曲川の氾濫防止を祈って祀られたものと思われまします」とする。武水別神社は古くから有名な神社で、主祭神は水を司る神だというのである。

地元の『更埴埴科地方誌第二巻(原始古代中世編)』から、武水別神社をまとめると次のようになる。

*延喜式神名帳で明神大社に列せられ、諏訪郡の南方刀美神社・安曇郡の穂高神社・水内郡の建御名方富命彦神別神社・小県郡の生島足島神社等と同格。

*武水別神社は貞観八年(八六六年)六月朔日、無位から一躍して従二位の神階を授けられ、翌九年三月二六日には詔をもって官社に列せられ、破格の待遇を受けた。

*諏訪の建御名方富命神が従一位、建御名方富命前八坂刀自命神が従二位、その外に信濃国内では馬背神が従三位を授けられているが、他はほとんど従五位ばかり。叙位をうけた神々は逐次上階位をうけているのに一躍従二位を授けられた例はなく、武水別神社の神階、官社昇格は驚異的である。

*武水別神社の訓については、九条公爵家本はタケミツワケ、神祇志料ではタケミナワケと読ませており、タケミクマリと読むべきかとの説もある。

*ミクマリを称する神社は地名を冠した水分神社となっている。武水別神社はそれらと趣を異にし、「建」を冠し、「分」の字を用いず、「別」を用いている点には注意すべき。

*貞観九年(八六七年)三月一日には諏訪の建御名方富命神が正二位から従一位に、建御名方富命前八坂刀自命神が従二位から正二位に叙位されていて、同月の二六日武水別神が、前年六月一日無位から、一飛びに従二位を授けられたのに続いて官社に列せられたのは、建御名方富命神との関係においてではないかと考えられてくる。

*平安時代末にこの地は石清水八幡宮の庄園で、その別宮が勧請された。武水別

神社と称するに至ったのは江戸時代中期以降で、中世廃絶した武水別神社の古昔を追慕して、八幡宮を武水別神社とした。^①

武水別神社の祭神は諏訪社と関係があるという。諏訪大社は水と風が信仰の根底にあるが、武水別神社は社名からしても水に関わる。^②

【大頭祭と夜練り】

武水別神社で有名な行事が昭和六一年(一九八六年)に国選択無形民俗文化財に指定された大頭祭である。大頭祭は毎年二月一〇日から五日間にわたって、その年の五穀豊穡を神に感謝する新嘗祭で、七郷(現在の千曲市八幡・更科・五加地区)の氏子の中から選ばれる頭人五名が、五↓四↓二↓一↓三の順序で位が上がる。祭礼の名は三番頭が最高位の「大頭」であることに由来する。期間中、お供え物(御供・神饌物)を神社へ奉進するお練り(献備品奉進祭)を行い、新穀を神に捧げて収穫を感謝する。起源は明らかでないが、歴代の頭人の氏名を記した「御頭帳」の記録には、文禄元年(二五九二年)から頭人の名前が記されている。

大頭祭で賑わうのは「練り祭り(大名行列・練り込み)」で、その期間中、一番頭から順に五番頭までの頭人が、齋ノ森神社から武水別神社まで(約一キロ)大行列をつくって、米や野菜類といった神饌物を神社に歩き運ぶ。大行列には、宝船や武者行列・お囃子など趣向をこらした練り物が加わり、長い行列となる。途中、御供まきといって宝船からミカンや日用品などが撒かれ、人びとが争ってこれを拾う。また一三日には四番頭の練り歩きに加え、大頭である三番頭の「夜練り祭」が行われる。これは大頭だけが行い、氏子の責任を完全に果たし、更に自分の信仰を遂げて神人合一の境地を得る、祭事中最も重要な儀式とされる。この際、神宝を奉持して大鳥居前から行列をたてる。^③

「夜練り」は先達、頭人らが獅子面や伎楽面などの宝物とともに、武水別神社の一の鳥居から拝殿へ向かう行列で、その後、拝殿で頭人以下五役に御幣を戴かせる「拝殿行事」がある。「拝殿行事」はこれまでの研究によって法華講八講(あるいは十講)で、「夜練り」はその行道だと説明されてきている。

「行道」とは仏教行事で、① 仏語。僧尼が行列して経を読みながら仏像や仏殿の周囲をめぐること。また、その儀式。② 僧尼が経を唱えながら歩くこと。読経しながら道を行くこと。③ 仏道を修行すること。④ 人や物が同じところをぐるぐるめぐること。また、そのめぐる道^④である。

福原敏男は夜練りを中央で成立した行事が、武水別神社の行事として定着したととらえ、裏八幡（後戸の神）に納められている法華経八巻と頭人を中核とし、獅子、伎楽面、本餅柳（本地柳とも）などを加えたものであったとする^⑤。なお、夜練りにおいて現在では、獅子、伎楽面は行列の際は担がれたり手に持たれたりし、拝殿では祭場の装飾具となっているが、福原敏男の示す祭礼図（『八幡大頭祭絵巻』、武居音兵衛蔵『大頭祭絵巻』）を参照すると、頭の上に載せるようにして被っている。

【獅子頭】

夜練りに出る獅子頭などは千曲市指定有形文化財に指定されている。平造りで、下顎と面部が分かれている。面部は正面三八cm、奥行き四三・五cmで、高さ一八・〇cm、奥の高さ一五・〇cm、下顎部は正面三八・〇cm、奥行き四二・〇cm、前面の高さ七・五cm、奥高四・五cmある。縦長でなくて奥行きのある扁平なところに特徴がある。

面部の鼻は大きく高く、鼻孔が非常に大きい。目球も大きく、眉毛・頭髪は粗い毛筋を彫出し、眉毛は目元の上で渦巻状になり、頭髪も頭上で左右からの巻き込みによって渦文を構成している。上顎の歯は正面で七個・奥歯左右に各二個、下顎は正面七個・左右各一個で、どれも歯茎を彫り出しとしている。

金剛力士の二面はほとんど同大で、頂きから顎まで三三・五cmある。一つは開口し、他は閉口して、阿・吽を示している外、作風は全く同じで、一木造り、内削りとし、共に朱彩漆塗りとしているが部分的に落剥がある。金剛力士の頂上部に補修の矧付部分がある外は、ほとんど原初の姿を保存している。これら三面とも平安末から鎌倉初期にかかる作と考えられている^⑥。

第一三回全国獅子舞フェスティバルが飯田市において開催された際、飯田市美術博物館において「特別展 獅子舞—ユーラシアから伊那谷へ—」が催され、この獅子頭も展示された。その際の図録によれば、木造彫眼彩色で面奥四三・五cm、高さ三一・一cmで、鎌倉から南北朝時代の一四世紀の作だという。図録の解説には以下のようにある。

この獅子頭は、大頭祭の四日目（十二月十三日）に行われる「夜練り」という行道のなかで登場する。夜練りは、もとは神宮寺で営まれていた法華経を講讀する法華八講であったとされる。現在では伎楽面や獅子頭は担いだり手に持つなどして練り歩くが、江戸時代後半期頃の夜練りの様子を描いた大頭祭大門行列絵巻をみると、かつては獅子頭を頭上に載せるようにして被っていたようである。

耳やたてがみを含む頭部と下顎部分をそれぞれ一材より彫成する。扁平で前後に長い形状は鎌倉—室町期の獅子頭にしばしばみられるが、歯を一本ずつ彫出したり、耳を別材とせず、たてがみを線刻とする点は本獅子頭の特徴といえよう。表面の彩色は後補。顎の裏面に「信州更級郡／八幡宮獅子／□永卯月上旬」と朱書されるが、修理時の追記かと思われる^⑦。

いずれにしろ行道の場合、獅子は主役ではなく登場する面の一つにすぎない。

【伎楽面と行道】

獅子（獅子）は、古代より伎楽の一つであった^⑧。伎楽が寺院法会と結び付き、古代以来、畿内の大寺院においては、獅子を交えた伎楽を含む舞楽法会が行われた。そこでの獅子は、行道の露払いの意味があったと考えられている。

武水別神社における拝殿行事の祭場は神社の拝殿で、上段正面に机案が設置され、夜練りで運ばれてきた獅子頭が二つの伎楽面の間に安置される。また机案の両端には鉾が立て掛けられる。机案の西側には唐櫃と櫛、東側には大麻が、下段正面の机案には御幣、鈴、散米が置かれる。

このような現状に対し、いくつか疑問が生じる。その一つは仏教行事に使われる行道面とされる獅子頭が廃仏毀釈の荒波を超えて、なぜ残ったのかである。

福原敏男は、近世において神事と仏事が分かれて行われ、明治以降は神事の部分が独立して存続したためだと想定している。つまり、近世以降の大頭祭の持続と変容を見てゆく場合には、すべてを神仏習合と見るのではなく、神事と仏事が分かれて行われていたことに注目すべきだといえるのである。⁹⁾

獅子頭の形態は古いからかが問題である。平成六年(一九九四年)に東京国立博物館で開催された「国宝法隆寺展」法隆寺昭和資財帳調査完成記念」の図録によれば、伎楽は伎楽とも書き、仏典にある言葉である。伎楽は奈良時代に最も盛んに行われたが、この時代の正倉院文書には呉楽と呼んでいる。伎楽面の現存するものは御物三一面・正倉院一六四面・東大寺二八面・神童寺等のものを併せて計二二〇四面といわれる。伎楽面は、法隆寺・西大寺・観世音寺・広隆寺・弘輪寺等の古資財帳によると、「治道一 獅子一 獅子子二 呉公一 呉女一 金剛一 迦楼羅一 崑崙一 力士一 波羅門一 大狐父一 太狐兒二 醉胡一 醉胡従八」の以上一〇種、二三面を伎楽一具の基本形式という。法隆寺には保延四年(一一三八年)二月二二日の精霊会のために調達された行道面一具が伝えられている。行道の先頭を切る獅子頭二面(縦二八・一一cm、縦二九・二cm)はいずれも檜材製で、上顎と下顎を上下に開閉できるように工夫し、両耳や舌も動くようになっていた。丸く突出した両眼や肉厚の鼻先の形、口唇のうねりのさまなど、滑稽味のある誇張的な表現が見られ、平安時代獅子頭の特徴をよく示しているといえる。¹⁰⁾

正倉院に残る伎楽面の獅子を見ると、立体的な縦長で、目も鼻も、口も正面を向いていて、獅子がライオンから出発したといわれるのに対応して、いかにも動物的な表現である。東京国立博物館が所蔵する、重要文化財に指定されている鎌倉時代(一三世紀)に作られた行道面の獅子(二十八部衆面のうち)は人の顔の形に似ている。これに対して、残されている行道面の獅子頭の中には、立体的ではないが、鼻が前に突きだして、やや扁平な感じを受けるものがある。これらの獅子面はライオンを神格化した獅子以外を示すのではないだろうか。つまり、獅子

頭に対する意識は、古代に導入された時の神獸意識が時代を超えてそのまま残るのではなく、時代とともに変化した可能性がある。その意味で、夜練りに現れる獅子が何を意味しているかは、武水別神社理解の上でも大事である。

また、「拜殿行事」で上段正面の机案中央に獅子頭が置かれるのはなぜか、なぜ最も大事な場所にこれが置かれねばならないのか。武水別神社の社名を含め、水信仰とこの獅子とは関係をしらないのだろうか。

【武水別神社と雨乞い】

武水別神社は「やわたの八幡さま」とも呼ばれ、主祭神の武水別大神は水を司る神様で、善光寺平の五穀豊穡と千曲川の氾濫防止を祈念して祀られたと伝えられるだけに、この神社には水に関係する信仰が色濃く残っている。

古森沢(川中島)の雨乞いでは、武水別神社で祈禱してもらったあと、帰ってくる雨乞い地蔵を水に浸す。そしてさらに戸隠神社に参拝してお水ももらってきた。参拝する神社としては、村の氏神などのほかには戸隠神社、武水別神社があり、さらに聖山権現、須坂市の米子不動尊などがある。これらは多く、村に来る水の水源近くにまつられている。¹¹⁾ 武水別神社は雨乞いの場だったのである。

長野市大岡内にある樋知大神社(ひじりだいじんじや)の御祭神は武水別命あるいは水波女命とされる。本殿の後方には、長野市指定名勝になっている湧水の「お種池」(田苗池・種苗池)がある。雨乞いに靈験のある神社として崇敬され、お種池中央の石祠の周りを冷水に耐えて歩き雨乞いしたという。

「樋知大神社略縁起」によれば、樋知大神社は諏訪大明神建御名方刀美命第二の御子武水別命で、貞観八年(八六六年)六月朔日従二位に昇叙した。この神は千曲市と東筑摩郡麻績村の境にある聖山を頂点とする農業開拓の守り神で自然と共に農民を慈む。「樋」は水路で「知」は民の暮らしを治め司る大神とする。古は聖山を高栖の山と称し、安曇野・筑摩・川中島平の農民にとって、峯にかかる雲の状態で天候を占い、雨乞いにより雨を降らせていた。神領より別れ下の農業用水は、八峯の源泉湧出は実に四十八口、武水別の神恩に浴する村々七十



光前寺の青獅子（駒ヶ根市教育委員会提供）

平成二五年（二〇一三年）二月二六日に駒ヶ根市の有形文化財文化財に指定された、天台宗別格本山の光前寺が所蔵する青獅子と陵王（龍王）・宇軒王（優填王）はいずれも木造彫眼である。青獅子はヒノキ材を用い、大きさは面奥四四・五cm、幅三九・五cm、高さ二九・〇cmである。神社で行われている一般の獅子練りに用いられるものに比べ、大きいうえに奥行が深い。彩色を施してあり、下地は胡粉地に紺青彩色で、

目に金泥、眉と髭は緑、目尻と唇に朱、齒に白を塗る。眉をつり上げ、目を大きく見開き斜め前方をにらむ。耳は下方に垂れる。眉・頬・下顎の巻き毛は蕨手状に彫出する。内部に「熱田之住森満家法眼同小拾郎満泰公元和六曆庚申霜月吉日住持法印尊應」の墨書があり、江戸時代初期の元和六年（一六二〇年）に制作された¹³⁾。この奥行きと高さは武水別神社の獅子面に似ている。陵王面は面長二一・三cm、幅一七・〇cmである。面裏に「奉施入代壹貫文兵部卿法眼作享祿三年庚刀□月日」の墨書があり、享祿三年（一五三〇年）の製作である。宇軒王面は面長三三・五cm、幅二四・五cmである。銘は無いが、前述した青獅子と作風が一致しており、同時期の作品とされている。天台宗の光前寺は貞観二年（八六〇年）、慈覚大師円仁の弟子、本聖上人によって開かれたとされる。伝承によると本聖上人は円仁に師事し、比叡山延暦寺（滋賀県大津市坂本）で修行を重ねた後、太田切川の上流にある不動滝を修行場に定め、毎日修行していると、不動明王像が滝の中から出現したので、霊地と悟り当地を開墾、一字を設けて一大霊場として整備したという。光前寺はその後、戸隠山（当時の顕光寺、顕光寺は明治時代の神仏分離令と廃仏毀釈運動により廃寺）、善光寺、更級八幡神宮寺（現在の武水別神社、神宮寺は明治時代の神仏分離令と廃仏毀釈運動により廃寺）、佐久津金寺、とともに「信濃五大寺」「天台宗信濃五山」と呼ばれるほど発展し、江戸時代には六〇石を有した。水に関係する不動滝が寺の出発点に関わり、戸隠神社、武水別神社とも並んで呼ばれたことが注目されるが、両神社とともに共通するのは雨乞い信仰である。光前寺は古くから雨乞いに御利益があるされたが、その中心となったのが青獅子だった。早魃に際してこの面を持ち出すと決まって雨が降ると信じられた。明治二一年（一八八八年）には大規模な山火事が発生し五日五晩燃え続けたため、青獅子に降雨祈願を行い、雨により山火事を消し止めたという。駒ヶ岳の中岳標高二九二七m）の山頂付近にある大岩を「雨乞石」と称し、傍らに祠が設けられていた。大正一三年（一九二四年）、大早魃が発生し、村人は水を求めて激しい争いとなった。そこで、青獅子を密かに持ち出して、駒ヶ岳まで登拝し濃ヶ池の霊

五ヶ村に及び、その尊崇敬神は古くからのものであった。御社は始め峯に鎮座したが、お田苗池のほとりへ御座なされ、武（嶽）水別の神と奉る¹²⁾。このように武水別神社は諏訪社とも関係が深く、水の神であり、雨乞いの対象でもあった。特に聖山の雲で天候を占ったり、雨乞いしたりするのは、諏訪大社上社の守屋山の事例とよく似ている。

二 長野県の雨乞いと獅子

長野県内には獅子頭や獅子舞が雨乞いと結びつけられている例が随所にある。以下に確認する。

【光前寺の青獅子】

水をかけ雨乞い祈願をしたところ、突如として雨が降りだし村人は救われ争いも無くなった。村人は青獅子に感謝して雨乞石に「雨乞記念石大正十三年八月 昇天之際 赤穂倉田利市 於此石上祈願 成就」、雨宿りした石室に「青獅子岩」と刻んだという。

秘宝の青獅子は御開帳の最後に外に出して客殿から本殿まで練ると、必ず降雨が踏み固めた境内を清める働きをするという。また、雨乞いの修法として獅子舞を奉納した際にも陵王と宇天王を着けて舞ったといわれる。現在も獅子頭を箱から取り出す際にはコップ一杯の水を供えることが慣例となっている。

六〇年に一度の御開帳では、越天楽や五常楽、加陵頰、蝴蝶楽など格式の高い芸能をやっており、その最後に青獅子が登場して、人々が踏み固めた境内に雨を降らせて清めたといわれる。昭和三十一年（一九五六年）と四十四年（一九六九年）の写真を見ると、今は絶えてしまった舞楽の舞が写っている。¹⁴

【瑠璃寺の青獅子】

光前寺の青獅子と密接な関係にあるのが、下伊那郡高森町の江戸時代につくられた大島山瑠璃寺の青獅子である。瑠璃寺は天永三年（一一二二年）にできたといわれており、本尊薬師如来三尊像は重要文化財に指定されている。寺は天台宗で、江戸時代の寺領は二五石だったが、源頼朝がこの寺を祈願所に定めたともいわれる。

獅子舞は寺の開山とともに始まったという。今日の獅子には宇天王や猿、男鬼・女鬼がつく。宇天王は舞楽の所作を伝え、手綱を持って獅子を曳く。そのモチーフは、鎌倉時代の彫刻や絵画に見え、五台山文殊信仰の仏教説話を獅子舞として表している。『万覚書』によれば、寺院ができたときから三月四日に獅子児の儀礼を始めたが、戦乱の世に古い伝統的な獅子舞が途絶えた。瑠璃寺の『年曆私記』に、宇天王の面を享保一〇年（一七二五年）に飯田工匠楠木源右兵衛が作ったとある。そして、享保一二年に陵王の面をこしらえという。¹⁵

瑠璃寺には火災で焼けた青獅子があった。この獅子は雨を呼ぶと信じられ、日

照りが続くため雨乞いのため不動滝まで持って行ったといわれていた。その後、享保一七年（一七三二年）に朱漆塗りの獅子頭が作られ、最近まで使われていた。光前寺と瑠璃寺の朱漆塗りの獅子頭を比較すると、瑠璃寺のものはデフォルメされているが、三本の渦巻きの髭と顎鬚の形、鼻や眉毛の形が光前寺のとまったく同じで、瑠璃寺の獅子頭は光前寺のそれを真似て作ったに違いない。宇天王面も陵王面も両寺の面はそっくりである。

光前寺での青獅子には、宇天王のセットになって行道していく「獅子児の舞」と、陵王とセットになる「獅子陵王の舞」があった。光前寺の境内図をみると、客殿から出て右に折れて参道を進むと門を潜ったところに池があり、弁財天が祀られている。その横には舞堂（現在の奏楽堂）がある。客殿を出て参道を歩いて行く間が「獅子児の舞」で、この池の端で舞ったのが「獅子陵王の舞」だったと櫻井は推測する。大正九年（一九二〇年）の写真では、池の中に設けた舞台上で蝴蝶楽を舞っており、池の端の奏楽堂では囃子を奏でたのだろう。ここに陵王が出て青獅子を操り、雨を呼ぶ雨乞いの舞を舞ったと考える。瑠璃寺では、青獅子は不動滝から出現したという言い伝えがある。そして参道を歩くときは「獅子児の舞」、薬師堂前の池の端で「陵王の舞」を舞ったのだろう。¹⁶

現在の獅子頭は全体に扁平で、目に穿たれた大きな眼孔、平に裁ち落とされた鼻や盛り上がり、渦を巻く眉に特徴がある。紺青塗のため青獅子と呼ばれ、雨乞いに祭って不動滝に担ぎ出したと言われる。昭和五九年（一九八四年）の庫裡火災で喪われた。¹⁷

瑠璃寺の青獅子については、以下のような伝説がある。京から仏師がやって来て、仏様を彫らせてくれと頼んだが、住職は信用せずに獅子舞の獅子を依頼した。仏師は滝に打たれて製作し、やがて獅子はできたが出来なかったので滝壺に投げ込んだ。すると獅子は真っ青になって浮き上がり、うなりをあげた。鍋が割れ、雷鳴がとどろいて豪雨になった。後、ここを鍋割といい、青獅子は雨乞い獅子とされた。

瑠璃寺の奥の院にあたる不動滝は、瑠璃寺開創の師観誓僧都が大滝に感激し、

不動明王の石造を祀り不動滝と名づけた。日照の時、瑠璃時の青獅子を村人が不動滝に担ぎ上げ雨乞いをすると思議と雨が降ると伝えられている¹⁸⁾。

ここでも滝と雨乞いが結びつけられている。

【鳩ヶ嶺八幡宮の獅子頭】

飯田市松尾の鳩ヶ嶺八幡宮が伝えてきた獅子頭は飯田市美術博物館寄託され、飯田市指定有形文化財に指定されている。木造彫眼で面奥四二・六cm、高さ二五・〇cmの大きさで、南北朝から室町時代初期に製作されたと考えられている。大きく盛り上がった鼻に、まくれ上がった上唇を持つ。目は眼球の瞳の部分が突き出し、目尻が鋭く流れ、眉は直線的で、眉間には立体感のある皺を持つ。頭頂は平坦で、高さ比べて顎が長く、古獅子の特徴を備えている。鼻先までの長さが長く、扁平である。全体に黒色をなし、目・鼻・頬・歯などに金箔が遺り、唇に朱彩色がある。唇だけが赤くて黒いが、これも青獅子と考えてよい。この獅子頭は、通称「青獅子」と呼ばれ、旱魃になると、天竜川へ担ぎ出して川の水で洗うといわれる¹⁹⁾。

ここでも扁平な獅子面が雨乞いに使われている。

【ギョウド獅子舞】

下伊那郡下條村の大山田神社の一〇月一〇日の秋祭りに奉納されるギョウド獅子舞は、獅子を先頭に神社の境内を淨めて回る神事で、平成元年（一九八九年）二月一四日に村の無形民俗文化財に指定された。

拜殿での獅子舞は、奇妙な面をつけた神主「ヘエオイ」と獅子の掛け合いで、別名「蛇踊り」といわれる。祭典後、御幸祭（備射祭行列）があり、古くは社壇の外を三周したが、現在は行列を組んで神社の右手奥の鳥居を出て、外道を回り、正面の鳥居から社叢の中の参道（中道）を進む。ヘエオイ面が、伏せる獅子の背中に突き出た六本の角を三回ずつ三回切り、最後に獅子乗りを演ずる。これは八岐大蛇を素戔鳴尊が退治する場面をあらわす。古文書に「大蛇切面舞」とあり、

獅子は「大蛇頭」、ヘエオイは「大蛇切面」とされる。なお、獅子には御幸祭では四人、拜殿では三人が入る²⁰⁾。

この時に用いられる獅子頭（大蛇面）木造彫眼、面奥四二・三cm、高さ三五・二cmあり、桃山から江戸時代の作とされる。彫りが粗く、眉と眼球に墨を塗る以外は彩色もなく、未完成品かと疑わせる作例だが、前方に伸びた顎と大きくまくれ上がった唇に古態を留める。大山田神社の宝物記録に「一、大蛇頭 王代ノ頃本那殿岡公文所ヨリ奉納セシモノ但作者不詳」、頭を納める木箱に「公文所より人気直しの蛇頭を当社に納め給ひ神楽御免田歌祭りと云」と記される。殿岡公文所は飯田市伊賀良下殿岡にある。この頭は現在使用されていない²¹⁾。

寛政十一年（一七九九年）に描かれた「大山田神社儀式」は、現在の獅子となる以前の「大蛇頭」（八岐大蛇）の祭礼を描くが、ヘエオイや夫婦面は描かれず、先頭を持つ榊の枝に鼻高面が掛けられている。大蛇頭の胴部はまさしく蛇体である。古文書には「後世氏子ノ思付ニテ獅子トナル」とあり、大蛇では人が集まらないので獅子にしたと伝えられている²²⁾。

櫻井弘人は古い獅子は青、鎌倉時代の彫刻や絵画をみても青で、この青い獅子は一方で龍として考えられる。大山田神社の獅子はもとと龍だったといわれている、この姿を描いた絵も残っているとす²³⁾。獅子頭の中には青獅子のように、龍を示すものもあるのである。

【下伊那の獅子】

青獅子に象徴されるような、高さに比べて顎が長く、鼻が平に切り落とされたような形で、頭頂が平坦の獅子頭は、直接雨乞いに関係なくとも下伊那の芸能にはたくさんに現れる。

有名な新野の雪祭りでは、「しずめ」にしずめ役と獅子が登場し、八幡様の駒と同じように薦の上に伏せた獅子に呪文をかけ背中にもたがる。諸々の神様を鎮め、また獣害を収める意味があるという。この獅子は顔全体が扁平、四角である。下條村の大山田神社で行われるギョウド獅子舞と同じく龍を鎮める意図も感じら

れる。

浜松市天竜区水窪町で行われている西浦田楽は新野の雪祭りとの関係が指摘されているが、この獅子は新野の獅子とそっくりで、頭を取えて言うなら鰐のような形である。

飯田市上村下栗の霜月祭りには龍頭(たつがしら)・ちんちゃこが出る。龍頭は西浦田楽の獅子頭にそっくりである。龍頭は紺地の股引をはき、上半身に幌をかぶり、頭を頭上に持ちあげて舞い、真っ赤な衣装のちんちゃこが湯木の幣串を両手に持ち、囃子に合わせて龍頭の頭を叩いては後退する。火床の周りを一周して正面まで来ると、ちんちゃこは龍頭を残して引き上げる。人々に悪さをする龍を、ちんちゃこが起こして知恵を働かせてねじ伏せ、神の使いにする、といわれている。他所では獅子頭とされる形が龍頭となっている点が興味深い。櫻井弘人はちんちゃこが龍頭を叩くのは、龍を怒らせて雨を降らせるといふ雨乞いだとする。²³⁾このような偏平で角形の獅子は龍なのだという意識があったが故に、雨乞いとながるのであろう。

天龍村坂部の冬祭りの獅子頭は扁平ではないものの、鼻先が垂直に断ち切られたように頂部が平である。

【天狗と獅子の神事】

上伊那郡辰野町北大出の神明神社のお舟祭りは天狗祭り、悪魔払い、または雨乞いの神事とも呼ばれ、毎年一〇月第三日曜の正午頃から行われる。

神明神社の鎮座する神明山の麓の大鳥居の脇において、葉の茂った青竹で櫓の舟形を作り、笠鉾を先頭に太鼓の音と勇ましい掛け声でお舟道をついで登る。お舟から天狗が飛び出し、見物の群衆の中におどりかかり、広い境内を縦横無尽に暴れまわる。天狗がお舟に戻ると、次は獅子が出て、境内の群衆の中に入り咬みついて歩く。この時、獅子に咬みついてもらうと無病息災で幸福になるといわれている。²⁴⁾ここでも雨乞いと獅子とがつながっている。

【神明神社のお舟祭り】

辰野町の上横川神社の獅子舞の伝承は以下の如くである。宝暦五年(一七五五年)、六年と連続凶作で、五月の植え付け時に毎日の晴天が続き、山の雪も少なくて正月ごろから奥山の峰は地肌が見えていた。横川川の水は涸れ、畑の作物もよれあがつて枯れ、各沢から呑み水さえ流れなくなり、加えて疫病が大流行し、毎日数人の死者が上横川地区から出た。村人は病気がうつるといつて外出もできず、ただ天を仰いで雨を待たばかりだった。この時、瑞光寺の住職の発案で村人が集まり話し合った末、何かの祟りに違いない、これを鎮めるには伊勢へ行つて悪魔払いの獅子を頼んでくるのがよからうと衆議一決して、二人の若者を使いに出した。二人は伊勢へ到着、神楽師の総家の門を叩き、村人を救うため獅子神楽の派遣を頼んだ。事情を聞いた総家は大神楽師二人を派遣した。二人の若者は二人の神楽師を案内して門前に帰った。

瑞光寺を宿として三日三夜祈祷、持ってきた獅子頭をつけて本堂で勇壮に悪魔払いの舞を行い、その後村の各家々の悪魔払いを七日間おこなった。七日目の夜半から雷鳴がして大粒の雨が奥山から降りだし、旱天続きで枯死寸前だった畑作物も息を吹き返し、各沢の水も横川川もごうごうと音をたてて流れ、疫病で死ぬ人もこの雨以後めっきり減り、一ヶ月ほどの間に山の木も畑の作物も田の稲も青々としてもとの平和な村に戻った。この様子をみた二人の神楽師も安心して自分達の仕事は終わった。獅子頭を置いて帰るから以後毎年悪魔払いを行うようにと手ほどきをして数日後に伊勢へ帰った。以来今日まで毎年氏神様の例祭にはこの行事を続けてきた。伊勢から持ってきた獅子頭は損傷がひどいので新しく作り、現在はその頭で舞っている(竹渕甲子男・第八〇号・昭和五八年一月二八日)²⁵⁾。ここでも獅子舞が雨乞いとつながっている。

【塩野神社の木造獅子頭】

上田市塩田平の前山にある塩野神社の二面の獅子頭は、昭和五五年(一九八〇

年)四月八日に上田市有形文化財に指定された。獅子頭はかつて霊調伏のために神前に奉納された獅子舞の頭と考えられる。用材は、第一面は桐材、第二面は松材である。第一面は面高三三・五cm、面奥四四・五cm、面幅三八・五cmである。第二面は面高三三・〇cm、面奥四六・五cm、面幅三一・一cmで、全体が偏平で、奥行きが深く細長い頭である。第一面は円頂で、第二面は角形で低く平らで、両面とも白土の下地に彩色をほどこした痕跡が確認されるが、剥落が進み現状は素地となっている。両面とも伎楽面の系統をひく頭と思われ、第一面は損傷が進んでいる、太い眉、大きな眼球など、全体の素朴なつくりの中に力強さを感じる。制作年代は、両面の表現様式からみて、第一面は室町時代前半、第二面は室町時代後半と推定される。同社には雨乞いに使用したという伝承はないが、彩色の状態からはそのように使用されたこともあったのかもしれない。⁽²⁷⁾

岳の幟の三頭獅子

上田市別所温泉で行われる国の選択無形民俗文化財に指定されている岳の幟は、毎年七月一五日に近い日曜日に開催される雨乞いの祭りである。上田市は降水量が少ないため、塩田平を中心のため池で農業用水を確保している。約五百年前の室町時代(伝承では永正元年(二五〇四年)、大旱魃に見舞われた際、別所温泉と青木村の境にある夫神岳に九頭竜権現をまつり、雨を降らしてくれたら毎年あらん限りの布を献上すると祈ったところ、雨が降った。それからは毎年、布を竹ざおに付けて夫神岳に登り、お参りして下ってくるようになったという。ささら踊りと三頭獅子の舞が披露される。三頭獅子は獅子頭をかぶった三人が舞を踊るが、一頭の雌獅子をめぐって二頭の雄獅子が争う様を舞にしたという。また、塩田地区ではもともと祇園祭に出されてきた龍型の三頭獅子と、子供が踊るささら踊りとがセットになっている所が多くあった。⁽²⁸⁾

中野市小内八幡神社の青獅子

中野市の小内八幡神社で九月一四日の夜、秋祭りの宵宮に獅子舞がある。獅子

頭は板を二枚合わせた形で色が青いことから青獅子と呼ばれる。⁽²⁹⁾全体としては偏平で立体的ではない。

以上述べてきたように、天竜川沿いを中心に青獅子と呼ばれる龍をかたどった獅子頭が存在する。その多くは頭が平たく、口が前に偏平に飛び出している。また、獅子が龍頭とされることもある。県内には雨乞いに関わる獅子舞があるが、その多くが動物のライオン型でなく、偏平な形の獅子頭である。こうした特徴からすると、武水別神社の獅子頭も龍を意識して作られたといえよう。

三 全国各地の雨乞いと師子

獅子が龍をあらわしたり、雨乞いのために獅子が舞われるのは長野県に限らない。全国から代表的な事例を挙げてみたい。

宮手鹿踊

岩手県紫波郡紫波町内の鹿踊は、源義家が安倍貞任攻略のため、陣ヶ岡に立ち寄った際に一頭の大鹿が現れ、義家軍を道案内した。戦いは勝利し、戦いの祝い宴で将兵達が、鹿の様子を真似て踊ったのが始まりと伝えられている。

「竜頭由来記」によると、平安時代末期に源頼朝に従軍して奥州に下向した南部光行が知行地に赴任する際に甲州の竜頭獅子を同行させて来た。寛永二年(一六三四年)に盛岡城が完成した折に、祝賀の舞をしたとあり、その後藩内に帰農する下級武士たちが伝播させたという。

獅子の構成は七頭立てで、大ジシ、狂ジシ、女ジシ、牡丹に唐ジシ、稲荷ジシ、孔雀ジシ、押ジシで、頭の角の間にそれぞれのタテモノがついている。四角い顔に髭がついているので竜頭としている。⁽³⁰⁾

鹿踊りなので被っているのは縦長の鹿頭であるが、これを竜頭と称していることが注目される。

千本木龍頭神舞

群馬県伊勢崎市の北千木町・南千木町に伝わる獅子舞の一種で、千本木神社での奉納を主な活動とする。三人一組で各々が独立した一つの頭を被り舞を行う。一般に「風流三頭獅子舞」と呼ばれ、江戸中期から厄払いや雨乞いに上演されたといわれている。頭は「龍」を模したもので、獅子とは異なる。このような形式は室町から江戸初期に利根・荒川水系に多く発生分布したが、現存するものは他になく県指定重要無形民俗文化財に指定されている。

頭は「鳳凰元(ホウガン)」「雌獅子」「雄獅子」の三体からなる。鳳凰元は先頭に立ち、二本のねじり角の根元に左右異なった神面の彫刻がある。顔は長く突き出し、細面で、まさに龍の顔をしている。雌獅子は三頭の真ん中に位置し、鹿の角に似た一本の角をもつ。雄獅子は三頭の最後に立ち、二本の角の根元に左右異なった神面の彫刻がある。それぞれの頭は「鳥総(トブサ)」と呼ばれる、和紙を紫・緑・赤・黄色に染め幣束型に切った髪を着けている³¹⁾。

松谷神社のささら師子舞

群馬県吾妻郡東吾妻町松谷の松谷神社で行われる獅子舞は、寛政二年(一七八九年)の古文書にも出てくる。演者は全て少年で、師子は一人立ちで三頭(先・中・後師子)いて、年長の三人が師子頭を着け、三人の幼児が花笠をかぶり、箆を持ってその間に一人ずつ入り、輪になって舞う。師子頭は龍頭型のキャップ式で、勢多郡花輪村(今のみどり市)の名工・星野万之助(天明〜寛政ごろの人)の制作である³²⁾。

今鉢の獅子舞

埼玉県加須市今鉢の慈真院で行われる獅子舞は、昭和三四年(一九五九年)六月一六日に市の無形民俗文化財に指定された。元禄年間(一六八八〜一七〇四年)に慈真院の住職が雨乞いのために行ったのが始まりといわれ、雨乞い獅子とも呼ばれる。一人立ちであるが、獅子頭は偏平で龍頭に近い³³⁾。

古宮神社の獅子頭

埼玉県熊谷市で平成七年一月三日に文化財指定された。かつて使用されていた隠居獅子で、法眼・雌獅子・雄獅子の三体からなる。法眼には寛永五年(一六二八年)、雌獅子には宝永五年(一七〇八年)の銘がある。法眼については、埼玉県内において、墨書のある最も古い獅子頭とされている。龍頭形式で、頭に被る竹籠の取付け位置が後方に下がり、古式の形態をよく残している。神社の裏手を流れる古宮川に獅子頭をもって雨乞いに行ったとも伝えられている。

法量は法眼が全長二八・五cm、顎の幅一六・〇cm。雌獅子は全長二七・五cm、顎の幅一六・五cm。雄獅子は全長二七・五cm、顎の幅一六・〇cmある。獅子舞の由緒は、文永年中(一四四四年頃)に茂木大膳が石清水八幡宮の奉納獅子を見て共感し、指導を仰いで氏子に伝えたとされる。造形が延命寺の龍頭獅子と似ている³⁴⁾。

長野ささら獅子舞の頭

埼玉県行田市の久伊豆神社例大祭で舞われる長野ささら獅子舞の頭は、県内で継承されている中で古い時代のもので、竜の形式をした竜頭獅子と地元では呼ばれる。また、竜頭獅子の中でも特殊な重箱獅子に属している³⁵⁾。

南部領辻の獅子舞「竜頭の舞」

埼玉県さいたま市緑区南部領辻の鷲神社では、毎年五月と一〇月に「竜頭の舞」という獅子舞が奉納される。鷲神社は江戸時代中期に開発された「見沼たんぼ」の近くにある。見沼には竜神伝説が多く残されている。この獅子頭は竜で、あるときは優雅にあるときは地を這い、竜が天に昇るように激しく勇壮に舞うことから、別名「竜頭の舞」といわれる。言い伝えでは、九〇〇年ほど前に武将源義光が兄の源義家を助けるために奥州に下向した際、軍兵の士気を鼓舞する舞いを鷲神社に奉納したのが始まりとされる。

獅子舞の一行は、天狗や笛方、三頭の獅子(太夫獅子、女獅子、中獅子)など一

○人で構成され、神社の庭に四隅に竹を立て二間四方の注連縄を張った中で約一時間半も舞を舞う。三頭の獅子は、東天紅という鶏の羽根でできた長い頭髪を後ろに垂らし、お腹には桶型の大きな太鼓をつけて舞う。³⁶⁾

北風原の羯鼓舞

千葉県鴨川市北風原（愛宕神社または春日神社）に伝わる羯鼓舞は、昭和二九年（一九五四年）三月三十一日に県指定無形民俗文化財指定された。雨乞いの獅子舞として伝わり、いわゆる風流獅子舞にあたり、祭りを「普利雨祭り」などと呼んでいる。言い伝えによれば、この羯鼓舞は天文年間（一五三二～一五五五年）に里見氏の命によって、雨乞いと豊作祈願のためにはじめられた。古くは長狭郡二七か村の村民が七月七日の大山の高蔵神社の祭礼時にこぞって奉納したともいわれている。愛宕神社は両地区近くにある請雨山という山頂にあり、水源地にあたる。獅子舞は、雄獅子・雌獅子・中獅子を中心とする三匹獅子で、それぞれ一人立ちで腹には羯鼓（太鼓）をかかえる。³⁷⁾

富津・古船浅間神社の羯鼓舞

千葉県富津市の古船浅間神社に五穀豊穣に雨乞いも兼ねた獅子が跳ねる羯鼓舞がある。文政一〇年（一八二七年）に始まった祭りで、雌獅子役一人と雄獅子役の二人が様々な舞いを演じる。大正一三年（一九二四年）の干ばつの際に羯鼓舞を奉納したところ、翌日に大雨になった。³⁸⁾

聖宝寺の獅子頭

千葉県千葉市緑区椎名崎町の聖宝寺で、令和四年（二〇二二年）に明治時代に雨乞いで使われた獅子頭だろうという苔で覆われた獅子頭が見つかった。椎名崎町では明治二七年（一八九四年）に雨乞いのお祭りが行われた記録が残されている。獅子頭は雌雄一对で、雄には角と耳があり、雌には耳のみが取り付けられており、双方とも取り外しが可能な作りで、雨乞いのために水の象徴としての龍を

模したような風貌である。目は蛇目のデザインで、北陸地方などの蛇信仰との共通性も垣間見られる。頭の木材は杉板で、松の苔が貼り付けられており、鼻髭には「ウゴ」と呼ばれる海藻（オゴノリ）が使われている。雄獅子には角と角の間に宝珠があり、梵字で何か書かれた跡があったと言われる。獅子頭の裏側にはカゴが取り付けられており、和紙が貼られている。

元々、この雨乞いに使われた獅子頭は「箱を開けて虫干しをするだけでも雨が降る」と言われており、それを身につけて舞うことはさらにその効果を増すものであった。³⁹⁾

墨の獅子舞

千葉県印旛郡酒々井町の墨の獅子舞は昭和四二年に県の無形民俗文化財に指定された。享保一九年（一七三四年）、墨村の鎮守である六所神社の社殿を新築した際の遷宮式で奉納するため、出羽の国羽黒山から伝導師を招いて伝授されたのが始まりと伝えられる。獅子舞は五穀豊穣と雨乞いを祈願し、六所神社と区長宅で演舞される。獅子三、猿一、笛、大太鼓、小太鼓という構成で、古い伝統をよく伝承している。⁴⁰⁾

安房の雨乞い羯鼓舞

安房地方の獅子舞は獅子神楽と羯鼓舞（獅子舞）がある。獅子神楽は悪魔を祓う役割を持つとされ、各地で神事のはじめに演じられてきた。羯鼓舞は風流系の獅子舞である。風流の太鼓踊りは、腹につけた太鼓をたたきながら踊る踊りで、太鼓踊り、羯鼓踊り（かんこ踊り）、雨乞踊り、風流などと呼ばれ、三河以西の西日本を中心とした地域で広く行われている。太鼓踊りは田植踊りから発生したとされ、多くが今も雨乞いに踊られている。なお、多くの安房地方の獅子頭には角がない。⁴¹⁾

龍虎の獅子頭

東京都中央区佃一丁目の佃まちかど展示館に展示されている江戸時代の獅子頭は、住吉神社大祭式の翌日(八月四日)に獅子頭宮出しの神事が行われる。佃住吉講(佃一丁目の祭祀組織)では、町内の町組ごとに有する雌雄一対の獅子頭の宮出しが行われる。例大祭では、必要不可欠な神事として佃住吉講の若衆たちによって魔除け・露払いとして唐獅子の頭が宮出しされるが、江戸時代の文献には祭礼時に唐獅子ではなく、龍頭と虎頭形状の獅子頭が用いられていたとの記述がある。

幕末に神田雉子町に居住した名主の齋藤月岑が著した『東都歳時記』(天保九年(一八三八年)に刊行された江戸とその近郊の年中行事記)には、六月二八日(旧暦)のくだりに「佃島住吉明神祭礼今明日修行 神主平岡氏 小の月は名越祓と同日也 龍虎の頭を渡す」と記されている。龍虎の頭とは、江戸時代から大正期まで住吉神社大祭の獅子頭宮出しや御練りで用いられていた「龍虎の獅子頭」である。現在は、大祭期間中、隅田川畔に設置した「龍虎の庭」と呼ばれる御仮屋に安置されている。

龍虎の獅子頭は、江戸時代の作と推定され、頭頂部に赤熊の毛(赤く染めたヤクの白い尾の毛)が植え込まれた木造漆塗りである。頭に角があるものが龍頭の獅子頭で、やや扁平で奥行がある。表面は黒漆塗り、唇・口内・耳の内側等は朱漆塗り、眉毛・口髭・顎鬚等の部分には金泥が施されており、龍の特徴がよく表現されている。なお、髭自体は失われているが、鼻脇にはかつて髭が植え込まれていたと思われる植毛痕(穴)が数か所残されている。耳を大きく立てたものが虎頭の獅子頭で、表面は褐色漆塗り、唇・口内・耳の内側等は朱漆塗りとなっており、丸く盛り上がった鼻先と小さな鼻穴が特徴である。

佃地区には、かつて佃島で起こった落雷による火災を龍頭が水を噴き、虎頭が砂を吐いて消火したという言い伝えがあり、関東大震災でもこの故事に倣い、火伏の獅子頭を猛火に向けて置き、火災から島を守ったともいう^②。

長崎神社の獅子舞

東京都豊島区にある長崎神社の創建年代は不詳で、長崎村の鎮守として信仰され、江戸時代中期には十羅刹女社と称された。神仏分離令により十羅刹女神に代わり須佐之男命を祭祀し、氷川神社から長崎神社と改称した。長崎獅子舞は一人立ち三匹獅子舞で、獅子頭は竜の顔をしており、大夫獅子は金の角をもち頭も大きく、舞の中心になり他の獅子を従える。江戸時代元禄期に伊佐角兵衛が獅子頭を彫刻し、神社に奉納したのが始まりで、悪疫(流行病)や五穀豊穣、雨乞い、厄よけ、天下泰平を祈願する^③。

小宮神社獅子舞

東京都あきる野市にある小宮神社は伊邪那岐命を祭神とし、秋の祭礼に獅子舞を奉納する。五穀豊穣、厄払いを祈願する獅子舞は、三〇〇有余年の伝統があるとされるが、古文書類は伝わっていない。いくつか獅子に使う道具の中に、年号の墨跡がある。昭和五二年(一九七七年)頃、獅子の太鼓の紐を修理した時、胴内に「元文三年(一七三八年) 戌年文月吉日」また、文政八年(一八二五年)修理、安永二年(一七七三年)張替の記載があり、獅子を納める桐箱には、「天保六年(一八三五年) 未八月」、古い大太鼓の胴内には、「弘化三年(一八四六年)」とある。獅子などの道具類を納める蔵は明治維新の頃までは、小宮神社の別当であった大行寺にあったとされるが、神仏分離のために神社に移された。

小宮神社には、もう一つ函獅子と呼ばれる雨乞い獅子に使ったのではないかと言われる古い獅子頭がある。傷みがひどく原形をとどめるのは僅かであるが、頭部に鳥の羽根を刺したと思われる孔、額には宝珠飾りを刺したと見える孔がある。小宮神社では、この獅子頭を使い雨乞いの神事をした。雨乞いの方法は、平井川上流の(旧)日の出村の樽久保の白岩という滝壺から、年番が水を貰ってきた。雨乞いの場所は、代田橋や御堂会館付近だった。神主が祝詞を唱えながら水を撒き散らし、そこに獅子が舞うと必ずや雨が降ってきた。この雨乞いは、霊験あらたかで評判だったと伝わる。

最後の雨乞いの神事は、昭和二五年（一九五〇年）一〇月に代田橋のたもとで行い、この時も雨になって全員びしょ濡れになったという⁽⁴⁴⁾。

風祭獅子舞

東京都西多摩郡日の出町の玉の内の風祭獅子舞は、「玉の内の獅子舞」として平成二年（一九九〇年）に町の無形民俗文化財に指定され、毎年八月に氏神の三島神社へ奉納する。この獅子舞は雨乞獅子とも呼ばれ、かつては雨乞いなどにも奉納されていた。雨乞いの効能なのか、八月のお祭りは雨に降られることが多いといわれる。

古老の説くところによると、天正の世（一五七三～九二年）に甲斐の武田氏の落人がこの地に土着し農を業となしつつ、この地を拓いたという。三組残る獅子頭の内二組に銘が見え、一組は文化七年（一八一〇年）とある。また、装束入箱の蓋裏書に弘化三年（一八四六年）、文久二年（一八六二年）の年号がある。

獅子舞は一人で一頭の獅子を演じる。演者は頭に獅子頭を被り、おなかに太鼓を括り付け、女獅子の「雌獅子」、棒角の男獅子の「オオダイ」、捻れ角の男獅子「キリ」と呼ぶ三頭の獅子で演じる⁽⁴⁵⁾。

四谷龍頭の舞

東京都八王子市諏訪町に鎮座する諏訪神社の祭神は建御名方命・八坂刀売命で、大治元年（一一二六年）に信濃国一之宮諏訪大社を勧請したという。元龜年間（一五七〇～七三年）に八王子城主の北条氏照により社殿が再建されたが、天正一八年（一五九〇年）の攻防で社殿等が破壊され、元和九年（一六三三年）に再建された。

八王子市四谷町に伝わる、市指定無形民俗文化財の「四谷龍頭の舞」は五穀豊穣、家内安全、雨乞いを祈願する舞で、現在は毎年八月二六日に行われる諏訪神社の例大祭（まんじゅう祭り）へ奉納している。その濫觴は明らかではないが、言い伝えによれば、約四五〇年前、今は廃寺となっている北原山宝積院を訪れた

旅の六部が伝えたという。現在、祭りで使われている「龍頭」には、正徳二年（一七二二年）の墨書きがあり、今も使われている頭としては都内最古される。また、練習用に使用している頭にも天保一二年（一八四一年）の墨書きが残る。関連資料としては、天明二年（一七八二年）の「萬掛覚帳」、文政二年（一八一九年）の「鎮守祭礼諸掛控帳」などが残る。

三人の獅子（雄獅子を大獅子・中獅子、雌獅子をめ獅子と呼ぶ）のうち、大獅子頭は龍頭形、面は濃緑色で鼻に白の龍髭（絹糸）を付け頭に鳥の羽、角は黒・赤（角波）・緑・茶・金の二本角で、水引は青紫色・槍撥に胴太鼓を付ける。中獅子頭も龍頭形、面は黒色で鼻回りに茶色の龍髭を付け頭に鳥の羽、角は丸で黒・赤（丸）・緑・茶・金の二本角、水引は白である。女獅子頭も龍頭形、面は朱色で鼻に茶色の龍髭（絹糸）を付け頭に鳥の羽、額に宝珠を戴き、金色の捻れ角で一本角、水引は赤である⁽⁴⁶⁾。

諏訪の神は龍体とされるが、龍頭はこれと関係があるのかもしれない。

南河原雨乞獅子頭

神奈川県川崎市幸区都町の延命寺にある南河原雨乞獅子頭三頭は、獅子頭（A）が高さ一六・五cm、幅が二二cm、奥が二二cm。獅子頭（B）が高さ一六cm、幅が二二・五cm、奥が二二・五cm。獅子頭（C）が高さ一三cm、幅が一六・七cm、奥が二一cmある。雨乞獅子付属用具一具、「武州橋樹郡南河原村延命山宝蔵院什物請雨経曼陀羅并雨乞獅子由来」二冊、請雨経曼陀羅一軸とともに、昭和五八年（一九八三年）二月二日に市重要郷土資料に指定された。

風流系一人立獅子舞に使用した三匹獅子頭で、龍頭である点に特色がある。川崎市には、現在、初山・菅・小向に一人立の三匹獅子舞が行なわれている。全国的に見て一人立獅子舞に龍頭を使用するのは少なく、獅子頭・鹿頭が圧倒的に多い。黒川の古い獅子頭は龍頭というが、相貌は延命寺のものとは違っている。延命寺の獅子頭が龍頭であるのは雨乞いと関係があるためだろう。一人立獅子舞の発生は戦国時代から近世初頭の頃と考えられているが、その頃からすでに一人立獅

子舞には龍頭が使用されている。延命寺の雨乞い獅子は絶えてかなり時間が経って復活もできない。獅子舞の由来はさだかでない。延命寺所蔵の「雨乞獅子由来」に、延命寺で雨乞いがあったのは江戸初期とされるが、その時、獅子舞があったかどうかは明らかでない。この由来記には難陀龍王・跋難陀龍王・善女龍王を往古より獅子と誤ってきたとある。難陀龍王が雄獅子、跋難陀龍王が中獅子、善女龍王が女獅子にあたるようである。

他の地方に伝えられている一人立獅子舞と比べるとやや小振りであるが、頭部がやや彫り込まれ、植毛跡及び頭部にそえてつけられてある竹籠などに特色がある。埼玉県熊谷市古宮神社の龍頭三匹獅子には竹籠がついており、川崎市黒川の古い獅子頭の一頭にも竹籠がついている。熊谷市古宮神社の龍頭獅子は宝永五年(一七〇八年)の墨書銘があり、造形が延命寺の龍頭獅子と似ている。製作年は明らかでないが、『雨乞獅子由来』『新編武蔵風土記稿』の記載、龍頭の形式・彩色などから江戸時代中期頃と考えられる⁴⁷⁾。

黒川の獅子頭

神奈川県川崎市市民ミュージアムにある江戸時代の獅子頭三頭は、昭和四八年(一九七三年)三月一日に市の重要郷土資料に指定された。獅子頭(A)は高さ一二・五cm、幅一九cm、奥二五cm。獅子頭(B)は高さ一三cm、幅一九cm、奥二五・五cm。獅子頭(C)は高さ一三cm、幅一八・五cm、奥二七cmで、いずれも偏平である。

獅子頭は風流系一人立獅子舞に使用されたもので、黒川の梅沢家の屋根裏にあった。黒川の獅子舞は八月二八日の風祭に梅沢家を宿とし、三匹獅子と天狗面をつけた者が村内を練り歩き、汁守神社(麻生区黒川)へ戻ったという。この時、使用した獅子頭は、現在、汁守神社に所蔵されている。大正三年(一九一四年)汁守神社に新しい拜殿ができてから、獅子頭の行列はなくなった。市民ミュージアム所蔵の獅子頭は汁守神社に所蔵されている三匹獅子以前に使用されていた獅子頭だという。

円形の大きな目、全体に丸みのある彫刻、頭部に竹籠をつけている点などが珍しい。川崎市延命寺の雨乞い獅子頭も竹籠をつけており、埼玉県熊谷市古宮神社の宝永五年(一七〇八年)と墨書銘のある三匹獅子にも見られる。この獅子頭の製作年がいつかは明らかでない。大きな円形の目、全体的に丸みのある造形など、これと共通点のある造形が古い鬼面形の信仰仮面の中に見られること、風流一人立獅子舞が登場しはじめたのは戦国時代から近世初期と考えられていることから、この獅子頭の製作年は近世初期の頃だろう。

この獅子頭は龍頭にはみえないが龍頭と伝えている。風流系一人立獅子の初期の史料には龍頭のものがいくつかある⁴⁸⁾。

宝城坊の木造獅子頭

神奈川県伊勢原市の宝城坊所蔵の木造獅子頭二面は、平成二八年(二〇一六年)八月一七日に国の指定文化財に指定された。獅子頭の大きさは左側(その1)が縦三七・五cm、横四三cm、高さ三〇・三cm。右側(その2)が縦三七・五cm、横四四cm、高さ二八・六cm。獅子頭としては大型で、雄々しく強い表情である。全体に黒漆、耳と目と口の部分には朱が塗られており、顎には植毛をしたことがうかがえる小さな穴があるが、外観での雄雌の区別はない。丈高の概形や穏やかな表現に平安風の古様をとどめ、おそくとも一三世紀後半までに作られていたと思われる。

霊山寺は鎌倉時代を通じて寺勢が栄えた。獅子頭は法要や祭事の時に行列の先頭に立ち、祭典が催されるときには舞の面として使われたが、宝城坊の獅子頭は、現在各地のお祭りでは先頭に行く獅子頭の原型で、道行獅子と呼ばれるものである。獅子頭は舞の面として使われていただけでなく、ひどい旱魃のときには、本堂裏手の沢にある男滝、女滝に獅子頭を浸し、雨乞いの行事を行ったと伝えられる⁴⁹⁾。

小川寺の獅子舞

富山県魚津市小川寺地区の祭礼では、神輿の渡御を先導する形で獅子と天狗が練り歩く。獅子児から発展した「獅子あやし」の役には天狗、婆々面（ベッチャリ・クソタレ）、姉まの四名が登場する。小川寺は魚津市最古の村で、数百年来宗教集落として栄えてきた。小川寺は真言宗の古刹として一六坊が存在したが、現在は光学坊、心蓮坊、蓮蔵坊の三つしか残っていない。開祖は行基という。

富山県内の行道獅子は高岡の御車山行事、二上射水神社の築山行事、伏木気多神社の祭礼、魚津市小川寺地区の祭礼、射水市の下村加茂神社のやんさんま祭、立山町の浦田山王社の春季祭礼で見られる。これらの行事では、箱獅子を使用すること、御旅の行列を先導すること、本殿の周回をすることなど、共通する点が挙げられる。ちなみに、富山県内で最も古い年記銘を持つ獅子頭は八尾町布谷の紫野社に伝わる文明一三年（一四八一年）銘のもので、これも行道獅子の形態を持つ箱獅子である。箱獅子の特徴は頭の頂部と鼻の頭の高さが変わらないこと⁵⁰で、見かけは偏平である。また、鼻が長くて一見竜に見えるので、竜頭とも呼ばれる。

親子獅子舞

岐阜県高山市神田町二丁目に鎮座する飛騨総社の親子獅子舞は、昭和四一年（一九六六年）一月一〇日に市の文化財指定を受けた。文政元年（二八一八年）七月二一日、田中大秀が一宮神輿を当惣座森に迎えて雩祭（うさい）と読み、雨乞い祭の意）を行なったとき奉納した獅子舞が親子獅子で、以後雷獅子、雨乞い獅子と呼ばれるようになったといわれる⁵¹。

伊奈富神社の獅子頭

三重県鈴鹿市の伊那富神社は、社伝によれば神代、東ヶ岡に御神霊が出現せられ、崇神天皇五年、霊夢の神告により「占木」の地で社殿造営の地を占い、神路ヶ岡に大宮・西宮・三大神の三社を鎮祭した。

伊奈富神社獅子神楽は獅子舞一と獅子舞二があり、能面二面が県指定文化財になっている。黒色尉と白色尉があり、室町時代の作で、雨乞い神事に用いられた。獅子頭一軀も県指定文化財で、頭頂部胎内に「弘安三年（二二八〇年）」の銘があり、県下最古の獅子頭で、行道面として用いられたと考えられる⁵²。

おわりに

古くからの祭や芸能は時間経過の中で、社会の影響を受けて様々な変容を遂げる。武水別神社の夜練りに姿を見せる獅子頭は、本来行道から出発したものであったとしても、現在残る獅子頭がそのままの形で伝わっているわけではない。

武水別神社はその社名からもわかるように水に関わる神社だった。長野市大岡丙の樋知大神の祭神である武水別命は、諏訪大明神建御名方刀美命の第二の御子だとする。諏訪信仰の根源は水の信仰であり、諏訪大明神の姿が龍体、もしくは蛇体だということからすると、武水別神社の神も本来は龍体の可能性が高い。

夜練りに用いられる獅子は伊那谷の青獅子などから類推すると龍頭であり、武水別神の御神体としての意味を持たされたものではなからうか。それ故、拝殿行事の前に拝殿の中央に置かれ、行道の獅子とは異なる特別な待遇をされ、雨乞いにこの頭が利用されたのである。諏訪大社において同様の役割を負ったものに薙鎌がある。その形の一つは明らかに蛇、龍をシンボル化している。それでありながら、諏訪大社においては御神体とはされていない。

樋知大神の祭神である武水別命は、千曲市と東筑摩郡麻績村の境にある聖山を神体山とするように、峯にかかる雲の状態で天候を占い、雨乞いにより雨を降らせていたとするのは、諏訪大社における神体山の守屋山と地域住民との関わりに極めてよく似ている。武水別神社については神体山が不明であるが、冠着山がその一つの候補になるのではないだろうか。武水別神社の水の信仰については他地域の事例などを重ね合わせながら、具体的に調べていく必要がある。

- 注
- 1 『更埴埴科地方誌第二卷(原始古代中世編)』七四八頁(更科埴科地方誌刊行会、一九七八年八月)
 - 2 拙著『戦国時代の諏訪信仰―失われた感性・習俗―』(新典社新書、二〇〇八年四月)。拙稿「女神としての薙鎌―新海三社神社の場合―」(『長野県立歴史館研究紀要』第三〇号、長野県立歴史館、二〇二四年三月)
 - 3 『更埴市史 第二卷 近世編』六〇六頁(更埴市、一九八八年三月)
 - 4 『日本国語大辞典 第二版 第四卷』(小学館、二〇〇一年三月)
 - 5 福原敏男「葬列としての頭人行列―信州武水別八幡宮の祭夜練りをめぐって―」(神社史料研究会叢書五『神社継承の制度史』思文閣出版、二〇〇九年五月)
 - 6 『更埴埴科地方誌第二卷(原始古代中世編)』七八八頁(更科埴科地方誌刊行会、一九七八年八月)
 - 7 『第一三回全国獅子舞フェスティバル・飯田市 開催記念特別展 獅子舞―ユーラシアから伊那谷へ―』四一頁(執筆は織田顕行、飯田市美術博物館、二〇一〇年一〇月一六日)
 - 8 『日本芸能史』一卷(第三章 東洋的楽舞の伝来)(植木行宣執筆)(法政大学出版局、一九八一年六月)。田辺三郎助編『日本の美術No.一八五 行道面と獅子頭』至文堂、一九七七年一月)
 - 9 福原敏男「葬列としての頭人行列―信州武水別八幡宮の祭夜練りをめぐって―」(神社史料研究会叢書五『神社継承の制度史』思文閣出版、二〇〇九年)
 - 10 東京国立博物館他編『国宝法隆寺展―法隆寺昭和資財帳調査完成記念―』一一〇頁(NHK、一九九四年)
 - 11 長野市誌編さん委員会編『長野市誌 第一〇巻 民俗編』(長野市、一九九八年二月)
 - 12 大岡村誌編纂委員会編『大岡村誌歴史編』(大岡村誌刊行会、一九九八年三月)
 - 13 『第一三回全国獅子舞フェスティバル・飯田市 開催記念特別展 獅子舞―ユーラシアから伊那谷へ―』五七頁、執筆は櫻井弘人
 - 14 宮下和男編著『信州の民話伝説集成 南信編』(一草舎出版、二〇〇五年二月)。
櫻井弘人「南信州の獅子舞―大型練獅子の誕生と展開―(時の駅)講座 第一回令和元年七月六日 <https://takamori-tokinoeki.com/wp-content/uploads/2022/09/r1-1.pdf>)。以下については拙稿「災害伝承と神仏意識―伊那谷の災害伝説を通じて―」(『伊那民俗研究』第三二号、柳田國男記念伊那民俗学研究所、二〇二五年三月で触れている)
 - 15 櫻井弘人「南信州の獅子舞―大型練獅子の誕生と展開―」
 - 16 櫻井弘人「南信州の獅子舞―大型練獅子の誕生と展開―」
 - 17 『第一三回全国獅子舞フェスティバル・飯田市 開催記念特別展 獅子舞―ユーラシアから伊那谷へ―』五四頁、執筆は櫻井弘人
 - 18 『長野県史 民俗編 南信地方 ことばと伝承』二巻三三六頁(長野県史料行会、一九八九年二月)。滝本慈真「大島山瑠璃寺の獅子舞 高森町大島山瑠璃寺」(『伊那』一九八九年四月号、伊那史学会、一九八九年四月)。宮下和男編『信州の民話伝説集成 南信編』(一草舎出版、二〇〇五年二月)。小沢さとし『新伊那谷の昔話集』(一草舎、二〇〇九年一〇月)
 - 19 『第一三回全国獅子舞フェスティバル・飯田市 開催記念特別展 獅子舞―ユーラシアから伊那谷へ―』四七頁、執筆は織田顕行。櫻井弘人「口絵 鳩ヶ嶺八幡宮の獅子頭」(『伊那』一九八九年四月号(伊那史学会、一九八九年四月))
 - 20 『第一三回全国獅子舞フェスティバル・飯田市 開催記念特別展 獅子舞―ユーラシアから伊那谷へ―』四九頁、執筆は櫻井弘人
 - 21 『第一三回全国獅子舞フェスティバル・飯田市 開催記念特別展 獅子舞―ユーラシアから伊那谷へ―』五〇頁、執筆は櫻井弘人
 - 22 『第一三回全国獅子舞フェスティバル・飯田市 開催記念特別展 獅子舞―ユーラシアから伊那谷へ―』五二頁、執筆は櫻井弘人
 - 23 櫻井弘人「南信州の獅子舞―大型練獅子の誕生と展開―」
 - 24 櫻井弘人「南信州の獅子舞―大型練獅子の誕生と展開―」
 - 25 柴崎高陽『柴崎高陽写真集 信濃の祭り』(信濃路、一九七二年七月)
 - 26 『辰野町誌 近現代編』一一二四頁(辰野町誌刊行委員会、一九八八年九月)
 - 27 『第一三回全国獅子舞フェスティバル・飯田市 開催記念特別展 獅子舞―ユーラシアから伊那谷へ―』四四頁、執筆は織田顕行。上田市誌編さん委員会編『上田市の文化財 上田市誌 二七集』(上田市、一九九九年一月)

- 28 上田市教育委員会編『岳の幟の祭礼調査報告書』（上田市教育委員会、一九七五年三月）。柴崎高陽『柴崎高陽写真集 信濃の祭り』（信濃路、一九七二年七月）
- 29 『中野市誌歴史編』（中野市、一九八一年三月）
- 30 紫波町教育委員会『紫波町文化財調査報告書 一九九二』（紫波町教育委員会、一九九二年三月）
- 31 石川博司『伊勢崎市の獅子舞巡り』（多摩獅子の会、二〇一六年二月）。石川博司『獅子舞雑記ノート 一二五』（多摩獅子の会、二〇一八年二月）
- 32 三隅治雄・大島暁雄・吉田純子編『関東地方の民俗芸能—日本の民俗芸能調査報告書集成四』（海路書院、二〇〇四年一月）
- 33 加須市史編さん室編『加須市の神社・寺院（調査報告書 第九集）』（加須市、一九八三年三月）
- 34 熊谷市教育委員会編『熊谷市史別編—（民俗編）』（熊谷市、二〇一四年三月）
- 35 行田市教育委員会編『行田市史 行田の民俗—くらしの成り立ちと移り変わり』（行田市、二〇一四年三月）
- 36 浦和市教育委員会編『浦和市文化財調査報告書 第三七集』（浦和市教育委員会、一九九三年二月）
- 37 千葉県教育庁教育振興部文化財課編『ふさの国の文化財総覧 第一巻』（千葉県教育庁教育振興部文化財課、二〇〇四年三月）
- 38 中嶋清一『房総の民俗』（うらべ書房、一九六一年一月）
- 39 和田茂右衛門「聖法寺と雨降り獅子について」（『貝塚博物館紀要 第二号』、千葉県加曾利博物館、一九六九年三月）。千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史、別編 民俗二』（千葉県、二〇〇二年三月）。稲村行真『ニッポン獅子舞紀行』（青弓社、二〇二四年七月）
- 40 三隅治雄・大島暁雄・吉田純子編『関東地方の民俗芸能二（日本の民俗芸能調査報告書集成五）』（海路書院、二〇〇四年一月）
- 41 千葉県教育庁教育振興部文化財課編『ふさの国の文化財総覧 第一巻』（千葉県教育庁教育振興部文化財課、二〇〇四年三月）
- 42 『中央区の文化財二（美術・工芸・古文書）』（中央区教育委員会社会教育課文化係、一九八三年三月）。槌田満文編『明治東京歳時記 新装版』（青蛙房、二〇〇九年一〇月）
- 43 『図説日本と世界の祭り』（日本図書センター、二〇一二年七月）
- 44 佐藤高『ふるさと東京—民俗芸能—普及版』（朝文社、二〇〇八年六月）
- 45 石川博司『玉の内獅子舞を訪ねる』（多摩獅子の会、二〇〇四年一〇月）。佐藤高『ふるさと東京—民俗芸能—』（朝文社、二〇〇八年六月）
- 46 町田市立博物館『多摩の三匹獅子舞 獅子頭・面・太鼓』（町田市立博物館、一九八六年一〇月）。石川博司『四谷龍頭の舞を訪ねる』（多摩獅子の会、二〇〇五年九月）。石川博司『四谷龍頭の舞再訪』（多摩獅子の会、二〇一二年七月）。八王子市市史編集委員会編『新八王子市史 民俗編』（八王子市、二〇一七年三月）
- 47 中村亮雄『南河原の雨乞い獅子について』（『川崎市文化財調査集録 第九集』（川崎市教育委員会社会教育部社会教育課文化財係、一九七四年一月）。川崎市教育委員会生涯学習部文化財課編『川崎市文化財調査集録』（川崎市教育委員会、二〇一七年三月）
- 48 『川崎市文化財調査集録 第九集』（川崎市教育委員会社会教育部社会教育課文化財係、一九七四年一月）。川崎市教育委員会生涯学習部文化財課編『川崎市文化財調査集録』（川崎市教育委員会、二〇一七年三月）
- 49 三隅治雄・大島暁雄・吉田純子編『関東地方の民俗芸能四（日本の民俗芸能調査報告書集成七）』（海路書院、二〇〇四年一月）
- 50 富山県教育委員会編『富山県の獅子舞—富山県内獅子舞緊急調査報告書』（一九七九年三月）。富山県教育委員会編『富山県の民俗芸能—富山県民俗芸能緊急調査報告書』（富山県教育委員会、一九九二年三月）。富山県の獅子舞活性化マスタープラン研究委員会『富山県の獅子舞活性化マスタープラン研究委員会—富山県の獅子舞芸能と祭礼—獅子の芸能と行事の現状』（富山県の獅子舞活性化マスタープラン研究委員会、二〇〇六年三月）
- 51 『高山市史—山祭—民俗文化編』（高山市教育委員会編『高山市史編纂資料』第九号（高山市教育委員会、二〇二〇年三月）
- 52 三重県編『三重県史別編 民俗』（三重県、二〇一二年三月）

仙石秀久発給文書の基礎的研究

村石 正行

はじめに

近年、『豊臣秀吉文書集』や自治体史の刊行により、中近世移行期の政治史の研究は進んでいる。政権に参画した諸大名の役割についての基礎研究も、着々と進められてきている。黒田基樹が述べるように、こうした大名の基礎研究に不可欠な作業として、発給文書の集積がある¹⁾。

本稿で取り上げる仙石秀久は羽柴秀吉の最初期から与力として活躍した豊臣大名の一人で、のちに信濃国佐久郡小諸五万石として入封した信濃ゆかりの大名である。淡路国洲本城主として秀吉の四国攻略の先鋒として実績をあげ天正一三年に讃岐国一國を得たが、九州攻略での失策で一転して改易・高野山追放となった。

小田原合戦での挽回で小諸城主となり大名として返り咲いたのである(表1。年譜参照)。慶長五年の第二次上田城合戦で徳川秀忠軍に従い真田氏と戦ったことや、近年は漫画単行本の主人公となったことで、人口にも膾炙した武将の一人といえる。

彼は豊臣大名でありながら、羽柴名字を名のらず、豊臣賜姓もされた形跡もない。

このような魅力的な側面があるにもかかわらず、その基礎的な研究は意外にも皆無に等しい²⁾。その理由は様々な要素があるだろうが、第一に秀久が四国から信濃へ領国を移し、その子孫は但馬国出石(兵庫県豊岡市)へ転封したことにより、文書が散在していること、さらにこれらを全体として一瞥できる史料集がないことが挙げられる。第二に、後述するように、秀久の名乗りが秀久―秀康―盛長―秀久と変化し、花押もたびたび改変が為されていることや印判も複数使用するなどの複雑さも要因としてあるだろう。

そこで本稿では、まず基礎作業として秀久の発給文書の整理・分類をおこなうこととする。なお、本文中の諱は、引用史料を除き秀久に統一している。

一 花押の編年

秀久は慶長一九年五月六日に江戸藩邸から小諸への帰途、鴻巣宿で没する。『大





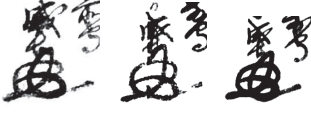



番号	花押型の例
A	 <p>天正13年5月17日 広田文書 天正14年8月24日 由佐文書</p>
B	 <p>天正19年5月14日 安養寺文書 天正18年12月10日 松原神社文書 天正19年2月28日 蓮華定院文書</p>
C	 <p>文禄3年2月19日 龍雲寺文書</p>
D	 <p>慶長2年12月24日 龍雲寺文書 慶長2年10月5日 龍雲寺文書 慶長2年10月12日 龍雲寺文書</p>
E	 <p>慶長4年3月1日 龍雲寺文書 慶長4年3月1日 安養寺文書</p>
	 <p>慶長3年4月2日 龍雲寺文書 年未詳3月14日 龍雲寺文書 年未詳3月14日 安養寺文書</p>
F 1 F 2	 <p>F 1 慶長10年2月25日 柏原文書 F 2 慶長9年9月6日 高見沢文書</p>
G	 <p>慶長11年1月15日 高見沢文書 慶長12年4月12日 高橋文書</p>
	 <p>慶長12年11月21日 高橋文書 慶長14年2月19日 小林文書</p>

図1 仙石秀久花押編年

表1 仙石秀久年譜

ID	知行地	在所	西暦	和暦	月日	事項	出典	
1	美濃国	美濃国	1551	天文20	正・26	美濃国加茂郡黒岩村に生まれる	改撰仙石家譜	秀久公譜上
2		越前国	1557	弘治3		萩原伊予守国満の養子となる	改撰仙石家譜	秀久公譜上
3		美濃国	1563	永祿6	12・	舎兄久勝が家督を辞したため仙石家督を継ぎ元服 845貫文	改撰仙石家譜	秀久公譜上
4		美濃国	1564	永祿7		織田信長に初めて謁見し、木下藤吉郎に附属させられる	改撰仙石家譜	秀久公譜上
5		美濃国	1567	永祿10	4・8	亡父七回忌の齋に自らの立身出世の思いを伝える	改撰仙石家譜	秀久公譜上
6	近江国	近江国	1570	元亀元	6・	姉川の戦いで浅井氏の家臣山崎新兵を討ち捕る	改撰仙石家譜	秀久公譜上
7		近江国	1574	天正2		近江国野洲郡に千石を知行地拝領	改撰仙石家譜	秀久公譜上
8		近江国	1578	天正6		千石石を加増される	改撰仙石家譜	秀久公譜上
9	摂津国	摂津国	1579	(天正7)	7・24	仙石秀久に摂津湯山の奉行を任じる	秀吉文書集201	浅野文書
10		讃岐国	1580	天正8		信長、三好笑岩を讃岐へ渡る。秀久、長宗我部元親攻撃の先鋒として讃岐へ渡る	改撰仙石家譜	秀久公譜上
11		讃岐国	1580	天正8	10・	平山に陣を張る。十川能閑が平山まで来訪し滞在。	改撰仙石家譜	秀久公譜上
12		讃岐国	1580	(天正8)	10・12	見物に来た能閑等の馳走への謝礼	改撰仙石家譜	秀久公譜上
13	淡路国	淡路国	1580	天正8年	11・	信長、秀久を淡路国由良城を落とし淡路国を平定させる。秀久洲本城5万石となる	改撰仙石家譜	秀久公譜上
14		阿波国	1580	天正8	11・22	秀久、阿波国川端城を攻略。三好笑岩、本領三好・美間郡を回復。	改撰仙石家譜	秀久公譜上
15		阿波国	1581	(天正9)	12・14	浅野長吉・千石秀久が使者として野口孫五郎のもとに派遣される	秀吉文書集364	野口文書
16		備中国	1582	天正10	3・	秀吉の備中国冠山攻めに加わり、褒賞する	改撰仙石家譜	秀久公譜上
17		備中国	1582	(天正10)	4・8	信長の移座に際して路次普請を命ずる、詳しくは千石権兵衛が使者として伝える	秀吉文書集5929	甲子夜話
18		阿波国	1582	(天正10)	6・7	淡路衆人衆を無事請けとった旨を報じる	秀吉文書集5932	上田市立博物館所蔵文書
19		阿波国	1582	(天正10)	9・12	千石秀久に対して淡路衆を召し連れて勝勝城に入城することを命じる	秀吉文書集487	黒田家文書
20		伊勢国	1583	天正11	正・23	秀久、亀山城の瀧川三九郎等を攻め落城させる	改撰仙石家譜	秀久公譜上
21		近江国	1583	(天正11)	2・13	千石秀久を賤ヶ岳の戦いで雷山下に配置する	秀吉文書集592	古文書纂
22		近江国	1583	(天正11)	3・24	柴田勝家を討ち果たしたことを千石秀久が使者として口上する	秀吉文書集616	士林証文
23		讃岐国	1583	天正11	4・	秀久、讃岐国引田に山城を築き2千騎を引率し長宗我部父子と戦う	改撰仙石家譜	秀久公譜上
24		讃岐国	1583	(天正11)	5・13	備前・播磨諸警護と長宗我部元親を討ち果たすよう命じる	秀吉文書集704	古文書
25		阿波国	1583	(天正11)	5・20	船を残らず徴集するように伝えるときにこの書状を千石秀久に遣わすよう命じる	秀吉文書集708	石井文書
26		阿波国	1583	天正11	7・29	一番甲の勲功を賞したものの	飯山町誌206頁	稲毛文書
27		阿波国	9999	未詳	8・18	銭百疋を寄進する旨を伝える	粟島神社文書	影写本 粟島神社文書(3071.61-64-1)
28		阿波国	1583	(天正11)	10・1	讃岐国引田での戦いにおいて油断なく働くよう命じる	秀吉文書集831	大阪城天守閣所蔵文書
29		阿波国	1583	(天正11)	12・11	阿波国において千石秀久とともに忠節を働いたことを賞する	秀吉文書集857	篠原文書
30		阿波国	1583	年未詳 (天正11カ)	12・15	秀久が軍功を上申した旨を記し、12月12日秀吉書状に添える	篠原文書	影写本 篠原文書(3071.82-8-1)
31		阿波国	1583	(天正11)	12・11	阿波国において十河・安富とともに河北を放火し河端城を押し詰め戦功をあげたことを賞する	秀吉文書集858	秀久公譜上
32		尾張国	1584	天正12		小牧・長久手の戦いで戦功あり	改撰仙石家譜	秀久公譜上
33		阿波国	1584	天正12	11・14	某に対し鍛冶役など諸役免除する	兵庫県史史料編中世1-524	影写本 山本文書(3071.64-78-2)
34		阿波国	1585	(天正13)	3・17	船大將として千石秀久・中村一氏・丸鬼嘉隆らの面々に申しつける	秀吉文書集1352	小早川文書
35		紀伊国	1585	天正13	3・24	秀久、熊野浦に到着する	改撰仙石家譜	秀久公譜上
36	紀伊国	1585	(天正13)	3・25	千石秀久・中村一氏・小西行長らを紀伊国湯川館へ差し遣わす	秀吉文書集1365	小早川文書	
37	紀伊国	1585	(天正13)	4・4	千石秀久も小者一人を遣わしてくるので、様子を申し越すように伝える	秀吉文書集1390	藩中古文書	
38	摂津国	1585	天正13	5・17	10人の取次を差し出すよう命じたもの	大日本史料11編-15 兵庫県史史料編中世1-520	廣田文書(3071.64-78-1)	
39	京都	1585	天正13	5・30	仙石権兵衛上洛	北野日記-492	北野日記492頁	
40	摂津国	1585	(天正13)	6・17	摂津国中道橋・泊々要害の普請を千石秀久と相談して行うことを命じる	秀吉文書集1462	中川家文書	
41	讃岐国	1585	天正13	7・	土佐国平定、秀久讃岐国高松城へ留め置かれる	改撰仙石家譜	秀久公譜上	
42	讃岐国	摂津国	1585	(天正13)	8・14	羽柴秀長に対し、讃岐国は千石権兵衛に安富・十川存保を付けて与力にするので阿波国には与力類は一人も置かないことを伝える	秀吉文書集1529	毛利家旧蔵文書
43		讃岐国	1585	天正13	8・10	3カ条の禁制	香川県史8資料編古代中世-63	金刀比羅宮文書3071.82-2
44		讃岐国	1585	天正13	8・23	3カ条の禁制	香川県史8資料編古代中世-92	影写本 地蔵院文書(3071.82-4-1)
45		讃岐国	1585	天正13	9・10	淡路国の検地帳を千石秀久が作成する	秀吉文書集1622	竜野神社旧蔵文書
46		讃岐国	1585	天正13	9・24	物成分10石を宛がう	兵庫県史中世編1-518	影写本塩田文書(3071.64-78-4)
47		讃岐国	1585	天正13	9・24	物成分50石を宛がう	日置川町史1-234	「淡路草」異本所蔵文書
48		讃岐国	1585	天正13	10・12	200石の知行を宛がう	飯山町誌-206	稲毛文書
49		讃岐国	1585	天正13	10・19	物成分10石分を金毘羅宮へ寄進する	香川県史8資料編古代中世-64	金刀比羅宮文書(3071.82-2)
50		讃岐国	1585	天正13	10・23	5石分の年貢を免除する	香川県史8資料編古代中世-92	地蔵院文書(3071.82-4-1)
51		大坂	1586	天正14	正・4	大坂で北野社能楽と面会	北野日記-492	北野日記
52		讃岐国	1585	天正13	12・20	藤目城における勲功を賞する	香川県史8資料編古代中世-160	平尾家文書(焼失)

仙石秀久発給文書の基礎的研究

53	讃岐国	讃岐国	1586	天正14	正・13	知行として150石を扶助する	香川県史8資料編古代中世-118	新撰讃岐国風土記稿
54		讃岐国	1586	天正14	2・13	寺領100石を寄進する	香川県史8資料編古代中世-17	白峯寺文書5(3071.82-5-1)
55		讃岐国	1586	天正14	2・13	知行として400石を宛がう	大日本史料11-28、14	廣田文書(3071.64-78-1)
56		讃岐国	1586	天正14	2・13	寺領30石を寄進する	香川県史8資料編古代中世-64	金刀比羅宮文書
57		京都	1586	天正14	5・	養父久勝の葬儀を大徳寺で挙行	改撰仙石家譜	秀久公譜上
58		大坂	1586	天正14	5・29	大坂の普請場で北野社能楽と面会。能楽、権兵衛邸で一宿	北野日記-493	北野日記
59		讃岐国	1586	天正14	7・12	千石秀久と相談し諸事越度なきよう命ずる	秀吉文書集1908	大友家文書録
60		讃岐国	1586	天正14	8・14	九州出陣について、四国衆についてはまず長宗我部を先に立たせ、その後千石秀久に申しつけている事を伝える	秀吉文書集1935	黒田家文書
61		讃岐国	1586	天正14	8・14	九州出陣について、四国衆についてはまず長宗我部を先に立たせ、その後千石秀久に申しつけている事を伝える	秀吉文書集1936	赤木文明堂所蔵文書
62		讃岐国	1586	天正14	8・14	鶴足郡岡田下郷のうち知行100石を宛がう	香川県史8資料編古代中世-160	木村家文書
63		讃岐国	1586	天正14	8・14	宇足郡津ノ郷のうち50石を伊勢大神宮へ寄進する	改撰仙石家譜	秀久公譜上
64		豊後国	1586	天正14	8・15	長宗我部元親・千石秀久を豊後に派遣する	秀吉文書集1940	松浦文書
65		豊後国	1586	天正14	8・24	10石を知行として扶助する	-	神奈川県立公文書館所蔵文書(6171.37-22)
66		豊後国	1586	天正14	8・24	50石分を寄進する	三重県史県内文書-34	坂口茂氏所蔵文書-3 yahooオークション2026年1月9日22時41分終了
67		豊後国	1586	天正14	8・24	100石を寄進する	香川県史8資料編古代中世-17	影写本 白峯寺文書(3071.82-5-1)
68		豊後国	1586	天正14	8・24	60石分を知行として扶助する	香川県史8資料編古代中世-159	影写本 由佐家文書(3071.82-7-1)
69		豊後国	1586	天正14	8・24	600石分を知行として扶助する	香川県史8資料編古代中世-159	影写本 由佐家文書(3071.82-7-1)
70		豊後国	1586	天正14	8・24	1,000石分を知行として扶助する	香川県史8資料編古代中世-159	影写本 由佐家文書(3071.82-7-1)
71		豊後国	1586	天正14	8・24	100石を宛がう	香川県史8資料編古代中世-159	影写本 由佐家文書(3071.82-7-1)
72		豊後国	1586	天正14	8・24	402石を支配分として宛がう	兵庫県史史料編中世1-521	広田文書(3071.64-78-1)
73		豊後国	1586	天正14	8・24	30石を寄進する	香川県史8資料編古代中世-64	影写本 金刀比羅宮文書(3071.82-2)
74		豊後国	1586	天正14	8・25	一人も残らず敵を討ち果たすよう命じ同様の命令を千石秀久ほか黒田・宮本へも伝える	秀吉文書集1947	大友家文書録
75		豊後国	1586	(天正14)	9・5	千石秀久・長宗我部元親を差し遣わすので必ず着陣するように命じる	秀吉文書集6029	播磨古事
76		豊後国	1586	天正14	9・18	千石権兵衛が秀吉に書状を送り絵図および両使の口上を聞き届けた	秀吉文書集1973	仙石家文書
77		豊後国	1586	天正14	10・3	城を取り巻いたら長宗我部・千石秀久へも使いをこまめに送り相談すること なお秀久は豊後国妙見に移るといのでよく相談すること	秀吉文書集1968	黒田家文書
78		豊後国	1586	天正14	10・3	千石秀久・長宗我部元親ら四国衆は豊後国沖浜に派遣した	秀吉文書集1972	伊佐早文書
79		豊後国	1586	天正14	10・3	法度以下を念を入れて守るように申し伝える。嶋津を薩摩に帰すことなく途中で留め悪逆人を一人残さず首を刎ねること	秀吉文書集1973	仙石家文書
80		豊後国	1586	天正14	10・3	千石秀久・長宗我部元親ら四国衆は豊後国沖浜に派遣したので忠節が肝要である	秀吉文書集1975	問注所文書
81		豊後国	1586	天正14	10・10	大友とも相談し千石秀久・長宗我部元親の一隊の陣取りを手堅く申しつけその上で敵の城を包囲すること	秀吉文書集1976	黒田家文書
82		豊後国	1586	天正14	8・24	100石を寄進する	香川県史8資料編古代中世-9	田村神社文書
83		豊後国	9999	未詳	10・13	九州征伐にかかわる状況に対する返書	問注所文書	影写本 問注所文書(3071.91-37)
84		豊後国	1586	天正14	10・14	豊後国が一手に済んだので筑前表へ出陣することが肝要である 千石秀久と長宗我部元親に相談し頑強な働きが肝要である	秀吉文書集1991	黒田家文書
85		豊後国	1586	天正14	10・17	千石秀久ほか働いているので申し合わせて尽力することが肝要である	秀吉文書集1998	立花文書
86		豊後国	1586	天正14	10・18	千石秀久以下に先兵として申しつけているので、早く人質を出し形のある働きがあれば本領のみならず新地も給与する	秀吉文書集2001	松浦文書
87		豊後国	9999	未詳	11・3	九州征伐にかかわる12か条の指示書	小笠原植盛等書翰	影写本 小笠原植盛等書翰(2071.08-51)
88		豊後国	1586	天正14	11・13	豊後国を取固めず他国へ兵を動かしたことに對して叱責する	秀吉文書集2013	百瀬文書
89		豊後国	1586	天正14	11・14	豊前表への出陣を待ち入ることを伝える	秀吉文書集2015	大友文書
90		豊後国	1586	天正14	11・23	人数を送り届けるのでそのまま陣取り味方に越度なきようにするよう命じる	秀吉文書集2016	黒田家譜
91		豊後国	1586	天正14	12・2	豊後衆ならびに千石・長宗我部・阿波・淡路衆3万騎いるので敵が合戦を仕掛けないところで堅固な守りをするのが肝要である	秀吉文書集2029	土佐国藩集
92		不明	1586	天正14	12・22	権兵衛・長宗我部がどこにいるか聞いてもらいたい	秀吉文書集2062	脇坂家文書修正
93		不明	1586	天正14	12・24	若輩者が秀吉を裏切ったので、千石権兵衛を欠所とする	秀吉文書集2066	豊臣秀吉朱印状
94		不明	1586	天正14	12・28	千石権兵衛が度々置目を破ったため讃岐を召し上げ余人に与えるので承知すること	秀吉文書集2067	黒田家文書
95	不明	1586	天正14	欠	筑後国で大友義統・千石権兵衛・長宗我部元親が兵を動かしているが、逆心のものが侵入してきたので豊後国府内へ討ち入ることを命じる	秀吉文書集2071	西塞多神社文書	
96	不明	1587	天正15	正・3	今度仙石権兵衛が不行届を働いたので不慮の事態となったので豊後国佐伯梅半礼城を堅固に守ったことは神妙である	秀吉文書集2074	南行雜録	
97	不明	1587	天正15	正・3	今度仙石権兵衛が不行届を働いたので不慮の事態となったのでその城を堅固に守ったことは神妙である	秀吉文書集2075	志賀文書	
98	不明	1587	天正15	正・3	今度仙石権兵衛が不行届を働いたので不慮の事態となった、家臣の討ち死には忠節の至りである	秀吉文書集2076	大友家文書録	
99	不明	1587	天正15	正・17	書付を用いず仙石権兵衛の様子を見聞きすることがないようにせよ	秀吉文書集2083	近江水口加藤子爵家文書	

100	改易	不明	1587	天正15	3・18	先手の者が落ち度を犯すようならば千石権兵衛の身上は相違あってはならない	秀吉文書集2117	黒田家文書
101		不明	1587	天正15	5・13	仙石権兵衛が昨年置目を破り不屈をしたが、長宗我部元親は息子を死なせた忠節者なので大隅国に加増する予定だ	秀吉文書集2185・86	武家事紀 池田伊予文書
102		不明	1588	天正16	正・朔	北野社御祈念護摩供挙行 25日権兵衛金灯笼奉納	北野日記-494	北野日記
103		大坂	1588	天正16	7・16	仙石権兵衛と能閑が対面 この間御祈念御百度多数	北野日記-495	北野日記
104		大坂	1588	天正16	9・3	大坂で北野社能閑と面会	北野日記-495	北野日記
105		京都	1588	天正16	11・晦	仙石権兵衛上洛	北野日記-498	北野日記
106		京都	1588	天正16	12・朔	秀久北野社参	北野日記-498	北野日記
107		京都	1589	天正17	3・28	秀久の寄宿へ見舞	北野日記-500	北野日記
108		京都	1589	天正17	4・朔	秀久が北野社参詣	北野日記-500	北野日記
109		伏見	1589	天正17	4・2	秀久の寄宿へ見舞	北野日記-500	北野日記
110		伏見	1589	天正17	4・10	秀久の寄宿へ見舞	北野日記-500	北野日記
111		京都	1589	天正17	4・14	秀久が北野社参詣	北野日記-500	北野日記
112		京都	1589	天正17	4・18	秀久の寄宿へ見舞	北野日記-500	北野日記
113		京都	1589	天正17	4・23	能閑、秀久と振舞あり	北野日記-500	北野日記
114		大坂	1589	天正17	4・28	秀久大坂へ下向	北野日記-500	北野日記
115		大坂	1589	天正17	5・19	大坂で能閑と面会	北野日記-501	北野日記
116		伏見	1589	天正17	5・26	能閑、秀久を見舞う	北野日記-501	北野日記
117		伏見	1589	天正17	5・27	秀久、石川久五郎のもとを訪れ能閑とも面会	北野日記-501	北野日記
118		大坂	1589	天正17	5・29	秀久、能閑のもとを訪れる	北野日記-501	北野日記
119		淀	1589	天正17	6・7	秀久、淀へ出立(～10日)	北野日記-501	北野日記
120		大坂	1589	天正17	6・28	能閑、大坂の秀久のもとを訪れ天満に泊まる	北野日記-502	北野日記
121		京都	1589	天正17	9・7	秀久上洛 9・10日に能閑と面会	北野日記-504	北野日記
122		京都	1589	天正17	9・11	秀久社参	北野日記-504	北野日記
123		伏見	1589	天正17	10・朔	能閑、1・2日と秀久を見舞う	北野日記-504	北野日記
124		京都	1589	天正17	10・6	北野社夢想連歌に秀久が参加	北野日記-505	北野日記
125		京都	1589	天正17	11・29	秀久が上洛、野村三郎が伺候	北野日記-505	北野日記
126	京都	1590	天正18	3・2	千石権兵衛、小田原征伐への出陣を秀吉に願ひ出る	改撰仙石家譜	秀久公譜上	
127	相模国	1590	天正18	3・20	千石権兵衛、徳川家康に謁見し従軍する	改撰仙石家譜	秀久公譜上	
128	相模国	1590	天正18	7・13	豊臣秀吉、仙石秀久を小諸城主とする	信史補遺上-693	寛永重修諸家譜	
129	京都	1590	天正18	11・朔	堀尾帯刀・山内対馬守とともに千利休の茶会を開催	改撰仙石家譜	秀久公譜上	
130	京都	1590	天正18	12・10	松原大明神へ社額として寄付をする	信史17-224	松原神社文書	
131	小諸	1591	天正19	正・19	仙石秀久、佐久郡小諸城に入る	信史補遺上-705	二 秀久公譜中	
132	伏見	1597(天正19年)	2・28	甲斐善光寺如来の移送奉行となることを賀し、佐久への来訪に尽力することを伝える	新編信濃史料叢書1-445	蓮華定院文書		
133	大坂	1591	天正19	3・6	仙石秀久、京都を發し、大坂に着く	信史補遺上-707	旧記荒増写	
134	京都	1591(天正19)	5・11	古河から京へ女房衆を送り届けるよう小諸千石権兵衛尉ほか各在所の大名に命じる	秀吉文書集3684	喜連川文書		
135	小諸カ	1591	天正19	5・14	百貫文を寺額として寄付する	信史17-274	安養寺文書(3071.52-22-3)	
136	京都	1591	天正19	6・	京都にあり	改撰仙石家譜	二 秀久公譜中	
137	小諸	1592	文禄元	2・	小諸を發つ	改撰仙石家譜	二 秀久公譜中	
138	京都	1592	文禄元	2・26	京都に着	改撰仙石家譜	二 秀久公譜中	
139	肥前国	1592	文禄元	3・18	仙石秀久・石川康正等、京都を發し、肥前名護屋に向う	信史補遺上-723	二 秀久公譜中	
140	肥前国	1592	文禄元	11・18	仙石秀久、従五位下に叙せられ、越前守に任ぜられる	信史補遺上-724	二 秀久公譜中	
141	肥前国	1593	文禄2	4・4	小諸城下敵喜院において亡父の33回忌を執行させる	改撰仙石家譜	二 秀久公譜中	
142	大坂	1593	文禄2	8・	肥前名古屋から大坂へ帰る	改撰仙石家譜	二 秀久公譜中	
143	大坂	1594	文禄3	2・19	龍雲寺の釘抜門前地の地諸役を免除する	信史17-547	龍雲寺文書	
144	大坂	1594	文禄3	2・19	龍雲寺の釘抜門前地の地諸役を免除する	彰考館採集古文書10	彰考館採集古文書10	
145	京都	1594	文禄3	5・16	北野天満宮へ参詣	改撰仙石家譜	二 秀久公譜中	
146	江戸	1594	文禄3	8・是月	仙石秀久、崇源院(豊臣秀吉の養女)が徳川秀忠の許に嫁すに際して江戸に下る。徳川家康・秀忠より刀等を与えられる	信史補遺上-731	二 秀久公譜中	
147	京都	1594	文禄3	9・25	仙石秀久、山城北野社梅順坊能閑に、文禄元・二両年分知行金銀を届ける	信史補遺上-732	旧記荒増写	
148	伏見	1595	文禄4	正・3	秀吉の草津湯治のため御座所普請を申しつけられる	秀吉文書集5101	浅野家文書	
149	伏見	1595	文禄4	正・25	仙石秀久、山城北野社に参詣する	信史補遺上-734	旧記荒増写	
150	愛宕	1595	文禄4	3・15	仙石秀久、能閑とともに愛宕へ参詣	北野日記-508	北野日記	
151	伏見	1595	文禄4	3・26	秀久、家のことで能閑と内談	北野日記-508	北野日記	
152	伏見	1595	文禄4	5・20	能閑、秀久の伏見屋敷へ見舞い	北野日記-509	北野日記	
153	伏見	1595	文禄4	7・9	能閑、秀次事件のついでに秀久邸を訪れる	北野日記-509	北野日記	
154	伏見	1595	文禄4	7・27	秀久、上洛	北野日記-510	北野日記	
155	江戸	1595	文禄4	9・	家康の命令で江戸へ供奉する この時より千の字を仙に替えるという	改撰仙石家譜	三 秀久公譜中	
156	伏見	1595	文禄4	10・下	伏見に帰る	改撰仙石家譜	三 秀久公譜中	

仙石秀久発給文書の基礎的研究

157		伏見	1595	文禄4	10・22	能閑、22-24日まで秀久に滞在	北野日記-513	北野日記
158		伏見	1595	文禄4	11・朔	能閑、伏見の秀久に滞在	北野日記-514	北野日記
159		京都	1595	文禄4	11・2	能閑、秀久の聚楽の普請場を訪問 ～6日まで	北野日記-514	北野日記
160		伏見	1595	文禄4	11・8	秀吉が伏見に帰るため秀久も同道	北野日記-514	北野日記
161		伏見	1595	文禄4	11・21	能閑、秀久・加藤貞泰・佐野信吉と夜更けまで大酒	北野日記-515	北野日記
162		伏見	1595	文禄4	12・10	能閑、伏見の秀久に滞在	北野日記-516	北野日記
163		京都	1596	慶長元	2・6	鹿苑寺を訪問	北野日記-516	北野日記
164		伏見	1596	慶長元	5・20	能閑、伏見の秀久に滞在	北野日記-517	北野日記
165		伏見	1596	慶長元	5・11	山城北野社梅順坊能閑、仙石秀久に物を贈る	信史補遺下-2	旧記荒増写
166		伏見	1596	慶長元	10・16	能閑、伏見の秀久に滞在～19日	北野日記-517	北野日記
167		伏見	1596	慶長元	11・24	小諸の正室逝去（本陣院）	改撰仙石家譜	三秀久公中
169		伏見	1596	慶長元	12・24	仙石秀久の室（野々村氏）死去	信史補遺下-6	諸武家本記
170		伏見	1597	慶長2	正・23	伏見にあり	北野日記-517	北野日記517頁
171		伏見	1597	慶長2	2・6	定書として百貫文を寺領寄付する	信史18-195	影写本 貞祥寺文書（32520148） 3071.52-51-2
172		京都	1597	慶長2	3・4	京都の旅館にあり	北野日記-518	北野日記
173		聚楽	1597	慶長2	5・12	仙石秀久、前田玄以の聚楽第に移徙する	信史補遺下-8	旧記荒増写
174		京都	1597	慶長2	7・25	盛長に改名、北野社に金200疋を寄進	信史補遺下-11	旧記荒増写
175		伏見	1597	慶長2	7・26	仙石秀久、改名及び改判に際し、山城北野社に祝儀を送る、	信史補遺下-11	旧記荒増写
176		伏見	1597	慶長2	8・28	仙石秀久、福島正則と共に豊臣秀吉に拝謁する	信史補遺下-13	旧記荒増写
177		伏見	1597	慶長2	9・15	仙石秀久、岩間忠輔等に命じ、佐久郡蘆田新町を造らせる	信史18-222	土屋文書
178		伏見	1597	慶長2	9・15	仙石秀久、岩間忠輔等に佐久郡蘆田新町を造ることを命じる。この日忠輔等、その成就を祈願する	信史18-222	土屋文書
179		伏見	1597	慶長2	9・21	能閑、秀吉屋敷普請場を訪問し秀久に礼を述べる	改撰仙石家譜	二 秀久公譜中
180		伏見	1597	慶長2	10・5	仙石秀久、猥りに禪師号を称しないことを命じる	信史18-217	龍雲寺文書
181		伏見	9999	未詳	10・5	仙石秀久、猥りに禪師号を称しないことを命じる	彰考館採集古文書	謄写本 彰考館採集古文書2071.02-21
182		伏見	1597	慶長2	10・12	曹洞宗の僧侶が薄墨輪旨をもってみだりに禪師号を称することを命ずる	信史18-218	龍雲寺文書
183		伏見	9999	未詳	10・12	曹洞宗の僧侶が薄墨輪旨をもってみだりに禪師号を称することを命ずる	彰考館採集古文書	謄写本 彰考館採集古文書2071.02-21
184	信濃國小諸	伏見	1597	慶長2	10・17	仙石秀久、聚楽第の御門の完成を豊臣秀吉に報告するため京都より山城国伏見に赴く	信史補遺下-16	旧記荒増写
185		京都	1597	慶長2	10・19	秀久、伏見より上洛	北野日記-522	北野日記
186		伏見	1597	慶長2	12・朔	千石越前ほか諸大名に親世座支配分の米納入を命じる	秀吉文書集5696	親世文庫
187		伏見	1597	慶長2	12・24	能閑、伏見の秀久に訪問	北野日記-522	北野日記
188		伏見	1597	慶長2	12・24	虚官僧侶の数多きを嘆く	信史18-218	龍雲寺文書
189		伏見	1597	慶長2	12・24	仙石秀久、武者又左衛門に、知行を与える	信史補遺下-18	県立歴史館丸山史料
190		伏見	1598	慶長3	正・5	山城北野社梅順坊能閑、仙石秀久に巻数等を贈る、	信史補遺下-19	旧記荒増写
191		京都	9999	年未詳	正・17	仙石秀久、石清水八幡宮に金子を寄進する	信史20-21	三 秀久公譜下
192		伏見	1598	慶長3	2・3	秀久、佐久郡貞祥寺龍崎（松山）に、隠居免として寺領を加付する	信史補遺下-21	大徳寺文書
193		伏見	1598	慶長3	2・4	能閑、関都とともに秀久に訪問 宿泊	北野日記-524	北野日記
194		伏見	1598	慶長3	4・2	仙石秀久、佐久郡龍雲寺に土地を寄進する	信史18-271	龍雲寺文書
195		伏見	1598	慶長3	4・12	能閑、伏見の秀久に訪れる	北野日記-525	北野日記
196		伏見	1598	慶長3	4・15	豊臣秀吉、山城伏見より上洛するに依り、仙石秀久が供奉する。秀吉、伏見に帰り、秀久が供奉する	信史補遺下-24	旧記荒増写
197		伏見	(1598-1616)	(慶長3元和2)	9・1	勝仙院増堅が小諸における山伏を先規のごとく法華堂に付置するように仙石左馬進に伝える	信史22-216	大井法華堂文書
198		大坂	1598	慶長3	10・6	秀久、伏見より上洛大坂に滞在	北野日記-527	北野日記
199		京都	1598	慶長3	10・9	秀久、妙心寺へ出る	北野日記-528	北野日記
200		伏見	1598	慶長3	11・8	仙石秀久、肥前名護屋より上洛し、小諸城に帰るため京都を進発する	信史18-332	二 秀久公譜中
201		小諸	1598	慶長3	11・8	仙石秀久、京都を發し、佐久郡小諸城に帰る、	信史補遺下-30	旧記荒増写
202		伏見	1598	慶長3	12・19	龍雲寺の釘抜門前の地の諸役を免除する		龍雲寺文書
203		小諸	1599	慶長4	3・1	仙石秀久、佐久郡龍雲寺に、寺領を寄進する	信史18-342	龍雲寺文書
204		小諸	1599	慶長4	3・1	仙石秀久、佐久郡安養寺に、寺領を寄進する	信史18-342	安養寺文書
205		小諸	9999	年未詳	3・14	仙石秀久、小諸城内に植木を植えるが寺内の木を免除する	信史補遺下-33	安養寺文書
206		小諸	9999	年未詳	3・14	仙石秀久、小諸城内に植木を植えるが寺内の木を免除する	信史補遺下-33	龍雲寺文書
207		京都	1599	慶長4	4・6	仙石秀久、上洛する	信史補遺下-34	旧記荒増写
208		京都	1599	慶長4	8・是月	仙石秀範、従五位下に叙せられ、豊前守に任ぜられる	信史18-370	出石仙石家譜
209		伏見	1599	慶長4	9・16	能閑、秀久に訪問	北野日記-529	北野日記
210		大坂	1600	慶長5	正・1	秀久、大坂城西丸に登城	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下
211		小諸	1600	慶長5	5・8	徳川家康、秀久に対して佐久郡小諸城に帰り、北国筋鎮撫に当らせる	信史18-404	出石仙石家譜
212		小諸	1600	慶長5	6・2	仙石秀久、北六左衛門へ知行を給与する	-	長野県立歴史館蔵

213	小諸	1600	慶長5	6・7	仙石秀久、北六左衛門へ知行を追加与する	-	長野県立歴史館蔵	
214	小諸	1600	慶長5	7・6	仙石秀久、仙石左京等に、会津出陣の白田善三郎に米を渡す	信史18-414	井出文書	
215	小諸	1600	慶長5	8	仙石久政、従五位下・兵部大輔に叙任される	寛政重修諸家譜	寛政重修諸家譜・三百六	
216	小山	1600	慶長5	8	小山の陣において真田昌幸父子の反転を報告	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
217	小諸	1600	慶長5	8・3	仙石秀久、徳川家康の命により、小諸城に帰る	信史補遺下-51	三 秀久公譜下	
218	小諸	1600	慶長5	8・8	加賀・越後・信濃の計略を命じられる	信史補遺下-52	三 秀久公譜下	
219	小諸	1600	慶長5	8・11	真田昌幸攻撃を指示する	信史補遺下-52	三 秀久公譜下	
220	小諸	1600	慶長5	8・25	織田秀信の岐阜城も乗り潰したので美濃路へ出陣しよう命じる	信史補遺下-62	三 秀久公譜下	
221	小諸	1600	慶長5	9・14	徳川家康、三河赤坂より仙石秀久(秀康)に戦況を報じ、徳川秀忠に西上を促す	信史補遺下-75	三 秀久公譜下	
222	大津	1600	慶長5	9・23	大津において秀久、久政が家康・秀忠と対面。久政、忠政と改名。	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
223	小諸	1600	慶長5	是歳	仙石秀久の子政能(兵吉)が徳川秀忠の小姓役となる	信史補遺下-82	三 秀久公譜下	
224	小諸	1600	慶長6	5・5	秀久、家康に節句の祝儀を贈りこの日礼状が出される	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
225	江戸	1600	慶長6	10	秀久、江戸に出生	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
226	小諸カ	1602	慶長7	2・13	仙石秀久、佐久郡大宮社に、米を寄進する	信史19-166	小山田文書3071.52-56	
227	伏見	1602	慶長7	3・15	仙石秀久、山城北野社に灯籠を献する	信史補遺下-94	旧記荒増写	
228	伏見	1602	慶長7	3・16	仙石園書正益、佐久郡安養寺に寺領を寄進する	信史19-176	安養寺文書	
229	京都	1602	慶長7	3・19	十河能閑の邸宅で連歌会	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
230	伏見	1602	慶長7	8・11	仙石秀久の長子久忠(閑郡)死去 信濃大照庵に埋葬	信史補遺下-134	旧記荒増写	
231	小諸	1603	慶長8	2・12	将軍秀忠宣下、秀久は小諸城にあり	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
232	小諸	1603	慶長8	4・11	佐久郡法華堂祐源、仙石秀久(秀康)の代官として、山城北野社に初尾料を納める	信史補遺下-138	旧記荒増写	
233	小諸	1603	慶長8	11・22	仙石秀久、山浦左門に佐久郡茂田井の地を安堵する	信史19-552	山浦文書	
234	小諸	1603	慶長8	12・5	瀬戸甚介扶持分について指示する	未収	太陽コレクション	
235	小諸	1604	慶長9	2・10	佐久郡法華堂祐源、仙石秀久代官として、山城北野社に初尾料を納める	信史補遺下-141	旧記荒増写	
236	小諸	1604	慶長9	9・6	仙石秀久、鷺見藤兵衛に知行を与える	信史20-19	高見澤文書	
237	小諸	1604	慶長9	9・6	仙石秀久、井出善三郎に知行を与える	信史20-19	井出文書	
238	小諸	1604	慶長9	9・10	仙石秀久、山城清水八幡宮に佐久郡桜井村の地を寄進する	信史20-20	三 秀久公譜中	
239	小諸	1604	慶長9	9・6	仙石秀久、鷺見次久等に知行を与える	信史20-18	高見澤文書	
240	小諸	1604	慶長9	是歳	某、仙石秀久のために祈念する	信史20-49	友野文書	
241	信濃国小諸	江戸	1605	慶長10	正・28	徳川家康、小諸仙石忠政の弟久隆を加増する	信史20-57	出石仙石家譜
242	伏見	1605	慶長10	2・24	徳川秀忠、上洛のため江戸を發った徳川秀忠に仙石秀久が供奉する	信史20-60	当代記三	
243	伏見	1605	慶長10	2・25	社人中对し寄進残り分を確かに受け取るよう命じる	信史20-65	県立歴史館柏原文書	
244	江戸	9999	年未詳	4・4	秘藏の降真香の根付を形見として贈る	信史補遺下-235	大徳寺文書	
245	伏見	1605	慶長10	3・23	山城北野社梅順坊能閑、仙石秀久の山城伏見の邸を訪問する	信史補遺下-147	旧記荒増写	
246	伏見	1605	慶長10	4・11	仙石秀久、山城北野社に知行を寄進する 能閑伏見邸に滞在	信史補遺下-148	旧記荒増写	
247	伏見	1605	慶長10	4・26	徳川秀忠、将軍宣下拝賀のため参内する。仙石秀久が供奉する。	信史20-77	慶長十年御参内行日記	
248	伏見	1605	慶長10	5・17	仙石秀久、山城北野社に代参し、銀子等を献上する	信史補遺下-149	旧記荒増写	
249	伏見	1606	慶長11	正・15	仙石秀久、鷺見九一郎に、佐久郡平尾郷内に知行を与える	信史20-167	高見澤文書	
250	伏見	1606	慶長11	正・16	某、年貢の請け取りをおこなう。仙石秀久の黒印あり。	信史20-167	高見澤文書	
251	伏見	1606	慶長11	正・18	山城北野社梅順坊能閑、仙石秀久に牛王札等を贈る	信史補遺下-153	旧記荒増写	
252	伏見	1606	慶長11	正・19	秀久、娘婿古田重嗣を伏見邸へ招く	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
253	伏見	1606	慶長11	2・15	仙石秀久、出沢久三郎等に、佐久郡長土呂に知行を与える	信史20-172	諸州古文書信州	
254	伏見	1606	慶長11	2・15	仙石秀久、河原田新七に、佐久郡長土呂に知行を与える	信史20-173	仙石旧記(丸山史料)	
255	伏見	1606	慶長11	2・24	仙石秀久、領内に新鉄砲奉公人を募る	信史20-176	山浦文書	
256	江戸	1606	慶長11	3-9月	江戸城修復に滞在	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
257	大坂	1606	慶長11	9・27	結城秀康に供奉し江戸から大坂へ赴く。宿所は新在家如清の宅。	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下 旧記荒増写	
258	京都	1606	慶長11	11・17	結城秀康に供奉し京都新在家の如清の邸を旅宿とする	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
259	京都	1606	慶長11	11・18	仙石秀久の子政能、従五位下に叙せられ、丹後守に任ぜられる	信史20-214	出石仙石家譜	
260	京都	1607	慶長12	2・4	仙石秀久らが公家衆を襲する	信史補遺下-157	慶長日記録・三	
261	小諸	1607	慶長12	4・16	仙石秀久、高橋源助に知行を与える	信史20-241	高橋文書	
262	小諸	1607	(慶長12)	8・11	恵崎又左衛門に対し三松土佐守の問者を討ち捕ったことを賞する	恵崎家文書	長野県立歴史館所蔵文書	
263	小諸	1607	(慶長12)	10・23	恵崎又左衛門に対し、井伊兵部の雇った問者を捉えたことを賞する	恵崎家文書	長野県立歴史館所蔵文書	
264	小諸	1607	慶長12	10・23	仙石秀久、佐久郡望月鎮守八幡宮に神田を寄進する	信史20-265	三 秀久公譜中	
265	小諸	1607	慶長12	11・1	仙石秀久、山城北野社梅順坊能閑に、知行物成代金を渡す	信史補遺下-160	旧記荒増写	
266	小諸	1607	慶長12	11・21	仙石秀久、高橋源助に佐久郡平賀の地を給与する	信史20-271	高橋文書	
267	小諸	1607	慶長12	11・21	知行分として物成から百五十石分を宛がう	佐藤行信氏所蔵文書	影写本 佐藤行信氏所蔵文書(3071.37-37-6)	
268	江戸	1608	慶長13	2・18	徳川秀忠、江戸の仙石秀久邸を訪問する	信史20-300	三 秀久公譜下	
269	江戸	1608	慶長13	2・29	仙石秀久、小林五郎左衛門に佐久郡平賀の地を与える	信史20-295	野沢小林文書	
270	江戸	1608	慶長13	11・19	仙石秀久、佐久郡万福寺に同郡長土呂の地を寄進する	信史20-349	三 秀久公譜下	
271	江戸	1608	慶長13	冬	徳川秀忠、江戸の仙石秀久邸を訪問し鶴・雉の画を下附する	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	

仙石秀久発給文書の基礎的研究

272	信濃国小諸	小諸	1609	慶長14	2・19	仙石秀久、佐久郡鹿島大明神に地を寄進する	信史20-417	小林文書 (3.071-52-56)	
273		小諸	1609	慶長14	3・11	仙石左馬進、酒匂小舟人に、佐久郡山辺村に知行を給与する	信史20-420	清水文書	
274		小諸	1609	慶長14	3・14	仙石秀久、山伏を山城北野社に代参させ最華を献ずる	信史補遺下	旧記荒増写	
275				1609	慶長14	5・19	仙石秀久、佐久郡正安寺に禁制を掲げる	信史20-426	正安寺文書
276		小諸	1609	慶長14	7・4	仙石秀久、中沢忠三郎に知行を与える	信史20-429	仙石家記(丸山史料)	
277		小諸	1609	慶長14	9・26	仙石秀久、岩村田を福島正則が通過するに際して接待を家臣に指示する	信史20-495	仙石文書 大徳寺文書	
278		小諸	1609	慶長14	10・10	仙石秀久、酒匂小舟人に対して佐久郡清水庄兵衛に知行物成を渡す	信史補遺下-170	清水文書	
279		小諸	1609	慶長14	12・是月	仙石秀久、佐久郡海瀬村の本年年貢を定める	信史20-502	阿部文書	
280		小諸	1610	慶長15	正・23	耳取に於いて3050貫文の地を仙石壽太郎に与える	仙石家文書	出石史料館所蔵文書(6171.64-47-3)	
281		小諸	9999	年未詳	10・19	臼田組のうち300貫文分を当年物成より取納する	信史21-400	菊原文書	
282		伏見	9999	未詳	9・9	伊勢杉木御師に対し祝儀として物成分を寄進する	三重県史中世1下	写真本 輯古帖 (3071.56-7-10)	
283		小諸カ	1610	慶長15	閏2・9	仙石秀久、佐藤織部に佐久郡発地の地を給与する	信史補遺下-179	佐藤文書	
284		小諸カ	1610	慶長15	閏2・9	仙石秀久、佐藤織部に佐久郡発地の地を給与する	信史20-517	井出文書	
285		小諸カ	1610	慶長15	12・11	仙石秀久、酒匂小舟人等に清水又十郎へ馬・家の代を渡させる	信史20-606	清水文書	
286		小諸カ	1610	慶長15	12・是月	仙石秀久、片岡彦左衛門に佐久郡海瀬村の本年年貢を定める	信史20-612	阿部文書	
287		江戸	1611	慶長16	正・2	秀久、正月諷始に著座	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
288		江戸 (忠政小諸)	1611	慶長16	3・10	仙石忠政、佐久郡小諸城に入部する	信史補遺下-186	四 忠政公譜	
289		江戸	1611	慶長16	11・4	北野社能閑に家臣波多野藏人・野沢茂太夫を代官として物成料を寄付	信史補遺下-203	三 秀久公譜下	
290		江戸	1612	慶長17	3・24	佐久郡北相木の鷹見人に扶持等を給与することを命ずる	信史21-149	木次文書	
291		江戸	1612	慶長17	3・24	仙石秀久、南相木等の鷹見人の扶持分の注文を書き上げる	信史21-149	木次文書	
292		江戸	1612	慶長17	4・25	仙石秀久、山城北野社梅順功能閑に、知行物成代金を渡す	信史補遺下-208	旧記荒増写	
293		江戸	1612	慶長17	6・18	仙石秀久、佐久郡岩村田若宮八幡宮に、神事料を寄進するための出納を命ずる	信史21-163	県立歴史館柏原文書	
294		江戸	1612	慶長17	9・18	小諸城三の丸樓門完成	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
295		江戸	1612	慶長17	11・12	仙石忠政、佐久郡小諸仙明院に、城付修験行事職を安堵する。徳川家康・同秀忠の武運を祈念させる。	信史補遺下-210	三 秀久公譜下	
296		江戸	1613	慶長18	正	秀久江戸にあり。忠政小諸にあり。	改撰仙石家譜	三 秀久公譜下	
297		江戸	1613	慶長18	正・29	仙石秀久、神津里右衛門等諸士に、酒代として米を与える。	信史21-219	高見澤文書	
298		江戸	1613	慶長18	3・21	仙石秀久、佐久郡若宮八幡社人に知行地として寄進するための出納を命ずる	信史21-232	県立歴史館柏原文書	
299		江戸	1613	慶長18	4・10	仙石忠政、山城南禅寺金地院塔主崇伝(以心)に書状を送る	信史21-381	本光園師日記11	
300		江戸	1613	慶長18	6・18	仙石秀久、佐久郡岩村田山王社に祇園会神事料を寄進するための出納を命じる	信史21-258	県立歴史館柏原文書	
301		江戸	1613	慶長18	9・16	仙石秀久、鷺見九一郎等の知行を給与する	信史21-277	高見澤文書	
302		江戸	1613	慶長18	9・16	仙石秀久、渡部善三郎の知行を給与する	信史21-277	古文書集七	
303		江戸	1613	慶長18	9・16	仙石秀久、小松平八に知行を給与する	信史補遺下-213	小松文書	
304		江戸	9999	未詳	2・16	仙石秀久が若宮八幡宮の社人に米を寄進し病氣平癒を祈願。病のため印判を使用。	信史21-233	県立歴史館柏原文書	
305		江戸	1613	慶長18	9・23	仙石秀久、佐久郡野沢の兵左衛門等に蔵米を給与する	信史21-279	野沢文書	
306		江戸	1613	慶長18	12・19	仙石忠政、撰津岡山に至り、徳川家康に拝謁する	信史21-583	駿府記	
307		江戸	1614	慶長19	4・大吉	仙石秀久が輜袴などの書上を残す	信史21-399	仙石文書	
308	鴻巣	1614	慶長19	5・6	佐久郡小諸城主仙石秀久が江戸を出立、途中鴻巣で死去。子忠政が嗣ぐ。	信史21-394	当代記九		

表2 仙石秀久発給文書

西暦	和暦	年月日	文書名	出所	宛先	禁止	届け	印・印影	事項	形状	出典
9989	未詳	8・18	仙石秀久書状	秀久(花押)	-	恐々謹言	-	花押・花押型	眞直定を寄進する旨を伝える	切紙	栗島神社文書(3071.61-64-1)
1383	年未詳 (天明11カ)	12・15	仙石秀久御状	千鶴兵秀久(花押)	篠原右衛門殿	恐々謹言	参	A	秀久が切符を上申した旨を記、12月12日秀吉報に添える	切紙	篠原文書(3071.82-8-1)
1384	天明12	11・14	仙石秀久諸役免状	秀久(花押)	-	たるへき者也	-	A	某に社・村治役免と諸役免寄進する	折紙	兵部卿史史料館中世1-524 影写本 山本文書(3071.64-78-2)
1385	天明13	5・17	仙石秀久書状	備兵備前秀久(花押)	広田鹿彦	謹言	-	A	10人の収収を差し出すよう命じたもの	折紙	廣田文書(3071.64-78-1)
1385	天明13	8・10	仙石秀久御状	秀久(花押)	小松内松三寺	仍如件	-	A	3カ条の禁制	紙張	香川原史8資料編古代中世-63 大日本史料1編-15 兵部卿史史料館中世1-530
1385	天明13	8・23	仙石秀久御状	秀久(花押)	備前鹿嶋院	仍如件	-	A	物成分100石を宛がう	紙張	香川原史8資料編古代中世-92
1385	天明13	9・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	坂田藤内殿	仍如件	-	2	物成分30石を宛がう	紙張	香川原史8資料編古代中世-92
1385	天明13	9・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	安宅松七郎殿	仍如件	-	2	物成分30石を宛がう	写	兵部卿史史料館中世1-518 日蘭通商史料1-294
1385	天明13	10・12	仙石秀久御状	千鶴兵秀久	船毛口	可領知者也	-	-	200石の知行を宛がう	写	「淡路判」栗島神社文書
1385	天明13	10・19	仙石秀久御状	秀久(花押)	伊藤入兵衛尉殿 牧長次左衛門 山田理右衛門殿	可相達也	-	2	物成10石分を金鹿宮宮へ寄進する	紙張	香川原史8資料編古代中世-64
1385	天明13	10・23	仙石秀久年貢免状	備兵備前秀久(花押)	備前鹿嶋院	令免除者也	-	2	5石分年貢を免除する	紙張	香川原史8資料編古代中世-92
1385	天明13	12・20	仙石秀久御状	千鶴兵秀久(花押)	備前鹿嶋院	可相達也	-	1	藤目職における勘助を賞する	折紙	香川原史8資料編古代中世-160
1386	天明14	8・13	仙石秀久御状	千鶴兵秀久(花押)	平尾弥四郎とのへ	可領知者也	-	-	知行として130石を勘助とする	写	香川原史8資料編古代中世-118
1386	天明14	2・13	仙石秀久御状	千鶴兵備前秀久(花押)	白旗寺	仍如件	-	A	寺領100石を寄進する	紙張	香川原史8資料編古代中世-17
1386	天明14	2・13	仙石秀久御状	秀久(花押)	原田英六殿	可加増者也	-	A	知行として400石を宛がう	折紙	大日本史料11-28、14
1386	天明14	2・13	仙石秀久御状	千鶴兵右兵衛尉秀久(花押)	金比羅	仍如件	-	A	寺領30石を寄進する	紙張	香川原史8資料編古代中世-64
1386	天明14	8・14	仙石秀久御状	御前花押	本村又次郎殿	仍如件	-	A	寺領30石を寄進する	折紙	香川原史8資料編古代中世-160
1386	天明14	8・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	香川英左衛門殿	仍如件	-	2	10石を知行として扶持する	元折紙	「上野文書(坂口茂氏所藏文書-63) yaboko オークラ ヲ 2025年1月9日22時41分稼了」
1386	天明14	8・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	しるみね家兼中	仍如件	-	A	50石分を寄進する	紙張	三浦原史原内文書-34
1386	天明14	8・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	由比口口口口殿	仍如件	-	A	60石分を寄進して扶持する	紙張	香川原史8資料編古代中世-17
1386	天明14	8・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	由比三郎口口口殿	仍如件	-	2	100石分を寄進して扶持する	折紙	香川原史8資料編古代中世-169
1386	天明14	8・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	由比平右衛門殿	仍如件	-	A	1,000石分を知行として扶持する	折紙	香川原史8資料編古代中世-159
1386	天明14	8・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	由比平右衛門殿	仍如件	-	2	100石を宛がう	折紙	香川原史8資料編古代中世-159
1386	天明14	8・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	原田英六殿	仍如件	-	2	402石を支配せとして扶持する	折紙	兵部卿史史料館中世1-521
1386	天明14	8・24	仙石秀久御状	秀久(花押)	おむら下之坊	仍如件	-	A	30石を寄進する	紙張	香川原史8資料編古代中世-64
9989	未詳	10・13	仙石秀久書状	秀久(花押)	間田右衛門少輔	恐々謹言	-	A	九州征伐にかかわる地割に對する返書	写	間田所文書(3071.91-57)
9989	未詳	11・3	仙石秀久書状	秀久(花押)	間田右衛門殿、木下平介殿	恐々謹言	-	A	九州征伐にかかわる12カ条の指示書	写	小笠原館蔵等書翰(2071.08-51)
1300	天明18	12・10	仙石秀久御状	秀康(花押)	原和兵衛殿他4名	并要候者也	-	X	松原大明神へ社領として寄付をする	紙張	信史17-224
1307	(天明16年)	2・28	仙石秀康書状	千鶴兵秀康(花押)	本郷食上入殿	恐々謹言	御帳	X	早妻善光寺如來の修造奉行となすことを誓い、佐久への朝前に尽力することを伝える	元折紙	新編信濃史資料集 1-445
1301	天明19	5・14	仙石秀康書状	秀康(花押)	安養寺	仍如件	-	X	B	折紙	信史17-274
1304	文禄3	2・19	仙石秀康判物	秀康(花押)	龍藏寺	仍如件	-	Y	B	折紙	信史17-547
1304	文禄3	2・19	仙石秀康書状	秀康	龍藏寺	仍如件	-	-	C	紙張	影写本 龍藏寺文書
1307	慶長2	2・6	仙石秀久安堵状	仙石越前守秀久(花押)	貞祥寺	仍如件	-	C	F	紙張	影写本 貞祥寺文書(3071.52-51-2)
1307	慶長2	10・5	仙石盛長書状	盛長(花押)	善寂東堂	恐々頓首	侍者中	D	仙石秀久、豊りに御号を執らないことを命じる	切紙	信史18-217
9989	未詳	10・5	仙石秀久判物	五條大内記盛長	龍藏寺	恐々頓首々々	-	-	仙石秀久、豊りに御号を執らないことを命じる	写	影写本 龍藏寺文書
1307	慶長3	10・12	仙石盛長書状	盛長(花押)	龍藏寺	恐々頓首々々	-	M	D	切紙	信史18-218
9989	未詳	10・12	仙石盛長判物	五條大内記盛長	龍藏寺	恐々頓首々々	-	-	曹洞宗の修行場御願をもちつてみだりに御願を称することを命ずる	写	影写本 龍藏寺文書
1307	慶長2	12・24	仙石盛長書状	盛長(花押)	龍藏寺相向	恐々頓首々々	侍者中	M	D	写	影写本 龍藏寺文書
1307	慶長2	12・24	仙石盛長知行宛行状	盛長(花押)	龍藏寺相向	恐々頓首々々	-	m	D	写	信史18-218
9989	未詳	正・17	仙石秀久書状	千鶴前守盛長花押	武喜又左衛門殿	恐々謹言	-	E	仙石秀久、武喜又左衛門に、知行を与える	写	信史20-21
1308	慶長3	2・3	仙石秀久判物	秀久(花押)	貞祥寺御願所龍藏相向	可申候	-	C	G	紙張	信史20-21
1308	慶長3	4・2	仙石盛長書状	仙越前守盛長(花押)	龍藏寺	仍如件	-	E	G	紙張	信史18-271
1309	慶長4	3・1	仙石盛長書状	仙越前守盛長(花押)	龍藏寺	仍如件	-	m	E	元折紙	信史18-342
1309	慶長4	3・1	仙石盛長書状	仙越前守盛長(花押)	安養寺	仍如件	-	m	E	折紙	信史18-342
9989	年未詳	3・14	仙石盛長書状	仙越前守盛長(花押)	安養寺	謹言	-	m	E	折紙	信史18-342
9989	年未詳	3・14	仙石盛長書状	仙越前守盛長(花押)	龍藏寺	謹言	-	m	E	元折紙	信史18-342
1800	慶長5	6・2	仙石盛長知行宛行状	盛長(花押)	北六右衛門殿	如此候也	-	m	E	折紙	長門原史資料館

日本史料』に掲載される秀久の卒伝をみてみよう。⁽³⁾

史料一「仙石家譜」

秀久 中興ノ祖越前守藤原秀久

初マ秀久ト稱シ、後秀康、又豊長ト改メ、遂ニ秀久ニ復ス

とある。これによれば、秀久の名乗りは秀久―秀康―盛長―秀久と変化した。

秀久発給文書のうち判物及び書状を花押の形状によって時期区分すると(1)

(7)と大きく七期(Eはさらに二区分)に分類できる(表2)。なおこれまで

知られている文書のうち、文書の体裁や文字配置などから写と判断されるものについては、正確を期するため花押使用の年代決定の考慮から念のため除外している。

(1) 秀久一期 花押A 時期 佐久郡入部以前

仙石秀久発給文書として確認できる最も早いものは、仙石氏の家記「改撰仙石家譜」に引載された永禄一〇年四月八日「仙石権兵衛書状写」(花押影なし)、次いで稲毛三郎左衛門宛天正一一年七月二九日「仙石秀久感状写」であるが、原本として確実なものは、天正一二年一月一日「仙石秀久諸役免許状」が初例である。なお篠原家文書の(年未詳)二月一日「羽柴秀吉書状」は阿波国において仙石秀久とともに忠節を働いたことを賞するもので天正一一年に比定されているが、その比定が正しければその副状と思しき(年未詳)二月一日「仙石秀久副状」も天正一一年となり、現存する秀久発給文書の初出となろう。この時期の花押(花押A)の終期は、金比羅宮下宮に米三〇石を寄進する天正一四年八月二四日「仙石秀久知行宛行状」を下限とする。また年未詳ながら九州征伐における秀久の問注所刑部少輔への軍令報告である一〇月一三日「仙石秀久書状」も天正一四年のものと思われる。秀久の花押として、天正一〇年代に見られるものは花押Aである。秀吉の配下として阿波国・讃岐国へ進出を図った時期にはこの花押を用いている。秀久は秀吉の配下として天正七年頃に摂津の奉行にみえる。⁽⁶⁾

その後、主将として戦った豊後国戸次川の戦いで敗北し独断で撤退したことか

(2) 秀康一期 花押B 天正一八年―文禄元年

秀久は徳川家康の取り成しで小田原攻めに参画を許され、その功により大名に復帰した。秀久は天正一八年七月一三日、小諸城五万石を拝領する。⁽⁷⁾ 小諸時代の発給文書の初出は同年二月一〇日に松原大明神へ社領を寄付した寄進状である。⁽⁸⁾

この時の名乗りは「秀康」と記している。秀吉の一字とともに、小田原の戦いで秀久の参陣に口入するなど、復帰に尽力した家康から一字拝領したものとみられる。この名乗りは慶長二年七月二五日に「盛長」と改名するまで使用している。⁽⁹⁾

なお秀久が小諸へ初めて下向したのは天正一十九年正月一九日であるから松原神社宛の寄進状は在京中のものである。秀久は三月六日には京都から大坂に戻っている。⁽¹⁰⁾

この年の五月一日、秀吉は秀久ほか在所の諸大名に対して、喜連川家の女房衆が古河から上洛するに際して中山道道中の路次馳走をおこなうように命じられている。同月一四日、秀久は佐久郡安養寺に寺領一〇〇貫文を寄進している。⁽¹¹⁾

(3) 秀康二期 花押C 文禄元年?―慶長二年

秀久は花押Bを文禄三年二月一九日迄に改変している(花押C)。改変の契機は文禄元年に従五位下・越前守に叙任され、諸大夫成を果たしたことにあろう。⁽¹²⁾

(4) 盛長一期 花押D 慶長二年七月―二月

秀久の実名に関わる記事として知られるのが次の一文である。

史料二「北野日記」慶長二年七月二六日条⁽¹³⁾

廿六日、仙石越前守殿名乗盛長御判御替被⁽¹⁴⁾成とて、其祝儀ニ御初尾金子二部、則為「祝儀」さし樽一荷両種あらひ米持参申候也、御酒たへ、晩二帰り候也、尤昨廿五日御参詣未之刻御初尾金二百疋

史料三「北野日記」慶長二年八月八日条¹⁵⁾

八日、御祈念法楽申

千里までみきりになひく稲葉哉 盛長

朝戸明れハ霧晴る、空 能閑

行月も秋の時雨の誘引れて 関都

盛長殿御出席在て連歌了、夜半之頃迄大酒有り、す、き一つ給也、了徳・

松雪めしつれらるゝ也

史料二は「秀康」を改名し「盛長」と名乗り、花押も替えたことを示している。

北野社では秀久が願主となつて法楽連歌が挙行された(史料三)。残存する盛長名での発給文書の最初例は、慶長二年一〇月五日「仙石盛長書状」で、同一の花押がいずれも龍雲寺宛として計三通残っている(慶長二年一〇月二日・同年一二月二四日「仙石盛長書状」)。このことから改名と判改は事実であつたとみられる(図1参照)。

「盛長」への改名の契機は不明である。なお改名・御判替がおこなわれた慶長二年七月二六日当日、福島正則が侍従に任じられた。¹⁶⁾

ここでは秀久が「盛長」と名乗りを替えたことについて、四国・九州での戦いで深い関係を有した長宗我部氏との接点を触れておこう。

秀吉の四国征伐でその軍門に降つた長宗我部元親は、天正一四年、嫡男信親や十河存保など四国勢とともに軍監仙石秀久の指揮命令のもとで九州攻略に出陣した。この戦いで嫡子信親が戦死した長宗我部氏は、四男右衛門太郎が後継となつた。秋山繁は、秀吉の奉行増田長盛が秀吉と長宗我部氏との取次となつていた可能性を指摘する。¹⁷⁾ また平井上総は、右衛門太郎は増田長盛が烏帽子親であつた可能性を指摘する。¹⁸⁾ 右衛門太郎の実名盛親は長盛の偏諱の可能性があり、この関係性は長盛が四国における長宗我部家の指南・取次を担つていたためであつたとい¹⁹⁾う。なお、黒田基樹に拠れば、盛親は「羽柴侍従」と羽柴名字を名乗つた徴証がみられる。²⁰⁾ 讃岐国を根拠とした仙石秀久は、九州豊前国での改易を経ている点もあつたことが起因し、復帰したあとも羽柴姓を名乗つた徴証はみられない。

増田長盛と仙石秀久との直接的な関係は、秀久が天正一〇年に淡路国洲本城主となつていた時期にまで遡る。秀久は淡路の国衆管平右衛門によつて洲本城が奪われた際、勲功のあつた広田蔵丞の働きを秀吉に報告するため、「即権兵より増田仁右衛門尉方迄被_レ上候間、被_レ致_二披露_一候」と、増田長盛が取りついで披露をおこなつて²¹⁾いる。この点から、長盛が秀久の取次であつた可能性も捨てきれない。

なお「盛長」の名乗りについて、近世成立「仙石家中興家伝」²²⁾では豊前守を盛長に当てるが、実際に豊前守を名乗つたのは秀久二男秀範(宗也斎)であることから、これは誤りである。

(5) 盛長二期 花押E 慶長二年一二月〜慶長九年九月

「盛長」期の花押Dはわずか二ヶ月で消え、花押Eへと変化する。遅くても慶長八年一月二二日までは秀久に実名を戻している²³⁾ので、盛長はそれ以前に改名していることになる。

(6) 秀久二期 花押F

現状では慶長八年一二月五日「仙石秀久書状」(太陽コレクション泰蔵歴史美術館所蔵)が花押Fの初例である。特徴は天・地に横線画を入れた明朝体型である。秀久への改名を期に花押を変更したものと見られる(F1)。

史料四「仙石秀久判物」(「信濃史料」未収 元折紙カ)

尚以とりかひ之儀可_二申下_一候条、様子可_二申上_一候、以上

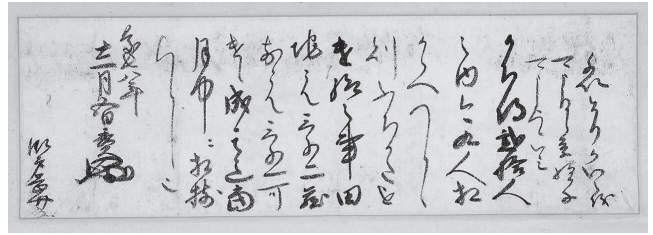
如_レ被_レ得式拾人之内令_二九人相か、へへく候、則ふちかたを遣給之事、田地にて三分二蔵前にて三分一可_レ遣候、成_二其意_一当月中二相揃候へく候也

慶長八年

十二月五日

秀久(花押F1)

瀬戸甚介殿



史料四 仙石秀久書状
(一般財団法人太陽コレクション 泰巖歴史美術館蔵)

史料四はこれまで知られてこなかった秀久発給判物である。瀬戸氏の給人九人分の扶持について、当一二月中までに三分の二は田地作徳にて、残り三分の一は御蔵より支出することを命じたものである。瀬戸氏は佐久郡瀬戸郷を本貫とした武士と考えられる。瀬戸は上州と岩村田を結ぶ要衝にあり、内山城に至近のこの地は武田領国時代は料所であった。²⁵⁾さらに明朝体の形状のマイナーチェンジとして井出善三郎・鷺見次久等宛慶長九年九月六日「仙石秀久知行宛行状」²⁶⁾が見られる(F2)。ただしこの形状の花押は南佐久郡の二家に宛てた同年月日付三通(井出文書・高見澤文書)のみである。その後再度F1型に形状変化する。F2型花押が一時的なものであるかどうかは、類例等の検討の余地があるだろう。

(7) 秀久三期 花押G

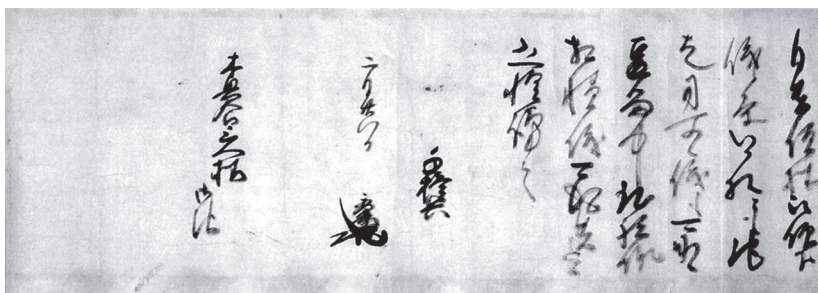
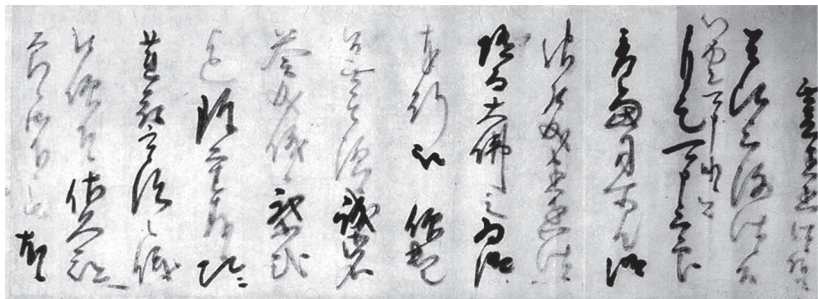
明朝体型花押F1を変化させた花押Gは、現在慶長一五年正月二三日の使用例があるのがその下限である。これ以降、秀久使用の花押は見えないが、おそらく最晩年まで花押Gを使用したものと見られる。

二 諱秀康について

ここでは秀康名で発給された一通として知られる高野山蓮華定院文書中の年末詳書状を検討の材料に挙げてみる。

史料五「仙石秀康書状」(継紙・卷子)²⁷⁾

猶以、手前取紛、無音迷惑仕候、何も以三面上可申承候、以上
去頃上洛仕候付、自是可申上二処、差当用所候て御免罷成、迷惑仕候、隨而大仏之為「御奉行」、被「仰出」候旨、無「其隠」候、誠御名譽成儀候、我



史料五 仙石秀康書状 (高野山蓮華定院蔵)

秀康(秀久 以下秀久に統一)の書状である。秀久は応其が「大仏の御奉行」に任じられたことを誠に名誉なことと自分達にとっても嬉しいこと、と述べている。また応其が佐久に下向する際には何事も尽力し用事を承りたいと述べている。この文書は本文中にもあるように東信地域を檀那場とする高野山蓮華定院に残されたもので蓮華定院が応其との間を取り

等式迄珍重存候、次二蓮華定院之儀被「仰下」候、佐久郡へ節、御下之由尤候、自「貴僧様」被「仰下」義候条、いか様にも馳走、用所儀も可「承候」、逗留中致レ宿候、相積儀可「得」貴意「候」、恐惶謹言
千権兵衛 秀康(花押B)
御報
木興食上人様
二月廿八日
(慶長三年)

持っていたことがわかる。

さて、ここでいう「大仏奉行」とは、応其が羽柴秀吉の命で方広寺大仏殿造営に関わっていた事象を指しているものと推察される。河内将芳によれば、応其が当時「大仏本願」と呼ばれており、「大仏殿作事」という巨大工事を主担当として担っていた。²⁹⁾ 大仏殿造営が始まったことがわかる初見が天正一九年五月であることから、ここでいう「大仏奉行」は、この直前に任じられたものとみられる。また本文中に佐久郡のことが明記されているから、この書状が書かれたのは秀康が小諸へ入部する天正一八年末以降のこととなる。すなわち天正一九年二月二六日とみるのが自然である。ちなみに、秀吉発願のこの方広寺大仏が慶長元年（一五九六）閏七月の大地震で中途で大破したため、甲斐善光寺から阿弥陀如来を移すことになったことは知られている。

そこで、天正一九年段階で秀康の名乗りが「権兵衛尉」であったことを確認した上で次の二通の「羽柴秀吉朱印状」が改めて注目される。

史料六「羽柴秀吉朱印状」³⁰⁾

（草津）
くさつ湯の山 御座所

御普請衆

（信濃）
一 しのの一国の衆

（甲斐）
一 かいの国

（上野）
一 かうつけ 一国の衆 （但御座所其外御普請半分可相渡之）

右三かこくの衆として、草津にての御座所御ふしん可_二申付_一候、石かき・へい・さく・御番所并二間三間の小屋共見合可_レ仕候、三月十五日御立なされ候間、成_二其意_一、三月廿五日より内二悉出来候様可_二申付_一候也、

文禄四年正月三日

（豊田秀吉）
（朱印）

御普請奉行三人

浅野左京大夫とのへ （幸長）

千石越前守とのへ

石川兵蔵とのへ （貞清）

史料七「羽柴秀吉朱印状」³¹⁾

草津御湯治之間城々御番衆事

一 こむろ 千石越前守居城 千石（権兵衛）ごんひょうゑ

一 上田 さな田安房守居城 羽柴右近

一 まつもと 石川玄蕃居城 （福業）いなのは右近

一 川中島 越後衆 石川（玄蕃）けんは

同（肥後）ひこ

一 ぬまた さな田源三郎居城 羽柴修理大夫

一 ミのわ 井伊侍従居城 （浅野）あさの左近大夫

一 まへはし 平岩七介居城 あさの左京大夫

一 につた 榊原式部太輔居城 日祢野（織部）をりへ

右草津御湯治之間、城々請取、御番可_レ仕候也、

文禄四年正月四日

（豊田秀吉）
（朱印）

この一連の史料は、秀吉が上野国草津（群馬県長野原町）へ湯治に出かける際に、普請奉行に宛てた指図であり、その一人浅野家に残されたものである。

史料六では、草津移徙にあたって草津のある上野国だけでなく、信濃・甲斐国の諸大名に対して、湯治御座所の普請を命じている。奉行は甲斐一六万石浅野幸長、小諸五万石千石（仙石）越前守、石川貞清は尾張犬山城主で木曾代官も務めた。秀吉の草津移徙の間、道中の城（領国）を秀吉の代官によって一時接収されたことがうかがえる。小諸（室）城は仙石越前守の居城で、これを秀吉政権側で預かったのが仙石権兵衛であるとする。この権兵衛は秀久の嫡子秀範に充てられるだろう。そのほか、上田城（真田昌幸）を森忠政、松本城（石川康長）を稲葉方通、川中島（海津城ほか上杉景勝）を石川康長・康勝、沼田城（真田信幸）を京極高知、箕輪城（井伊直政）・前橋城（平岩親吉）を浅野幸長、新田城（榊原康政）を日根野高弘が一時受け取った。いずれも上野国近国の豊臣大名が城の受け渡しを担っている。

上田から但馬国出石に転封となった仙石氏に伝えられた家譜に秀範の記述がある。

史料八「出石仙石家譜」³²

秀範 一ニ久倫ニ作ル、主馬、権兵衛

文禄元年壬辰正月、始テ秀吉ニ謁ス、(中略)、同四年乙未、近習ニ補セラレ、後秀頼ノ傳トナル、慶長四年己亥八月、従五位下ニ叙シ、豊前守ニ任セラレ、別ニ祿三千石ヲ賜フ、同十七年壬子、父ノ意ニ背クコトアリテ家祠ヲ嗣カス、薙髮シテ宗也斎ト称ス、十九年甲寅十月二日、秀頼ノ招ニ応シテ大坂城ニ入り、三万石ヲ領ス。

この記述から、秀範が秀吉近習となったこと、さらに秀頼傳役であったこと、小諸とは別に三千石を分知していたことがうかがえ、秀康と秀久とは、他の信濃国の大名で真田家(上田領昌幸、沼田領信幸、馬廻衆信繁)、小笠原家(貞慶と秀政)³³と同様、別家扱いであった可能性もある。家譜に拠れば、秀範の初名は秀久の偏諱から久倫であったが、秀範に替わっている。秀吉の偏諱とすると文禄元年の謁見によるものだろうか。

三 二男秀範・三男忠政



史料九 仙石信郷判物 (龍雲寺蔵)

父の仮名権兵衛を継いだ二男秀範は、当初家嫡と位置づけられていたものと見られる。秀範は近江国に生まれたが生年不詳。秀久の近江在国時代は、天正二(六年)であり、次弟忠政(久政、以下忠政)が生まれたのが天正六年であるので、この間に秀範は生まれていることになる。すなわち秀吉近習となった文禄元年時点では、一五〜一九歳程であったとみられる。なお長兄菊太郎久忠(幼名伊勢松)は盲目のため京都で関都検校と称していた。

しかし家譜の通りだとすると父の本意に叛いたことから秀久は廢嫡となったという。その時期は確定できない。

秀久が慶長三年に秀吉の葬儀を終え一一月に伏見邸から小諸へ帰城する際に秀範は伏見に残留した。秀久は帰城の直前、伏見の家康邸襲撃が噂された頃、小諸に在城していた忠政(実際は三男)に書状を送っている。同時に、伏見の家康邸を訪れ、家康への忠節を尽くすこと、江戸に何かあれば小諸にいる久政が「家嫡」として精忠を尽くす、記した³⁵。家譜は後年の編纂物であることから、忠政を当初より家督継承者として位置づけている点は注意が必要である。

この直後、龍雲寺に対し一通の判物が出されている。

史料九「仙石信郷判物」

〔³⁴家譜ハ書〕
「仙石信郷公黒印 壹通」

定

龍雲寺門前くきぬきより内屋敷分年貢諸役共³⁶「免許」者也、仍如件

慶長三年

十二月十八日

龍雲寺

信郷(花押)

仙石信郷は家譜等系図に見られない人物である。龍雲寺に対して諸役免除を認めたものであるが、これとほぼ同文の龍雲寺宛の判物が秀康(秀久)から文禄三年二月十九日に出されていることに注目したい³⁶。文禄三年のものが当主である秀久発給文書であることから、慶長三年段階の仙石氏にとって同文文書を発給できるのは同等の秀範もしくは忠政と考えられる。「家譜」ではこの時小諸にいたのは忠政で、秀範はこの時在京しており、忠政が秀久からこの段階で家嫡として位置づけられていたとすると、岩村田龍雲寺への判物発給ができるのは忠政のみだろう。したがって「信郷」は忠政の名乗りの可能性がある。

後年だが、大坂陣に豊臣秀頼方として出陣した武將の動向について記した「大坂陣山口休庵咄」には、仙石豊前(秀範)が「石田治部少の一味にて関ヶ原以後浪人」³⁷とある。父秀久・三男忠政と、二男秀範との関係が、すでにこの時点で別

行動を取っていた可能性が高い。

慶長五年七月、上杉景勝討伐に際して、会津へ軍を進めた武将に細川忠興がいる。細川家四〇〇石取家臣の牧惣太夫により寛文四年に作成された「細川忠興軍功記」に信濃を通過した際の記述が記される。

史料一〇「細川忠興軍功記」⁽³⁸⁾

七月九日之晩ハ信州望月に被_レ成、御陣成候、仙石越前殿御領分にて御馳走被_レ成、明る十日之昼ハ岩村田にて御息豊前殿、右宅_ノ御出候て御振舞被_レ成候、其晩は山中之宿に御陣被_レ成候事

これによれば、進軍する忠興が佐久郡望月宿で泊った。秀久の領国であり、歓待された。翌日は豊前守（秀範）が岩村田で出迎え、昼食の振舞をおこなった、という。なお岩村田は江戸時代、小諸藩領に属していたが、元禄一六年に北佐久郡内を中心に内藤家岩村田藩一万六千石として分割されている。このうち中心となった町が岩村田町約二七〇〇石で陣屋が置かれた。先に見た「家譜」で秀範は三千石を分か知されている。秀範は岩村田に所領を有していたとみられる。

このあと上田城攻めでは、秀久のほか久政、秀範三名が出陣している。

史料一一「おほえ」⁽³⁹⁾

(前略)

一子ノ年ハ江戸中納言様上田へ御馬出申候事、宇津宮へ御陣ふれ御座候て、両上様御馬出申候、宇津宮_ノ江戸還御被_レ遊、内府様ハ東海道ヲ関ヶ原へ被_レ成_二御座_一候、江戸中納言様ハ上田へ御出馬ニ付而、小諸御城へ被_レ為_レ入、小諸_ノ上田へ御馬出申候、右そなへ榊原式部殿、左そなへ牧野右馬允中そなへ_(秀久)道樹様ニて御座候、道樹様御そなへ御先手ハ_(久政)宗知様、中そなへ_(秀範)豊前様・御旗本、道樹様と承申候

一上田大手へ牧野右馬允殿と 宗知様御着被_レ成候由、宗知様御はたらき、諸勢ほめ申候を、道樹様御悦被_レ成候、其上_二被_レ仰出_一候ハ、宗知様豊前様を急_二御かい被_レ成、旗本_ノおしよせ即時_二上田城御ふみやふり可_レ被_レ成と被_レ仰出_一候由承申候事

(中略)

一小諸御城ハ酒井左衛門尉殿へ御渡被_レ成、御門くまで左衛門尉殿御かため、出入仕候者も左衛門尉殿御指引被_レ成候、奥様かたと内膳様計御城内ニ如_二前々_一被_レ成_二御座_一候、豊前様・宗知様ハくるわ_二被_レ成_二御座_一候事(下略)

「おほえ」は仙石家が所蔵する慶長五年の上田城攻めを記す軍功録である。これによれば、城攻めの右翼に榊原康政、左翼に牧野康成が配され、中備が秀久であった。仙石隊の先手が久政、中備に秀範、続いて旗本衆、秀久本隊であった。その後秀久は秀忠本体とともに西国へ兵を進め、小諸城は酒井家次の預かり城となり、奥方と子の内膳（政直）は城内に、秀範と久政は郭で守備したという。別家扱いではあるが、関ヶ原の合戦で秀範が一族と対立する行動は取っていないと見做せる。

四 判物の用途

仙石秀久の発給文書のうち、判物の用途について若干触れておきたい。

A 知行宛行

信濃入部以前の判物による仙石氏の知行宛行状の多くは、

・為_レ事

・一△△石+宛行箇所

・右_ノ者也(仍如件)

の形式で、フォーマット化されている。これを簡条書としないで、本文中に全て入れ込む形態の判物もある。いっぽう信濃国に所領を得た秀久による知行宛行の様式は、石高ではなく貫高表記であったことを留意したい。

(1) 本文中に知行高を入れ込む形式

史料一二「仙石秀久知行宛行状」⁽⁴⁰⁾

以上

為_二知行分_一、四百石者令_二支配_一候了、猶依_二奉公之忠_一、可_二加増_一者也、



史料一四 仙石盛長判物 (県立歴史館蔵)

天正拾四年

二月十三日

広田甚六殿

(2) 事書

史料一三「仙石秀久知行宛行状」

為「知行」令「扶助」一分之事

一六百石者

右、全可「領知」者也、仍如「件

天正拾四年

八月廿四日 秀久(花押A)

由佐三郎五郎殿

秀久(花押A)

山田郡木太郷内

四村

史料一四「仙石盛長判物」

為「知行」遣分事

一 貳百貫文

右之支配畢、妻子去年の召連被

下、萬神妙成被「仕様候間、連々

身上引立、為「可」遣如「此候也、

慶長五年

六月二日 盛長(花押E)

北六左衛門殿

B 寄進

寄進状の様式も変化が見られる。

史料一五「仙石秀久寄進状」

令「寄進」寺領分之事

一百石者

白嶺寺

右、改「令」寄進「上者、全可」有「寺納」候也、仍如「件

天正拾四年 千石権兵衛尉

二月十三日

秀久(花押A)

史料一五では事書の次に寄進石高と寄進先(宛所)を入れ込み最後に仍如件で締めくくっている。宛所は記さない形式である。これが次第に宛所が記される形式に変化していき(史料一六)、文書様式が書札体となった。寄進状は、天正一三年に讃岐国を拝領した後から金毘羅宮、白嶺寺といった有力寺社に積極的に発給されている。寺社への寄進はすべて原則書判でおこなっている。とくに金毘羅宮では当初一〇石だった社領が、秀久によって四ヶ月の内に三〇石へと拡大している。秀久は金毘羅宮神宮寺別当である下之坊へも天正一四年八月二四日に寄進をおこなっている。

史料一六「仙石秀久寄進状」

為「寺領」令「寄進」分之事

一百石者

右全可「在」寺納「所附之儀者、青海之内を以新介・弥右衛門方「可」被「請

取」者也、仍如「件

天正拾四年

八月廿四日

秀久(花押A)

しろみね

衆徒中

史料一七「仙石秀康寄進状」

令「寄進」知行分事

一百貫文者安養寺之内

右全可「有」御寺納「候、仍如「件

天正十九年

五月十四日

秀康(花押B)

安養寺

C 禁制

仙石氏の支配のなかで禁制は信濃国内では殆ど発給されていない禁制であるが、秀吉が土佐国を平定し、秀久が讃岐一国を拝領し入部した天正一三年八月に際して金比羅宮及び地藏院に発給されている。

禁制と記された一行目の下部に発給先が入れ込まれているもので、特段様式的に目新しいものはない。

史料一八「仙石秀久禁制」⁴⁷⁾

禁制

小松内 松王寺

一 当手軍勢甲乙人乱妨狼藉之事

一 伐採山林竹木之事

一 对百姓不謂儀申懸一族之事

右條々堅令一停止一訖、若違背之輩於一在レ之者、可レ加一成敗一者也、仍如レ件

天正拾三年八月十日

秀久(花押A)

なお信濃国内では正安寺宛禁制があるが、書体等から近世になってから創られた写と思われる。新たな所領への移封の際に禁制が大量に発給されるが、仙石氏の場合は、小諸領内で禁制が残っていないことは一つの特徴を示している。⁴⁸⁾

D 書状形式の判物

秀久書状は比較的多く残されているが、このなかで書状形式でありながら、知行状や免許状など判物の内容に近いものも残されている。

(1) 天正十八年以前

史料一九「仙石秀久書状」⁴⁹⁾

以上

人数拾人取次、可三差出一候、扶持かたの事、可三申付一候、謹言

天正拾三

五月十七日

権兵衛尉

秀久(花押A)

広田蔵丞

(2) 天正一八年以降

史料二〇「仙石盛長書状」⁵⁰⁾

小諸城中三植木申付候、然者、於二在々一鑿候ハ人間、当寺諸木之儀令二免許一畢、被レ得レ其意一、以二此折帛一可レ被レ相理一候、為レ其態申入候、謹言

越前守

三月十四日

盛長(花押E)

安養寺

五 印判の分類

秀久の使用した印章は現在知られているもので四種類ある。

(1) 信濃入部以前の印判

① 永楽国通宝印

信濃国佐久郡入部以前の印判はすべて「永楽国通宝」の印章(印1)を使用する。

判物同様、形式に定型化が見てとれる。

・ 為レ事

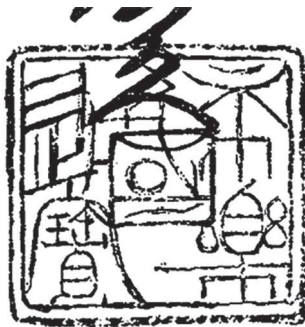
・ 一△△石+宛行箇所

・ 右レ者也(仍如件)

と定型化されている。判物との差は、判物が数百石の宛行に使用され、黒印は数十百石程度の比較的小規模の知行地の給与に用いられる傾向が見て取れる。

史料二一「仙石秀久知行宛行状」⁵¹⁾

為三知行一令三扶助一分之事



印1 (塩田文書『大日本古文書』12-14東京大学史料編纂所)

勝郡新居郷

一拾石者

右全可_二領知_一者也、仍如_レ件

天正拾四年

八月廿四日

香川采女佐殿

新居村

祈禱頭

立神殿 社人中 川西
川東

秀久

黒印

水築國通宝

仙石筑後殿

組頭中

(2) 信濃入部以後の印章三種

佐久郡において使用された印は三種類であるが、最も多用されたのは「秀康」黒印である。この時期の印章は、時期による変遷はなく、公・私印として内容に応じて使い分けをしていた。⁵²⁾

① 壺印(印2)

類例はわずか一点であるが、秀久が小諸大宮神社に寄進した際に用いられている。鼎印は禅宗寺院などで多用される。史料一八は、佐久郡の各社に計一千俵を寄進する旨を伝えた文書である。祈禱頭とされる神官立神氏は、川西の大宮社(両羽神社)と川東の小諸八幡社社家の同族である。後者は小山田氏と称した。⁵³⁾

史料二二「仙石秀久寄進状」

御寄進申表子之事

合千俵者納

右之分、御寄進仕候条其宮其てよりにて可_二相渡_一候、四組くみかしら能々念入、又其代官ニ申付可_二相渡_一候、今度社人中、其上千石筑後其外組かしらとして、其宮々へわり之ことく其宮之在所にて田地を以、当秋より毎年寄進可_レ仕候、仍定所如_レ件

慶長七年壬寅

二月十三日



印2 (小山田文書 個人蔵)

仙石越前守

黒印

② 富貴印(印3)

私印として用いられた事が分かるのは、「富貴」印である。次の史料二三は、若宮八幡宮(佐久市岩村田)に一〇俵寄進する旨を記した書状である。追而書によれば、本来書判であるべきものが「いまだ病中候間、印判にて申候」とあり、書状にこの印を例外的に用いていることがうかがえる。花押の代用として使用されていることから、秀久の個人的な人格を表象した印判といえる。⁵⁴⁾



印3 (柏原文書 当館蔵)

史料二三「仙石秀久書状」

猶以、未病中二候間、印判にて申候、以上

態申遣候、仍代參御節規、俵子拾表納致_二進上_一候、於_二御神前_一、二夜三日之 御祈念可_レ然様二任入候、猶御吉事追、可_二申承_一候、以上

二月十六日

若宮之

社人中

③ 秀康印(印4)

秀康は小諸入部直後から使用する秀久の諱であり、本来は書判に代用されるべき私印であった可能性があるが、実際の使用例は、慶長一五年以降、主に蔵米の出納関係の文書に多用されており、文書行政のなかで仙石氏の公印として使用されている点が注目される。⁵⁵⁾

秀久 黒印



上 史料二四 仙石秀久書状
下 史料二五 仙石秀久書状
(いずれも「恵崎家文書」県立歴史館所蔵)

史料二四・二五は、平成三〇年度に県立歴史館が購入した文書である。恵崎氏の出自は美濃国厚見郡江崎とみられ、土岐氏に仕えた仙石氏の配下となったと考えられる直臣である。ここでいう又左衛門は秀久治政の末期から郡代としてみえる吉久と考えられる⁸⁰⁾。秀久には鷺見氏のように近江出身のものもあり、秀久初期の家臣団の検討は今後の課題といえる。

まず文中人物の比定から検討した

十月廿三日
恵崎又左衛門殿

秀久
黒印⁸¹⁾

井伊兵部殿へ雇之者湯原村庄屋角之助所⁸²⁾在⁸³⁾之を其方擲捕召寄故、使者、相渡候事令⁸⁴⁾祝着⁸⁵⁾候、委七右衛門方へ可⁸⁶⁾申候、謹言

以上

史料二五「仙石秀久書状」

八月十一日
恵崎又左衛門殿

秀久
黒印⁸¹⁾

急度申遣候、仍三枝松土佐守殿へ雇之者崎間村⁸⁷⁾在⁸⁸⁾之處⁸⁹⁾其方金山へ帰候刻討捕候事令⁹⁰⁾祝着⁹¹⁾候、猶吉兵衛方へ可⁹²⁾申候、謹言

以上

史料二四「仙石秀久書状」⁹³⁾

なお秀康印のうち、「秀康署名+黒印」の書状形式が二通ある。年未詳の書状であるが、「秀康印」の使用年代を明らかにするため、文書の発給年代の絞り込みをする必要があるので、以下煩雑であるが考証しておこう。

い。官途から三枝松土佐守は三枝昌吉、井伊兵部は井伊直政の嫡子直勝であろう。昌吉が土佐守を名のるのが慶長一二年以降で、信濃国境の甲斐国逸見筋東向村に拠点を置いた⁹⁴⁾。直勝が父直政の没後、遺領佐和山一五万石・安中三万石を継承し家督を継いだのが慶長七年、さらに兵部少輔に任じられたのが慶長九年である⁹⁵⁾。なお父直政は箕輪城主だったとき碓氷峠に関所を配置し信濃国との境の警護にあたったとする⁹⁶⁾。

史料二四では、昌吉が雇った者が崎田村(南佐久郡佐久穂町)にいたところを恵崎又左衛門吉久が捕縛し、秀久が賞したものの、史料二五は同様に、直勝が放った者が湯原村(佐久市白田)の庄屋角之助宅にいたところを捕縛したことを賞している。いずれも同一の右筆による文書で、形状もほぼ近似することから、ほぼ同時期に書かれたものと推測される。また両者の官途からみて、慶長一二年以降のものと思われる。なお、史料二四のエピソードは、「改撰仙石家譜」にも記されており、これによれば慶長一二年のこととする⁹⁷⁾。

以上の検討から、「秀康印」は慶長一二年以降に使用されたものと一先ず推定しておきたい。

六 黒印状の用途

続いて秀久の印章の用途を概観しておこう。いずれも黒印を使用している。判物同様、印判状も知行宛行・寄進において使用されている。ただし印判状のほうが、所領規模・寄進高が小さいものが多い。また小諸領時代においては、貫高表記となっている。書判の代替として印判が用いられている例が多い⁹⁸⁾。

これに対して、用途として特徴的な印は「秀康印」で、領内の御蔵から出納を命じる際と、支給・下行した際にも押印し、計二箇所この印が捺されている。



印4 (恵崎家文書 当館蔵)

A 知行宛行

史料二六「仙石秀久黒印状」⁽⁶⁶⁾

当物成を以相渡分事

一拾石

右、為「代官」原与右衛門尉・向小兵衛「申付候条、自「兩人前」慥可「被」請取「者也、仍如」件

天正十三年

九月廿四日

塩田猪介殿

史料二七「仙石秀久知行宛行状」⁽⁶⁶⁾

為「知行」令「扶助」一分之事

一拾石者

右全可「領知」者也、仍如「件

天正拾四年

八月廿四日

香川采女佐殿

史料二八「仙石秀久知行宛行状」⁽⁶⁷⁾

為「知行」被「下分」之事

一百五拾貫文

発地組之内

右令「支配」畢、去年物成を被「下候条、全可「領知」者也

慶長拾五年

閏二月九日

佐藤織部殿

史料二九「仙石秀久知行宛行状」⁽⁶⁸⁾

被「下知行分事

一百三拾貫文 平賀之内

右令「支配」畢、全可「領知」者也

慶長十八年

九月十六日

鷲見九一郎殿

B 寄進

寺社への寄進は、祈祷の依頼を求め、秀久の敬意を示すため原則として書判で、おこない、厚礼で遇している。いっぽう史料三〇は金比羅宮に所蔵される文書で、寄進状の体裁を取っている。宛所は、神社周辺の給人で、彼らに対して年貢負担分のうち十石を免除するので、その分を神社へ寄進することを命じたものである。したがってより薄礼の黒印状の形態を取ったのだろう。

史料三〇「仙石秀久寄進状」⁽⁶⁹⁾

当物成を以令「寄進」一分之事

一拾石者

金毘羅

右彼寺中手作、其外門前等よりの年貢之内を以、京升之算用にて可「相渡

一也、

天正十三

十月十九日

宗善

伊藤久兵衛尉殿

牧甚大夫殿

山田理右衛門尉殿

C 諸役免許

判物同様の機能を持つが、低額の諸役免許であるため、印判形式によるものである。

史料三一「仙石秀久年貢免許状」⁽⁷⁰⁾

当寺屋敷分

合五石者 但島方

右当年貢之儀令「免除」者也

塩田猪介

秀久



勝郡新居郷

新居村

秀久



秀久



秀久



天正十三年

拾月廿三日

権兵衛尉

秀久

「本表圖通宝」
黒印

豊田郡萩原寺

地藏院

D 出納印

史料二八は、秀久が若宮八幡宮へ俵子五俵を寄進する旨を報じた奉書で、その黒印として「秀久印」が使用されている。宛先は渡奉行もしくは郡奉行と思われる秀久宿老等である。これをうけて、岩村田御蔵に対して俵子を支出するように命じたものである。「秀康印」が公印として用いられており、いわば複合文書として機能している。⁽¹⁾

史料三二「仙石家黒印状」

可「相渡」俵子之事

一俵子五表納

黒印

岩村田

右、若宮様御神事御入用として被_レ為_レ遣候条、祝として可「相渡」旨、被_レ為_レ仰出_二候、以上

慶長十五年納之内

慶長十七年

黒印

六月十八日

長右衛門へ

酒匂仁兵衛へ

恵崎又左衛門へ

其外渡奉行

岩村田御蔵

なお秀久時代に御蔵が設定されていたことが確認できるのは、岩村田御蔵であり、元和年間の忠政時代には平原にも置かれている。⁽²⁾

おわりに

以上、仙石秀久発給文書について、その全体像とともに、花押・印章を紹介した。秀久が讃岐国に所領を得ると定型フォーマットで知行宛行が行われている。一定の文書形式をもとに支配をおこなっていることがうかがえる。この形式は信濃へ移封されたあとも基本的に継承されていることは諒解される。

小諸時代の秀久は、改名・叙任を契機に花押をしばしば変更している。また、印はすべて黒印で用途毎に使い分けをしている可能性がある。とくに「秀康印」は、仙石家印というべきもので、後半は郡奉行らで使用している公印である。別稿で、この印の使用事例をもとに、文書発給による影響と効力について、機能の構造的把握をおこなった。「富貴」印は吉祥印として秀久個人の判物の代用とされている。

織豊期から近世初期の移行期に限ると、自治体史での叙述の取り扱いは必ずしも十全とはいえない。また移封を経ている大名であれば、通貫した叙述がとれないこともある。秀久の基礎的な研究の遅れの理由であろう。

秀久は織豊大名と目されながら羽柴の名字を名のらず、豊臣賜姓もされた形跡がなかった。この点は、九州戦線での失態が大きな影響を及ぼしたとみるべきだろうが、秀久は越前守に叙され諸大夫の家格ともなっていることから、仙石家の家格については今後さらなる検討を要するだろう。また、北野社宮仕十河能閑など豊富な人間関係も本稿では触れていない。この点については紙幅も尽きるので別稿に委ねることとしたい。

謝辞 左記の方々には史料調査・写真掲載に便宜を図っていただいた。記して感謝申し上げます（敬称略）。

一般財団法人太陽コレクション 泰巖美術博物館 柏原てる江 高野山蓮華定院

東京大学史料編纂所 龍雲寺（敬称略）

注

- 1 黒田基樹「結城秀康文書の基礎的研究」(『近世初期大名の身分秩序と文書』戎光祥出版、二〇一七年、二二七頁)。
- 2 自治体史では、『兵庫県史第三卷』一九七八年、『香川県史第二卷 通史編 中世』一九八三年が羽柴秀吉の配下として、播磨・淡路・讃岐を転戦する秀久を描く。小諸時代は、『北佐久郡志第二卷 歴史編』一九五六年、『小諸市誌歴史編三 近世史』一九九一年、『佐久市志歴史編三 近世』一九九二年などがある。もともとまとまっているものは『南佐久郡誌 近世編』二〇〇一年で、一章を設けて「仙石秀久・忠政」を扱っている。ただし南佐久郡を中心としている。秀久の文書を扱ったものは上田市立博物館『仙石氏史料展』図録(一九八四年)が管見の限り唯一のものである。塩川友衛『シリーズ藩物語 小諸藩』(現代書館、二〇〇七年)でも仙石氏の治政はわずか三頁の記述に留まっている。また宮下英樹は仙石秀久を主人公とした『センゴク』(一五巻)『センゴク 天正記』(一五巻)『センゴク一統記』(一五巻)『センゴク権兵衛』(二七巻)を大部の作品を著している。歴史漫画というジャンルではあるが、「改撰仙石家譜」など史料に即して描かれている(連載は週刊ヤングマガジン、のち講談社より単行本として刊行されている)。
- 3 『大日本史料』一二編一四、一四頁。
- 4 「篠原文書」(『豊臣秀吉文書集』八五七。以下「秀吉」とする)。
- 5 「篠原文書」東京大学史料編纂所影写本(307128-1)。
- 6 「羽柴秀吉書状写」(『浅野文書』「秀吉」二〇一)。
- 7 「寛永重修諸家譜」(『信濃史料』補遺上。以下「信史」とする)。
- 8 「仙石秀康寄進状」(『松原神社文書』「信史」一七、二二四頁)。
- 9 「旧記荒増写」慶長二年七月二五日条。この日、盛長に改名し、北野社に金二〇〇疋を寄進している(『信史』補遺下、一一頁)。
- 10 「改撰仙石家譜二 秀久公譜中」(『信史』補遺上、七〇五頁)。
- 11 「安養寺文書」(『信史』一七、二七四頁)。
- 12 「仙石秀康判物」(『龍雲寺文書』「信史」一七、五四七頁)。
- 13 「改撰仙石家譜二 秀久公譜中」(『信史』補遺上、七二四頁)。
- 14 「北野日記」(北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料』五二〇頁)。
- 15 「北野日記」(同右、五二〇・五二二頁)。
- 16 下村效「史料紹介 天正文祿慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」(『栃木史学』七、一九九三年)。木下聡編『豊臣期武家口宣案集』東京堂出版、二〇一七年。
- 17 秋山繁「土佐と南海道」吉川弘文館、二〇〇六年、九〇頁。
- 18 平井上総「長宗我部元親・盛親」ミネルヴァ書房、二〇一六年、一六五頁。
- 19 前掲註18、一七七頁。
- 20 黒田基樹「羽柴を名乗った人々」角川選書、二〇一六年、二〇四頁。
- 21 (天正一年)正月三日「石田三成書状」(『広田文書』『兵庫県史料編中世』五二〇頁)。
- 22 『大日本史料』二二一四、三四頁。
- 23 武者又左衛門宛慶長二年二月二四日「仙石盛長知行宛行状写」(『県立歴史館所蔵丸山史料』「信史」補遺下、一八頁)。
- 24 山浦左衛門宛慶長八年一月二日「仙石秀久知行宛行状案」(『山浦文書』「信史」一九、五二二頁)。
- 25 永祿四年卯月一七日「武田信玄宛行状写」(『武田氏感状写』「信史」一一、三五三頁)。
- 26 「井出文書」・「高見澤文書」(『信史』二〇、一八・一九頁)。
- 27 「蓮華定院文書」(『新編信濃史料叢書』一、四四五頁)。
- 28 「高野山総分方風土記」(『大日本史料』二一五、八四一頁)。
- 29 河内将芳「秀吉の大仏造立」法蔵館、二〇〇八年、四四頁。
- 30 「浅野家文書」(『信史』一八、九七頁)。
- 31 「浅野家文書」(『信史』一八、九八頁)。
- 32 『信史』一八一三七〇、『同』二二一四五四頁。
- 33 村石正行「小笠原貞政・秀政発給文書の基礎的考察」(『長野県立歴史館研究紀要』二五、二〇二〇年)。
- 34 「改撰仙石家譜」三、秀久公譜上。
- 35 「改撰仙石家譜」三、秀久公譜中。
- 36 「龍雲寺文書」(『信史』一七、五四七頁)。
- 37 『続々群書類従四 史伝部三』。

- 38 『続群書類従二〇下』。『信史』二二、四五五頁。
- 39 「仙石家文書」(『信史』補遺下、六九)。
- 40 「広田文書」(『兵庫県史中世編一』、五二〇頁)。
- 41 「由佐文書」(『香川県史八 資料編古代中世』、一五九頁)。
- 42 信濃史料未収(『県立歴史館収集文書(雑)』099326)。
- 43 「白峯寺文書」五(『大日本史料』一一二八、一四頁)。
- 44 「金刀比羅宮文書」(『香川県史八 史料編古代中世』、六三頁)。
- 45 「白峯寺文書」(『東京大学史料編纂所影写本』、3071825-1)。
- 46 「安養寺文書」(『信史』一七、二七四頁)。
- 47 「金刀比羅宮文書」(『香川県史八 史料編古代中世』、六四頁)。
- 48 村石正行「初期松本藩領における法と下達文書―慶長一九年発給の小笠原秀政印判状・制札をめぐって―」(『信濃』七一―一二、二〇一九年)。
- 49 「広田文書」(『兵庫県史中世編一』、五二〇頁)。
- 50 「信史」補遺下、三三三頁。
- 51 「香川文書」(『神奈川県立博物館所蔵』)。
- 52 村石正行「仙石秀久の寄進出納文書について」(『信濃』七七―一二、二〇二五年)。
- 53 神官立神氏(大宮・小山田両氏)と「立神文書」については村石正行「小山田藤四郎と立神氏―佐久郡大宮家文書から―」(『信濃』七三―一二、二〇二二年)参照。
- 54 慶長七年二月二三日「仙石秀久寄進状」(『小山田文書』『信史』一九、一六六頁)。
- 55 「柏原文書」(『信史』二二、二七三頁)。
- 56 前掲注52村石論文。
- 57 信濃史料未収(『県立歴史館収集文書(雑)』)のうち「恵崎家文書」(0993265・6)。
- 58 慶長二〇年正月二六日「仙石忠政老臣連署状」(『山宮文書』『信史』二二、七頁、に「恵崎又左衛門尉吉久」と見える。ただし『信史』では標題を「仙石秀久老臣連署状」とするが既に秀久は没しており忠政が正しい)。上田市芳泉寺には吉久の墓石があり、明暦元年一月三日没と記す(上田市立博物館『仙石氏史料展』一九八三年、四五頁)。
- 59 鷺見元禄四年写「覚」によれば、「鷺見藤兵衛出所者近江国」、「住所者美濃之きふ又伊勢之長嶋にも住居之由 信長公にも御奉公仕之由夫々後 千石越前守様江罷出御知行七百貫拜領」とある(『仙石家旧記』丸山清俊史料、県立歴史館蔵)。また「源姓鷺見氏」によれば、藤兵衛尉次定江州産「九郎右衛門尉次吉勢州産也、秀久公御嫡子豊前守殿勤」社於佐久郡「令」領三百三拾貫文「為」御小姓、「豊前守殿御浪人後兵部太輔忠政公於」伏見「御預り忠政公御家督後、故有」之知行被「召上」とあり、鷺見氏のうち藤兵衛の子次吉が伊勢生まれで、仙石秀範の家臣となっていたことがうかがえる(『仙石家旧記』)。
- 60 丸島和洋「三枝昌吉」(『武田氏家臣団人名辞典』東京堂出版、二〇二一年、三三三頁)。
- 61 『寛政重修諸家譜』二二、二九二頁。
- 62 淡路博和「安中藩」(山田武磨編『上州の諸藩上』上毛新聞社、一九八一年、七三頁)。
- 63 「改撰仙石家譜二」。
- 64 判物を機能から再分類し、書判・印判による「判物」について小笠原貞慶発給文書で検討を試みている(『小笠原貞慶発給文書の基礎的考察』『信濃』六七―一二、二〇一五年参照)。
- 65 「塩田文書」(『兵庫県史史料編中世二』、五一八頁)。
- 66 「香川文書」(『神奈川県立博物館蔵』)。
- 67 「佐藤文書」(『信史』補遺下、一七九頁)。
- 68 「信史」二二、二七七頁。
- 69 「金刀比羅神社文書」(『香川県史八 資料編古代中世』六四頁)。
- 70 「地藏院文書」(『香川県史八 資料編古代中世』九二頁)。
- 71 前掲注52村石論文。
- 72 「信史」二二、一六三頁。
- 73 「恵崎久清請取状」(長野立歴史館蔵「小林文書」『信史』二三、三四一頁)。

明治四一年の長野県庁舎火災と公文書

花岡 康隆

はじめに

当館が所蔵する幕末・明治初期から昭和二二年（一九四六年）までの長野県庁の公文書群「長野県行政文書」は、近代史料としての価値の高さと、一〇、七八三点という豊富な残存点数から、平成二〇年（二〇〇八年）に長野県宝に指定されている^①。現在の当館においても閲覧利用の頻度は極めて高く、長野県の近現代史を研究する上で不可欠の史料群と言ってもよい。しかし、その史料学的研究の蓄積は乏しい状況にある。大きな研究課題の一つとして、現在に至るまでの史料群としての形成過程や伝来過程の問題がある。近代の長野県庁において公文書がどのように保存・管理されていたのか、そして、それがその後の歴史的な過程のなかで、どのような廃棄・湮滅・流出、収集を経て現在の史料群が形作られたのかということが十分に解明されていないのである^②。

この課題については現在、「長野県行政文書」に含まれる簿冊の形態的特徴と戦後の修理事業の過程で残された痕跡の悉皆調査がすすめられている^③。この研究プロジェクトによって、史料群の形成過程の全体像が明らかになることが大いに期待される。他方で、膨大な点数が残存する近代公文書群の形成過程を明らかにするためには、歴史的な変遷のなかで生じた、公文書群の保存・管理・伝来に大きな影響を与えた事象に視点を据えて個別的に検討を加えていく作業も必要である。このような問題意識から、筆者は以前に、「長野県行政文書」に含まれる郡役所文書に注目し、郡役所廃止段階における廃棄・移管の状況とその後の伝来過程、現存する史料群の残存状況に与えた影響などについて検討を加えたが^④、かか

る視点からの研究の蓄積が引き続き求められる。

ところで、「長野県行政文書」の良好な残存状況の背景には、戦争や災害等による大規模な被害を受けていないことが挙げられる^⑤。他県では庁舎火災や戦災により、公文書の残存状況に大きな打撃を受けている事例が散見する^⑥。ただし、長野県の県庁舎も歴史上、大きな火災に遭っていないというわけではない。それが、本稿で検討の対象とする明治四一年（一九〇八年）の火災である。当時の長野県庁舎は現在の信州大学教育学部キャンパス（長野市西長野）の場所にあり、明治七年一〇月に落成した建物であった^⑦。しかし、明治四一年の火災によってほぼ全焼する被害に遭ってしまった。ただし、別棟となっていた文書庫は延焼を免れたため、公文書群が甚大な被害を受けることはなかった。一方、火災後、新庁舎の建設をめぐって移庁論争が再燃したことで、県政に大きな混乱がもたらされた。結果的には長野市から寄付を受けた現在の県庁舎がある場所の敷地（長野市南長野幅下）に移ることとなり、大正四年（一九一五年）に竣工した。このように、明治四一年の火災は、単なる災害にとどまらない、近代長野県政史上の重要な事象と言える。それゆえ、先行研究でも比較的详细な言及がみられる^⑧。しかし、それは火災後の県庁位置をめぐる論争や県政の混乱について叙述したものであり、火災そのものに対する県の対応は解明されていない。

ところで、明治四一年の県庁舎火災について、先行研究で検討されていない重要な史料として、「長野県行政文書」のうちの「明治四一年」例規・県有財産・予算決算・県会・議事訴訟・帝国議会（全）^⑨【識別番号：明41-2A-16】（以下、「県有財産」と略記し、識別番号の記載も省略する）がある（図1）。県庁舎



図1 有願事議(表紙)・県議規例(全)「(明治四一年) 例規・県議(表紙)・県議規例(全)」「(明治四一年) 例規・県議(表紙)・県議規例(全)」

における県の対応の具体相を復元することができる。そして、この火災において少なからず公文書が焼失している事実が明らかとなる。

詳しくは後述するが、庁舎火災と公文書管理との関係性については、栃木県の事例についての先行研究があり、¹⁰⁾ 庁舎火災の実相究明は公文書の管理体制や伝来の研究における論点となりうる。「長野県行政文書」においても、明治九年の筑摩県庁舎火災の影響による筑摩県文書の僅少さが指摘される。¹¹⁾

このような問題意識から、本稿では、主に「県有財産」を分析対象として、まず、明治四一年の長野県庁火災直後における県の対応の具体的経過を明らかにする。そして、このときの公文書焼失の規模と公文書の復元を中心とする火災への県の対応について検討する。また、併せて現存する「長野県行政文書」における公文書焼失の影響を明らかにしたい。その上で、先行する県庁舎火災の事例と比較し、長野県における公文書復元の方針とその背景について考えたい。

以下、本文・註において館蔵「長野県行政文書」及び「長野県報」を出典として挙げる場合は、簿冊名(「」)と識別番号(「【」)を併記し、所蔵・史料群名は省略する。また、「県有財産」につづられた書類を典拠とする場合は別表1のNoを【】内に記した。

一 火災発生とその後の経過

本章では議論の前提として、火災発生状況とその後の経過について、諸史料

や先行研究をもとに、県庁舎焼失とその直後の県の対応、新庁舎建設までの経過について明らかにしていきたい。

明治四一年五月一日午前三時過ぎ、長野県庁舎で火災が発生した。前述したように、当時の県庁舎は、明治七年に長野町袖長野(現在の信州大学教育学部構内の東側に建設されていたもので、その西側隣接地には長野県尋常師範学校もあった。午前五時によりやく鎮火されたものの、庁舎一四棟はことごとく焼失した。

「県有財産」には、火災発生当日である五月一日の午後二時付けで地方課(議事係)が起案した、内務省宛て火災発生報告の電報案が綴られている(図2)。

史料1 五月一日付地方課起案内務省宛て報告案【No.22①】

明治四十一年五月十日午後二時

属(署名)

知事(署名)

内務部長(署名)

警察部長(署名)

事務官

県庁舎焼失二関スル件

内務大臣 知事

県庁舎焼失二付具申

(中略)

発火ノ時刻ハ今暁三時ニシテ火回ハリ甚猛烈全ク鎮火シタルハ午前五時ナリ
 庁舎十四棟ハ悉ク灰燼ニ帰シ金庫ニ収納セル文書ヲ除クノ分常務取扱書類多
 ク之ヲ取出スニ違ナク会計課、土木課、林務課ハ他ノ什器ト共ニ殆ド全部焼
 失シ知事官房ハ約十分ノ一、農商課ハ約十分ノ五、地方課ハ約十分ノ七、学
 務課ハ約十分ノ十九ヲ取出スヲ得タリ警察部各課ニ於テハ通ジテ約十分ノ八
 ヲ取り出シタリ、県有財産及担保品収蔵ノ金庫式個及帳簿格納ノ金庫壹個ハ
 猛火ニ包マレタルモ之ヲ開匣シタルニ在中物件ハ悉ク異常ナカリシ知事官房
 備付郵便切手収蔵ノ金庫ハ之ヲ開キタルニ在中物件ハ其ノ一部ヲ除クノ分焦
 焼シテ用ヲ為サズ庁舎ニ離レタル肥料分析所、巡査教習所及撃劍所、度量衡

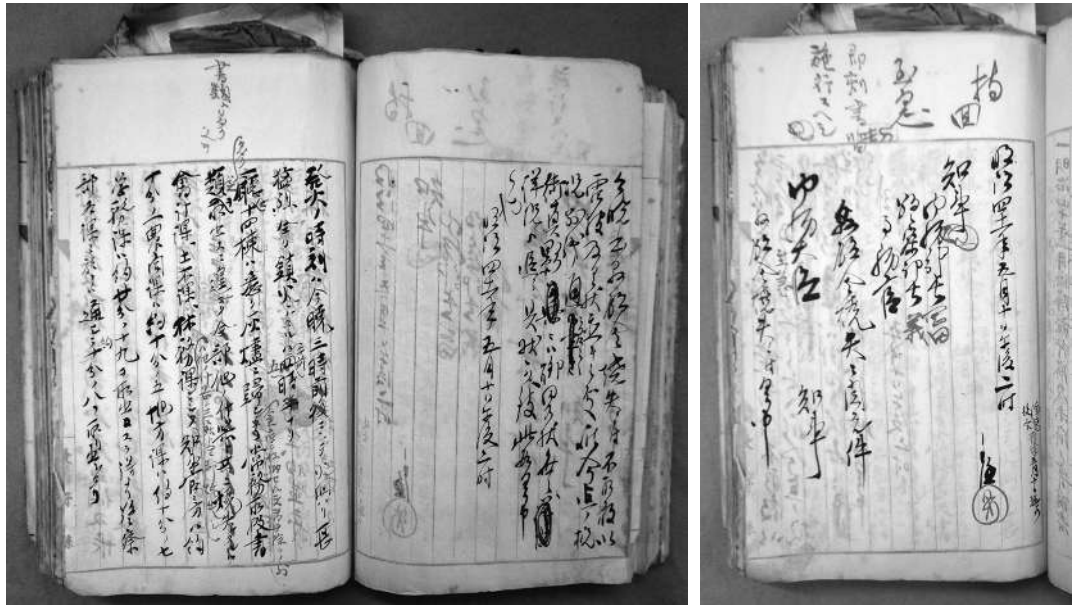


図2 明治41年5月10日付け起案内務省宛て報告書案（部分）

は他の什器類とともにほとんど焼失、知事官房は一〇分の一、農商課は一〇分の八を取り出すことができたこと、③「県有財産及担保品」が収蔵された金庫二個及び帳簿が収められた金庫一個は猛火に包まれたが、中のもは無事であったこと、④

検定所、門衛室、物置
土蔵二棟、文書土蔵二
棟、物置三棟ハ延焼ヲ
免レタリ右二付庁舎ハ
飯二県会議事院内及元
長野連隊区司令部二借
受ケ該庁舎内二設ケ事
務ヲ開始シタリ発火ノ
原因ハ過失ト認ムルモ
目下検査中ニ係レリ
通常の稟議書の用紙
を使つておらず、稟議
の過程においても起案
者を含めて誰も印を用
いていないなど、火災
発生直後の混乱した様
子が伝わってくる史料
である。ここでは、①
火災発生から鎮火まで
の状況、②庁舎一四棟
が焼失し、「常務取扱
書類」については、会
計課・土木課・林務課

他方で、知事官房備え付けの郵便切手収蔵の金庫内のものは焼け焦げていたこと、
⑤庁舎から離れた肥料分析所、巡查教習所・撃剣所、度量衡検定所、門衛室、物
置・土蔵二棟、文書土蔵二棟、物置三棟は延焼を免れたこと、⑥県会議事堂内及
び元長野連隊区司令部に飯庁舎を置くこと、が報告されるとともに、火災発生
の要因は過失と認められるが、調査中であると述べられている。余白には即施行す
べきとの旨が記される。また、墨書きのラフなものではあるが、庁舎の延焼状況
を示す図が付される【No.22②】。

五月一〇日には庁舎焼失のため、県会議事院（議事堂）に仮事務所を置く告示
案と五月一〇日以前の応答未済文書の再提出を求める告示案が起案され、告示第
一四六号・一四七号として発出されている¹⁵。この起案も通常の稟議書の用紙を用
いず、稟議ルート上の主任・文書係・官房主席・事務官・内務部長・知事はい
ずれも印を用いておらず、やはり火事による混乱の状況がうかがえる。翌日には焼
失した警察本部は当面の間は長野連隊区司令部庁舎に於いて事務を取り扱うとす
る告示案が起案され、一二日に告示一四九号として発出している¹⁶。

火災の状況については、火災発生翌日の『信濃毎日新聞』でも報じられている。
県庁職員も含めた関係者からの取材に基づくものであると考えられ、詳細かつ多
岐にわたる内容となっている。

史料2 『信濃毎日新聞』五月一日（『長野県史 近代史料編 第八卷二（社会

衛生・防災』三五二号）¹⁵ ※丸数字・註筆者

○県庁の焼失

重要な書類多く焼失す 飯庁舎を議事院に設く

①暁色未だ定まらず熟睡の夢尚円かなる昨朝三時五分、火事よと呼ば、る声
に驚き起ちたる長野警察署の夜勤巡査が表に出つれば、こは如何に県庁の
宿直室辺に当りて猛火の今や將に燃え上らんとする有様なるに大に驚き
て警戒を加へたるより市役所前なる五番組の警鐘は忽ち乱打されて市民の
夢を破り、寂莫たりし夜の衢に須臾にして修羅場も斯くやと思ふばかり、
人の叫び、唧筒の響、提灯の往復旁午織るが如く、五番の消防組を先頭第

一として長野は元より附近の各消防組次第に駆け付け必死となりて尽力したれ共、数日來の好天氣に乾き切り居たること、て、猛火は用捨なく紅蓮の舌を抜げ、

② 忽ち玄関・文書課及び会計課を焼尽し、一方は北に向ひて地方課、農商課、林務課等及び部長室、秘書課、知事室を、他の一方は土木課、愛国婦人会事務所、共進会事務所、参事会室、警察部、学務課等見る／＼間に烏有に帰し去り、焰は炎々として折しも風無き天を梨子地に染めなし余勢將に附近の人家、県農会事務所及び師範学校等に燃え移らんとせしも同校生徒及び消防組の尽力宜しきを得たる為め、漸く消し止め延焼の災害は幸じて免れ午前五時全く鎮火せり、

③ ▲焼場所と残つた部分 以上大要を尽せるも更に焼失部分を詳記すれば、宿直室、小使室、受附、玄関、文書課、地方課、農商課、林務課、会計課、土木課、部長室、秘書課、知事室、参事会室、共進会事務所、同協賛会事務所、愛国婦人会、義勇艦隊委員部、神苑会、忠勇顕彰会、軍人後援会、日本体育会支部、学務課、兵事社寺課、警察部等にして全く残存したるは、巡查教習所、肥料検査所、度量衡検定所、土蔵三棟、半焼なるは警察部附属の分析所也、

(後略)

まず、①の部分では、午前三時頃に県庁で火災が発生すると長野市内の消防組が必死で対応するも、たちまち火災が拡大していったようすが記される。この段階では火元は宿直室であったと認識されている。②の部分では、拡大した炎により、まず玄関と文書係・会計課の執務室が焼失し、北に広がった炎は地方課、農商課、林務課・部長室、秘書課、知事室を焼き、もう一方向(西か)は土木課、愛国婦人会事務所、共進会事務所、参事会室、警察部、学務課などを瞬く間に焼失させたと報じられている。一方、周囲の人家や県農会事務所・師範学校は延焼をまぬがれたこと、午前五時には鎮火に至ったことが記される。③の部分では、焼失した施設と焼け残った施設の詳細が記されている。

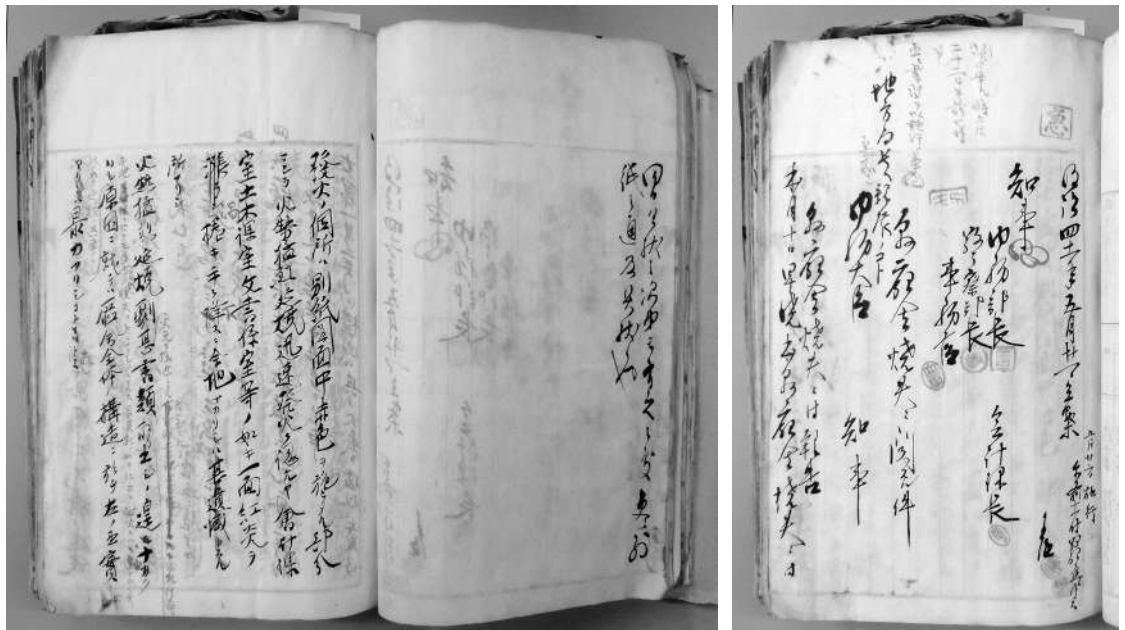


図3 明治41年5月21日付け起案・内務省宛て報告書案 (部分)

後略した部分には、①「文書金庫の被害」として庁内各課の被害状況(詳しくは後述)、②御真影が無事であったこと、③当日の宿直員及び不寝番担当者名、④長野市内の消防六組の尽力と長野市以外からかけつけた一三の町村の消防組の名、⑤師範学校生徒の尽力により師範学校が焼失を免れたこと、⑥負傷者の状況、⑦電話が無事であったこと、という七つの項目と内容が記載されている。

て、県はその原因究明にうごいている。五月一五日には、地方課・知事官房より、五月九日における各課職員の出勤状況調査の指令が出されたことで【No.6】、翌日付けで各部・課より出勤状況が報告され【No.7】、地方課で集約している【No.5】

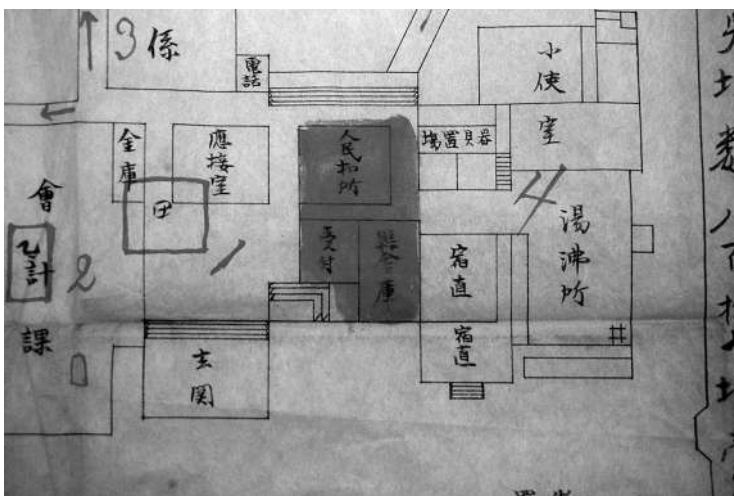
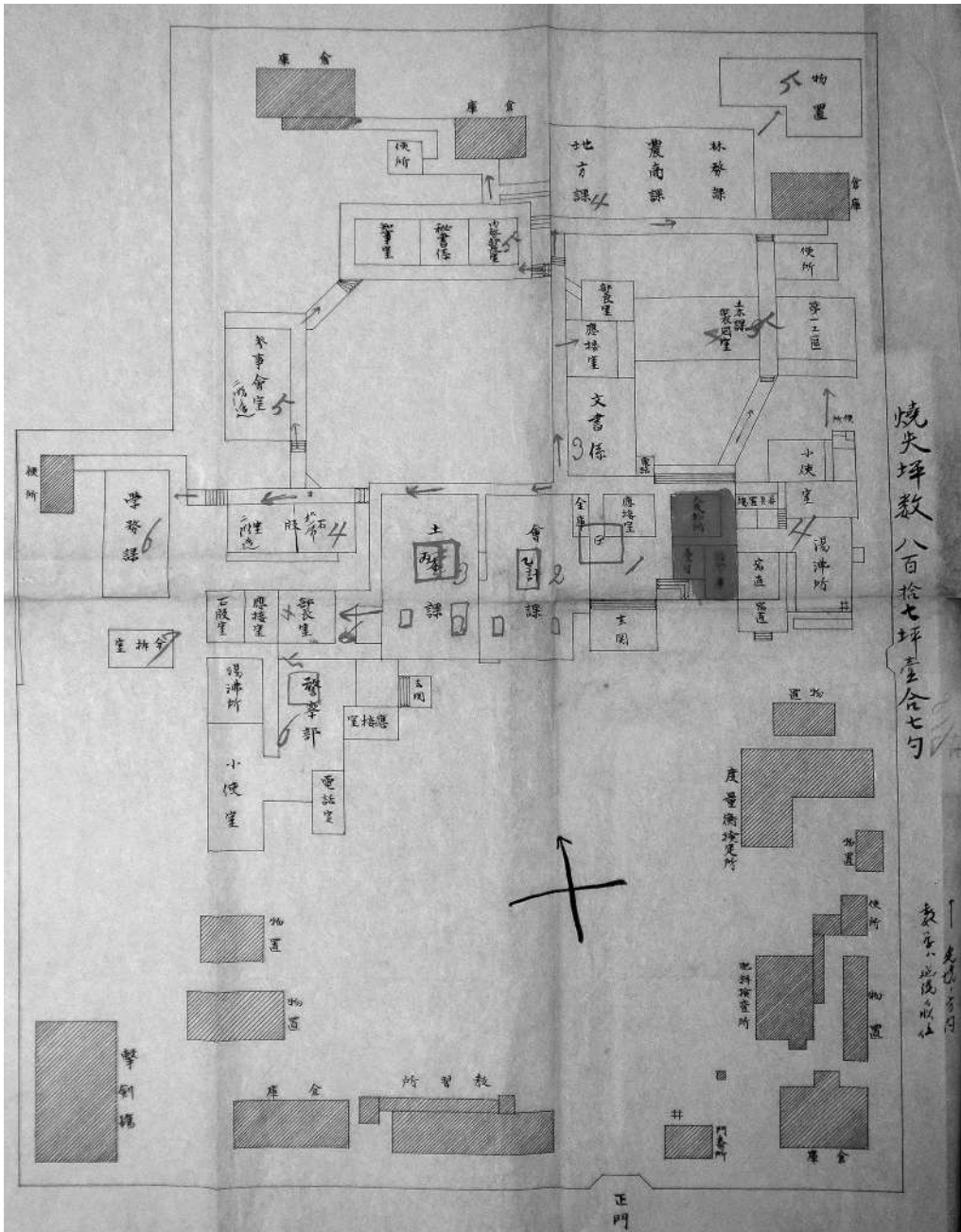


図4 庁舎の延焼状況を示す図面（上：全体、下：出火元付近拡大）

（表1）。また、一五日中午に長野測候所より五月九日・一〇日夜間における風向・風力を報告させている【No9】。さらに、並行して出火当日の宿直の職員ら一四名を対象とした、火災発生当日の状況の聞き取り調査が行われ【No11】、一四日は関係職員から始末書が提出されている【No12～15】。ただし、出火の原因は特定できなかったようである。また、焼失した文書・物品類の調査が行われており、

各課より調査結果が報告されている【No16～21】。この内容は次章で詳述する。ここまでの調査を受けて、五月二一日には知事名での内務省宛での火災に関する報告書案が起案され、翌日に書留にて施行している【No8①】（図3）。稟議の過程で内容や表現などについて多数の箇所に訂正が入っており、県庁舎の焼失という不祥事の報告書が慎重に慎重を重ねて作成されている様子が見えてくる。本史料は長文であるため、次章で文書焼失に関する記述部分を掲出することとし、ここでは内容を紹介するのみに留めたい。

この報告書には、火災の延焼の状況を示す精巧な庁舎図面が付されている【No8②】（図4）。焼失直前の庁舎内の部屋の配置状況を知り得る

表1 5月9日在庁職員調

	総員	出張不在員	在庁所員	総員ニ対スル 在庁所員割
知事官房	21	1	20	0.95
地方課	19	5	14	0.74
土木課	35	13	22	0.63
学務課	22	5	17	0.77
農商課	24	4	20	0.83
林務課	16	10	6	0.38
会計課	31	2	29	0.94
警察部	40	6	34	0.85
合計	208	46	162	0.78

※県吏員から給仕までを含めた人数。

ここでは省略する。そして、火災の原因について調査結果がまとめられる。前述したように、この報告書の段階では人民控所の付近が火元とされ、その二階に平素より置いてあった紙屑等が盛んに燃えたことが指摘され

であった上、庁員の二割以上が出張中であったことも文書搬出に手間取った理由に挙げる。次に、文書・重要備品等の焼失状況について、この報告書作成までの段階で明らかとなった状況をまとめていく。この内容については次章で詳しく検討するため、ここでは省略する。

貴重な史料である。当初は庁舎一階の宿直室の辺りであったとみられていた火元は、この図面の段階では朱色が塗られた人民控所周辺であったと示されている。そこから西側はまず会計課と土木課を焼き、さらに西側の部長室、警務部、学務課と延焼していった様子、北側はまず文書係を焼き、そこから土木課、内務部長室、さらには地方課、農商課、林務課へと延焼していった様子が図示されている。報告書の内容としては、出火ののちに延焼が迅速に拡大し全焼に至った原因として、①庁舎の棟上にある火見櫓(図中の甲と記された部分)と庁舎屋上に採光窓(図4中の乙・丙と記された部分)が高く設けられていることで、煙突のような役割を果たして炎を上昇させる結果となったこと、②庁舎の各室を隔てる壁は板塀ばかりで土壁がなかったこと、③庁舎は廊下の接続が多く、拡張するたびに建物継ぎ足していったこと、④もともと庁舎が水利不便の位置にあったこと、という庁舎の構造的な問題と地理的問題を挙げる。また、午前三時という時間帯の発生

る。また、人民控所の向かいにある県金庫係員詰所では火鉢を使っていた事実があり、宿直の職員が出火当日に誰もこれを見廻っていないこと、また人民控所の東側には火鉢を積み重ねていたこと、宿直の職員は一時までに就寝したが、その段階では火や煙を感じていなかったこと、などが調査結果として述べられており、過失に因る失火であることは疑いないものの、その具体的な原因を究明するには至っていないとされる。火災発生直後から行われた職員への聞き取りを中心とする徹底した調査の結果がまとめられ、宿直職員の火の確認不足などが指摘されるも、火災の根本的な原因は特定できなかったことがわかる。ただし、その後も火災の原因調査が継続したのかどうかは明らかにならない。

なお、五月二二日には、今度は隣接する師範学校講堂・体操場など計八棟が焼失する事態が起きた¹⁹⁾。相次ぐ火災を受け、翌日には知事官房及び各部・課などに対して訓令「庁中ノ取締ニ関スル件」が【No.3】、二五日には長野市長あてに「長野市内ノ警戒ニ関スル件」が【No.2】発せられている²⁰⁾。しかし、翌月一五日には師範学校本館など計三棟が焼失している。五月二八日にはあらためて「火災予防ニ関スル件」が内務部より発せられ【No.1】、更なる警戒が呼びかけられている。県では県庁舎新築にかかる建物価格の見積りが作成され、その額は三万八七二〇円とされている【No.4】。

その後、六月二三日付けで内務省より県庁焼失備品調弁費として八一四六円九五銭が支出されている²¹⁾。他方で、一連の火災発生を受けて、七月九日付けで知事の大山綱昌は内務省より譴責処分を受けている²²⁾。

前述したように、県庁の焼失により、南長野町聖徳の県会議事堂がいったん仮庁舎とされた。そして、同年九月から十一月一〇日まで市内の城山で開催した一府十県連合共進会の終わりを待ち、その施設の一つである参考館(のち商品陳列館)を仮庁舎として十一月一八日から県政の執務をおこなった(告示第三九六号)²³⁾。県庁舎の再建案は一二月の県会で大山綱昌知事より提出され、翌年三月に県会議事堂の南方(南長野幅下)に決定した。同年一二月に起工式が行われ、大正二年六月には新庁舎が完成した²⁵⁾。

以上、本章では火災の発生からその後の県の対応状況を概観してきた。次章では、本稿の主題となる公文書の被害状況について検討していく。

二 公文書の被害状況

1 焼失文書の調査

県庁内では、火災後すぐに各課で焼失した文書・物品類の調査が行われており、「県有財産」には各課より提出された調査結果の目録が綴られている。特に焼失した文書類については各課で詳細な目録が作成されているが、それらは、①文書係管理下の完結文書群と、②各課の管理下にあった未完結文書や台帳類（常用書類）の二系統に分類して把握することが適当であると考える。以下、系統ごとに被害状況を検討していきたいが、その前段として、焼失したはずの文書のライナップをどのように調査したのかという問題について言及しておきたい。次の史料はこのことを考える手がかりとなる。

史料3 林務課焼失文書目録【No.20②】※傍線筆者

林務課 明治四十一年五月十日（午前三時）長野県庁舎焼失当時ノ当課員

在庁者 （中略、以下五名）

不在者 （中略、以下十名）

右ノ如ニシテ在庁者極メテ少数ナリシ

書類物品ノ現況調査

書類ノ今日迄ニ発見セルモノ別記ノ如クニシテ就中公有林野ニ関スル書類ノ如キハ当日議事院ニ引移リシ当時ニ在テハ皆無リシニ漸次他係書類中ヨリ発見セルモノナリ、而シテ之カ調査ニ当リ会計課並ニ当課ノ目録及台帳ヲ焼失セルヲ以テ記憶ニ依リ記載セルモノニシテ勉メテ精密ヲ期シタリシモ細微ノ点ニ至テハ遺漏ナキヲ保シ難シ

最も被害が大きかった林務課が提出した焼失文書目録である。壊滅的な被害を受けながらも、課外に出ていた書類などが発見されて報告されたことが述べられ

ているが、注目したいのは傍線箇所である。ここでは「会計課並ニ当課ノ目録及台帳」を焼失したため、多くは記憶によって記載しているということが記されている。ここからは、会計課や各課において保管する書類を管理するための「目録」や「台帳」類が存在しており、焼失を免れた課ではそれによって焼失書類の調査・確認、文書目録の作成が行われたことが想定されるのである。

2 文書係の管理下にあった完結文書群

本節では、前節で分類した二系統の焼失文書のうち、文書係管理下の完結文書群について検討する。知事官房において文書編纂や保存等の業務にあたった文書係が管理していた文書群は壊滅的な被害を受けた。その様子は次に挙げる『信濃毎日新聞』の記事からもうかがえる。

史料4 『信濃毎日新聞』五月一日（『長野県史近代史料編第八巻二（社会衛生・防災）』三五二号）

▲文書金庫の被害 文書の被害如左

◎文書課 此処には四十年及び四十一年即ち最近の事済みたる書類を所蔵し居たるが、不幸にして火元に最も接近し居りたるため一物も取出すを得ず 悉皆烏有に帰せしめたるは残念至極と云ふべし。

（後略）

史料1において後略とした部分の記事である。文書係は火元の人民控所に近かったことから、「四十年及び四十一年即ち最近の事済みたる書類」、すなわち明治四〇年度及び四一年度の完結文書のすべてが焼失してしまったことが記されている。その全体像は、五月一日付けで文書係から提出された焼失文書目録【No.21③】（図5）により明らかとなる。この目録では、書類目ごと明治四〇・四一年の第一種～四種文書の焼失冊数が書き上げられている。この目録全体を一覧化したのが後掲の別表2である。この表をもとに、保存年限ごとに焼失した冊数を示すと以下ようになる。



図5 知事官房文書係提出の焼失文書目録（部分）

第一種文書（永年保存）：明治四〇年一八三冊、明治四一年九七冊
 第二種文書（三〇年保存）：明治四〇年八一冊、明治四一年二二冊
 第三種文書（二〇年保存）：明治四〇年一五七冊、明治四一年八一冊
 第四種文書（三年保存）：明治四〇年五冊、明治四一年五二冊

以上から、六七七冊にのぼる文書群が焼失したこと、うち、永年保存とすべき文書二八〇冊が焼失したことが明らかとなる。また、年度で見ると、明治四〇年の簿冊が四二六冊という全体の三分の二弱を占めている。この影響は、現在の「長野県行政文書」の残存状況にも見て取ることができる。表2は、「長野県行政文書」のうち、明治四〇年、四一年、四二年の簿冊の残存数を課ごとに示したものである。いずれの年度も、後の段階になってから文書群に編入されたとみられる簿冊は除外した数字となっている。明治四一年・四二年に比して明治四〇年の簿冊の残存数が著しく乏しいことがわかる。

この状況は昭和一〇年代から戦後間もない時期に編冊されたとみられる文書保存目録でも同様の傾向が看取できる。筆者が確認した文書保存目録七冊それぞれに記載される明治四〇年度の第一種（永年保存）の簿冊数を示したのが表3である。

表2 「長野県行政文書」のうち、明治40年、41年、42年の簿冊の残存数

	知事官房	地方課	土木課	学務課	農商課	林務課	会計課	合計
明治40	4	4	1	12	0	1	0	22
明治41	3	5	17	72	9	7	1	114
明治42	1	8	33	41	3	24	0	110

表3 「文書保存目録」に記載される明治40年度の簿冊

No.	簿冊名	部課	識別番号	総冊数	残存簿冊	冊数	現存
1	文書保存目録	知事官房	明45-2A-10	2	篤行者褒賞（明治四十一年合冊）	1	○
					履歴書 転任免職死亡	1	○
2	文書保存目録	地方課	明44-1-4	4	第三十回長野県通常県会会議録（臨時県会会議録）	1	×
					県参事会議案原議	1	×
					県参事会会議録	1	○
					県参事会諮問案裁号報号原議	1	×
3	文書保存目録	土木課	明45-2A-9	1	自三十九年至四十年 砂防工事関係書類	1	○
4	文書保存目録	学務課	明45-2A-8	14	県立学校職員進退	2	○
					小学校	9	○
					小学校・実業補習学校・小学校ニ類スル各種学校教員進退回議	1	○
					学事年報	1	○
					学級別市町村立小学校及学年別児童表	1	○
5	文書保存目録	經濟部農務課 （元農商課）	明45-2A-5	記載なし	—	—	
6	文書保存目録	林務課	明45-2A-6	記載なし	—	—	
7	文書保存目録	社会教育課	明45-2A-7	記載なし	—	—	

る。農商課・林務課・社会教育課(旧学務課)は記載がなく、この保存目録作成段階で残存する簿冊がなかったことがわかる。その他、焼失した簿冊が少なかった学務課のみ一四冊が残存していたが、知事官房は二冊、地方課は四冊、土木課は一冊というように、その残存数は乏しい。反対に、これらの簿冊がなぜ焼失を免れたのかという点は現段階では明らかにできないが、この表3からは、現存する「長野県行政文書」が史料群として形成される以前の県庁舎に保存されている段階から、すでに明治四〇年の簿冊数が乏しいという状況が把握されていたことがわかる。

以上から、明治四一年の火災においては、明治四〇年度の完結文書の簿冊が壊滅的な打撃を受けたことが明らかとなった。では、ここにいかなる制度的背景があったのだろうか。

史料5 明治三九年「(改訂)文書保管規程」(例規・文書雑件・篤行者褒賞・

寄附者褒賞)【大10-1-19】※傍線・丸数字筆者

第一条 文書ハ文書係ニ於テ必要ノ項目ヲ設ケ編纂スベシ

第二条 文書ハ左ノ四種ニ分チ保存スベシ

第一種 無期保存 無期保存ノ必要アル文書

第二種 参拾個年保存 第一種ニ亞ギ保存ノ必要アル文書

第三種 拾個年保存 第二種ニ亞ギ保存ノ必要アル文書

第四種 三個年保存 三個年以上保存の必要ナキ文書

輕微ナル事件ニシテ保存ノ必要ナキ文書ハ文書係及主務係協議ノ上知事ノ決裁ヲ受ケ棄却スルコトヲ得

①第三条 文書ノ回付ヲ受ケタル時ハ知事官房及各係二分チ第一式ノ文書編

纂索引ヲ付シ編纂スベシ

(中略)

第四条 文書ハ一歴年毎二一冊ノ厚サ凡ソ式寸ヲ限度トシ編纂スヘシ

(中略)

②第六条 編纂ノ文書ハ翌年更ニ装釘シ図面其他編冊シ難キモノハ袋又ハ帙

ニ収メ各其要領ヲ表記スヘシ

但装釘上紙数ノ多寡ニ依リ便宜分合ヲ為スコトヲ得

③第七条 編冊シタル文書ハ第二式ノ文書保存目録ニ登記シ文庫ニ收藏スヘシ、

文庫ニ收藏スルトキハ文書ヲ關係各係ニ區別シ其の編纂年度毎ニ保存

種目ニ從ヒ配列スヘシ

(後略)

明治三九年に改訂された、完結文書の編纂・保存についての規程である。傍線部①～③の流れを確認したい。すなわち、各課で完結処理を終えた文書は文書係に回付されて索引を付して「編纂」される(傍線部①、第三条)。そして、翌年さらに「装釘」される(傍線部②、第六条)。この「装釘」とは、現存する「長野県行政文書」に見られる、「公文編冊」の題箋を貼った柿渋を引いた板目の表紙を付して四ツ目綴じで装丁した状態とすることを指しているのだろうか。その上で、保存目録に登録されて文書庫に收藏される(傍線部③、第七条)。

明治四一年に発生した火災でありながら、その前年である明治四〇年の完結文書が壊滅的打撃を受けた理由には、このような当該時期の文書管理規程がある。

すなわち、火災によって焼失した明治四〇年・四一年の公文書のうち、明治四〇年のものは火災の前年に文書係に回付されて「編纂」され、装釘のちに文書庫に收藏される予定であった文書群だったのである。しかし、文書庫に收藏される前の段階で火災に遭い、文書係の執務室において灰燼に帰したのであった。

焼失した明治四一年の文書についても、火災発生までの段階で完結処理を終えて文書係に回付された完結文書群だと考えることができる。これらも火災に遭わなければ明治四二年度中に編綴されて文書庫に保存されるはずだった。

3 各課が保管していた未完結文書の綴・台帳類・図書類

次に、焼失した二系統の文書群のうち、各課の管理下にあった系統のものについて検討を加えたい。各課の管理下にあった文書群は、①明治四一年度の公文書を中心とした、文書係に送られる前の未完結の公文書、②常用の帳簿・台帳・目

録類、③図書・書籍類、に分類される。

各課の文書群の焼失状況は、『信濃毎日新聞』や「県有財産」に綴られる五月一〇日付【No.22】(史料1)及び五月二一日付けの内務省宛て報告書案【No.8】に詳しい。以下、『信濃毎日新聞』及び五月二二日付けの内務省宛て報告書案を掲出する。

史料6 『信濃毎日新聞』明治四一年五月二一日(「長野県史近代史料編第八卷二(社会衛生・防災)」三五二号)※丸数字筆者

▲文書金庫の被害 文書の被害如左

(中略、史料4に掲出)

①◎地方課、農商課、林務課 此三課は一棟の中にありて庁内の最北部に位置し居りたれば、其後方なる板塀を破壊して内外力を協せたる結果地方課は八部農商課は七部程の書類を全うし、只林務課に於てのみ僅に其十分の一程を取出し得たり、殊に農商課に於て共進会に関する書類を完うせしめたるは喜ぶべし、

②◎郡長室、秘書課、知事室 大概は取出したれど、唯郡長室のテーブルの抽出に最近の書類を入れ置きしものが焼失せしは遺憾なりと岡田内務部長は語れり

③◎会計課、土木課 何れも書類殆ど全部を焼失せしも唯土木課の第一工区に属するものは取出たるが如し

④◎私設団体 義勇艦隊委員会、神苑会、忠勇顕彰会の書類は大概取出せり、但顕彰会の編纂部に属するものは全部焼失、愛国婦人会のものは会員台帳、筆筒四本の内一本及び遺族廃兵調査書類の一箱を出したるのみ、余は焼失、軍人後援会の分亦全部焼失、婦人会事務取扱習田少佐は、来る廿三日東京に於ける同会総会に就き支部会員数につきて精細なる調査をなし来る十六日電報にて報告する筈なりしが調査の仕様なきには困却すと語る、

⑤◎警察部、学務課、社寺兵事課、延焼の最後なりしと師範学校生徒の尽力により全部焼失を免れたり

⑥◎金庫は無事 会計に保管せる金庫の中には農工銀行の担保にかゝる有価証券額面三十万円、県有々価証券全部約三十万円程、工事請負保証として預かり居れる同証券十数万足らず、並に日記、原簿其他の重要帳簿等ありしも猛火の中において全部被害を免れたるは不幸中の幸いと云ふべし、尚罹

災救助基金七十万円は東京興行銀行に全部預入れあり、課長岩下神太郎氏の預り居れる私設団体の預金は六三銀行に預入しあるが故に、此度の火災によりて何等の影響なかりしは勿論なり、

⑦▲御真影も無事 焼け残りたる前記土蔵の中に蔵したる旧き書類は何れも無事なりしが其中の一棟即ち知事官房の裏手なる土蔵には御真影を収めあり、これ亦何等の被害なし、(後略)

史料7 五月二一日付内務省宛て報告書案【No.8】

※丸数字筆者、網掛け・抹消線を付した箇所は稟議の過程で削除の指示が入った箇所、太字ゴチックは稟議の過程で字句の挿入の指示が入った箇所、■は判読不能箇所を示す。

①：(前略)火難ヲ免レタル公書ハ重ニ書箱ニ收藏セラレタルモノニシテ是等ハ先ツ一着ニ運ヒ出サレ残リタル卓子、椅子、手筆筒等ハ重ニ最後ニ回サレタルニ依リ各課トモ之ヲ取り出スニ由ナク概子灰燼ニ帰スルノ已ミニ得サルニ至レリ從テ**棚車子ノ抽キ出シ**又小手筆筒在中ノ**当座書類及等秘密上**庸不レキ書類ハ**亦**共ニ焼失ノ類ニ罹レリ

②焼失後徐々ニ調査ヲ行ヒタルニ当時全焼ト信シタルモ思ヒノ外**累**災ヲ免レタルモノアリ或ハ平易ノ書類ニシテ焼失免レタリト信シタルモノ却テ災ヲ受ケタルアリ**就中爾後ノ調査ニ依リ累**災ヲ免レシモノニシテ特ニ記スヘキハ会計課ニ於ケル最重要ナル帳簿四十年・四十一年度ノ**国庫歳出簿及田記** **県費田記簿**等式拾式点ノ**猛火**ノ中ニアリタル金庫ニ現存シテ更ニ異状ナカリシ**小本工意ヲ強ク**■シタルモノト又林務課ニ於テモ諸台帳**参拾参冊** **他ノ帳簿五冊**其ノ他雜書類若干ナルノ**焼失ヲ免レタル**コト是ナリ

③常用ノ台帳類ニシテ焼失ニ係リタルモノハ△焼失ニ係リタルモノノ各課ヲ通ジテ三十七種内重要ニシテ将来多クノ時間ト力ヲ致スニアラサル小再造ル能ハサルモノノ小道路調書、△恩給及勲章年金台帳、巡査年金台帳、官有地台帳、耕地整理台帳、保安林台帳、県税申数割町村位等級帳、走命帳等ナリトス其重モノノ係レリ

④什器トシテ重要ナルモノ、焼失ニ係リタルハ各測量器械六台顕微鏡六十八十一台其ノ重ナルモノニ係レリ仮保管ニ係リ特別奉置セル教育勸語謄本百九十八通ノ格納セル什器ト共ニ二階建ナル一棟ノ楼上ニアリシカ猛撃ナル火焰ノ廊下ヲ延ヒツ、アリテ之ニ近クニ策途ナク遂ニ炎上ノ不幸ヲ見ルニ至リタル小リ殊ニ痛恨極マリナント木（文部省へ申報済）
（後略）

まず、掲出した部分の内容について概観する。

史料6の『信濃毎日新聞』の記事は、前節の史料4で検討した文書係以外の各部署及び各団体、金庫、御真影の被災状況について記された部分である。庁内各部署における文書や台帳類の被害状況と救出時の状況が、関係者の証言なども交えながら詳細に記述されている。①では、地方課・農商課・林務課、②では部長室・秘書課・知事室、③では会計課・土木課、⑤では警察部・学務課・社寺兵務係の文書類の被災状況が述べられている。会計課については、⑥において、県有の証券と関係帳簿類が金庫内にあつて無事だったことが特記される。詳しい内容は後で検討するが、火元との位置関係などや救出時の状況の違いから、文書の被害状況にも大きな差が出ていることがわかる。

④では庁内に事務所が置かれていた関係団体の被災状況が述べられ、義勇艦隊委員部、神苑会、忠勇顕彰会の書類は大略が救出できたが、忠勇顕彰会のうち編纂部のもは全部焼失、愛国婦人会のもはごく一部を除いて焼失、軍人後援会のものも全部焼失したという。

⑦では、焼け残った土蔵のなかにあつた「旧き書類」はすべて無事であつたとするが、これは、はじめに述べた、現在の信州大学教育学部キャンパスに現存

する文書庫と、そのなかにあつて被災を免れた公文書群を指している。現在の「長野県行政文書」のうち、明治三九年以前の簿冊群の大半はこのなかに含まれていたものである。なお、「知事官房の裏手」にあたる土蔵内に収められた御真影が無事であつたとされている点は、独立した奉安殿ではなく土蔵内に安置するといふ当該時期の長野県庁舎における御真影の管理状況を示す記述として重要である。³¹⁾

以上のように、新聞という一般大衆向けの媒体にあつて、文書類の被害状況をここまで詳述しているという事実は、近代における人びとの公文書に対する意識や関心の高さを示しているようで興味深い。

史料7は一章で内容を紹介した五月二一日付けの内務省宛て報告書案のうち、文書類の被害状況を述べた部分である。前述したように、中央に提出する報告書案であるため、稟議の過程で多数の文言・字句の訂正や抹消の指摘が書入されている。特に、③では抹消された部分に焼失した文書の名称や焼失した文書の数などが記載されている。ただし、これらは何らかの基準や配慮により、記載の必要性がないと判断されたものであると考えられ、抹消された内容についても基本的には実際にあつた事実を記していると判断してよいものと考ええる。

①では、焼失を免れた公文書（「公書」）は書箱に収蔵されていたため優先的に運び出すことができたものであつたが、反対に残つた卓子（テーブル）・椅子や手筆筒類は後回しとなつたため、棚や手筆筒のなかにあつた当面の案件に関する書類（「当座書類」）や機密性の高い案件の書類（「秘密ニ属スヘキ書類」）ただし、この部分は稟議の過程で抹消）は焼失したものが多かつたと述べられている（この点は、史料6に記される部長室の「抽出に最近の書類を入れ置きしものが焼失せし」とする岡田内務部長の証言とも合致する）。前者は各部署内で集約して保管していた文書類、後者は各担当者レベルで保管していた継続案件や進行中の案件の文書類ということになるであろう。

②では、火災直後の五月一〇日付け報告書以降の調査により、当初は全焼したと考えられていたものうち、焼失を免れていたものがあつたこと、反対に、焼

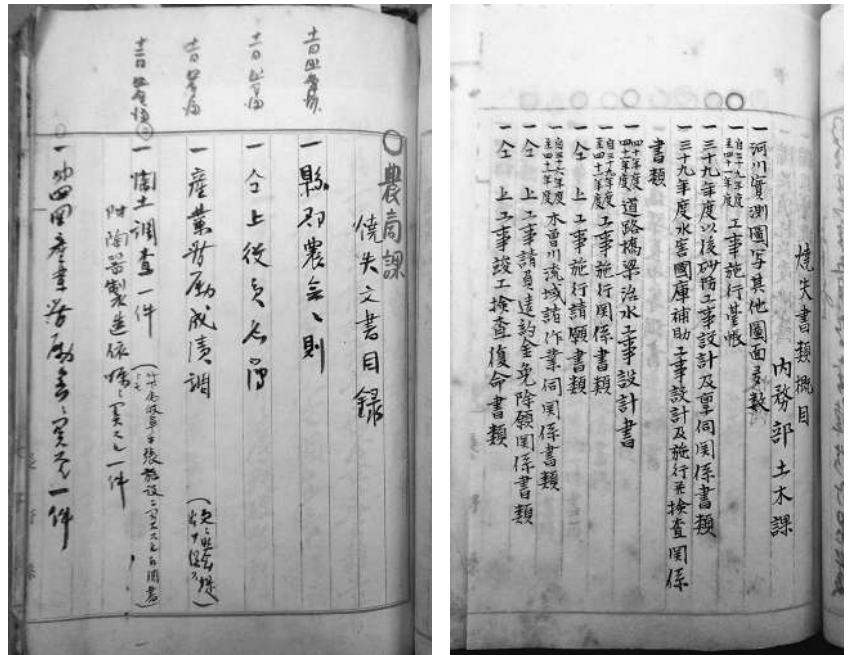


図6 各課から提出された焼失文書目録 (右：土木課、左：農商課) (部分)

〔重ナルモノ〕は各課通じて三七種あつたことが述べられる。なかでも特に重要ではあるがすぐには「再造」が困難なものとして、道路調査、恩給及び勲章年金台帳、巡査年金台帳、官有地台帳、耕地整理台帳、保安林台帳、県税戸数割町村位等級査定台帳などが挙げられている。次章で検討する、県による焼失文書の復旧に関わる内容として重要である。

④では、焼失した什器類について言及するが、そのなかで教育勅語謄本一九八通が格納した什器とともにすべて焼失したと述べられている。この点も、前述した御真影と同様に当該時期の県庁舎における教育勅語の管理・保存のあり方を知りうる貴重な記述と言える。

失を免れたと考えられていたが、実際には被災したものがあつたことが述べられている。特に、壊滅的と見られていた会計課と林務課で焼失を免れた重要な書類があつたことが特記される(具体的な内容は後述)。

③では、常用の台帳類で焼失したもののうち、重要なもの

表4 各部課の文書被害状況

	5月10日付け内務省宛て報告書【史料1】	『信濃毎日新聞』5月11日【史料2】
知事官房	10分の9焼失	—
会計課	ほとんど焼失	ほとんど焼失
土木課	ほとんど焼失	第1工区分の除きほとんど焼失
林務課	ほとんど焼失	10分の9焼失
農商課	10分の5焼失	10分の3焼失
地方課	10分の3焼失	10分の2焼失
学務課	20分の1焼失	被害なし
警察部	10分の2焼失	被害なし

以上、史料6・7の内容を概観した。両史料で規模の数字にやや相違があるが(表4参照)、あらためて公文書の被害状況を抽出してまとめると以下のようになる。

まず、出火元である人民控所に近い位置にあつて壊滅的な被害を受けたのが、会計課、土木課、知事官房(文書係)である。これらの部署は什器類とともにほとんどが焼失してしまったとされる。文書係管理下にあつた完結文書については前節でみたとおりである。土木課については、五月一〇日段階の報告書(史料1)では全部焼失とあるが、

『信濃毎日新聞』は第一工区分に関する文書のみが残つたとする(史料6③)。会計課も壊滅的打撃を受けた。史料7において焼失した常用台帳類で「重ナルモノ」として挙げられたもののうち、恩給及び勲章年金台帳、巡査年金台帳が会計課管下のものである。ただし、金庫の中にあつたために、「最重要ナル帳簿」とされる「四十年・四十一年度ノ国庫歳出簿及原費日記簿等」二二点は無事であつたことが特記される。

他方で、出火元から離れた庁舎最北部に位置していた地方課・農商課・林務課では、後方の壁を破壊して文書類の救出作業が行われた。その結果、農商課は五割(史料6は七割とする)、地方課は七割(史料6は八割とする)の文書を取り出すことができたという。ただし、林務課で取り出した文書は「諸台帳参拾参冊・帳簿五冊其ノ他雑書類」など全体のわずか一割にとどまった。五月二一日付けの報告書において、林務課は出張により四割弱程度の職員しか在庁しておらず文書の搬出作業に困難がともなつたとしている。また、学務課は九割五分・警察部は八

割の文書を取り出すことができた（史料6は全部とする）。

また、特に被害が甚大だった会計課【No.10】と林務課【No.20③】は焼失を免れた書類（現在書類）を目録化して提出しており、別表3（1）～（2）として掲出した。会計課の「最重要ナル帳簿」である「四十年年度・四十一年度国庫歳出簿及県費日記簿等」については、国庫歳出簿ほか四〇点以上が目録に記載されている。林務課についても、公文書は二二項目が挙げられ、三九冊の簿冊・三括りの書類、七一件の雑件書類等が挙げられている。残念ながら、現存する「長野県行政文書」の簿冊との突合は難しいが、林務課の現在書類の目録に挙がる「公有林野原野整理台帳（八冊）」については、「長野県行政文書」に現存する「公有林野整理」【明37-2G-1】および「公有原野整理（四冊ノ一～四）」【明38-4-5-1】～【明38-4-5-4】の四冊が、このうちに該当する可能性がある。³³

以上のような状況を踏まえた上で、被害のあった各部課から提出された「焼失文書目録」についてみていきたい（図6）。これは、各課が執務室に置いていた「常務取扱書類」で焼失したものを書き上げて報告した目録である。この目録を一覧化したのが別表4（1）～（6）である。いずれの課もおおむね、書類（未完結文書の綴り）、帳簿・台帳・目録類、図書・書籍類の三種に分けて報告している。史料7において、特に重要で「再造」を要するものとして挙げられている、道路調書（別表4（1）①土木課No.29）、恩給及び勲章年金台帳（別表4（3）①会計課No.1）、巡査年金台帳（別表4（3）②会計課No.59）、官有地台帳（別表4（1）①土木課No.43）、耕地整理台帳（別表4（2）農商課No.32）、保安林台帳（別表4（5）④林務課No.19）、県税戸数割制町村位等級査定台帳（別表4（4）②地方課No.22）についても、管理していた課ごと記載されている。

課によって目録作成の方法も若干の差が見られる。土木課（別表4（1））は一括して焼失文書の目録を作成している。それに対して、農商課（同（2））は課員が分担して作製したものをそのまま提出している。これは、課員が担当する業務に応じて焼失文書の調査と目録作成を分担したことを意味する。地方課（同（4））も課内の係ごとに分けて目録が作成されている。林務課（同（5））や会

計課（同（3））は焼失した文書の種類ごとに分けて作成されている。また、農商課は摘要欄を設けて、回議中・施行済・完結や他機関への照会・他部署からの供覧など、焼失段階における文書処理の状況について特記している。このように、課をこえた統一的な書式が定められていない状況からは、焼失文書の迅速な調査と集約を最優先させようとする意図がうかがえる。

各課の焼失書類の件数を列挙すると以下のようになる。

土木課：五二件（書籍含めて五九件）

会計課：七四件

地方課：六三件（書籍含めて八四件）

農商課：四八件

林務課：六六件（書籍含めて八一件）

知事官房：八二件

学務課・警察部：報告なし

編綴される前の段階の書類の件数である上、課ごとの業務の特性などを度外視しているため単純な数量の比較はできないが、ほとんど被害がなかった学務課・警察部からは提出がないことなど、上述した各課における被害状況に対応した様相を示していると言えよう。

各課における文書の焼失は「長野県行政文書」に現存する同一種類の簿冊の年代的偏在という形でもその影響を見て取ることができる。例えば知事官房の焼失文書目録では、令達・訓令・告示等の綴りや文書目録、往復文書の件名簿など、文書管理に関わるものを中心とする常用の文書や帳簿類が記載されている（別表4（6）知事官房）。注目されるのは文書の件名簿である。この火災により、明治二八年から四〇年に至るまでの各種の文書件名簿が焼失している（別表4（6）知事官房No.36～53）。知事官房の文書件名簿については、「長野県行政文書」には明治二五年のものが二点、³⁴明治四三年のものが一点³⁵現存するが、その間の時期のものは残されていない。これは一例であるが、本来であれば連続的に保存されていたと考えられる簿冊が、明治四一年の火災で焼失したことにより、特定の年代

がすつぱりと抜け落ちた形で伝来・現存するという状況となっているのである。

4 記録資料編纂への影響

公文書の焼失はさまざまな場面に影響を与えたことが想定される。ここでは、記録資料の編纂に対する影響をみておきたい。

明治四十二年に県が編纂・発行した統計資料である『明治四十年 長野県第二十五統計書』（長野県、一九〇九年）のうち、県庁各部の收受・発送文書の取り扱い件数を挙げた「官吏及文書」の項目内「第三六九 往復文書」（同書四六一頁）において、明治四〇年度の往復文書の数について知事官房・内務部の数が收受・発送ともに「？」となっている（図7）。知事官房文書係が提出した焼失文書目録（別表4 知事官房（6）No.51・52）に明治四〇年分の收受件名簿三五冊・発議件名簿一冊が挙がっており、このことよって明治四〇年分の收受・発送文書の件数を把握することができなかったのだろう。また、この統計資料では、四一年度分の收受・発送文書の取り扱い件数についても三九年度に比して著しく少ない数字となっている。知事官房は三九年度が收受件数三三二四件、発送件数一五四七件だったのに対して、四一年度が收受件数一六二六件、発送件数二二三三件となっている。

年次	知事官房			内務部			警察部			計		
	收受	発送	不明	收受	発送	不明	收受	発送	不明	收受	発送	不明
四十一年	一六三三	四八二四	?	二六〇四	七五九八	?	一三三三	三七三三	?	二九五四	六七九〇	?
四十年	?	?	?	二五〇八	?	?	?	?	?	六九五	?	?
三十九年	三三三三	七四七九	?	二九二八	一五四七	?	三二〇二	五五〇八	?	一〇三〇	一〇七七八	?
三十八年	二七〇二	六四八四	?	一八九六	八六四七	?	七二〇〇	七四〇〇	?	五五八	七六一六	?
三十七年	三三三三	六二六四	?	四六三〇	二二四〇	?	一九二九	六五九九	?	一〇四六	七八三六	?

図7 『明治四十年 長野県第二十五統計書』（国立国会図書館デジタルコレクションより）

三 焼失公文書の復旧作業

内務部については、三九年度の收受件数七四七九件、発送件数七五二〇九件だったのに対して、四一年度が收受件数四八二四六件、発送件数三七二二二件となっている。この点について、同資料には「附言」として「四十一年ニ在リテ五月十日以前ノ分ハ庁舎火災ノ為焼失不明」と記載している（図7）³⁶。

その他、管見に入ったものとしては、火災時に県庁内に置かれた事務所が焼失した愛国婦人協会（史料6の④部分参照）が昭和一六年に編纂した『愛国婦人協会長野県支部沿革誌』の事例がある。同書三頁には「凡例」として「明治四十一年県庁舎火災の際支部書類全部を焼失したる為め止むを得ず郡幹事部の記録を調査せしも、尚不明の箇所多きを免れず」としており、同書四四頁においても「長野県庁舎火災に罹り、県庁内支部事務所も焼失、書類全部を失ふ」と記している。

以上、明治四十一年の県庁舎火災によって記録が焼失したことで統計資料における正確な数字の把握や関係団体の記録編纂さんに支障をきたしている事例を挙げた³⁷。現在の段階で管見に入ったものはこの二例のみであるが、他にも公文書の焼失の影響を受けた事例があったであろうことは想像に難くない。

前章では、明治四十一年の県庁舎火災による公文書の焼失状況について検討し、相当数の文書が焼失した事実が確認できた。また、それが現在の「長野県行政文書」の残存状況にも影響を与えていることを指摘した。しかし、公文書である以上、行政をすすめる上で、失われたままにしてはおけないものも多数含まれていた。そのような文書については、復旧が試みられたことは想像に難くない。この点については先行する事例の紹介がある。

明治六年五月、皇居で発生した火災により隣接する太政官庁舎も類焼し、記録類が焼失した。記録類の復元のため、政府は各省や府県に対し、これまでに太政官に提出した文書の写しを再提出するか、書き写すために職員を派遣するので便宜を図ってほしいという内容の「皇城炎上記録焼失ニ付御達願伺書謄写可差出旨省府県へノ達」を發出している⁽³⁸⁾。府県レベルでは、明治二一年の県庁舎火災により公文書の大多数が焼失した栃木県において、様々な方法により、復元作業が行われたことが明らかにされている⁽³⁹⁾。

また、長野県でも焼失文書を復元した前例がある。明治九年一〇月、長野県筑摩出張所は同年六月の旧筑摩県庁舎の火災で焼失した戸籍・職分・寄留総計の謄写差出を南各大区の区・戸長に対して命じている⁽⁴⁰⁾。

本章では、以上のような事例を踏まえた上で、明治四一年の長野県庁舎火災で焼失した公文書について、どのような復旧作業が行われたかという点について検討したい。

以下では、①失われた書類の謄写の収集などを通じて、失われた簿冊と同等の簿冊を作成することを「復元」、②年度を跨いで継続的に使用されていた帳簿や台帳類が失われたため、火災後の年月日を起点としてそれに代わる新たな帳簿・台帳類を作成することを「新調」と表現する。

1 告示による「応答未済」文書の再提出指示

一章で述べたように、県は火災発生と同日の五月一〇日付で次の告示を出している。告示とは「管内一般若クハ一部分へ告示スルモノ」である。

史料8 長野県告示第四百四十七号【(県報)明41-1】

本月十日当庁火災ノ為メ書類焼失ニ付同日以前提出ノ書願伺等ニシテ応答未済ノモノハ更ニ調製差出スヘシ

明治十一年五月十日 長野県知事大山綱昌

県民一般に対して、火災の発生日以前に県に提出した「書願伺」で、応答未済のものについては再び作成(更ニ調製)して提出するよう求めたものである。

また、火災発生後の政府発行の「官報」(五月一六日・七四六四号、五月一八日・七四六五号、五月一九日・七四六六号)においても、長野県の広告として「○書類焼失 本月十日当庁舎火災ニ罹リ書類焼失ニ付キ同日以前提出ノ諸文書ニシテ応答未済ノモノハ更ニ調製差出サルヘシ」と掲載されている。

ここから、県は火災直後にあつて、行政が中断・遅滞しないよう、まずは受理した案件・文書の処理を優先する対応をしていることがうかがえる。

2 官有地台帳の復元

前掲史料7(③部分)では、焼失した常用台帳類の「重ナルモノ」として挙げているうちに官有地台帳がある。県は火災発生の二日後に次の訓令を發出している。「訓令」とは「所属ノ官署公署及官吏へ指示スルモノ」である。

史料9 長野県訓令第四十号【(県報)明41-1】

長野県訓令第四十号 郡役所 市役所

当庁備付ノ官有地台帳火災ノ為メ焼失ニ付右台帳調製上必要ニ候官有土地水面トモ土地台帳及名寄帳等ニ就キ別紙書式ニ依リ市町村別ニ一筆限り詳細取調来ル六月十日限り遅滞ナク差出スベシ右訓令ス

明治四十一年五月十二日 長野県知事大山綱昌

官有地取調書

市町村名	大字	地番	字	地目	反	別
何郡市	何々	一二〇	何々	何々	一	三二五歩

(中略※調書書式)

備考 本調書ハ御料地及国有林野ニ限り記載ヲ要セサルモ其他ノ官有地即チ各官用地、社寺、仏堂地、宅地田畑、荒蕪地、池沼湖其他ノ官有地ニシテ土地台帳ニ登載アルモノハ詳細取調総テ本調書ニ記載スルヲ要ス

土木課管理下の官有地台帳が焼失したため、郡役所及び市役所に対して、土地台帳や名寄帳に基づいて官有土地・水面の取調書の再作成・提出を指示したもの

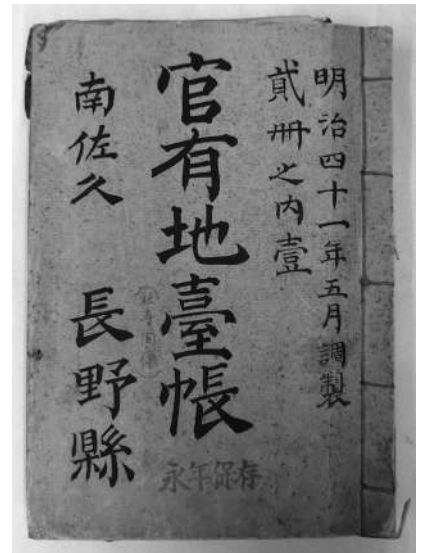


図8 「官有地台帳 社寺関係 南佐久(4冊ノ内1)」【明41-2C-16-1-1】

で事足りると判断したのであろう。また、林野については前述した林務課の現在書類の目録に公有林野整理台帳が挙がっており、焼失を免れたことがわかる。そのため、復元対象から除外されているのであろう。

さて、史料9の指示を受けて行われた調査に関する簿冊が、「明治四十一年」公文編冊「官有地調二関スル件 上水内郡役所」【明41-2B-14】、「明治四十一年五月現在」官有地調「上伊那郡役所」【明41-2B-9】の二点である。これは、県からの訓令を受けた郡役所（現存するものは上水内郡役所と上伊那郡役所）が、管内の町村に指示して官有地調査を行った結果を綴ったものである。また、「明治四十一年五月」官有土地水面使用貸付台帳再製材料「土木課」【41-2B-10】は各郡・市からの官有地調査についての報告を綴ったものである。

このような手続きを経て復元されたもので現存している簿冊が、土木課の官有地台帳一冊（「官有地台帳 小県（三冊ノ三）」【明41-2B-12-3】）と、学務課が管理する社寺関係の官有地台帳三〇冊である（「明41-2C-16-1-1」から【明41-2C-16-17】まで）。これらはいずれも表紙に「明治四十一年五月調製」（図8）とあり、火災後に復元した簿冊であることがわかる。

3 焼失文書目録にみる各部・課による復元・新調

官有地台帳以外にも、各部・課が主体となつて、焼失した公文書の復元・新調

である。備考にあるように、御料地及び国有林野については記載が不要とされている。御料地（御料林）については、管轄する帝室林野局木曾支局（明治三六年設置）が把握しており、そちらへの照会

を行っていたことがうかがえる。その状況については、前述した各課が作成した焼失公文書の目録に痕跡がのこる。すなわち、焼失公文書の目録を観察すると、目録の上部欄外（別表4「欄外上記入」）に朱書で「○」や「◎」などの書き入れやチェックの印（、）が延べ五〇個所にわたって確認ができる（図6）。また、農商課の目録には「十一日照会済」「照会済」「照」といった書き込みがある。この書き入れから、農商課では、一・一・二日の段階から郡役所などに照会をかけたことがうかがえる。すなわち、火災直後から関係機関に照会をかけ、焼失文書・台帳類の復元を図っていることが明らかとなるのである。書き入れ自体はこの目録を集約した地方課によって記入されたことが想定される。この農商課の事例を踏まえるならば、「○」と「◎」やチェックの印についても、その違いは現段階では明らかにならないが、外部機関への照会など、復元・新調のための何らかの措置をとったことを示すものと考えられるのではないだろうか。

いずれにせよ、焼失文書目録からは、各課が焼失文書の必要度・重要度に応じて取捨選択しながら復元作業を行っていたことがうかがえる。このことをふまえた上で、次項以降では「長野県行政文書」に現存する公文書群のうち、火災後に復元・新調したことがうかがえる簿冊・文書を課ごとに列挙していく。

4 知事官房

(1) 「版木簿」【明41-1-2】及び「印影簿」【昭6-A-6】（図9・10）

「版木簿」は県庁内で用いられていた書式等を印刷するための版木を管理するための台帳である。版木は、知事官房下において庁内の文書管理を担当した文書の管下にあった。知事官房の焼失物品に版木は挙げられていないものの、前述したように火災直後は通常の稟議書の様式が使用されていないことが確認できることから、版木類や公文書の用紙類が焼失した可能性は高い。明治四十一年を新調の起点とする「版木簿」の存在はこのことを裏付ける。版木の新調とともに、版木簿の新調が行われたことを示している。

「印影簿」は県庁内で用いられていた印の管理台帳である。林務課では「印箱」

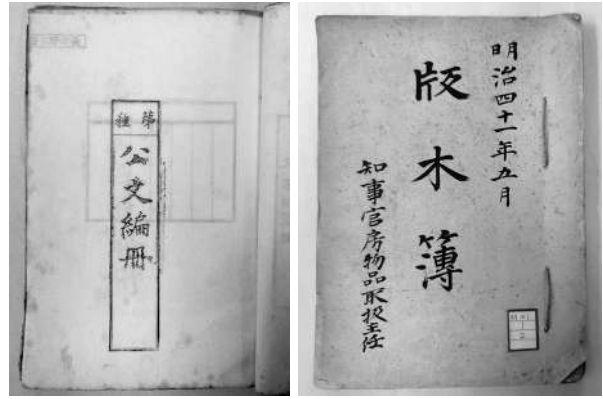


図9 「版木簿」【明41-1-2】(右:表紙、左:部分)

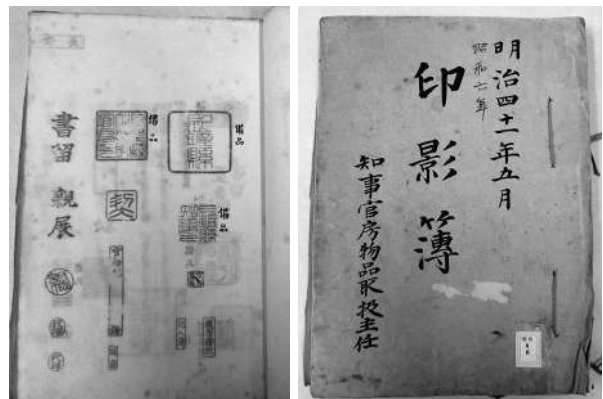


図10 「印影簿」【昭6-A-6】(右:表紙、左:部分)

とともに、内務部長官印以下一九種の印が焼失している。林務課以外でも印が焼失した可能性は高く、やはり印の新調とともに印影簿の新調が行われたことが想定される。

文書行政の機能を復旧させるために焼失した版木及び印が新調され、それとともに管理簿の新調が早急に行われたと考えられよう。

(2) 「古図目録」【明治1年度不詳124】

知事官房の焼失文書目録のうち、「図書目録ノ部」として「古図目録一冊」(別表4(6) 知事官房No.25)とあるため、現存するこの簿冊は復元されたものと考えられる。

5 土木課

(1) 「松本建設事務所所管中央西線 鐵道用地潰地調査」【明41-2B-7】

土木課が所管する中央西線の敷設のための用地買収に関する簿冊である。この

簿冊に明治四一年七月一日付で、通信省管下で鉄道関係の業務を担った帝国鉄道庁の松本建設事務所への次の依頼文書が綴られている。

史料10 明治四一年七月一日付土木課起案(松本建設事務所宛)

鐵道用地潰地調査ノ義ニ付照会ノ件

帝国鐵道庁 松本建設事務所殿

貴庁御所管東筑摩郡宗賀村地籍ヨリ西筑摩郡日義村ニ至ル鐵道用地買収ニ關スル書類ハ過般当庁火災之際全部焼失地種目組替等ノ処理上差支候ニ付、甚タ御手数ノ至リト存候ヘ共右潰地調査並ニ図面トモ各一通御謄写之上御送付ヲ煩シ度此段及御依頼候也、

東筑摩郡宗賀村(現塩尻市)から西筑摩郡日義村(現木曾郡木曾町)に至るまでの中央西線の鐵道用地買収に関する書類が焼失してしまい、潰地の地種目組み替えなどの処理に差支えが生じたため、土木課が帝国鐵道庁に提出した潰地調査及び図面の謄写を依頼したものである。

(2) 「自明治三十五年十一月至四十三年)耕地整理地区国有地編入許可綴土木課」【明43-2B-1】

前掲史料7(3部分)において、焼失した常用台帳類の「重ナルモノ」として「耕地整理台帳」が挙がっており、土木課の焼失書類目録にも「国有地耕地整理地区編入台帳」(別表4(1) ①土木課No.50)が記載されている。

各郡役所から提出させた耕地整理地区のうち国有地への編入許可に関する書類の写しを綴った簿冊である。照会文書の一例を挙げよう。

史料11 明治四一年九月一日付土木課起案(下伊那郡役所宛) ※傍線筆者

耕地整理地区へ国有地編入ノ許可ヲ請ケタルモノ其願書並ニ図面ノ写及当庁指令写等取纏メ送付方之義去五月十二日付土甲発第七号ヲ以テ及照会候以来数回照会ヲ重子候ニ拘ラス貴郡ニ限于今送付無之整理上差支候条至急送付方取計相成度此段及照会候也

傍線部分から、五月一二日の段階で各郡役所に対して耕地整理地区の国有地へ

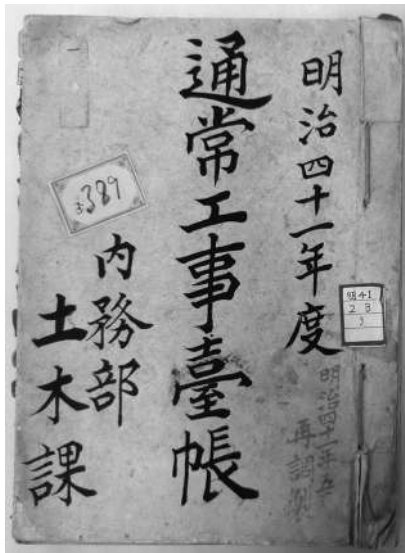


図12 「(明治四十一年度)通常工事台帳」
【明41-2B-3】(表紙)

とあり(図12)、火災後に新調した簿冊であることが明らかである。

- ・「(明治四十一年度)通常工事台帳」【明41-2B-3】
- ・「(明治四十一年度)指定工事台帳」【明41-2B-4】

が綴られている(図11)。

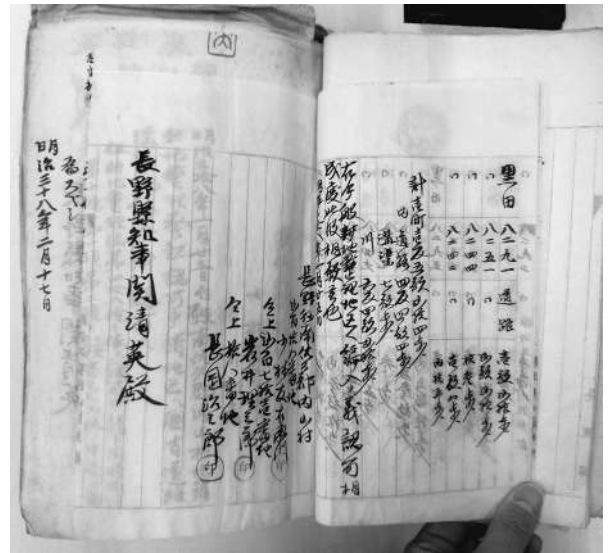


図11 耕地整理地区国有地編入願書の写し
〔(自明治三十五年十一月至四十三年)耕地整理地区国有地編入許可綴 土木課〕【明43-2B-1】

の編入の許可を受けた願書・図面の写し及び県からの指令書の写しを取りまとめ提出するよう、郡役所宛てに照会を行っていることがわかる。

この簿冊には、このような指令を受けて各郡役所が管下から取りまとめた願書・図面の写し文書

(4) 砂防工事関係書類

土木課の焼失文書の目録に「三十九年度以後砂防工事設計及稟何関係書類」(別表4(1)①土木課No.3)など、砂防工事関係の文書が挙がっている。ここから、以下の簿冊のうち、①②は焼失したことによって復元された簿冊、③は火災発生の四一年五月を起点として新調された簿冊と考えられる。

- ① 「(自明治三十九年至同四十一年)砂防工事台帳 横湯川砂防事務所」【明41-2B-1】
- ② 「(自明治四十一年五月)(三十九年度残工事)工費支払簿 長野県横湯川砂防事務所」【明41-2B-2】
- ③ 「(明治四十一年度以降)横湯川水源砂防工事竣工内訳書」【明42-2B-4】
- ⑤ 「(自明治三十七年至同四十四年)鳴岩川水利相論事件」【明44-2B-7】

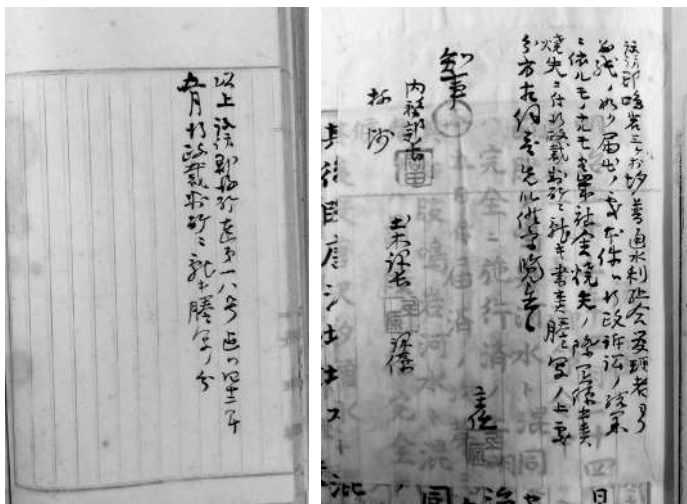


図13 「(自明治三十七年至同四十四年)鳴岩川水利相論事件」
【明44-2B-7】

八ヶ岳山麓を流れる鳴岩川(現茅野市)は江戸時代よりその流域において水利権や湧水をめぐる相論が行われている。この簿冊は明治三十七年(明治)の鳴岩川の水相論に関する一件綴りである。この簿冊から次の文書を見出すことができる。

史料12(明治四十二年五月二十七日起案)(図13右)

諏訪郡鳴岩三ヶ堰並通水利組合管理者ヨリ別紙ノ如ク届出ノ処、本件ハ行政訴訟ノ結果ニ依ルモノナルモ客

歳庁舎焼失ノ際関係書類焼失ニ付行政裁判所ニ就キ書類謄写ノ上処分方相
 伺度先以高覧置候

主任(印)

知事(印)

内務部長(印) 土木課長(印) 課寮

鳴岩川の水利権に関する行政訴訟についての書類が焼失したため、担当職員が
 行政裁判所⁴³⁾において書類を謄写した上で、処分案の伺いをしたという内容の起
 案をしている。この起案文書の後には行政裁判所において謄写した関係書類が綴
 られ、末尾に行政裁判所において謄写したものであるという旨が記載されている
 (図13左)。

土木課の焼失文書目録には「鳴岩川筋用水ニ関スル行政訴訟其他一件書類」(別
 表4(1)①土木課No.32)が挙がっており、火災によって進行中にあつた鳴岩川
 用水の行政訴訟に関する書類が焼失したことがわかる。史料12はこの焼失書類を
 復元する起案であつた。

(6) 「明治四一年(四四年)結局文書引継簿 土木課」【明44-2A-17】

結局文書引継簿とは、完結処理を行ったのちに文書係に引き継いだ公文書(結
 局文書)を各課において随時、記録していった目録である。土木課の焼失文書目
 録に「文書引継目録」(別表4(1)①土木課No.20)が挙がっており、土木課管理
 下の結局文書引継簿が焼失したことがわかる。ゆえに、この簿冊は焼失後に新調
 されたものであると考えられる。

6 農商課

農商課は全体の七割の文書を救い出すことができたが、同課管下で庁内におか
 れた共進会の事務所は焼失してしまった(史料2)。前掲の『信濃毎日新聞』に
 よれば、共進会の文書は救い出すことができたとされているが(史料6①の部分)、
 農商課の焼失文書の目録に「一府十県連合共進会関係書類」(別表4(2)農商課

No.9)と挙がっていることから、共進会関係の文書も焼失してしまったものがあつ
 たことがわかる。以下は明治四一年五月を作成の起点とする共進会関係の簿冊で
 あり、火災によって焼失したために新調したものであることが想定される。

・「明治四十一年五月ヨリ」例規書類綴共進会事務所【明41-2E-3】

・「職員録 共進会事務所」【明41-2E-4】

・「明治四十一年五月ヨリ」新聞切抜貼付簿 共進会事務所【明41-2E-5】

7 林務課

前述したように、壊滅的な打撃を受けた課の一つが林務課であつた。前掲史料
 7(③部分)においては、焼失した常用台帳類のうちで「重ナルモノ」として林
 務課の保安林台帳を挙げている。保安林とは「水源の涵養、土砂の崩壊その他の
 災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため」政府や
 都道府県によって指定される森林であり、その制度は明治時代に始まる。林務課⁴⁵⁾
 の焼失文書目録にも保安林関係のものが一覧とされている(表2(5)④林務課)。
 そのなかには保安林台帳も(表2(5)④林務課No.19)が挙がっている。このこと
 をふまえると、明治四二年の簿冊として「長野県行政文書」に現存する以下の一
 七冊の保安林台帳は、火災によって焼失した後に新調されたものである可能性が
 高い。

・「保安林」【明42-2F-1-1】(四二年一〇月三〇日)

・「保安林」【明42-2F-1-3】(四二年六月一五日)

・「保安林」【明42-2F-1-4】(四二年六月一五日)

・「保安林」【明42-2F-1-6】(四二年七月一日)

・「保安林」【明42-2F-1-7】(四二年二月二八日)

・「保安林」【明42-2F-1-11】(四二年九月一五日)

・「保安林」【明42-2F-1-12】(四二年四月一〇日)

・「保安林」【明42-2F-1-13】(四二年九月二八日)

・「保安林」【明42-2F-1-15】(四二年九月二八日)

- ・「保安林」【明42-2F-1-17】(四二年一月三日)
- ・「保安林」【明42-2F-1-18】(四二年カ七月一日)
- ・「保安林」【明42-2F-1-19】(四二年四月二日)
- ・「保安林」【明42-2F-1-20】(四一年七月二日)
- ・「保安林」【明42-2F-1-21】(四一年六月二四日)
- ・「保安林」【明42-2F-1-22】(四一年一月五日)
- ・「保安林」【明42-2F-1-10】(年月日なし)
- ・「保安林」【明42-2F-1-16】(年月日なし)

以上、各課における焼失文書の復元や、帳簿・台帳類の新調の状況について検討してきた⁴⁶⁾。その方針・方法としては、①火災により焼失した文書のうち未執行のものを告示という形で再提出を求める、②「重ナルモノ」とされる台帳類を体系的に復元する、また、そのために各郡役所など関係機関に対して再調査や謄写の依頼を行う、③各課で必要に応じて文書・台帳類の復元・新調を行う、といったパターンに整理できよう。また、現在の「長野県行政文書」には少なからず、明治四一年の火災を契機として新調・復元された簿冊が含まれていることが明らかになったと考える。

四 火災を契機とする文書整理

ところで、明治二一年に県庁火災によって公文書を焼失した栃木県では、明治二三年までに郡役所に発した令達や郡役所からの提出文書について謄本を徴収することで復元作業を行い、明治二〇年代後半に至っても欠号の補充作業を行い、アーカイブとしての保存文書の復元を行っている⁴⁷⁾。

一方、前章で明らかにした以外の方針・方法で明治四一年の県庁舎火災後の長野県が文書の復元作業を行っていた徴証はない。すなわち、栃木県のようにアーカイブとしての公文書群の体系的な復元作業を行っていないのである。

この理由については、明治四〇・四一年以前の保存公文書については被害がな

かったことや、常用の文書に壊滅的な被害を受けた課が限られていたことにより、前章で明らかにしたような対応で十分であったことがその第一義的な要因として考えられる。さらにもう一つの要因として、次の史料が注目される。

史料13 大正三年「(知事官房)事務引継書」【大3-1-1】※傍線・丸数字筆者

(前略)

六、文書整理 明治三十三年七月文書保管規程ヲ改定シテ事件ノ結了セル書類ハ其都度官房ニ引継ギ類目及保存年限等ヲ調査シ其内重要ナルモノハ索引ヲ付シテ仮綴編纂シ翌年更ニ装釘シテ保存目録ニ登記シ年度課係ヲ別チテ倉庫ニ収蔵スル取扱ニ改メル来着々之カ整理ヲ為シ来リタルモ①一般事務ノ増加ニ伴ヒ保存簿冊ノ数ハ逐年多キヲ加フニ至リタルヲ以テ去明治三十九年二月中再ヒ規程ヲ改正シテ保存年限ノ短縮ヲ図リ尚②客年中新築文庫ニ移転ノ際ニ不要簿冊ヲ調査シテ漸次之ヲ棄却シ整理漸ク緒ニ就クニ至レリ、現今保存セル簿書冊数左ノ如シ

第一種(永年保存) 一万二千六百六冊
 第二種(三十年保存) 一千八十九冊
 第三種(十年保存) 二千八百二冊
 合計一万七千六百二十四冊
 図書 二千二百九冊 …(後略) …

大正三年の依田銈次郎から力石雄一郎への県知事交代時における事務引継書の一部である。傍線部①からは、明治三〇年代末の段階で事務増加に伴う文書量の増大が問題となっており、文書管理規程を改定して保存年限を変更していたことが知られる⁴⁸⁾。このように、文書量の増大という課題を抱えていたことが、焼失公文書をアーカイブとして復元することはしなかった一因と考える。

さらに、傍線部②からは新庁舎完成後、文書庫の移転にあたって「不要文書」の調査・廃棄が行われたことが明らかとなる。廃棄された文書の具体的な種類や規模は明らかにならないものの、県庁火災に起因する新庁舎への移転がイレギュ

ラーな廃棄につながったことになる。梅原康嗣は現代における公文書廃棄の契機として、①庁舎の移転、新・改築時、②市町村の合併時、③ファイリングシステム等文書管理システムの導入時、④庁舎の火災等災害時、を挙げる⁵⁰⁾。明治四一年の県庁火災は、このうちの④の事象であるが、それとともに、①の事象も派生的に生じたといえよう。

おわりに

以上、これまで活用されてこなかった「県有財産」などを用いて、四章にわたって明治四一年に発生した長野県庁舎火災と公文書焼失の状況、現存公文書群への影響について検討を加えてきた。各章で明らかにしたことをまとめる。

まず、一章では火災後における県庁内の対応の具体相を復元した。その上で、二章では焼失文書目録などから、火災による公文書の被害状況を明らかにするとともに、現存する「長野県行政文書」の残存状況への影響について検討した。その結果として、特に明治四〇年の簿冊の残存数が極めて乏しいという形で影響が見られることを指摘した。また、県庁内の文書焼失が記録資料編纂にも影響を与えた事実を指摘した。三章では、県庁火災後においてどのように公文書の復元が行われたのか検討し、長野県では①応答未済の文書の再提出を告示の形式で県下一般に対して発出、②官有地台帳など重要な台帳類の復元を訓令の形式で各郡役所・町村役場に発出、③それ以外については課ごと必要に応じて外部機関に対して照会をかけて文書の復元・再調製を行う、という対応を採っていたことを指摘した。また、明治四〇年代の簿冊には火災後に再調製したものが少なからず含まれていることを指摘した。四章では、焼失した公文書の簿冊をアーカイブとして体系的に復元することはしなかったことを指摘した上で、その要因の一つとして、文書量の増大があったことを想定した。

以上をふまえて、現存する史料群としての「長野県行政文書」のあり方に対する明治四一年火災の影響についてまとめると、①明治四〇年の残存簿冊の乏しさ、②同一種類の簿冊の年代的偏在、③復元・新調文書の存在、という三点を指摘で

きる。はじめにでも述べたように、史料群としての「長野県行政文書」の形成過程は十分に明らかにされていない。史料の残存状況に影響を与えた歴史的な事象を一つ一つ取り上げて、丹念に検討を加えていくことが求められる。

最後に今後の具体的な検討課題を挙げたい。一つは、文書目録の更なる検討である。本稿は明治四一年の県庁火災による公文書の被害と復旧、現存公文書群への影響について検討することを目的としたが、結果としてその全体像を素描することにとどまってしまった。特に、紙幅の都合もあり、焼失文書目録の分析が不十分となってしまう。今後、焼失文書目録に記載された公文書の一点一点について、現存する公文書との突合をすすめることとさらなる検討を深めていきたい。関連する課題として次に挙げておきたいのが、火災後に復元・新調した文書、焼失文書の復元に関する県からの照会文書や通知等のさらなる収集である。膨大な史料群である「長野県行政文書」にはまだ管見に入っていない関係史料も存在すると思われる。関係史料の収集を継続するとともに、明治四一年の県庁舎火災が公文書の管理体制に与えた影響も追究していきたい⁵¹⁾。

近代長野県における公文書喪失の契機とその規模についてのさらなる究明も大きな課題である。本稿では明治四一年の県庁舎火災について検討したが、長野県における火災による公文書焼失の契機としては、明治九年の筑摩県庁舎火災による筑摩県文書の焼失が有名である。しかし、その焼失規模の実態については十分に究明されていない。また、昭和二三年一月にも県庁別館（二棟）が火災に遭っているが、このときもかなりの規模で公文書が焼失したことが断片的な記録から明らかとなる⁵²⁾。いずれも大いに検討の余地があると言えよう。戦前の県庁文書が湮滅・流出した最大の契機である、戦時中・終戦時における公文書廃棄の実態究明も大きな課題である。また、町村合併に際して公文書の廃棄がなされたことも指摘されている⁵³⁾。

災害などによる公文書の消失は現代においても大きな課題となっている⁵⁴⁾。公文書が喪失される歴史上のさまざまな契機に注目し、その要因や実態・規模を究明していくことは、現代における公文書管理の問題を考える手がかりにもなるだろ

う。史料が喪失した実態を明らかにすることは困難がつきまとうが、近年では史料が現存していないことの意味を問う議論(「不在史料論」³⁷⁾)も提起されている。引き続き、方法論も含めて研究を深めていくことを約して閑筆する。

〔付記〕本研究における史料の収集・閲覧にあたっては、国立国会図書館デジタルコレクション(<https://dl.ndl.go.jp/>)より多大な恩恵を受けたことを付言しておく。

注

- 1 「長野県行政文書」の概要と県宝指定の理由等については、児玉卓文「長野県行政文書の県宝指定」(『アーカイブズ』三六号、二〇〇九年)を参照。
- 2 「長野県行政文書」の管理体制について個別実証的に検討した先行研究としては、児玉卓文「明治前期の長野県行政文書の管理と保存」(『長野県立歴史館研究紀要』一三号、二〇〇七年)、拙稿「明治後半・大正期長野県庁における公文書管理体制復元の試み―完結処理から廃棄までの過程を中心に―」(『長野県立歴史館研究紀要』三〇号、二〇二四年)などがある。また、福島正樹「長野県における公文書・地域資料の保存と現代史の編纂」(『信濃』七三巻四号、二〇二二年)が「長野県行政文書」の伝来について素描する。
- 3 (研究代表) 福島正樹「『長野県行政文書(公文編冊)』の形成過程に関する基礎的研究」(科学研究費助成金令和五(二〇二三)年度基盤研究(C))。
- 4 拙稿「長野県立歴史館所蔵近代郡役所文書についての基礎的研究―伝来経緯の検討を中心に―」(『長野県立歴史館研究紀要』三二号、二〇二五年)。
- 5 橋詰文彦・梅原康嗣「長野県立歴史館における行政文書の収集、整理・保存―その現状と課題―」(『長野県立歴史館研究紀要』五号、一九九九年)。
- 6 例えば、長野県行政文書は昭和二〇年の原子爆弾投下と昭和二五年における県庁舎(仮庁舎)火災によって大正期以降の文書が焼失している(石尾和貴「近代の「長野県行政文書」について(その4)」長崎学WEB学会(TABINAGA)旅する長崎学ホームページ、<https://tabinaga.jp/franken/>、二〇二四年二月二八日掲載)最終閲覧日
- 二〇二五年一月二五日)。
- 7 明治七年の県庁舎の建設については、さしあたり伊藤友久「長野県行政文書県庁舎建築関係」(『信濃の風土と歴史』28 学芸員が語る長野県立歴史館所蔵品選 第四巻 近現代歴史資料)長野県立歴史館、二〇二四年)を参照。
- 8 焼け残った文書庫は庁舎移転後に長野師範学校が譲り受け、現在は「旧長野県庁書籍庫」として信州大学教育学部の地に残っている。平成二〇年に国登録有形文化財に指定され、平成二九年に内部を改修して信州大学同窓会赤煉瓦館となる(信州大学大学史資料センターホームページ「信州大学の歴史遺産探訪」3 旧長野県庁書籍庫」(<https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/library/archives/news/introduction-post-24.html>)(最終閲覧日:二〇二五年八月二九日)。なお、焼け残った庁舎表門については福島正樹「大学史としてのキャンパス前史(1)―旧長野県庁とその表門―」(信州大学附属図書館研究)一〇号、二〇二二年)を参照。
- 9 長野県編「長野県史 通史編第八巻近代二」(長野県史刊行会、一九八九年)、長野市誌編さん委員会編「長野市誌 第六巻 歴史編 近代二」(長野市、二〇〇〇年)。
- 10 竹末広美「記録史料の保存を考える―失われた栃木県公文書―」(栃木県高等学校教育研究会社会部会編『平成四年度高校社会科紀要』一九九三年)、川田純之「明治前期の栃木県庁文書とその保存」(『栃木県立文書館研究紀要』二号、一九九八年)、丸茂博「明治二一年焼失県公文書の復元について」(『栃木県立文書館研究紀要』一六号、二〇二二年)。
- 11 筑摩県庁火災における公文書の焼失に関する記録の例としては以下のものが挙げられる。「書物は七、八分出ましたなれど濠の水に浸し過半損失になり、庁訴裁判の書類は大概焼失に成たとか申升」(筑摩県庁火災報道記事『信飛新聞』明治九年六月二〇日、『長野県史近代史料編 第八巻二(社会 衛生・防災)』六一七頁)、「証書 旧筑摩県庁火災ノ節焼失」(『大審院民事判決録 明治一年五月』三八四頁)、「惜むらくは当時の書類、両県の合併筑摩縣廳の火災等によりて散佚して傳はらざるものあるのみ」(『信濃蚕糸業史 下巻』大日本蚕糸会信濃支会、一九三七年、一三四頁)、「(新徳館文庫の書籍を) 筑摩県へ差出した。県庁の火災で書籍の大半は焼失したが、残ったものは長野師範学校と松本開智学校に移され」(『上伊那誌 第二巻(歴史篇)』上伊那誌刊行会、一九七五年、一二七五頁、括弧内筆者)など。

- 12 註9『長野市誌 第六巻 歴史編 近代二』など。
- 13 「本庁舎焼失ニ付事務取扱ニ関スル件」(「明治四一〜四四年」知事官房例規【明44-1-3】)。
- 14 「本県警察部ハ長野連隊区司令部庁舎ニテ事務ヲ取扱フ」(「明治四一〜四四年」知事官房例規【明44-1-3】)。なお、五月一日段階で陸軍局宛てに連隊区司令部跡の使用許可を打診し、同日中に陸軍局より「差支ヘナシ」とする返報を受けている(同前)。
- 15 記事全体については『信濃毎日新聞に見る一一〇年明治・大正編』(信濃毎日新聞社、一九八三年)六六三頁に掲載される。記事には挿絵として火災時のようすを描いた絵が掲載されている。
- 16 正確には文書係(知事官房管下)である。戦前における県庁組織の変遷については、長野県総務部文書学事課「長野県の行政組織 明治・大正時代および昭和前期(昭和二十二年五月まで)」(一九六五年)を参照。
- 17 本史料は当時の県庁舎の構造などを示すものとしても非常に貴重な史料であり、全文の翻刻・紹介は別稿を期したい。
- 18 なお、明治四二年二月には本庁宿直規定の改正を行い、守衛による夜勤監視の方法の補足がなされている(「庁達第二号 宿直規定中改正案」(「知事官房」例規【明44-1-3】)。火災の影響による改正であろうか。
- 19 『長野県史 通史編 第八巻 近代二』、『長野市誌 第六巻 歴史編 近代二』など。
- 20 五月二六日には各郡役所から郡立農学校・町村役場・小学校宛てに職員による宿直の規律遵守を指示する訓令が出されている(「例規書類 庶務ノ部 更級郡役所(地方課)【明42-2A-10】)。
- 21 「長野県庁焼失品調弁費ヲ第二予備金ヨリ支出ス」(国立公文書館蔵『公文類聚・第三十二編・明治四十一年・第九巻・財政二・会計二』(類01059100))。
- 22 「長野県知事大山綱昌謹責ノ件」(国立公文書館蔵『公文雑纂・明治四十一年・第十七巻・内務省・内務省(災害報告)【纂01082100】)。
- 23 明治一〇年代より殖産興業政策の一環として開催された、各地域の産物や製品の展覧・品評会。長野県は関東区府県連合共進会に含まれ、明治一四年より一府十県(東京府・神奈川県・新潟県・埼玉県・群馬県・千葉県・茨城県・栃木県・山梨県・愛知県・長野県)が順番で開催した。明治四一年九月二〇日から十一月一〇日までの五〇日間、第一二回関東区府県連合共進会として長野県で開催されていた。「告示第三九六号」(「明治四一〜四四年」知事官房例規【明44-1-3】)。
- 24 なお、本庁と別の建物となった警察部は事務処理上の支障をきたしていたとみられ、明治四一年一月二日には当分の間、県印及び知事印を警察部に置くことが起案され、県達一七五号として発出されている(同前)。
- 25 「開庁式儀式一件」【大2-1-5】、「県庁舎建築工事書類綴」【大2-2B-4】。
- 26 現在、明治四〇年の簿冊として四〇冊が登録されているが、大正一五年もしくは戦後の段階で県庁に入った郡役所文書一四冊(「明40-2A-2」)、「明40-2A-18」,「明40-2A-12」【明40-2A-13】【明40-2C-4】【明40-2C-7】【明40-2A-9】【明40-2A-10】【明40-2E-1】)、実際の作成年度は四一年と考えられる簿冊四点(「明40-2B-1」)【明治四一年一月以降の編綴】、【明40-2C-1】【明40-2C-2-1】【明40-2C-2-2】【明治四〇年度の学事関係の年報であるため、作成は翌年度となる】)を含むため、実質的にはその残存数は二点となる。
- 27 註5橋詰・梅原論文に掲載される、「長野県行政文書」に含まれる簿冊の年代別の残存数を示すグラフでも明治四〇年が著しく乏しいことがうかがえる。
- 28 「長野県行政文書」に含まれる文書保存目録の性格については、註2拙稿を参照。
- 29 明治後半における長野県庁文書の完結から編綴までの過程の詳細については、註2拙稿を参照。
- 30 記事では「社寺兵務課」とするが、当該時期は学務課内の社寺兵務係である。
- 31 学校の事例ではあるが、長野県内における独立型の奉安殿の普及・拡大については、小林輝行「長野県における「奉安殿」の設立とその普及(Ⅰ)——明治期のその設置状況と設置手続き——」(「信州大学教育学部紀要」六九号、一九九〇年)、同「長野県における「奉安殿」の設立とその普及(Ⅱ)——大正・昭和期のその設置状況と設置手続き——」(「同前」七〇号、一九九〇年)を参照。
- 32 なお、現存する恩給及び勲章年金台帳については、火災以前の年度としては、明治三九年の「兵務恩給勲章」【明39-3-26-1】〜【明39-3-26-11】の一一冊、「勲章年金台帳(甲)〜(丙)」【明39-3-28-1】〜【明39-3-28-3】の三

冊のみが現存し、いずれも会計課ではなく、学務課社寺兵務係のものである。いずれも火災後に復元した形跡はなく、火災時に搬出された簿冊と判断される。「兵務恩給勲章」の簿冊については、明治四一、四二、四三、四四、大正三、五、一三、昭和二年、と継続して残存しているが、明治四〇年のものは残存しておらず、やはりすべて学務課社寺兵務係のものである。このような残存状況と明治四一年の火災との関係性については今後の検討課題である。

33 「苗木下付ニ関スル調査書類一冊」についても、「苗圃苗木春ノ分(三冊ノ内一三)」「明四一―2F13113」のうちのいずれかに該当する可能性がある。

34 「乙発之部 発議件名簿(三冊ノ内三)」「明25―1―7―3」、「下高井郡甲乙件名簿(全)」「明25―1―8」。

35 「土甲乙発件名簿」【明43―1―2】。

36 『明治四十一年 長野県第二十六統計書』(長野県、一九〇九年)も同様である。

37 『上田小県誌 第六巻 歴史編上1 考古』(小県上田教育会、一九九五年)一四頁によれば、『長野県町村誌』編さんのために明治初年に各町村から集められた町村誌の原稿についても明治四一年の県庁舎火災で焼失したとされる。すなわち、昭和五年に栗岩英治が遺跡調査で小県郡滋野村に来訪した際、丸山清俊のもとに原稿の複製があったことが判明したことで、それをもとに昭和十一年、『長野県町村誌』全三巻を刊行したという(「集められた町村誌の原稿が印刷されないまま保管されていた。それが明治末年に長野県庁舎が大火にあい、集められた町村誌の原稿は灰になってしまったといわれていたのである。」。ただし、これは『上田小県誌 第六巻 歴史編上1 考古』のみにみられる記述で、『長野県町村誌』にはこのような編纂の経緯は記載されていないため、ひとまず参考として記した。

38 国立公文書館蔵「皇城炎上記録焼失二付御達願何書謄写可差出旨省府県へノ達」【請求番号 公00733100】。なお、「令和三年度第三回企画展「近現代の文書管理の歴史」特集 災害と公文書 記録を守る、未来に活かす。」(国立公文書館編『国立公文書館ニュース』二九号、二〇二一年)参照。

39 註10丸茂論文。

40 『長野県史 近代史料編 第八巻 二戸口・社会集団』五六頁。

41 明治三二年制定の耕地整理法により、耕地の利用増進を目的として、所有者が共

同して土地の交換・分合、区画形状の変更及び道路・畦畔・溝渠の変更・廃置などを行うこととされた。明治期における耕地整理法については、野々村圭造・大江靖雄「明治期における耕地整理法の全面改正の背景と意義―技術的・資源的制約による区画整理事業から灌漑排水事業への全面転換―」(『農業農村工学会論文集』三一九号、二〇二四年)などを参照。

42 鳴岩川の水利権をめぐる相論の歴史については、茅野市『茅野市史下巻(近現代・民俗)』(一九八八年)を参照。

43 大日本帝国憲法下で設置されていた行政訴訟を担う特別裁判所。昭和二年(一九四七年)に日本国憲法及び裁判所法施行に伴い廃止。

44 結局文書引継簿の性格については註2拙稿を参照。なお、拙稿では結局文書引継が主務課管理下の目録であることを推測によって指摘したが、この焼失目録によってその推測を裏付けることができる。

45 林野庁ホームページ (https://www.rinyanaff.go.jp/f/tisan/tisan/con_2.html) 最終閲覧日二〇二五年一月二七日)より。

46 その他、以下の簿冊についてはその作成の起点となる年月から判断して、火災を契機として新調された可能性がある。ただし、いずれも焼失文書目録には挙がっていないため、参考として挙げておき後考を期したい。

・「(自明治四十一年十月) 会計検査院審理書関係 国費係」【明41―2G1】
・「(明治四十一年十二月) 報徳社 台帳 内務部地方課」【明41―2A10】

47 註10丸茂論文。

48 文書管理制度研究における知事事務引継書の史料価値については福島正樹(『文献史料をよむ』明治・大正期の知事引継書を読む)、『長野県立歴史館たより』八四号、二〇一五年)を参照。

49 註2拙稿。

50 梅原康嗣「長野県における史料保存活用の現状と課題」(『信濃』五二巻七号、二〇〇〇年)。

51 明治四一年における県庁火災とそれによる庁舎移転を受けたものとみられる文書管理規程の変更や文書例規の制定は現段階では確認できていない。ただし、大正・昭和初期の台帳に表紙に赤い紙で「非常持出」という貼紙が貼られた簿冊が確認で

きる（「大正二年」不動産原簿 土地之部）【大2-2B-6】、「県有不動産原簿 土地ノ部」大「昭一」年不詳-1、「県有不動産台帳（建物）」大「昭一」年不詳-2）。運用の実態は不明確だが、火災を受けての措置である可能性がある。また、大正八年二月に出された庁達第三号「庁員非常心得」では、非常時における「簿書」の搬出順序をあらかじめ計画しておくこと、「簿書」および「器具」は重要なものから順次搬出すること、「書類」は散逸しなように搬出し無暗に階上から外に投げるようなことがないようにする、といったことが定められている（「自明治十二年至大正九年」文書例規（文書係）【大9-1-8】）。

52 この時の火災の詳細を報じる新聞記事については、『夕刊信州』昭和二十三年一月一日（信濃毎日新聞社「信濃毎日新聞データベース」にて閲覧）、『信濃毎日新聞』昭和二十三年一月一日（『信濃毎日新聞』に見る一一〇年 昭和編）信濃毎日新聞社、一九八三年）四八九頁などに掲載される。

53 昭和二十三年一月の県庁舎火災による公文書の焼失については、註52『夕刊信州』の記事に「【農地買取令書全部焼く 配給台帳も焼失す】重要書類の焼失で今後の事務に支障を来すのは農地部農地課と經濟部商工課で、農地課は農地買取令書や、売渡し令書を焼失しているので、農地改革事務が相当の遅延を生ずることが予想される。また、商工課は賠償関係書類や配給用書類を焼いているが同課では工場や各地方事務所にも副本があるはずだから事務に支障を来さないといっている」（農地部長の談話では、買取令書や売り渡し令書は未記載のストックも入れて五十万枚が焼失したという）という記述がみられる。註52『信濃毎日新聞』の記事には「農地課・商工課などを始めとして書類の焼失による事務の難渋をできるだけ防ぎ」という記述がある。

また、当該記事以外にも公文書の焼失を物語る叙述として、現段階までに管見に入ったものを以下に列挙する。

・満洲開拓移民送出時資料：「送出時における開拓団資料は二十三年一月の県庁舎火災で焼失したので」（長野県編『県政十年のあゆみ』一九五七年）一九六頁、「昭和二十三年の長野県庁の火災：（中略）：：：などから、散逸をまぬかれた資料を収集することに歳月の大半が費やされてしまいました」

た」（長野県開拓自興会満洲開拓史刊行会『長野県満洲開拓史総編』（一九八四年）編集後記）。

・農地関係：「時たま〜県庁火災で農地部関係の資料を焼失したるため異常な困難に遭遇したが」（信濃毎日新聞社文化部編『長野県に於ける農地改革』【不二出版、一九九一年】三頁）、「この問題は県庁火災のために反証として上げるべきものが紛失し」（『下伊那に於ける農地改革』（下伊那農地改革協議会、一九五〇年）一六七頁）、「昭和二十三年一月 県庁一部焼失により開拓書類焼失」（『上伊那開拓十年史』（上伊那開拓十年記念事業実行委員会、一九五七年）二頁）。

・文化財関係：市村威人「昭和二十三年二月二日先に提出した満島梁ノ木島番所報告書焼失につき再稿を求めらる。困却。（県庁火災）」（市村威人「日記抄」（市村威人全集刊行会編『市村威人全集 第二巻』下伊那教育会、一九八一年）五五四頁）。

・労働関係：「殊に昭和二十年から二十二年までの資料はどこにもない、：（中略）：：思えば昭和二十三年一月の県庁の火災で（当時私は労政課長であったが）肝心の資料を全部焼いてしまったことは、今になって、実に大きな損失であったとしみじみ思う。」（鈴木鳴海『信州労働運動史 1945-1964』長野県労働組合評議会、一九五六年）一九頁。

54 長野県における終戦時の文書廃棄については、信濃毎日新聞社編集局編『信州昭和史の空白』（信濃毎日新聞社、一九九三年）、小松芳郎「終戦時の文書廃棄」（『信濃』五五八号、二〇〇三年）、梅原康嗣「長野県における終戦前後の公文書保存」（『信濃』五九卷九号、二〇〇七年）などを参照。なお、未検討史料として（昭和八年）簿冊引継簿（庶務課）【昭8-B-16】がある。当該簿冊のなかに「昭和二十年八月二十日焼失書類トシテ文書係ヘ引渡ス」という注記のある文書目録が含まれている。

55 長野県における市町村合併時の文書廃棄については田玉徳明「市町村合併と史料保存―平一四年度市町村における歴史資料保存に関するアンケートから―」（『信濃』五五卷八号、二〇〇三年）、小松芳郎「平成の市町村合併と公文書保存―国への要請と国からの要請をうけて―」（台湾史研究部会編『現代の公文書史料学への視座』

- 中京大学社会科学研究所、二〇〇六年)を参照。
- 56 近年に発生した庁舎火災における公文書焼失としては、二〇一七年八月の新潟県上越市役所第二庁舎火災による三三〇〇冊以上の公文書ファイル焼失、二〇二五年一月の大阪府庁本館地下倉庫の火災による公文書焼失、二〇二五年五月の埼玉県白岡市庁舎火災による公文書焼失、といった事例が挙げられる。
- 57 小島道裕『「史料学」講義 歴史は何から分かるのだろう』(吉川弘文館、二〇二四年)。

明治四一年の長野県庁舎火災と公文書

別表1 「県有財産」編綴書類一覧

※■は判読不明の文字を示す。

No	年	月	日	文書名	種類	備考	作成部署	起案者・作成者等	宛先	
1	明治41年	5	28	火災予防二関スル件	起案書類		地方課	早川属	赤十字社長支部幹事・内務部長	
2	明治41年	5	25	長野市内ノ警戒二関スル件	起案書類		地方課	地方課長	長野市長・内務部長・警察部長	
3	明治41年	5	23	庁中之取締二関スル件	起案書類		地方課	早川属	知事官房・内務部・警察部・郡市役所・警察署・県立学校・県立病院・農業試験場・測候所・蚕病予防事務所	
4	-	-	-	旧県庁舎建物価格見積、(明治14~34年度建物建設費)	見積価格・建設費一覧	旧建物惣見積価格金4503円35銭/新築惣見積価格金3万8,721円	地方課カ	-		
5	明治41年	5	17	五月九日県庁員在庁下調	起案書類	知事官房・地方課・土木課・学務課・農商課・林務課・会計課・警察部の調査結果のとりまとめ	地方課	早川属		
6	明治41年	5	15	庁員取調ノ件	起案書類	5月9日現在の庁員氏名及び当日の在庁状況について調査依頼。	地方課	早川属	警察部長・内務部長・地方課長	
7	①	明治41年	5	16	(五月九日現在知事官房職員氏名)	職員氏名及び火災当日の在庁状況		知事官房	首席属・佐藤知敬	地方課長
	②	明治41年	-	-	(五月九日現在地方課職員氏名)	職員氏名及び火災当日の在庁状況		地方課	-	
	③	明治41年	5	16	(五月九日現在土木課職員氏名)	職員氏名及び火災当日の在庁状況		土木課	技師・野田六次	地方課長
	④	明治41年	5	16	(五月九日現在学務課職員氏名)	職員氏名及び火災当日の在庁状況		学務課	事務官・立花俊吉	地方課長
	⑤	明治41年	5	16	(五月九日現在農商課職員氏名)	職員氏名及び火災当日の在庁状況		農商課	技師・菅正徳	地方課長
	⑥	明治41年	5	16	(五月九日現在林務課職員氏名)	職員氏名及び火災当日の在庁状況		林務課	技師・丹上章慶	地方課長
	⑦	明治41年	-	-	(五月九日現在会計課職員氏名)	職員氏名及び火災当日の在庁状況		会計課	-	
	⑧	明治41年	5	16	(五月九日現在警察部職員氏名)	職員氏名及び火災当日の在庁状況		警察部	事務官・堀田義次郎	地方課長
8	①	明治41年	5	21	県庁舎焼失二関スル件(県庁舎焼失二付報告)	起案書類	内務省宛て報告書案	地方課	早川属	内務大臣
	②	-	-	-	(県庁舎の焼失状況を示す図面)	図面				
9	明治41年	5	15	(5月9・10日夜間における風向及び風力につき報告)	報告書	9日午前6時・午後10時、10日午前2時・午前6時の情報	長野測候所	長野測候所	地方課	
10	明治41年	-	-	現在帳簿目録(金庫二収蔵シタルモノ)	目録		会計課	-		
11	①	明治41年	5	-	調査	調査	地方課若下属・早川属による5月14・15日に実施した使丁への聞き取り調査の結果	地方課	属若下神太郎・属早川敏夫	
	②	明治41年	5	-	質問事項	①火鉢ハ何月何日ヲ以テ取片付ヲ為シタルカ歟、②五月九日火鉢ノ要求アリテ之ヲ出シタルヤ否ヤ、出シタルトセハ其ノ始末如何、③煙草盆之火ノ始末如何、④南条村ノ民ノ参庁セル際火鉢ノ出セサリシヤ否ヤ、出シタルトセハ其ノ火ノ始末如何、又煙草盆移管、⑤南条村民カ權ノ火鉢ノ取り出シタルコトナキヤ、⑥夜業アリシノランプヲ使用セシコトイキ、⑦■ノ願末、⑧■ノ置場所如何、石油ハ如何		地方課	-	
	③	明治41年	5	-	調査対象者一覧	名簿		地方課	-	
	④	明治41年	5	-	回答書(山崎茂助)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	山崎茂助	
	⑤	明治41年	5	-	回答書(大内是太郎)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	大内是太郎	
	⑥	明治41年	5	-	回答書(深沢熊吉)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	深沢熊吉	
	⑦	明治41年	5	-	回答書(栗田政弥)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	栗田政弥	
	⑧	明治41年	5	-	回答書(近藤善助)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	近藤善助	
	⑨	明治41年	5	-	回答書(立岩直之助)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	立岩直之助	
	⑩	明治41年	5	-	回答書(和田慶作)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	和田慶作	
	⑪	明治41年	5	-	回答書(馬場住五郎)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	馬場住五郎	
	⑫	明治41年	5	-	回答書(徳永貞順)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	徳永貞順	
	⑬	明治41年	5	-	回答書(芦沢吉造)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	不寝番	芦沢吉造	
	⑭	明治41年	5	-	回答書(藤田幸次郎)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	藤田幸次郎	
	⑮	明治41年	5	-	回答書(松井巳之助)	回答書	5月9日の状況について質問事項への回答	使丁	松井巳之助	
12	-	-	-	報告書	報告書	明治41年5月9日における使丁の宿直および不寝番の状況	地方課・使丁	若下属・早川属・宮沢雁、使丁立岩直之助・山崎茂助・和田慶作・馬場徳五郎・徳永貞順・芦沢吉造		

13	-	明治41年	5	14	始末書	始末書	5月9日の状況について	地方課・使丁	早川繁夫・岩下神太郎・立岩直之助	
14	-	明治41年	5	14	報告書	報告書	5月9日の状況について	雇	雇長崎治郎	
15	-	明治41年	5	14	上申書	上申書	5月9日金庫詰所退出後火の始末をなしたる者なし	使丁	山崎茂助以下11名	
16	①	明治41年	5	-	焼失書類概目(内務部土木課)	表紙		土木課	土木課	
	②	明治41年	5	-	備品焼失概数調(土木課)	目録			土木課	
	③	明治41年	5	-	消耗品焼失概数調(土木課)	目録			土木課	
17	①	明治41年	5	-	焼失文書類目録(農商課)	表紙		農商課	農商課	
	②	明治41年	5	-	焼失文書目録(農商課)	目録			竹下属	
	③	明治41年	5	-	焼失書類(農商課)	目録			金子属	
	④	明治41年	5	11	焼失セル台帳類(農商課)	目録			佐々木属	
	⑤	明治41年	5	-	(焼失文書目録)	目録			三浦属	
	⑥	明治41年	5	-	(焼失文書目録)	目録			有賀属	
	⑦	明治41年	5	-	蚤病予防火災焼失書類及物品目録	目録				
	⑧	明治41年	5	-	焼失之為メ指圖書類	目録			佐々木属	
	⑨	明治41年	5	-	耕地整理書類焼失調	目録			佐野技師	
	⑩	明治41年	5	-	備品焼失調	目録			佐野技師	
18	①	明治41年	5	-	重要焼失書帳簿(会計課)	表紙		会計課		
	②	明治41年	5	-	焼失帳簿書類調	目録	県費係			
	③	明治41年	5	-	焼失帳簿書類調	目録	県費係			
	④	明治41年	5	-	焼失重要物品調	目録	学務係			
19	①	明治41年	5	-	焼失書類目録(地方課)	表紙		地方課		
	②	明治41年	5	-	文書	目録	議事係		議事係	
	③	明治41年	5	-	文書	目録	庶務係		庶務係	
	④	明治41年	5	-	簿冊	目録	議事係		議事係	
	⑤	明治41年	5	-	簿冊	目録	庶務係		庶務係	
	⑥	明治41年	5	-	書籍 図書共	目録	議事係		議事係	
	⑦	明治41年	5	-	書籍 図書共	目録	県参事会		県参事会	
	⑧	明治41年	5	-	図書	目録	庶務係		庶務係	
	⑨	明治41年	5	-	書類	目録	県税検査吏員		県税検査吏員	
20	①	明治41年	5	11	罹災取調書(林務課)	表紙		林務課		
	②	明治41年	5	-	焼失当時ノ当課員(林務課)	名簿				
	③	明治41年	5	-	現在書類其他	目録				
	④	明治41年	5	-	公有林関係	目録				
	⑤	明治41年	5	-	県有林関係	目録				
	⑥	明治41年	5	-	雑件	目録				
	⑦	明治41年	5	-	保安林関係	目録				
	⑧	明治41年	5	-	養成苗木関係	目録				
	⑨	明治41年	5	-	森林閉塞関係	目録				
	⑩	明治41年	5	-	図書	目録				
	⑪	明治41年	5	-	物品 器具機械	目録				
	⑫	明治41年	5	-	焼失書類其他(表紙)	目録				
	⑬	明治41年	5	-	公有林野関係	目録				
	⑭	明治41年	5	-	苗木養成関係	目録				
	⑮	明治41年	5	-	県有林関係	目録				
	⑯	明治41年	5	-	保安林関係	目録				
	⑰	明治41年	5	-	統計関係	目録				
	⑱	明治41年	5	-	雑部	目録				
	⑲	明治41年	5	-	物品	目録				
	⑳	明治41年	5	-	消耗品	目録				
21	①	明治41年	5	19	庁舎火災ノ際焼失セシ文書(知事官房)	起案書類		知事官房		
	②	明治41年	5	-	焼失書類(編纂ノ部)	目録				
	③	明治41年	5	-	(焼失完結文書目録)(知事官房文書係)	目録	知事官房・地方課・土木課・学務課・農商課・林務課・会計課			
	④	明治41年	5	-	焼失書類(往復ノ部)	目録				
	⑤	明治41年	5	-	焼失書類(褒賞ノ部)	目録				
22	①	明治41年	5	10	県庁舎焼失ニ関スル件	起案書類	内務省宛て報告書案	地方課	早川属	内務大臣
	②	明治41年	-	-	庁舎図面					

別表2 知事官房（文書係）報告 明治40年・41年度 焼失文書

課名	文書類目	第一種冊数		第二種冊数		第三種冊数		第四種冊数	
		40年	41年	40年	41年	40年	41年	40年	41年
知事官房	例規	1	1	1	-	-	-	-	-
	叙職位	1	1	-	-	-	-	-	-
	高等官進退	1	1	-	-	-	-	-	-
	官房各部職員進退	1	1	-	-	-	-	-	-
	郡職員進退	1	1	-	-	-	-	-	-
	恩給扶助	1	1	-	-	-	-	-	-
	懲戒	1	-	-	-	-	-	-	-
	旅行者褒賞	1	-	1	1	1	1	1	1
	寄附者褒賞	1	-	1	1	1	1	1	1
	指令	-	-	-	-	1	1	1	1
	秘書雑件	1	1	-	-	1	1	1	1
	文書雑件	1	1	1	1	1	1	-	1
	親展閣省院訓令	1	1	-	-	-	-	-	-
	親展閣省院通牒	1	1	-	-	-	-	-	-
	閣省院訓令	1	1	-	-	-	-	-	-
	閣省院通牒	1	1	-	-	-	-	-	-
	謄本配付簿	-	-	-	-	-	-	1	1
地方課	議事例規	-	1	-	-	-	-	-	-
	帝国議會	-	-	-	-	-	-	-	1
	県会	1	-	-	-	-	2	-	1
	県参事会	-	1	-	-	-	-	-	1
	予算決算	1	1	1	-	-	1	-	1
	県税	1	-	1	-	-	1	-	1
	県有財産	3	1	1	-	1	1	-	1
	罹災救助	1	-	-	-	-	-	-	-
	議事訴訟	-	-	-	-	-	1	-	1
	議事雑件	-	-	-	-	-	-	-	1
	庶務例規	1	1	-	1	1	-	-	-
	郡行政	1	-	1	-	1	1	-	1
	市町村行政	1	1	1	1	-	1	-	1
	市町村吏員	-	-	-	-	4	1	-	1
	廢兵遺族救助	-	-	1	-	3	1	-	1
	恤救	-	-	-	1	1	-	-	1
	行旅病人死亡人	-	-	-	-	1	1	-	1
	庶務内務報告	-	-	1	1	-	1	-	-
	庶務大蔵報告	-	-	1	1	-	-	-	-
	庶務雑件	1	-	1	1	4	1	-	1
	市町村条例 [二市十六郡各一冊 内四十一年二於テ南安曇郡現存]	18	17	-	-	-	-	-	-
	地租制限外課税[二市十六郡各一冊]	-	-	-	-	18	18	-	-
	県税戸数割等級調	-	-	-	-	1	-	-	-
土木課	土木例規	1	1	-	-	-	-	-	-
	道路橋梁用悪水路溜池新設変更廃止	2	2	-	-	-	-	-	-
	木材川下河川取締	-	-	1	1	-	-	-	-
	砂防指定地木曾川流域	-	-	-	-	1	-	-	-
	渡船棧橋水車	2	1	-	-	-	-	-	-
	道路堤堰並木敷使用	2	1	-	-	-	-	-	-
	軌道	1	-	-	-	-	-	-	-
	潰地	-	-	2	1	-	-	-	-
	不用道路敷処分	-	-	8	1	-	-	-	-
	不用材処分	-	-	-	-	1	1	-	-
	捕魚用工作物	-	-	-	-	2	1	-	-
	県費負担編入	-	-	-	-	1	-	-	-
	土木県会議案	1	-	-	-	-	-	-	-
	土木訴訟	1	-	-	-	-	-	-	-
	土木報告	-	-	1	1	1	1	-	1
	土木会計雑件	-	-	-	-	-	-	-	1
	土木雑件	1	-	1	-	1	1	-	1
	地理例規	1	-	-	-	-	-	-	-
	土地官民有区別	1	-	-	-	-	-	-	-
	地種目変換	5	2	-	-	-	-	-	-

	官地貸渡	5	1	-	-	-	-	-	-
	官地払下	4	2	-	-	-	-	-	-
	土地収用	1	-	-	-	-	-	-	-
	土石其他産物払下	-	-	-	-	2	1	-	-
	地理報告	-	-	-	-	1	-	-	-
	地理雜件	2	1	-	-	1	1	-	1
	私費工事	-	-	-	-	4	1	-	-
学務課	学務例規	1	1	-	-	1	1	-	1
	小学校	-	4	1	1	1	1	-	1
	小学校学級編制	1	1	-	-	1	2	-	-
	小学校教員進退	7	1	-	-	1	1	-	1
	小学校代用教員進退	-	-	-	-	2	1	-	-
	小学校医進退	-	-	1	-	-	-	-	-
	小学校教育検定	4	5	2	3	2	-	-	-
	師範学校	1	1	1	1	1	1	-	1
	中学校	1	-	1	-	1	1	-	1
	県立学校	1	1	1	-	1	1	-	1
	県立学校職員進退	-	1	1	-	1	1	-	1
	実業補習学校	2	1	1	-	1	2	-	-
	実業補習学校職員進退	1	1	-	-	1	1	-	-
	諸学校	2	1	1	-	1	1	-	1
	諸学校職員進退	2	-	-	-	1	-	-	-
	私立学校	1	1	1	1	1	1	-	1
	教員年功加俸	1	-	-	-	-	-	-	-
	生徒身体検査	-	-	-	-	1	-	-	-
	郡視学学務委員	1	-	1	1	1	-	-	-
	文部省教員検定	-	-	1	-	1	-	-	-
	医術薬剤師試験	-	-	2	-	2	-	-	-
	東亜同文会	1	-	1	-	1	1	-	1
	学務請会	1	-	1	-	1	-	-	-
	学務統計	-	-	-	-	2	-	-	1
	学務雜件	1	1	1	-	1	1	-	1
	社寺例規	1	1	-	-	-	-	-	-
	御陵墓	1	1	1	-	1	1	-	-
	官国幣社	1	1	1	-	1	1	-	1
	神社仏寺宗教	8	4	5	-	2	2	-	1
	神職僧侶	2	1	-	-	1	1	-	1
	上地林境内編入	1	1	-	-	-	-	-	-
	社寺内務報告	1	1	-	-	-	-	-	-
社寺雜件	2	1	1	-	1	1	-	1	
兵務例規	1	1	-	-	-	-	-	-	
徴兵志願兵	1	1	-	-	1	1	-	1	
召集	1	-	-	-	1	1	-	1	
陸海軍生徒	1	-	-	-	1	1	-	1	
兵務恩給勲章	2	1	2	-	5	1	-	1	
兵務雜件	1	1	-	-	1	1	-	1	
民籍	3	1	-	-	-	-	-	-	
海軍志願兵願書	-	-	-	-	4	3	-	-	
農商課	農商例規	1	1	-	-	-	-	-	-
	農会	1	1	1	-	1	-	-	-
	博覧会	-	-	1	-	1	-	-	-
	連合共進会	-	-	1	-	1	-	-	-
	農商請会	-	-	-	-	1	-	-	-
	農業	1	1	1	-	1	-	-	-
	蚕糸業	1	-	1	-	1	-	-	-
	鉾業	-	-	-	-	2	-	-	-
	漁業	1	1	1	-	1	-	-	-
	耕地整理	5	-	1	-	1	-	-	-
	苗代	1	-	1	-	1	-	-	-
	潤候所	1	-	1	-	1	-	-	-
	農事試験場	1	-	1	-	1	-	-	-
	銀行	1	1	1	-	1	-	-	-
	農工銀行	1	1	1	-	1	-	-	-

明治四一年の長野県庁舎火災と公文書

商業会議所	1	-	1	-	1	-	-	-	-
産業組合	2	1	-	-	1	-	-	-	-
蚕種同業組合	1	-	-	-	1	-	-	-	-
生糸同業組合	1	-	-	-	1	-	-	-	-
絹織物同業組合	1	-	-	-	1	-	-	-	-
寒心太同業組合	-	-	-	-	1	-	-	-	-
酒造組合	1	-	-	-	1	-	-	-	-
農商諸団体	1	1	-	-	1	-	-	-	-
移住民	1	1	1	-	1	-	-	-	-
牧畜	1	1	1	-	2	-	-	-	-
獣医蹄鉄工	-	-	-	-	1	-	-	-	-
蚕病予防	1	1	1	-	2	-	-	-	-
度量衡	-	1	-	-	-	-	-	-	-
肥料検査	2	1	4	-	-	-	-	-	-
害虫駆除	-	-	-	-	1	-	-	-	-
特許	-	-	1	-	-	-	-	-	-
通信運輸	-	-	-	-	1	-	-	-	-
勸業費	-	-	1	-	1	-	-	-	-
農商統計	-	-	-	-	1	1	-	-	-
農商報告	-	-	-	-	1	-	-	-	-
農商雑件	2	1	1	-	2	1	-	-	-
蚕病予防職員復命書	-	-	-	-	1	-	-	-	-
林務課	1	-	-	-	-	-	-	-	-
苗圃苗木	-	-	-	-	1	1	-	1	-
保安林	1	-	1	-	1	1	-	1	-
公有林野整理	1	-	-	-	1	-	-	-	-
林務雑件	1	1	1	1	2	1	-	1	-
森林開墾 南佐久	3	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 北佐久	3	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 小県	4	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 諏訪	5	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 上伊那	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 下伊那	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森林開墾 西筑摩	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 東筑摩	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 南安曇	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 北安曇	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 更級	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 埴科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 上高井	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 下高井	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 上水内	1	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 下水内	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 長野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同上 松本	-	-	-	-	-	-	-	-	-
春季苗木下付書類	-	-	-	-	5	-	-	-	-
林野状況誌	-	-	-	-	3	-	-	-	-
植林成績報告	-	-	-	-	2	-	-	-	-
会計課	1	-	-	-	1	-	-	-	-
歳入	1	-	1	-	1	-	-	1	-
歳出	-	-	-	-	1	1	-	1	-
会計雑件	1	-	1	-	1	1	-	1	-
合計	183	97	81	21	157	81	5	52	677

	第一種冊数		第二種冊数		第三種冊数		第四種冊数		
	40年	41年	40年	41年	40年	41年	40年	41年	
知事官房	15	12	4	3	5	5	5	6	55
地方課	29	23	9	6	35	31	0	15	148
土木課	30	11	13	4	15	7	0	4	84
学務課	56	36	28	7	46	31	0	21	225
農商課	30	14	23	0	37	2	0	0	106
林務課	20	1	2	1	15	3	0	3	45
会計課	3	0	2	0	4	2	0	3	14

別表3 会計課・林務課提出の現在文書目録

(1) 会計課 現在帳簿目録

帳簿名	冊数	
	四十四年度	四十一年度
歳入徴収官徴収簿	1	1
収入官吏現金出納簿	1	襲用
同上補助簿	1	襲用
国庫歳出簿	1	1
同上内訳簿	2	2
同上概算渡現金前渡整理簿	1	1
同上予算照合簿	1	1
同上内国旅費予算照合簿	1	1
県費日記簿	1	1
同原簿	1	1
特別会計歳入歳出簿	1	1
罹災救助基金出納簿	1	1
同上内訳簿	1	襲用 1
同上貸下預金所細簿	1	襲用
貸下預金明細簿	2	襲用 1
雑部金受払簿	1	襲用
県費予算照合簿	1	1
国費備品出納簿	1	襲用
同消耗品出納簿	1	1
県費備品出納簿	5	襲用
同消耗品出納簿	2	
巡查給与品出納簿	1	襲用
同貸与品出納簿	1	
	30	16

(2) 林務課現在書類

種別	書類名	欄外記載	冊数
公有林関係	公有林野原野整理台帳 南佐久 上伊那 西筑摩 埴科 上高井 下高井 上水内 下水内 計八冊		8
	公有山林取締台帳 南佐久 北佐久 小県 諏訪 上伊那 下伊那 東筑摩 南安曇 北安曇 更級 埴科 上高井 下高井 上水内 下水内 計十五冊		15
	公有原野整理並営林方法ニ関シ未結局ノモノ全部		
県有林関係	県有林台帳 付属図面 全部六冊		6
	雑件綴 五冊		5
	林地購入関係書類 全部		
	県有林経営計画書 壹袋		
雑件	各種往復未結書類 二十二件		
	結局未綴書類 六十九件		
	林業行政統計調査書類 壹冊		1
	造林地免租ニ関スル書類 壹冊		1
	林業講習会ニ関スル書類 壹冊		1
	出張命令簿 二冊		2
保安林関係	森林会議案 九冊 但不備		9
養成苗木関係	苗木下付ニ関スル調査書類 壹冊		1
	苗木下付県参事会決議書類 壹冊		1
森林開墾関係	森林開墾台帳 二冊 四十一年分	○×	2
	同不許可台帳 壹冊 ♪	○×	1
	同一部許可台帳 壹冊 ♪	○×	1
	森林開墾願書 各郡分		
	松本税務署へ無願開墾許可通知ノ件		
	北佐久郡へ森林開墾誤謬訂正ニ関スル件		
図書	实用森林学上巻 壹冊		1
	林学教科書 ♪		1
	牧草論 ♪		1
	造林法 ♪		1
	实用森林教授 前巻 ♪		1
	大日本有用樹木効用論 ♪		1
	造林学 ♪		1
	日本樹木害虫論 ♪		1
	日本製紙論 ♪		1
	田野山林実地測量学 ♪		1
	竹林栽培新論 ♪		1
	鉾物岩石鑑定及吹管分析表 壹葉		
	信濃国全図 壹葉		

別表4 各課報告焼失書類・図書目録

※No.・欄外上記入(「、」は合点を示す)・備考の項目は報告者による。[]は割書きを示す。■は判読不明の文字を示す。

(1) ①土木課 焼失書類概目

No	欄外上書入	備考
1		河川実測図写其他図面多数
2	○	[自三十九年度至四十一年度]工事施行台帳
3		三十九年度以後砂防工事設計及稟伺関係書類
4		三十九年度水害国庫補助工事設計及施行並検査関係書類
5		[四十年四十一年度]道路橋梁治水工事設計書
6		[自三十九年度至四十一年度]工事施行関係書類
7		同上工事施行請願書類
8		[自三十六年度至四十一年度]木曾川流域諸作業伺関係書類
9		同上工事請負違約金免除願関係書類
10		同上工事竣工検査復命書類
11		[四十年四十一年度]工事成績一覧表綴
12	○	道路堤塘敷使用許可台帳
13	○	古材処分台帳
14	○	捕魚用工作者許可台帳
15	○	渡船吊越船橋台帳
16	○	砂防指定地台帳
17	○	道路橋梁長巾等調査
18	○	工事巡視台帳
19	○	廃道敷処分台帳
20	○	文書引継目録
21	◎	[四十年四十一年度]土木費支払ニ関スル帳簿
22		備品消耗品受払簿
23		備品貸渡明細簿
24		出張伺簿
25		請負人視角証明書綴
26	○	土木費所属物品台帳
27	◎	共進会建築工事施行契約書
28	◎	松本女子師範学校其他營繕工事契約書
29	○	内務省訓令ニ依リ調査セル道路調査
30		工費用財調単箇ニ関スル調査書類
31		木曾川流域砂防指定地調査関係書類
32	◎	鳴岩川筋用水ニ関スル行政訴訟其他一件書類
33	◎	藤沢川筋水車ニ関スル行政訴訟其他一件書類
34		内務省訓令通帳等成例書類
35		県費支弁道路河川編入請願書類
36		県会決議録決算書及議事録
37		県参事會議決諮問及報告書類
38		県吏員履歴綴及名簿
39		土木費予算ニ関スル参考書類
40		郡町村補助工事ニ関スル書類
41		土木費予算配当原議
42	○	軌道及水力電気願ニ関スル書類
43	◎	官有地台帳
44	○	官有地貸渡台帳
45	○	官有地土石他産物私下台帳
46		官有土地目録
47		鐵道用地台帳
48		官有地取調帳
49		官有財産増減異動報告
50	○	国有地耕地整理地区編入台帳
51		右之外取扱中ニ係ル書類一切[但出張員携帯等ノ為焼失ヲ免レタル書類二三アリ]
52	○	諏訪湖並天竜川上流河川法準用区域ニ付テノ関係書類

(1) ②土木課 備品焼失概数調 (うち書籍類のみ抽出)

No	冊数	書名
53	1	日本全図
54	1	信濃全図
55	1	万国地図
56	12	現行法規綴
57	136	法令全書綴
58	7	信濃全図小
59	136	官報綴

(2) 農商課 焼失文書目録

№	欄外上書入	書名 ※ () 内は摘要欄の記載	その他の書き入れ	報告日・報告者	備考
1		県郡農会会則		竹下 属	
2	11日照会済	同上役員名簿			
3	11日照会済	産業督励成績調(更ニ照会提出ヲ促ス)			
4	12日照会済◎	陶土調査一件(竹下属岐阜出張施設ニ関スル取調書トモ) 附陶器製造依頼ニ関スル一件			
5	○	第四回産業督励書ニ関スル一件			
6	◎	共進会費中節以下内容ニ関スル一件 但消耗品費ノ内容ヲ除ク他ハ書類ノ参考スヘキモノナシ			
7	照済	四十年度右産業組合事業報告書		金子 属	
8		産業組合供入金調台帳(農耕銀行■■■ヲ調査■■■)			
9	◎	一府十県連合共進会関係書類			現存簿冊あり
10	郡役所へ11日付照会済	銀行定款綴込		五月十一日 佐々木 属	
11	〆 ○	酒造組合定款及台帳			
12	〆	商業会議所及水産組合定款綴			
13		銀行ニ関スル執務法規			
14	◎	漁業台帳及附属図面台帳			
15	11日照会済	会社票(北佐久・小泉・諏訪・東筑摩・南安曇・北安曇・更級・上高井郡ノ分)		三浦 属	
16	11日照会済	工場票(南佐久・北佐久・小泉・諏訪・東筑摩・南安曇・北安曇・更級・上高井・上伊那ノ分)			
17		明治四拾年現在農商統計表一綴			
18		図書編冊(図書共寄贈スモノ又ハ三十九年農商工統計書凡百五十部)			
19		官報(明治四拾年同四十一分)			
20		県報(明治四十一年分)			
21	○	同業組合台帳 一冊 蚕種同業組合・生糸同業組合・織物同業組合	照会済	有賀 属	
22	◎	同業組合定款綴 一冊 蚕種同業組合・生糸同業組合・織物同業組合			
23	照	蚕病予防■■■事務所区域報告(告示スベキモノ)	以下、○～○「蚕病予防 火災焼失書類及物品」	小野寺 技師	
24	照◎	蚕種同業組合長ヨリ農商務大臣ヘノ請願書			
25	照	各蚕病予防事務所算調書			
26	照	蚕糸ニ関スル予想調	朱書で抹消		
27		顕微鏡 六十四台	顕微鏡ヲ除キ夫々照会処分中		
28	◎○	貸下牝馬台帳			
29	○	四十年度種牡牛台帳			
30		四十一年度種牡牛出願書類			
31		共進会出陣牛馬出願書類			
32	○	耕地整理台帳	以下32～48「耕地整理書類焼失調」、全体にかかる形で「○」印および「照」の書入れ	五月十一日 佐野 技師	
33		耕地整理執務法規			
34		同制規参照			
35		上水内郡朝日村耕地整理換地交付並増歩地処分総量決議認可申請書正副二通(規則変更認可ノ指揮ヲ経テ進達スベキモノ保管中)			
36		同上設計並規約変更ニ関スル件(認可何■■ノ為メ一通農商務省ヘ進達中)			
37		上水内郡柳原村耕地整理設計変更ニ関スル件(不備ノ■■アリ郡ヘ照会中)			
38		小泉郡東内村耕地整理設計並規約変更ニ関スル件(認可■■何ノ為農商務省ヘ進達中)			
39		小泉郡東内村耕地整理換地交付並増歩地処分総量決議認可申請書正副二通(規約変更ヲ経テ進達スヘキモノ保管中)			
40		下伊那郡泰阜村手島田耕地整理発起認可書類			
41		同上不備ノ廉ニ対スル訂正書ニ関スル件(郡ヘ照会中ノモノ)			
42		下水内郡永田村永江耕地整理設計変更ニ関スル件(農商務省ヘ■■何中)			
43		耕地整理費補助申請ノ件(立案回調中焼失)	抹消		
44		下水内郡役所ヘ耕地整理組合並成績取調ニ関スル照会ノ件(施行済ノモノ)			
45		耕地整理収益調(結局セシモノ)			
46		明治三十九年耕地整理一種一冊(文書係ヨリ供覧中ノモノ)			
47		明治三十八年耕地整理一種一冊(同上)			
48		耕地整理予定地調査復命書 全部			

(3) ①会計課 重要焼失書帳簿(1)

№	欄外上書入	書名
1	○	恩給及勲章年金台帳
2	○	恩賜及救助台帳
3		三十九年度四十年度各章所管歳出支払回調
4		四十一年度分四十一年五月九日迄支払回調
5	、	四十一年度各省所管支払証憑書
6	、	四十一年度各省所管支出証憑書(四十一年五月九日迄)

明治四一年の長野県庁舎火災と公文書

7		三十七年度ヨリ四十一年度ニ至ル支出計算書綴
8		三十四年度ヨリ四十一年度ニ至ル各省諸報告書綴
9	、	三十四年度ヨリ四十年年度ニ至ル恩賞■録支払細書綴
10		職員録
11		俸給差引表綴
12		国庫歳出予算書
13		俸給現員及■簿
14		商工銀行検査報告
15		俸給並■配当決議書
16		明治三十七年度ヨリ四十一年度ニ至ル租税外諸取入予算書
17		明治三十六年度ヨリ四十年三月ニ至ル租税外諸取入徴収報告綴
18	、	明治四十年徴収報告ニ関スル証憑書類
19	、○	明治四十年徴収計算書同検定書及金庫領収証
20	◎	明治四十一年度四月分徴収報告及証憑書
21		国庫貸下金関係書類（証憑現存）
22		臨時事件費計算書及証憑書類
23	四十年、	明治三十八年度ヨリ四十年ニ至ル歳入歳出■現金出納官吏検定書
24	、	同上四十年分証憑書類
25	○	保管証券出納簿各年度製用
26		出納官吏現金出納簿老冊四十年ヨリ四十一年度ニ至ル製用
27		支払命令原簿四十年四十年四十年全部
28		引出切符四十年四十年四十年全部
29		新聞雑誌等発刊保証金支払帳一冊
30		度量衡ニ関スル供託書受取台帳一冊
31		国費諸規約
32		法規加除綴
33	、	国費庁費予算照合簿
34	、	県費物品購入決議書
35		国費同上
36	、	国・県費備品使用簿
37		物品購入ニ関スル諸契約書
38		国・県費ニ関スル物品合計規則
39	○	逡査■官台帳
40		給仕及小使名簿
41		同進退ニ関スル書類
42		出納官吏・物品会計官吏交替及■検査掛報告書
43		視覚■及■簿
44		同■書
45		国費消耗品■簿
46		国・県費郵便切手概算■
47		同上精算書

(3) ②会計課 焼失帳簿書類調(2) (5月11日)

No.	欄外上書入	帳簿名	明治40年度	明治41年度	年々製用
48		県歳入簿	1冊	1冊	
49		県歳出簿	(甲乙丙丁戊) 5冊	(同上) 5冊	
50		県歳入内訳書	(甲乙) 2冊	(同上) 2冊	
51		警察費内訳書	1冊	1冊	
52		土木費同上	1冊	1冊	
53		勸業費同上	2冊	2冊	
54		郡役所費同上	1冊	1冊	
55		衛生及病院費同上	1冊	1冊	
56		県吏員費同上	1冊	1冊	
57		概算渡整理簿	1冊	1冊	
58		前渡金同上	1冊	前年ヨリ継続	
59		逡査年金台帳			2冊
60		小学教員恩給台帳			1冊
61		同上年功加俸台帳			4冊
62		貸付金台帳			1冊
63		収入金各課合議簿			1冊
64		各廠ヨリ呈出済ノ計算書及証憑書			全部
65		本庁直取入ニ関スル書類			同上

(3) ③会計課 焼失帳簿書類調(3) (5月11日)

No	欄外上書入	書名	年度	冊数	摘要
66		県有証券内訳簿		1	
67		保管証券内訳簿		4	
68		保管証券出納簿		1	
69		県有証券二関スル書類		1	
70		県出納吏現金出納簿	二十九年度ヨリ四十一年度ニ至ル	1	
71		保管証券受払回議		3	
72		現金現在簿	明治二十七年以降	5	襲用
73		支払命令原符全部	四十年		
74		同上	四十一年度		

(4) ①地方課 焼失書類目録(1) 議事係・文書

No	欄外上書入	文書名
1		地甲取第二二七号 上水内郡安茂里村長ヨリ土木費寄附之分採納ニ関スル件 (採納決議済ナルモ要賞與文書係ニ回付シ置キタル分)
2		甲取第五五八〇号 東筑摩郡上川手村及南安曇郡豊科村外四ヶ村及蚕種家総代ヨリノ土木費寄附採納ニ関スル件 (前同断)
3		地甲取第二六六号 長野市藤井平五郎ヨリ自転車寄附採納ニ関スル件 (前同断)
4		地甲取二七二号 埴科郡松代町六工社外五会社ヨリノ同上
5		地甲取第三一三三号 埴科郡坂城町塚田彦太郎外二十名ヨリノ警察費寄附金採納ニ関スル件 (前同断)
6		地甲取一一六号 諏訪郡平野村小口音次郎外百四十九名ヨリ電話架設寄附採納ニ関スル件 (同)
7		地甲取五〇二号 同郡上諏訪町土橋源藏外二名ヨリノ自転車寄附採納ニ関スル件 (同)
8		地甲取五一六号 同郡川岸村横内亀三郎外五名同上
9		地甲取四七九号 南安曇郡梓村金井廣外十四名同上
10		土甲取二〇七号 上高井郡 (住所氏名ハ高調査ス) 下高井郡 (同上) 上伊那郡 (同上) ヨリノ土木費寄附採納ニ関スル件 (前同断)
11		土甲取七〇七号 上高井郡日田村大字平島惣代伊藤栄作外一人 同上
12		一乙取一五三〇七号 更級郡更級村阿部六之助外百六名 同上
13		四十一年四月訓第二六十一号 郡役所経費増額原議 会計課ニ再回ノ分
14		三十八年度地租割下戻金八拾円参拾銭四厘 四十一年度分子備費支出原議 同上
15		三十九年度地租割下戻金四百六拾九銭参厘 同上
16		大町中学校退職及死亡給与金七拾六円五拾銭 同上
17		県会議員選挙費用弁償金五拾円八十銭 同上
18	◎	松本市杉浦常太郎ニ土地貸付ニ関スル契約書等ノ一件書類 四十一年度貸地料未済ニ付徴収処理方会計課ニ照会引継置キタル分
19		種馬所供用県有地縮図

(4) ②地方課 焼失書類目録(2) 議事係・簿冊

No	欄外上書入	文書名	冊数	備考
20	◎	明治三十七年調査 県税戸数割等級調査材料 全一冊	1	
21	◎	同地価配分調 全部四冊	4	
22	◎○	同 県税戸数割等級調査定台帳 全一冊	1	
23	◎	契約書 四冊ノ内三冊	3	
24		明治三十八、三十九、四十年県税実数調 全部		
25		第一回 (明治十二年) ヨリ第二十九回 (明治四十年) ニ至ル 通常県会決議録及日誌並臨時県会決議録及日誌 二十九綴	29	
26		明治二十二年度以降通常県会会議案 二十冊	20	
27		明治二十五年度以降臨時県会会議案 二十一冊	21	
28		明治二十年度以降歳入出決算報告書 二十冊	20	
29		他府県会決議録 三十九年度以降分 百十七冊	117	
30		明治三十三年以降長野県県報 三十二冊	32	
31		県税諸規定綴 一冊	1	
32	◎	課長専用機密書類受付簿 一冊	1	
33		県参事会議案起号簿 三十二年ヨリ四十一年マデ (二十九年ヲ除ク) 九冊	9	
34		郡役所経費予算整理簿 三十四年度ヨリ三十八年度マデ 七冊	7	
35		県参事会議案起号簿 四十年、四十一年 二冊	2	抹消
36		県会及県参事會物品請求簿 三十四年ヨリ四十一年マデ (但卅八、卅九年ヲ除ク) 六冊	6	
37		県参事會訴願受付簿 二冊	2	

明治四一年の長野県庁舎火災と公文書

(4) ③地方課 焼失書類目録(3) 議事係・書籍図書

No	欄外上書入	文書名	冊数	備考
38		市町村先例全集 全一冊	1	
39		長野県会沿革史 一部及第二編 四冊	4	
40		長野県統計書 二十九年以降ノ分 十冊	10	
41		長野県治一斑 三十四年以降 六冊	6	
42		帝国年鑑 五冊	5	
43		郡図 二軸	2	
44		内務省出版図書 配布ヲ受ケタル分 全部		

(4) ④地方課 焼失書類目録(4) 庶務係・文書

No	欄外上書入	文書名	冊数	備考
45		感化院ニ関スル当座書類 三級ノ内 一綴		
46		平根村地租制限外課税許可稟請ニ対スル地益調査		
47		五郎兵衛新田村地租制限外課税段別割併課稟請書		
48		松本市行政監督ニ関スル件		
49		同市行旅病人取扱費用請求書二通		
50		明治四十年印紙貼用高調査綴		
51		一部一區有財産調上下伊那西東筑摩松本市ノ分		
52		四十一年度第一期統計小票 一市十三郡ノ分		
53		四十年年度町並普通水利組合歳入出予算更正報告十二郡分		
54		四十一年度 同上 三郡分		
55		四十年年度県統計材料 三郡分		
56		復命書 三十二年以前ノ分		

(4) ⑤地方課 焼失書類目録(5) 庶務係・簿冊

No	欄外上書入	文書名	冊数	備考
57		処務細則並行達綴 一冊	1	
58		里程表 一冊	1	
59		長野県電報略号表 一冊	1	
60		法人台帳 一冊	1	
61		郡歳入歳出予算 三十九年度四十年分 二冊	2	
62		庶務例規綴 一冊	1	
63		結局文書引継簿 一冊	1	

(4) ⑥地方課 焼失書類目録(6) 庶務係・図書

No	欄外上書入	文書名	冊数	備考
64		ジョンストン原著 世界大地図 一軸	1	
65		信濃国全図 一軸	1	
66		官報 (未詳)		
67		法令全書 (未詳)		

(4) ⑦地方課 焼失書類目録(7) 県参事会・書籍図書

No	欄外上書入	文書名	冊数	備考
68		金利精覧 全一冊	1	
69		長野県令達類纂 全三冊	3	
70		法令大全 三十六年出版 全一冊	1	
71		行政裁判所判決録 三十九年分 全一冊	1	
72		同 四十一年三月分四月分 二冊	2	
73		同総括目録 三十八年分 全一冊	1	一行削除
74		信濃国全図 一軸	1	
75		大審院判決録 四十一年四、五巻 二冊	2	
76		官報 三十六、三十九年分全部、三十八年分十月分ヲ除ク、四十年分[四月分ヲ除ク]、四十一年分、一、二、三月分 四十九冊	49	

(4) ⑧地方課 焼失書類目録(8) 県税検査吏員・書類

No	欄外上書入	文書名	冊数	備考
77		吏員小出■■■県税検査吏員章 一葉		
78		県税検査成績表 自三十七年四月以降ノ分 全部		
79		出張命令簿 一冊	1	
80		里程表 一冊	1	
81		吏員検査手帳 二十三冊	23	
82		検査参考簿 一冊	1	
83		雑綴 一冊	1	
84		県税諸規定 一冊	1	

(5) ①林務課 焼失書類(1) 公有林野関係

No	欄外上書入	文書名
1		北佐久 小県 諏訪 下伊那 東筑摩 南安曇 北安曇 更級 計八冊
2		公有山林取締台帳 西筑摩 計壹冊
3		公有原野山林明細簿 計拾六冊
4		公有原野公有原野整理申請書綴込 計拾六冊
5		公有山林営林法届書綴込 計拾六冊
6		明治卅九年度公有原野整理結局書類 但シ卅九年引継ギタルモノニシテ借覧中ノモノ 壹冊
7		公有社寺有林現在届 小県 諏訪 西筑摩 下高井 松本市

(5) ②林務課 焼失書類(2) 苗木養成関係

No	欄外上書入	文書名
8	○	苗木下附台帳 全部計参冊
9		四十年春季苗木下附書類 凡参冊
10		◇秋季苗木下附書類 全部
11		四十一年春季苗木下附書類 全部
12		苗木下附二関スル書類差出方ノ件春秋 二件
13		苗圃看守ヨリ苗木引渡報告 四十五年春季 四苗圃分
14		苗木下附二関スル書類差出方ノ件 一件
15		苗圃地借入契約書 全部十泉
16		四十一年春季下附苗木数苗圃へ通知ノ件 一件

(5) ③林務課 焼失書類(3) 県有林関係

No	欄外上書入	文書名
17		県有林二関シ農商務省其他関係官衙往復書類 一冊
18		県有林雑件 図面共 但シ緊要ノ書類ニ無之 五六拾

(5) ④林務課 焼失書類(4) 保安林関係

No	欄外上書入	文書名
19		保安林台帳 国有二 御料二 公有一 社寺一 私有一 個所一 九冊
20		保安林編入調書綴 五冊
21		保安林解除関係書類綴 壹冊
22		森林会議案 自恣回至九回各壹冊 第十回四冊 第十一回四十三冊 廿六冊
23		九、十回森林会附議ニ係ル一切ノ原議書類
24		十一回同上
25		西筑摩郡山口村保安林伐採願書 一件
26		西筑摩郡楡川村外四ヶ村内鐵道用地保安林解除通知書類 四件
27		諏訪郡湊村及同郡豊田村保安林伐採願書 二件
28		社寺有保安林解除帝室林野管理局通知書 一件
29		下高井郡穂波村保安林編入申請書 一件
30		保安林異動関係書類 四件
31		保安林字名訂正願綴 一件
32		森林会雑件綴 一冊
33		森林法施行前ノ保安林書類
34		保安林伐採願 二件 (不詳)
35		学務課通知保安林解除一件書類
36		保安林所有者調査照会一件書類
37		西筑摩郡読書村社有保安林解除申請書
38		東筑摩郡本郷村保安林編入告示一件書類
39		南安曇郡鳥川、小倉村保安林伐採願書 二件
40		東筑摩郡本郷村保安林編入異議ノ申請書類
41		森林会議員名簿 壹冊

(5) ⑤林務課 焼失書類(5) 統計関係

No	欄外上書入	文書名
42		森林統計書 (四十年分未結ノモノ) 二件
43		明治三十九年分森林統計一件 全部
44		明治四十年分統計書類一件 (未結ノモノ)

明治四一年の長野県庁舎火災と公文書

(5) ⑥林務課 焼失書類(6) 雑部

No	欄外上書入	文書名
45		林務課員履歴書 一冊
46		苗圃看守進退ニ関スル綴 一冊
47		県会決議録 合本 一冊
48		庶務規程綴 一冊
49		庶務雑件綴 一冊
50		成規参照書類 一冊
51		林野雑件 一冊
52		郡市長其他諸集會一件 一冊
53		親展書類綴 一冊
54		電報符号綴 一冊
55		職員録 一冊
56	○	森林開墾台帳 自三十一年至四十年
57	○	同一部許可台帳 自三十一年至四十年
58	○	同不許可台帳 ♪
59		結局文書引継簿 ♪
60		物品請求並ニ精算書 ♪
61		物品購入請求簿 ♪
62		物品受払簿 ♪
63		森林開墾不許地造林方照會ノ件 各郡
64		同誤謬訂正ニ関スル件 各郡
65		同社寺明細帳登録ニ関スル件 各郡
66		森林開墾願書 無立木地 各郡

(5) ⑦林務課 焼失書類(7) 物品類のうち書籍

No	欄外上書入	文書名
67		法令全書 全部
68		県報 全部
69		県告示 全部
70		官報 卅八年以降 全部
71		事典 二冊
72		法令大全 二冊
73		大日本地質図 掛図一切図一 二冊
74		長野県地図 三冊
75		植物学講義 二冊
76		簡易測量学 四冊
77		植物名彙 一冊
78		捕獲鳥図解 一冊
79		昆虫学 一冊
80		岩石学教科書 二冊
81		外ニ書籍百余冊

(6) 知事官房 焼失書類 編纂ノ部

No	部門	文書名	備考
1	編纂ノ部	三十二年五月発行 本県令達類纂 三冊	
2	編纂ノ部	自三十二年一月至四十一年五月県令綴 貳冊	
3	編纂ノ部	同上訓令綴 四冊	
4	編纂ノ部	同上告示綴 六冊	
5	編纂ノ部	同上告諭綴 壹冊	
6	編纂ノ部	同上事例、彙報、公告綴 參冊	
7	編纂ノ部	同上令達補遺綴 壹冊	
8	編纂ノ部	県報登載褒賞綴 壹冊	
9	編纂ノ部	自三十六年至四十一年 庁達綴 壹冊	
10	編纂ノ部	本県令達索引 壹冊	
11	編纂ノ部	各係別編纂本県令達綴 拾壹冊	
12	法令ノ部	自慶応三年至明治四十一年二月法令全書 全部	
13	法令ノ部	法令全書索引 貳冊	
14	法令ノ部	自四十一年三月至同年五月官報 三冊	
15	法令ノ部	内務報告例 壹冊	
16	法令ノ部	法規輯覧 三冊	
17	書籍ノ部	康熙字典 全部	
18	書籍ノ部	社会新辞典 壹冊	
19	図書目録ノ部	第一種文書目録 三冊	

20	図書目録ノ部	第一種追加及村誌目録 巻冊	
21	図書目録ノ部	第二種文書目録 巻冊	
22	図書目録ノ部	第二十年保存文書目録 巻冊	
23	図書目録ノ部	第三種文書目録 巻冊	
24	図書目録ノ部	第四種文書目録 巻冊	
25	図書目録ノ部	古図目録 巻冊	現存簿冊あり
26	図書目録ノ部	法令通牒目録 巻冊	
27	図書目録ノ部	書籍目録 巻冊	
28	図書目録ノ部	図書引継廃棄目録巻冊	
29	図書目録ノ部	各係編冊文書引継目録 八冊	
30	現時往復中書類ノ部	帝室林野整理局木曾支庁ニ対シ保存文書貸出ニ関スル件	
31	現時往復中書類ノ部	農商務省山林局 同上	
32	現時往復中書類ノ部	長野大林区署 同上	
33	現時往復中書類ノ部	帝國鐵道庁長野營業事務所 同上	
34	現時往復中書類ノ部	長野地方裁判所松本支部 同上	
35	現時往復中書類ノ部	同上 飯田支部 同上	
36	往復之部	明治二十八年分 丙号件名簿 (下伊那郡) 一冊	
37	往復之部	同三十年分 丙号件名簿 (關省往復) 一冊	
38	往復之部	同三十三年分 取受件名簿 三冊	
39	往復之部	同三十四年分 取受件名簿 三十冊	
40	往復之部	同 發議件名簿 七冊	
41	往復之部	同三十五年分 取受件名簿 二十七冊	
42	往復之部	同 發議件名簿 七冊	
43	往復之部	同三十六年分 取受件名簿 二十八冊	
44	往復之部	同發議件名簿 七冊	
45	往復之部	同三十七年分 取受件名簿 二十七冊	
46	往復之部	同發議件名簿 七冊	
47	往復之部	同三十八年分 取受件名簿 三十九冊	
48	往復之部	同發議件名簿 十二冊	
49	往復之部	同三十九年分 取受件名簿 二十七冊	
50	往復之部	同發議件名簿 四冊	
51	往復之部	同四十年分 取受件名簿 三十五冊	
52	往復之部	同發議件名簿 十一冊	
53	往復之部	同諸令達件名簿 一冊	
54	往復之部	同金品交付簿 二冊	
55	往復之部	同親展文書交付簿 一冊	
56	往復之部	同県報原稿送致簿 一冊	
57	往復之部	使送簿 五冊	
58	往復之部	未信送致簿 二冊	
59	往復之部	文書交付簿 一冊	
60	往復之部	特殊郵便物交付簿 三冊	
61	往復之部	当宿直日誌 四冊	
62	往復之部	同四十一年分 取受件名簿 十三冊	
63	往復之部	同發議件名簿 七冊	
64	往復之部	同諸令達件名簿 一冊	
65	往復之部	同金品交付簿 一冊	
66	往復之部	同親展文書交付簿 一冊	
67	往復之部	同県報原稿送致簿 一冊	
68	往復之部	使送簿 五冊	
69	往復之部	未信送致簿 二冊	
70	往復之部	文書交付簿 一冊	
71	往復之部	同特殊郵便物交付簿 三冊	
72	往復之部	同当宿直日誌 一冊	
73	往復之部	同国費通信費支払簿 (五月分) 一冊	
74	往復之部	同県費通信費支払簿 (五月分) 一冊	
75	往復之部	当宿直用通信費支払簿 一冊	
76	褒賞之部	明治四十年一月以降施行済及未済ノ寄附者褒賞原議書	
77	褒賞之部	諏訪郡長具中ニ係ル実業精勵者褒賞下賜具申書原議書	
78	褒賞之部	興益者褒賞方ニ関スル下伊那郡長ノ具申書	
79	褒賞之部	明治三十七八年戦役ニ関スル官吏個人団体行賞関係書類	
80	褒賞之部	明治三十七八年戦役ニ関スル町村吏員ノ下賜ノ御沙汰書	
81	褒賞之部	元司法属土屋直文寡婦扶助料請求書退原議書	
82	褒賞之部	受褒賞者台帳及褒賞例規程	

長野県域出土耳環の集成

水科 汐華

はじめに

長野県内から出土する耳環については、これまで主として発掘調査報告書や県史・市町村史において個別に報告されてきた。一方、県域全体を対象とした整理としては、平成一〇年（一九九八年）に桐原健氏が行った集成が知られている^①。同研究は、伝世品や出土地点が不明瞭な資料を含め、当時把握可能であった耳環資料を広く収集・提示した点において、長野県域における耳環研究の基礎をなす重要な成果である。

しかしながら、桐原氏の集成以降、約三〇年が経過するなかで、県内各地における発掘調査は進展し、新たな耳環出土事例も継続的に報告されてきた。また、耳環研究においては、製作技法や材質構成、出土状況といった観点からの検討が蓄積されており、これらの成果を踏まえた整理を行うことには、一定の意義があると考えられる。

本稿では、こうした状況を踏まえ、長野県域出土耳環について新たに資料の集成を行うことを目的とする。本稿における集成は、長野県および県内市町村が刊行した埋蔵文化財調査報告書、ならびに『長野県史 考古資料編』に掲載された事例を主な対象とする。市町村史や個人研究、未報告資料については、記載内容や整理方法に差異がみられることから、本稿では原則として扱わないこととした。これら未収載資料を含めた整理については、今後の課題としたい。

以上の集成にもとづき、耳環の出土時期や分布、法量、材質および製作技法といった諸側面について整理を行い、長野県域における耳環の様相を概観する。あ

わせて、本稿で得られた整理結果を、全国的な耳環研究の蓄積を参照しつつ、地方社会における耳環の受容や展開を考えるための基礎資料として位置づけることを目的とする。

一 耳環研究の展開と課題

耳環研究は、近代以降における用途および性格をめぐる議論に端を発する。古墳から出土する人骨の調査において、頭蓋骨の左右両側、耳部に相当する位置から出土が確認される事例や、人物埴輪に表現された装着状況などを根拠として、耳環は耳に装着される装身具、すなわち「耳飾り」として理解されてきた。この理解を前提として、耳環は古墳時代の副葬品の一種として位置づけられ、以後、古墳出土資料を中心に研究が展開されることとなった。

耳環研究を体系的に進めた最初期の研究としては、藤田亮策の研究成果が挙げられる^②。藤田は昭和六年（一九三一年）の研究において、耳環の材質および製作技法を詳細に観察し、銅芯に金銀の鍍金や箔張を施したものを中心としつつ、鉄製・鉛製など多様な素材が存在することを明らかにした。さらに、日本列島出土の耳飾りを、朝鮮半島からの舶載品と渡来工人による国内生産という二系統に整理し、日本列島における耳環受容と生産の枠組みを提示した。この整理は、その後の耳環研究における伝播論・生産論の基礎を成すものであった。

藤田以降、耳環を古墳時代の物質文化の広がりの中で捉えようとする視点が発展する。石部正志・堀田啓一は、耳環を大和政権の中心層による下賜品として位置づける可能性を示し、耳環の分布や性格を中央政権との関係から説明する立

場を提示した³。これに対し、菅谷文則は、耳環の全国的な分布状況や材質・構造の多様性に着目し、耳環の流通を必ずしも中央政権による統制の産物とみなすことはできないと指摘した⁴。菅谷の提示した「民間的伝播」の可能性は、耳環を一義的に下賜品や威信財とみなす理解に再考を促し、その社会的性格を多面的に検討する視点を提供した点で重要である。

二〇〇一年代以降、自然科学的分析の導入によって、耳環研究は新たな段階を迎える。村上隆や渡辺智恵美の研究は、耳環が多様な材質・構造・製作技法の組み合わせによって成立していることを実証的に示し、耳環を当時の金工技術の集積を示す重要資料として位置づけた⁵。これにより、外観や肉眼観察に基づく従来の分類の限界が明確となり、分析科学的手法の有効性が認識されるようになった。さらに永嶋正春は、錫に着目した分析を通じて、従来「鉄製耳環」とされてきた資料の多くが、鉄地に錫の薄板を巻き付けた複合構造である可能性を指摘し、既存報告における材質認定の問題点を具体的に明らかにした¹⁸。

一方、同時期から、資料集成と比較にもとづく考古学的検討も進展する。小池寛は中空耳環を対象とした全国的集成を行い、その出現時期や出土古墳の性格から、中空耳環が畿内政権と深く関わる可能性を示した¹⁹。松本百合子、辻村純代、野口成美らは、耳環の断面形状や法量、材質構成に着目し、時間的推移に伴う形態変化の可能性を検討した²⁰。これらの研究では、断面が細身で金・銀無垢の耳環が相対的に古い段階に位置づけられる一方、銅芯に金・銀を貼ったもの、さらに中空構造をもつ耳環が後続する傾向が指摘されている。また、時期の下降とともに耳環の小型化や断面形状の変化が進行する可能性も示され、形態・構造の変化を手がかりとした編年の整理が試みられてきた。

近年の耳環研究では、個別テーマごとの整理と精緻化が進められている。自然科学分析の進展により、材質構成や製作技法に関する理解は飛躍的に深化した一方で、全国的に出土する膨大な資料すべてに分析を施すことは現実的に困難であり、分析対象とならない資料をいかに位置づけるかという課題が顕在化している。この点に対し、西山めぐみは、自然科学分析の成果を参照軸としつつ、肉眼観察

によって材質や製作技法を把握する方法論を提示し、分析科学的な研究と考古学的な集成研究とを接続する試みを行った²³。この研究は、耳環研究における方法論的転換点として評価できる。

また、横田真吾は法量変化および貴金属使用割合に着目した編年の整理を提示し、耳環が比較的小型のものに始まり、六世紀後半に法量が最大化したのち、再び小型化へと向かう傾向を示す可能性を指摘した²⁴。さらに、材質や種類の差異を社会的階層差の反映として解釈している。岩橋孝典は中空耳環に特化した全国的資料集成と編年の整理を行い、その出現・盛行・減少過程を明らかにするとともに、形態や構造の差異が地域や時期によって異なる可能性を指摘した²⁵。横田が示した「一般的な銅芯耳環や中空耳環には顕著な地域的偏在は認められない」とする見解に対し、岩橋は中空耳環に限れば地域的偏りを想定し得る余地があることを示し、耳環研究における地域性の検討課題を浮き彫りにしている。

以上の研究史から、耳環研究は自然科学的成果と考古学的解釈とが相互に影響し合いながら展開してきた分野であることが理解できる。一方で、これらの成果が地域差を十分に考慮した形で検証されてきたかについては、なお検討の余地が残されているといえよう。とりわけ、畿内を中心とする西日本の資料にもとづいて提示されてきた編年観や解釈が、どの範囲まで適用可能であるのかについては、地域ごとの実証的整理が必ずしも十分とは言えない状況にある。今後の耳環研究においては、特定地域の成果を参照しつつ、地域単位での資料集成と検討を積み重ねることによって、共通する要素と地域的特質とを段階的に整理していくことが求められる。

二 長野県域における耳環出土事例の時期的変遷

本章では、前章で示した問題意識を踏まえ、長野県域から出土した耳環について、発掘調査報告書を基礎とする資料集成を行う。長野県域における耳環の出土は、これまでに一三五遺跡から計五四八点が確認されている(表二)。本章では、今回集成した資料を基礎として、耳環の出土状況を時期区分ごとに概観し、あわ

せて分布状況、法量および材質の諸要素について基礎的な把握を試みる。

なお、多くの古墳が横穴式石室であり、個々の耳環がそのいずれの段階で副葬されたかを特定できる事例は限られている。本稿では、各遺跡について土器資料や詳細な出土状況を個別に精査するには至っていないため、時期は報告書記載に基づいて大まかな傾向を整理するにとどめた。また、耳環の材質および製作技法の把握についても、原則として報告書の記述に依拠しており、実見調査に基づく再検討は今後の課題としたい。

1 五世紀末～六世紀前半

長野県域における耳環の出現は、五世紀末から六世紀前半に位置づけられる。本節では、耳環が初めて確認される段階の出土状況を整理し、その導入期の様相を検討する。

最古段階の事例としては、長野市に所在する川柳將軍塚古墳から耳環の出土があったと伝えられている。同古墳は全長約九〇m、後円部径約四二m、前方部長約四八mを測る前方後円墳で、主体部は竪穴式石室とされ、築造時期は五世紀末に比定されている。六世紀前半に位置づけられる事例としては、飯田市座光寺高岡に所在する高岡一号墳が挙げられる。同古墳は推定墳長約七二mの前方後円墳で、杏葉や絞具などの馬具類のほか、勾玉・管玉・切子玉・ガラス玉といった玉類の出土が伝えられており、耳環もこれらの装身具の一部として位置づけられる。また、飯田市内郷飯沼に所在する飯沼天神塚古墳（雲彩寺古墳）は、長軸約七五mを測る前方後円墳で、六世紀前半から中頃にかけて築造されたと考えられている。寛政五年の寺地拡張時に発見されたとされ、耳環のほか武器・馬具・玉類・土器などがまとまって出土したと伝えられている。これらの事例から、耳環の初期出土例は、前方後円墳という墳墓形態と結びついて確認される点の特徴として指摘できる。一方で、同時期には円墳からの出土例も認められる。飯田市内久堅に所在する鬼釜古墳一号墳は、推定直径約十六mの円墳で、石室は遺存していないものの、六世紀前半に築造された可能性が指摘されている。ただし、六世紀末

から七世紀にかけての追葬が行われたと考えられており、耳環の出土時期については慎重な検討が必要である。また、松本市中山字鉢形原に所在する中山古墳群からも耳環が出土しているが、同古墳群は六世紀前半から八世紀前半に及ぶ長期的な使用が想定され、当該資料が本区分期に帰属するかについては、追葬を含め再検討の余地がある。耳環の分布状況を見ると、五世紀末から六世紀前半の段階において、県内の各地域から出土が確認されており、出現段階における明瞭な地域差は認められない。

耳環の法量についてみると、本段階の資料はいずれも比較的小型で概ね二cm前後に収まるものが中心である。現時点で確認されている範囲では、著しく大型化した例は認められず、耳環は小型の傾向を示す段階にあるといえる。

なお、耳環の材質については、金環、金銅製、青銅製などが確認されている。以上のことから、本段階は、耳環が特定の墳墓階層を中心に限定的に受容される導入期として位置づけられる。

2 六世紀中頃

六世紀中頃になると、前段階とは異なる変化が認められる。本節では、古墳出土例に加え、集落遺跡からの出土事例に注目し、耳環の使用場面の拡大について検討する。

松本市里山辺に所在する丸山古墳は、主軸方向約九m、直交方向約一〇mを測る円墳で、全長約六mの無袖式横穴式石室を主体部とする積石塚古墳である。少なくとも一度の追葬が行われたと考えられており、築造および使用時期は六世紀中頃から七世紀代に及ぶ。副葬品としては鉄鏃、玉類、土器が確認されるが、馬具は出土していない。同時期の事例として、上伊那郡中川村片桐に所在する天伯古墳も挙げられる。同古墳は直径約一八mの円墳で、全長約九mの横穴式石室を有する。副葬品としては直刀三点などの武器が確認されているほか、馬具は絞具のみが出土しており、玉類や土器がまとまって出土したと伝えられている。被葬者は性別不明の二体が確認されており、人骨の残存状況からは埋葬に大きな時間

差がなかった可能性が指摘されている。

六世紀中頃になると、集落遺跡から耳環の出土が見られるようになる。佐久市長土呂字森下に所在する西近津遺跡群S B四〇二六が挙げられる。同遺構は平面方形を呈する竪穴建物跡で、耳環は埋土中から出土している。

六世紀中頃の耳環は、前段階に比して法量の拡大傾向が認められる。縦径はおおむね二・五cm前後に集中しており、本時期の耳環は二cm台中頃を中心とする法量段階として把握することができる。

また、耳環の材質および製作技法についてみると、天伯古墳では銅環に金箔を張り付けた金環、内側に金張りが残る金環、ならびに銅環に銀を張った銀環が出土しており、この時期以降、貼金技術の存在を示す耳環が認められるようになる。

本段階は、耳環の法量拡大と貼金技術の導入が同時に認められ、耳環の使用主体や技術的背景が変化し始める転換期として評価できる。

3 六世紀後半

六世紀後半は、長野県域における耳環の出土量および形態的多様性が顕著となる時期である。本節では、古墳および集落遺跡双方の資料をもとに、耳環の展開が最も活発化する段階の様相を整理する。

古墳出土例としては、長野市松代町に所在する大室古墳群二五号墳が代表的である。同古墳は径約一三mの円墳で、無袖型横穴式石室を主体部とする積石塚古墳であり、築造時期は六世紀後半に比定されている。出土した耳環の中には鉄芯を有する個体が含まれている。同様に、長野市湯谷東沖に所在する湯谷古墳群一号墳からも耳環八点が出土している。このうち七点は鉄芯である。同古墳は片袖型横穴式石室を有する円墳で、直刀や多数の鉄鏃をはじめ、馬具や玉類を伴う副葬状況が確認されている。一号墳に後続して築造された湯谷古墳群三号墳では、鉄芯を有する耳環一点のみが出土している。この耳環には中央付近に紐の痕跡が認められ、耳環の着装方法を検討する上で注目される資料である。

一方、集落遺跡の事例としては、佐久市長土呂字森下に所在する西近津遺跡群

H一号住居址および坂城町南条に所在する青木下遺跡が挙げられる。西近津遺跡群H一号住居址は、平面方形を呈する竪穴建物跡で、カマドの両袖および煙道の一部が残存する。耳環は埋土中から出土している。

また、青木下遺跡は、多量の須恵器および土師器を環状に配した祭祀遺構が検出されたことで知られる集落遺跡であり、東日本屈指の土器集積遺構として位置づけられている。こうした祭祀的性格を有する遺構から耳環が出土している点も耳環の使用を考えるうえで重要である。

六世紀後半の耳環は、古墳出土例を中心に前段階より法量が拡大し、全時期を通じて最大規模に達する段階として位置づけられる。大室古墳群二五号墳では、縦横ともに概ね二・六cmから三・五cm前後の範囲に収まる耳環が多数確認されている。また、湯谷古墳群一号墳出土例についても径約三・七cmに達する個体が確認されており、本時期の耳環が大型化していることを示す。一方、青木下遺跡の資料では、径約五cmに及ぶ耳環が確認されており、同時期の古墳出土例と比較しても際立って大きい。同遺跡が祭祀的性格を有する遺構であることを踏まえると、こうした耳環は一般的な装身具とは異なる位置づけで用いられた可能性も想定される。

材質および製作技法に注目すると、六世紀後半には耳環の多様化がますます顕著となる。古墳出土例の中には、蛇塚古墳一号墳の銅芯銀張りおよび銅芯金張りの耳環が出土しており、貼金技術が本時期にも継続して用いられていたことが明らかである。また、この時期には複数の古墳から鉄芯を有する耳環がまとまって確認されている。前段階である六世紀中頃には鉄芯耳環の出土が確認されていないのに対し、六世紀後半になると少なくとも一〇点以上の出土が認められており、短期間のうちに鉄芯耳環が集中的に出現した状況が認められる。このことから、本時期は長野県域における鉄製耳環の出現段階にあたる可能性が高いと評価できる。

以上の状況から、六世紀後半は、耳環の法量・材質・製作技法が最も多様化し、鉄芯耳環の集中的な出現も含め、長野県域における耳環展開の画期をなす段階と

して位置づけられる。

4 六世紀末

六世紀末になると、耳環の形態や製作技法に新たな要素が加わる一方で、前段階までに形成された特徴が整理・収束する傾向も認められる。本節では、この時期の耳環の技術的特徴と出土状況を整理する。

古墳出土例としては、飯田市松尾上溝に所在する上溝一一号古墳が代表的である。上溝一一号古墳は推定全長約二四mの円墳で、両袖型横穴式石室を主体部とし、六世紀末に位置づけられる。武器・馬具・装身具・土器類からなる副葬品セツトが充実しており、耳環も一点がまとまって出土している。また、南佐久郡白田町に所在する新海神社西御陵古墳は、径約八mの円墳で、無袖型横穴式石室を主体部とし、築造時期は六世紀末から七世紀初頭に比定される。同古墳からは中空耳環が出土している。このほか、上田市の陣馬塚古墳、南佐久郡白田町の新海神社東御陵古墳・新発見古墳、ならびに茅野市の頭無二号古墳など、六世紀末に位置づけられる一部の円墳からは、鍍金あるいは鍍銀とみられる耳環の出土が確認されている。

一方、集落遺跡の事例としては、坂城町南条に所在する保地遺跡H四号住居址が挙げられる。同住居址は隅丸長方形を呈する竪穴建物跡で、三連式カマドを備え、長胴甕や円筒形土製品が出土しているほか、鍍銀製とみられる耳環が確認されている。また、上田市住吉宮平に所在する宮平遺跡では、一七号竪穴建物跡および八九号竪穴建物跡が本時期に位置づけられ、特に八九号竪穴建物跡からは巻き糸を伴う耳環が出土している。

法量に注目すると、本時期の耳環は全体として二二・五〜三・〇cm前後のものが多く、六世紀後半段階に比べて一定の安定化が認められる。

材質および製作技法の面では、銅芯に金あるいは銀を貼る貼金技術が引き続き確認され、鉄芯を有する耳環も継続して出土するが、その出土例は限定的であり、前段階に比して減少傾向を示す点が注目される。これに対し、複数の古墳から鍍

金・鍍銀とみられる耳環が新たに確認され、この時期以降、鍍金技術の存在がうかがえるようになる。また、新海神社西御陵古墳において中空耳環が確認されており、本時期は長野県域における中空耳環の出現段階にあたる可能性が高いと評価できる。

本段階は、貼金技術や鍍金技術、中空耳環の出現などにより、耳環の技術体系がほぼ出揃う段階として位置づけることができる。

5 七世紀前半〜中頃

七世紀前半から中頃にかけては、耳環の出土状況や形態において、前段階とは異なる安定的な様相が認められる。本節では、法量や製作技法の推移を中心に、この時期の耳環の特徴を検討する。

古墳出土例としては、松本市里山辺に所在する南方古墳が注目される。同古墳は径約二四mの円墳で、横穴式石室を主体部とする。副葬品には、直刀などの武器、壺鐙や鞍を含む馬具類、玉類などの装身具のほか、畿内系の坏や銅鏡・承盤といった金属製容器を含む土器類が確認されており、きわめて内容の充実した副葬構成を示す。初葬は七世紀中頃から後半、追葬は七世紀末から八世紀初頭に及ぶとされ、耳環が一定期間にわたり継続して用いられ、副葬された可能性を示唆する。さらに、報告書には接着剤として用いられた可能性のある漆状物質の存在や、「垂飾付耳飾」の出土が記されており、本時期における耳環の構造を考える上で注目される資料である。集落遺跡の事例としては、小諸市御影新田に所在する中原遺跡群三九号竪穴建物跡および一三〇号竪穴建物跡が挙げられる。三九号竪穴建物跡では、長い煙道をもつカマドが検出され、カマド埋土から耳環が出土している。同遺構には、鎌・石製紡錘車・甌などの生活関連遺物が出土している。法量に注目すると、本時期の耳環はおおむね二・五cm前後の個体が中心を占め、六世紀末段階にみられた三cm前後の大型例は減少する傾向にある。ただし、一部には三・〇cm程度に達する個体も含まれており、法量の幅が完全に失われたわけではない。本時期は、耳環の法量が縮小へ向かう過程にありながら、なお過渡的

な様相を示す段階として位置づけられる。

材質および製作技法については、銅芯に金または銀を貼る貼金技術、ならびに鍍金技術が引き続き確認されており、六世紀末段階に成立した技術体系が継承されていることが分かる。一方で、新たな製作技法の顕著な出現は認められず、技術的には安定化の段階に入ったと評価できる。鉄芯を有する耳環は七世紀前半の古墳出土例に限って確認され、七世紀中頃以降の資料からは認められなくなる点が目される。

この時期は、新たな技術的展開がみられない一方で、既存の製作技法が継承される段階にあたりと評価できる。

6 七世紀後半～末

七世紀後半から末にかけては、耳環の出土量が減少し、形態的にも小型化の傾向が顕著となる。本節では、古墳および集落遺跡の資料をもとに、耳環の終末期的様相を整理する。

古墳出土例としては、佐久市安原の蛇塚古墳三号墳が挙げられる。同古墳は径約二二・五×十九・七mの円墳で、片袖式横穴式石室を主体部とする。出土した耳環九点のうち、二点は中空耳環である。

一方、集落遺跡の事例としては、七世紀末の小諸市御影新田の中原遺跡群四三号竪穴建物跡や、七世紀後半の佐久市小田井の芝宮遺跡群二九号竪穴建物跡が挙げられる。中原遺跡群四三号住居址では横置き二つ掛けカマドや坏・甕が確認され、芝宮遺跡群二九号住居址では長い煙道を有する建物跡から鉄鏃や坏が出土している。これらの資料は、耳環が日常生活の空間で使用され、建物の廃絶とともに廃棄された可能性を示している。

法量に注目すると、長原古墳群五号墳や大塚三号墳では二・〇cm台前半の個体を中心に占める。幸神古墳二号墳出土例は約一・五cmと小型であり、芝宮遺跡群出土例も同遺跡内で最小規模とされる。一方で、長原古墳群七号墳・一二号墳や皇子塚古墳では三cmに及ぶ個体も確認されるが、全体として本時期の耳環は小型

化の傾向を示す。

材質および製作技法については、貼金技術や鍍金技術がなお継続するものの、この段階に新たな技法や顕著な形態的变化は認められない。従来の技術が踏襲される様相が強くなり、耳環が装身具として積極的に再編成される段階ではなかったことがうかがえる。

本段階は、耳環が従来の技術体系を維持しつつも積極的な展開を失い、次第にその役割を終えていく過程として位置づけられる。

7 八世紀以降

八世紀初頭から前半に位置づけられる古墳としては、安塚古墳群八号墳や清水製鉄遺跡一号墳が挙げられる。さらに八世紀前半以降になると、耳環は集落遺跡からの出土が主体となるが、その年代については幅をもって捉える必要がある。

八世紀以降には集落遺跡からの散発的な出土にとどまり、装身具としての位置づけは変化した可能性が指摘できる。

8 まとめ

長野県域における耳環は、五世紀末から六世紀前半に出現し、当初は前方後円墳や円墳といった墳墓を中心に、比較的小型の装身具として確認される。六世紀中頃になると、集落遺跡からの出土が始まり、法量の拡大とともに貼金技術が導入されるなど、耳環の使用場面および技術的背景に変化が生じる。

六世紀後半は、法量の最大化、鉄芯耳環の集中的な出現、貼金技術の継続といった諸要素が同時に確認される段階であり、長野県域における耳環の展開過程において重要な画期をなす時期と評価できる。これに続く六世紀末には、法量の安定化とともに、鍍金技術や中空耳環が新たに加わり、耳環の製作技法がほぼ出揃う状況が認められる。

七世紀前半から中頃にかけては、耳環の法量は縮小傾向を示し、鉄芯耳環は姿を消す一方で、貼金・鍍金といった既存技術が継承される。七世紀後半から末に

かけてもこの傾向は続き、耳環は技術的に安定した装身具として存続する。八世紀以降は、集落遺跡から散発的に出土するにとどまり、耳環は次第に使用されなくなっていくと考えられる。

以上のように、長野県域における耳環の時期的変遷は、出現→拡大→多様化→安定→縮小という段階的推移として把握することが可能であり、先学が指摘してきた耳環の展開過程とも整合的である。

三 長野県域出土耳環の多様な出土様相とその予察

1 中空耳環の出土状況と時期

本節では、長野県域における中空耳環の出土状況とその時期的特徴について整理し、全国的な研究動向を踏まえつつ、その受容のあり方を検討する。

現時点で確認されている長野県域出土の中空耳環は、いずれも古墳出土資料に限られ、集落遺跡からの出土例は認められていない。出土時期は六世紀後半以降に限られ、点数はいずれも少数である。

最も早い例は、六世紀後半に位置づけられる長野市松代町大室の古墳群二五号墳で、耳環一点のうち中空耳環一点が出土している。これに続く事例として、六世紀末から七世紀初頭の南佐久郡白田町新海神社西御陵古墳では、耳環八点のうち中空耳環一点が確認されている。七世紀代の事例としては、佐久市内山の長峯古墳群七号墳が挙げられ、耳環五点のうち中空耳環三点が出土している。さらに七世紀後半には、佐久市安原の蛇塚古墳三号墳から出土した耳環九点のうち二点が中空耳環である。また、七世紀末葉から八世紀初頭頃に位置づけられる長野市若穂の長原古墳群五号墳では、耳環六点のうち中空耳環一点が羨道部から出土している。

中空耳環は、破断面や開口部の観察、X線透過撮影による構造調査によって中空構造を確認できるほか、法量測定の結果からもその可能性を指摘することができる。とくに、縦径・横径といった基本的な法量に加え、重量の測定は、中空構

造を判断するうえで有効な指標となる。しかし、既刊の発掘調査報告書においては、中空耳環とされる資料であっても、これらの数値が具体的に示されている例は必ずしも多くない。そこで筆者は、これまでに実施した一部資料の実見調査にもとづき、法量および重量の計測を行った。その結果を以下に示す(表二)。あわせて、報告書上では中空耳環として明記されていないものの、形態観察から中空構造を有すると判断される例も確認された。なお、本調査は全市町村を網羅するものではなく、地域的な偏りを含む可能性があるため、以下の結果は、報告書資料にもとづく整理を補完する資料として位置づけたい。

以上のように、長野県域において中空耳環は六世紀後半に出現し、七世紀代を中心に断続的に確認されるものの、出土点数は限られている。その分布や出土状況を踏まえると、中空耳環は当該期において一般化した形態であったとは言い難い。

全国的な中空耳環の分布については、小池寛氏や岩橋孝典氏による研究が知られている⁽¹⁹⁾⁽²⁶⁾。岩橋氏によれば、全国における中空耳環の確認数は三八一点余りにほり、九州北部や近畿地方を中心に多く分布するという。岩橋氏は、六世紀後半段階の中空耳環が地域首长墓クラス古墳に副葬され、威信財としての性格を有していた一方、六世紀末以降には群集墳や横穴墓群などへの副葬が増加し、七世紀段階にはその威信財的性格を相対的に低下させていった可能性を指摘している。

これらの研究成果を踏まえて長野県域の事例をみると、中空耳環の出現時期は六世紀後半以降に限られ、その分布時期は全国的にみた中空耳環の最盛期から衰退期に相当する点が注目される。長野県における中空耳環の受容は、すでに威信財としての性格が弱まりつつあった段階に位置づけられる可能性があり、その導入のあり方は、全国的な展開とはやや異なる様相を示していると考えられる。

2 竪穴建物跡出土の耳環の様相

耳環は従来、主として古墳から出土する副葬品として理解され、集落遺跡からの出土例は例外的な事象として捉えられてきた。しかし、本稿で集成した資料に

よれば、確認された耳環五四八点のうち九二点が集落遺跡からの出土であり、集落出土例を単なる例外として位置づけることは難しい。本節では、集落遺跡のうち、とくに竪穴建物跡から出土した耳環の様相に着目し、その出土状況と意味について検討する。

竪穴建物跡から出土する耳環は、単数で確認される例が多い点特徴的である。耳環は一般に左右一对で使用される装身具である想定されており、古墳出土例においては、その点数から追葬回数などを推定する議論も行われてきた。これに対し、竪穴建物跡における単数出土という傾向は、装身具としての通常の使用形態を直接反映したものとは考えにくい。

こうした単数出土の傾向は、耳環に限られた現象ではない。竪穴建物跡からは管玉の出土例も確認されるが、管玉も本来は複数点を連ねて一連の装身具として用いられるにもかかわらず、竪穴建物跡からは一点、あるいは少数のみが出土する例が少なくない。これらの事例は、竪穴建物跡という場において、装身具が本来の使用形態とは異なる扱われ方をしていった可能性を示唆している。

これらの状況を踏まえると、竪穴建物跡出土の耳環や管玉は、当該遺構の利用者が日常的に身につけていた装身具というよりも、何らかの意図的な廃棄行為、あるいは住居の廃絶過程に伴う行為の一形態として位置づけられる可能性がある。もともと、竪穴建物跡の中には、墓的性格を帯びた可能性を指摘される遺構も存在し、遺構の機能が単一であったとは限らない。ただし、長野県域における耳環出土例の多くは、カマドを備えるなど住居的性格が明瞭な竪穴建物跡に由来しており、少なくともその多くは日常生活の場として利用されていた遺構と理解するのが妥当である。

横田真吾氏は、竪穴建物跡から出土した耳環の全国的な集成を行いその出土傾向を検討している²⁷⁾。横田氏は、竪穴建物跡出土例が、耳環の古墳出土が盛行する時期に比して相対的に後行する傾向にあること、また、金無垢・銀無垢製耳環が確認されず、銅・鉄・鉛などを芯材とするものに限られる点を指摘している。これらの特徴から、竪穴建物を利用していた人々は、貴金属製耳環を身につけた人々

に比べ、耳環の着用あるいは入手の機会が相対的に遅れていた可能性を指摘している。

一方、横田氏の集成を確認すると、全国の竪穴建物跡から出土した耳環二三三三点のうち、三九点を除く一九四四点(約八割強)が単数での出土例であり、竪穴建物跡出土耳環の多くが一对を成さない状態で検出されていることが読み取れる。この点は、単なる時期差や階層差のみでは説明しきれない要素を含んでいると考えられる。

長野県域の資料を検討すると、耳環の集落出土が相対的に後行する傾向自体は横田氏の指摘と整合的である。しかしながら、長野県域では、耳環は古墳出土資料と集落出土資料とが、八世紀以降に消滅を迎えるまで併行して確認されており、両者が明確に移行する時期を想定することは難しい。また、竪穴建物跡出土例において金無垢・銀無垢製耳環が確認されない点についても、古墳出土資料において同様の傾向が認められることから、竪穴建物跡出土例のみを材質的に劣位と位置づけることは慎重であるべきであろう。

以上のことから、長野県域の資料に基づく限り、竪穴建物跡出土耳環を社会的階層差や耳環の入手機会の遅れを直接的に示すものとして解釈するよりも、古墳と集落という異なる場において、耳環が担った性格や役割の違いに起因する出土状況の違いとして捉える視点が必要と考えられる。

3 鉄製耳環の出土状況

長野県域において確認されている鉄製耳環は、一四遺跡から計二七点に及ぶ。本稿で集成した耳環総数五四八点に占める割合は必ずしも高くはないものの、県域内の一部遺跡において鉄製耳環が集中して出土する事例が認められる点は注目される。

具体的には、須坂市本郷大塚古墳では一四点中四点、長野市大室古墳群二五号墳では一一点中一点、長野市湯谷古墳群一号墳では八点中七点、同三号墳では一点、千曲市森將軍塚古墳群三号墳では三点中一点、同一四号墳では六点中一点、

上田市他田塚古墳では一二点中一点、佐久市新海神社西御陵古墳では八点中一点、松本市出川南遺跡では二点、中山古墳群三八号墳では一点、同五三号墳では三点中二点、阿智村神坂峠遺跡では一点の鉄製耳環が確認されている。さらに長野市西前山古墳では出土した耳環三点すべてが鉄製であるほか、長野市湯谷古墳群一号墳では八点中七点、千曲市東條遺跡では五点すべてが鉄製耳環であり、鉄製耳環が出土耳環の大半、あるいは独占的に確認される遺跡が複数存在する。

鉄製耳環の存在については、藤田亮策のほか香取秀真が昭和七年（一九三二年）に発表した『日本金工史』のなかで「稀には鐵製」がみられると述べており、早くから例外的な材質として認識されていたことがわかる。⁽²⁸⁾ 辻村純代は、畿内では京都府坊主山二号墳出土の鉄製耳環一対が知られるのみであることを指摘し、畿内では鉄製耳環がほとんど用いられていなかった点を明らかにしている。⁽²⁹⁾ さらに西山めぐみは、福岡平野出土耳環三八四点および韓国嶺南地域出土耳環二〇〇点を対象とした肉眼観察を行い、鉄製耳環は韓国嶺南地域における鉄製金箔張一点と、福岡平野における鉄製耳環一点を確認したのみであると報告している。⁽²⁹⁾ 両地域を通じてみても、耳環の芯材は銅が多数を占め、鉄芯の耳環はきわめて稀少であり、特異な存在であることが明らかである。

これらの先行研究と比較すると、長野県域における鉄製耳環の出土状況は、西日本や韓国嶺南地域における鉄製耳環の稀少性と対照的な様相を示している。とりわけ、特定の遺跡において鉄製耳環が高率で確認される点は、単なる偶発的事例として片づけることは難しい。こうした状況は、辻村が想定した畿内工場の技術的影響を受けつつも、地方において独自の展開をみせた生産体制の存在を示唆するものとして位置づけることができよう。すなわち、長野県域における鉄製耳環の集中的な出土は、地方社会における主体的な素材選択や、畿内とは必ずしも同一ではない流通・生産構造の一端を示す可能性をもつ資料として、再検討される意義があると考えられる。

鉄製耳環は出土例がきわめて限られた資料であり、全国的な悉皆調査はいまだ行われていない。そのため、鉄製耳環の地理的分布や出土密度の地域差について

は、現段階では十分に把握されているとは言い難い。今後は、全国的な資料の集成と整理を進めたうえで、鉄製耳環の分布や流通の実態について、改めて検討を行う必要がある。

4 耳環とはなにか

耳環は、これまで主として古墳から出土する副葬品として理解され、耳に装着される装身具、すなわち「耳飾り」であると位置づけられ、古墳出土資料を中心に議論が展開されてきた。しかし、本稿で検討してきた長野県域の資料、とくに集落遺跡や竪穴建物跡から出土する耳環の様相は、こうした従来の理解のみでは十分に説明しきれない側面を含んでいる。竪穴建物跡出土の耳環は、多くの場合単数で確認され、一対を成さない例が大半を占める。この点は、耳環を左右一対で使用する装身具とみなす理解とは必ずしも整合しない。また、掘立柱建物の柱痕跡から出土する例や寺院の塔心礎出土例⁽³⁰⁾、身体装着とは直接結びつかない場から耳環が出土する事例も知られており、耳環が常に装身具として使用されたとは限らない可能性が認められる。

阿智村神坂峠遺跡は、古墳時代中期以降、石製模造品を主体とする峠神祭祀の場として理解されており、交通路の安全祈願に関わる儀礼的行為が行われていた可能性が指摘されている遺跡である。同遺跡から出土した資料のなかには、報告書上「鉄製、環」と記載されたものが含まれ、「耳環」として明示的に位置づけられてはいない。しかし資料を確認すると、当該資料は一辺に切れ目を有するC字形を呈し、形態的には一般に耳環と呼ばれてきた資料と共通する特徴を備えている。

一方、同様に峠付近に立地し、交通路と関わる祭祀的性格が指摘されている信濃町川久保遺跡からは、銅芯に加飾を施したいわゆる「銀環」が出土しており、当該資料については耳環としての認識に疑義は呈されていない。両遺跡は、峠や交通路と関わる場として共通する性格を有するにもかかわらず、その認識のあり方に差異が生じている点は注目される。

これらの事例は、耳環が古墳の副葬品としてのみ存在したのではなく、峠や交通路と結びついた祭祀の文脈においても用いられていた可能性を示している。ただし、神坂峠遺跡出土資料のように、鉄製で加飾を欠く、あるいは加飾が失われた可能性のある資料については、形態が類似しているという理由だけで「耳環」と断定してよいのかという問題が残る。すなわち、銅芯に金や銀を貼り、鍍金を施すといった製作技術が確認できる資料であれば、従来の耳環概念に比較的容易に位置づけることができる一方、鉄製で簡素な形態をもつ資料については、その機能や性格を慎重に検討する必要がある。

以上のように、長野県域の資料が示す耳環の出土状況は、耳環を一義的に装身具として理解する従来の枠組みに再検討を促すものである。耳環は、古墳・集落・峠・寺院といった異なる場において、装身具、副葬品、奉納具、あるいは祭祀具として、それぞれ異なる意味や役割を担っていた可能性を考慮するならば、その多義的な性格を前提とした議論が求められる。今後は資料の精査と全国的な比較検討を通じて、耳環の定義と機能について、より精緻な議論を進めていく必要があるだろう。

四 まとめ

本稿では、長野県域から出土した耳環資料について、埋蔵文化財調査報告書および『長野県史 考古資料編』に掲載された事例を対象として集成を行い、その出土時期、分布、法量、材質および製作技法、ならびに出土状況の整理を試みた。第一章では、集成資料にもとづき、耳環の出土状況を時期区分ごとに整理した。その結果、長野県域の耳環は五世紀末から墳墓中心に小型の装身具として出現し、六世紀中頃には集落出土が始まり法量拡大や貼金技術の導入が見られる。六世紀後半には鉄芯耳環の出現と法量の最大化で画期を迎え、六世紀末には鍍金や中空耳環が加わり製作技法が出揃った。七世紀以降は法量縮小と鉄芯耳環の消失が見られるが既存技術は継承され、八世紀には出土が散発的となり使用は減少した。

この変遷は出現―拡大―多様化―安定―縮小の段階的推移として整理でき、先行

研究とも整合する結果となった。これらの整理は、報告書記載に基づく大まかな傾向把握にとどまるが、長野県域における耳環出土の時期的推移を概観するものとして位置づけられる。

第三章では、耳環の多様な様相を把握するため、中空耳環、竪穴建物跡出土耳環、鉄製耳環といった特定の事例に着目して検討を行った。中空耳環については、出土時期や点数が限られることから、長野県域における受容が限定的であった可能性を指摘した。竪穴建物跡出土耳環については、単数出土が多い点に注目し、古墳出土例とは異なる出土文脈の存在を確認した。鉄製耳環については、全国的には出土例が少ないとされるなかで、長野県域では比較的集中して確認される事例がみられることを示した。

さらに、第三章第四節では、これらの検討を踏まえ、耳環の性格や定義に関わる問題について整理を行った。従来、耳環は古墳副葬品としての装身具、すなわち耳飾りとして理解されてきたが、集落遺跡、峠祭祀に関わる遺跡、寺院塔心礎など、身体装着とは直接結びつかない場からの出土事例を検討することで、耳環が必ずしも装身具としての機能に限定されない可能性を指摘した。

以上のように、本稿は、長野県域出土耳環について、既存資料の再整理を行い、その時期的変遷と出土様相を基礎的にまとめたものである。本稿は、報告書記載に依拠した整理にとどまり、県内全域の実見調査や全国的な比較検討には至っていないが、今後、耳環の性格や機能を検討していくうえでの基礎資料の一つとして活用したい。

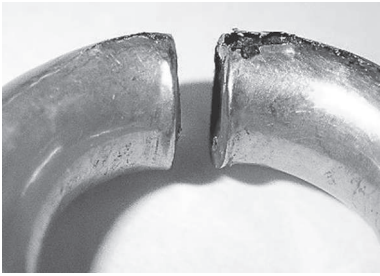
注

- 1 桐原 健「科野にみる金環出土古墳のあり方」『國學院大學考古学資料館紀要』第一四輯、國學院大學考古学資料館、一九九八年。
- 2 藤田亮策「朝鮮及び内地発見耳飾に就いて」『日本文化叢考』京城大學法文學會第二部論纂・第三輯、一頁―一九頁、一九三一年。
- 3 石部正志、堀田啓一「古墳後期村落への手工業製品の流通について」『ヒストリア』

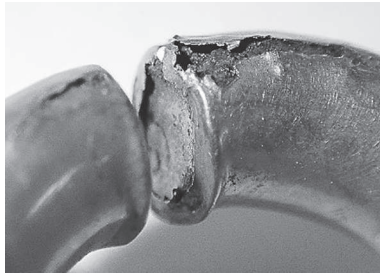
- 第四二号、大阪歴史学会、一頁―一三頁、一九六五年。
- 4 菅谷文則「古墳時代の耳飾りについて」『古代国家の形成と展開』、六九頁―九七頁、一九七六年。
- 5 村上隆「高川古墳出土の耳環の構造と材質について」『高川古墳群』兵庫県文化財調査報告書第九七冊、兵庫県教育委員会、一九九一年。
- 6 村上隆「ミクロな眼で探るわが国金工技術の世界」『佛教芸術』第二二三号、五二頁―六一頁、一九九四年。
- 7 村上隆「古代金工のハイテク」『古代に挑戦する自然科学』一〇九頁―一二〇頁、一九九五年。
- 8 村上隆「古代金工における色彩」『国立歴史民俗博物館研究報告』第六二集、一頁―四二頁、一九九五年。
- 9 村上隆「金属の調査研究法」『日本の美術』第四〇〇号、至文堂、一八頁―二二頁、一九九九年。
- 10 村上隆「細型タイプの金製耳環の材質と製作技法」『文化財保存修復学会第二三回大会講演要旨集』一二八頁―一二九頁、二〇〇一年。
- 11 村上隆「Springerを用いた金・銀製耳環の分析」『奈良文化財研究所紀要』三四頁―三五頁、二〇〇一年。
- 12 村上隆「古墳時代の金・銀製耳環の材質と製作技法をめぐる考察」『奈良文化財研究所紀要』四八頁―五〇頁、二〇〇二年。
- 13 村上隆「古代の金・銀」『科学が解き明かす古代の歴史』、一五三頁―一六三頁、二〇〇四年。
- 14 村上隆『金・銀・銅の日本史』、岩波書店、二八頁―四三頁、二〇〇七年。
- 15 渡辺智恵美「耳環小考」『創立三十周年記念誌』、元興寺文化財研究所、七三頁―八三頁、一九九七年。
- 16 渡辺智恵美「自然科学的手法を用いた古墳時代の金属器製作技術の調査と工具の復元」『科学研究費助成事業研究成果報告書』二〇二二年。
- 17 渡辺智恵美「X線CTスキャンと三次元データを利用した耳環の調査」『史学論叢四八』、一一九頁、二〇一八年。
- 18 永嶋正春「古墳時代に於ける金属錫の利用」『歴博』第四九号、国立歴史民俗博物館、一九九一年。
- 19 小池寛「中空耳環について」『京都市埋蔵文化財論集第一集』京都府埋蔵文化財調査研究センター、一四一頁―一五〇頁、一九八七年。
- 20 松本百合子「副葬品の種類と編年五装身具B耳環」『古墳時代の研究』第八巻古墳Ⅱ副葬品、雄山閣出版株式会社、一〇三頁、一九九一年。
- 21 辻村純代「耳環考」『古文化談叢』第三九集、九州古文化研究会、一九九七年。
- 22 野口成美「東山古墳群出土の耳環の特徴」『東山古墳群』Ⅰ、中町教育委員会、一九九九年。
- 23 西山めぐみ「古墳時代耳環考」『古文化談叢』、第四四集、五九頁―九二頁、二〇〇〇年。
- 24 横田真吾「熊本県熊本市宮穴横穴群出土の遺物について」『書陵部紀要』第六九号、宮内庁書陵部、二〇一八年。
- 25 井谷朋子・岩橋孝典・吉松大志・西尾克己「隠岐郡知夫村・高津久横穴墓群について(論考篇)」『古代文化研究』第二八号、島根県古代文化センター、二〇二〇年。
- 26 岩橋孝典「再考・中空耳環―島根県内出土例を理解するための一試案―」『古代文化研究』第三〇号、島根県古代文化センター、二〇二二年。
- 27 横田真吾「竪穴建物跡出土の耳環について」『待兼山考古学論集Ⅳ―福永伸哉先生退任記念―』大阪大学考古学研究室、二〇二五年。
- 28 香取秀真『日本金工史』雄山閣出版株式会社、一九三二年。
- 29 西山めぐみ「金工技術からみた日韓交渉」『人類学研究』、第一三三号、五頁―一六頁、二〇〇二年。
- 30 石橋茂登・諫早直人・降幡順子「飛鳥寺塔心礎出土耳環」『奈良文化財研究所紀要』、五四頁―五七頁、二〇一七年。
- 31 山下隆次「奈良県香芝市尼寺廃寺塔跡の調査」『月刊考古学ジャーナル』第四一四号、三二頁―三五頁、一九九七年。
- 32 渡辺智恵美「尼寺廃寺塔心礎出土耳環の自然科学的調査」『尼寺廃寺Ⅰ』香芝市教育委員会、二〇〇三年。
- 33 斑鳩町教育委員会斑鳩町文化財活用センター「史跡中宮寺跡発掘調査報告書」『斑鳩町文化財調査報告』第一一集、二〇二三年。

謝辞

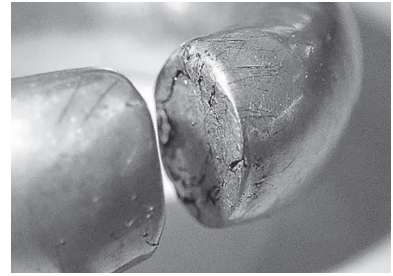
資料の観察にあたり、佐久市教育委員会、松本市教育委員会、飯田市教育委員会の方々にお世話になりました。末筆ながら記して御礼申し上げます。



南方古墳出土（第8図版-3）



南方古墳出土（第8図版-3）

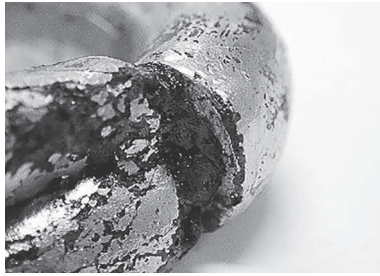


南方古墳出土（第8図版-5）

左：工具痕か。中央・右：薄板を接面にのせ、それを覆うように接面端部を垂直に折り曲げる。



長峯古墳群7号墳（第37図-12）



長峯古墳群7号墳（第37図-12）



長峯古墳群7号墳（第37図-13）

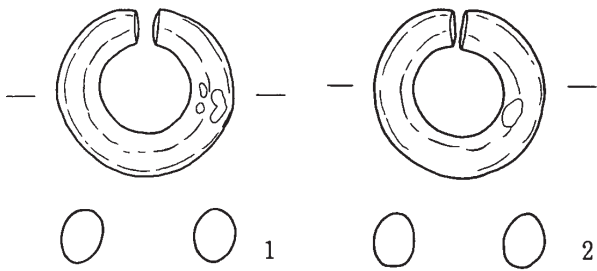
左：中空耳環の根拠となる破損状況。中央・右：側面端部を折り曲げてから、薄板を蓋状にかぶせる。



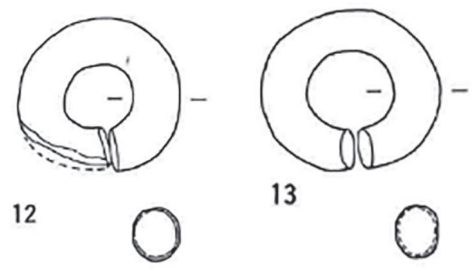
大室古墳群25号墳（第51図-1）X線透過撮影



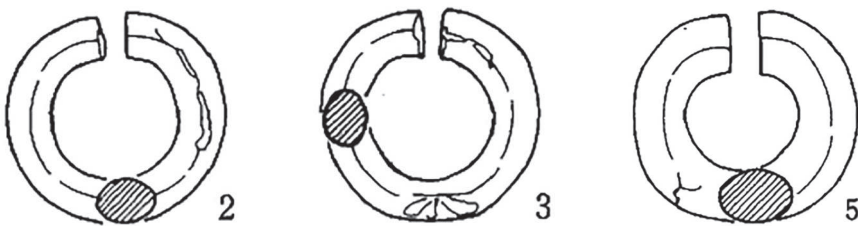
大室古墳群25号墳（第51図-2）X線透過撮影



上溝11号墳出土（挿図19-1・2）



長峯古墳群7号墳（第37図-12・13）



南方古墳出土（第8図版-2・3・5）

図1 長野県域出土の中空耳環の諸例

表1 長野県域耳環出土遺跡一覧(2026年3月時点)

番号	遺跡名	所在地	点数	報告図版番号	法量			報告書記載	古墳規模・出土状況	時期(存続時期)	文献		
					縦径(cm)	横径(cm)	重量(g)						
1	川久保遺跡	上水内郡信濃町大字野尻	1	第37図-292	-	-	-	鉄表面の剥離がある銀箔環	3区北端7層	古墳時代中期	1		
2	本郷大塚古墳	長野県須坂市日滝字宮原	14	図13-42	1.4	1.9	-	銅芯鍍金(金張か)	推定径15~16mの円墳。全長8mの片袖式横穴式石室。金銅装束頭大刀1点、象嵌嵌頭大刀1点出土。	古墳後期	2		
				図13-43	1.4	1.7	-	銅芯鍍金(金張か)					
				図13-44	1.8	1.7	-	銅芯 鍍金部分消滅					
				図13-45	1.7	1.6	-	銅芯 鍍金部分消滅					
				図13-46	2.6	2.3	-	銅芯銀張か、蛍光X線分析					
				図13-47	2.6	2.4	-	銅芯銀張か					
				図13-48	3	2.7	-	銅芯銀張か					
				図13-49	3.3	3.1	-	銅芯銀張か					
				図13-50	3.7	3.5	-	銅芯銀張か					
				図13-51	3.6	3.9	-	銅芯銀張か					
				図13-52	3.7	3.4	-	鉄芯 金・銀張か不明					
図13-53	3.8	4.2	-	鉄芯 金・銀張か不明									
図13-54	4.4	3.4	-	鉄芯 金・銀張か不明									
図13-55	4.3	3.4	-	鉄芯 金・銀張か不明									
3	大室古墳群2号墳	長野県長野市松代町大室字村東山手	2	第66図-1	2.17	2.36	11.9	錆付着も剥離無し	推定径13.15m×13.2mの円墳。全長5.38mの両袖型横穴式石室。	7世紀前半代?	3		
				第66図-2	1.4	1.515	3.8	良好に残存					
4	大室古墳群25号墳	長野県長野市松代町大室字村東山手	11	第51図-1	2.95	3.13	6.7	中空・ロウ付け接合痕残る	径12.9m×12.8mの円墳。全長6.05mの無袖型横穴式石室。	6世紀後半	3		
				第51図-2	2.99	3.38	34.7	内側残存・外側なし					
				第51図-3	2.985	3.345	34.5	内側はほぼ残存・外側なし					
				第51図-4	2.93	3.465	32	錆付着も剥離無し					
				第51図-5	2.915	3.24	28.9	内側残存・外側一部残存					
				第51図-6	2.805	3.07	23.9	内側若干残存・外側なし					
				第51図-7	2.665	2.98	22.5	良好に残存					
				第51図-8	2.625	3.025	20.1	錆付着も剥離無し					
				第51図-9	2.645	2.97	19.5	良好に残存					
				第51図-10	2.6	2.96	17.6	内側はほぼ残存・外側なし					
				第51図-11	2.92	3.22	13	鉄芯のみ					
5	大室古墳群425号墳	長野県長野市松代町大室字村東山手	4	第6図-32~35	-	-	-	金環	北谷支群、径13mの円墳。玄室長4.8mの両袖型横穴式石室。	6世紀代	4		
6	大室古墳群436号墳	長野県長野市松代町大室字村東山手	1	図無し	-	-	-	銀環	一辺15.8mの方形に根を巡る。玄室長3.5mの無袖型横穴式石室。	6世紀代	4		
7	大室古墳群	長野県長野市松代町大室字村東山手	3	第7図-35~37	-	-	-	-	大室谷支群	6世紀代	4		
8	覆田遺跡	長野県長野市若穂綿内	9	図版384-27	2.6	2.9	-	-	ほぼ完形	SB746, No12. 5.0×5.25mの隅丸方形の竪穴建物跡。坏、長胴甕、甍が出土。	中期~後期(古墳V期)	5	
				図版384-28	2.8	3.1	-	-	ほぼ完形、銀張	SB1122, No23. 4.75×5.0	中期~後期(古墳I~V期)		
				図版384-29	2.8	3	-	-	ほぼ完形、銀張	遺構外	中期~後期(古墳Ⅲ期以降)		
				図版384-30	2.5	2.5	-	-	ほぼ完形	遺構外	中期~後期(古墳Ⅲ期以降)		
				図版384-31	2.6	3.1	-	-	ほぼ完形、銀張	SD65, No27	中期~後期(古墳Ⅲ期以降)		
				図版384-32	2.6	2.9	-	-	ほぼ完形	SD65, No28	中期~後期(古墳Ⅲ期以降)		
				図版384-33	2.6	2.9	-	-	ほぼ完形、銀張	SD511, No5. 幅約150cm、深さ約20cm。人骨1体の頭骨付近にて金環出土。	中期~後期(古墳Ⅲ期以降)		
				図版384-34	2.7	2.9	-	-	ほぼ完形、銀張	SD511, No22. 幅約150cm、深さ約20cm。人骨1体の頭骨付近にて金環出土。	中期~後期(古墳Ⅲ期以降)		
図版384-35	1.7	-	-	-	ほぼ完形、金張	遺構外	中期~後期(古墳Ⅲ期以降)						
9	篠ノ井遺跡群	長野市篠ノ井塩崎	1	図73-4	1.9	-	-	-	銅地金張	3.90×5.40mの竪穴建物跡(SB130覆土)カマドあり。本住居に伴う可能性は低い。	平安時代	6	
				第302図-11	1.7	0.6	3.18	-	-	検出面	古墳後期	7	
				1 211-4	2.9	-	4.44	-	-	完形、青銅	SB7307	9世紀第3四半期から9世紀第4四半期中葉頃	8
				1 図298-8	-	-	-	-	-	耳環	SB06、SB01-05間で検出	古墳時代後期	9
10	社宮司遺跡	千曲市大字八幡字社宮司	1	第424図-28	-	-	-	青銅製	2号竪穴建物跡(6.8m×6.2m)隅丸方形。北壁東寄りカマド。耳環は床直から出土。	9世紀終末から10世紀初頭	10		
11	聖林寺跡	長野市豊野町	2	図7-17・18	-	-	-	銅芯銀張	9m×9m範囲の集石。古墳であった可能性もあるが、規模・形態不明。	6世紀末~7世紀	11		
12	川柳將軍塚古墳	長野市篠ノ井石川湯ノ入	7	図無し	-	-	-	-	全長90m、後門部径42m、前方部長さ48mの前方後円墳。竪穴式石室。長野最古級	5世紀末	4		
13	檀田遺跡	長野市檀田	1	図版246-2634	-	-	-	-	長軸6.39mの竪穴建物跡(C1S16)2つあるカマドは本調査唯一の土製支脚。	古墳後期	13		
14	長原古墳群5号墳	長野市若穂	6	第5図-1	2	-	-	-	-	全長4.1mの両袖型横穴式石室。	7世紀末葉もしくは8世紀	14	
				第5図-2	2.1	-	-	-	-				
				第5図-3	2.1	-	-	-	-				
				第5図-4	1.5	-	-	-	-				
				第5図-5	1.7	-	-	-	-				
				図無し	2	-	-	-	-				羨道東側壁出土、中空
15	長原古墳群6号墳	長野市若穂	5	第8図-1	-	-	-	-	横穴式石室	言及無し	14		
				第8図-2	3	2.8	-	-				5点中最大	
				第8図-3	-	-	-	-				-	
				第8図-4	-	-	-	-				-	
				第8図-5	2	1.9	-	-				5点中最小	
16	長原古墳群7号墳	長野市若穂	3	第11図-1	3	-	-	-	長径12m、短径10mの円墳。全長4.33mの横穴式石室。	7世紀終末もしくは8世紀初頭	14		
				第11図-2	2.8	-	-	-					
				第11図-3	3	-	-	-				銅地鍍金	
17	長原古墳群12号墳	長野市若穂	4	第21図-1	3	-	-	-	現存長2.5mの横穴式石室。	7世紀終末~8世紀	14		
				第21図-2	3	-	-	-				銅地鍍金、径1mmの麻の撚紐が開口部に巻き付く	
				第21図-3	3	-	-	-				銅地鍍金	
				第21図-4	3	-	-	-				銅地鍍金	
18	長原古墳群13号墳	長野市若穂	15	第26図-3~17	3.25	-	-	-	銅地鍍金	10m×8.3mの円墳。全長5.5mの横穴式石室。	8世紀代	14	
19	西前山古墳	長野市松代町東条	3	23図-67	3.2	-	-	-	南北20.5m、東西22.5mの円墳。現長5.80mの横穴式石室。2号主体部T出土。	古墳時代後期	15		
				23図-68	2.2	-	-	-				鉄芯銀環	
				23図-69	3	-	-	-				鉄芯金環	

長野県域出土耳環の集成

番号	遺跡名	所在地	点数	報告図版番号	法量			報告書記載	古墳規模・出土状況	時期(存続時期)	文献
					縦径 (cm)	横径 (cm)	重量 (g)				
20	松原遺跡1号墳	長野市松代町東寺尾北堀	11	第26図-111・112	2.6	-	-	金銅装	径12m前後の円墳。全長5.7mの両袖型横穴式石室。	古墳時代後期	16
				第26図-113・114	2.7	-	-	金銅装			
				第26図-115・116	2.3	-	-	金銅装、挟り部にガラス小玉			
				第26図-117	1.7	-	-	金銅装			
				第26図-118・119	2.1	-	-	銀装			
21	屋地遺跡	長野市松代町東条	1	Ⅲ-232-27	-	-	-	B SB21	古墳時代	17	
22	湯谷古墳群1号墳	長野市湯谷東沖	8	第13図-11~18	3.7	-	-	鉄芯、18のみ銀環	直径約11.5mの円墳。全長9.3mの片袖型横穴式石室。土器は全て主体部外出土。	6世紀後半~7世紀代	18
23	湯谷古墳群3号墳	長野市湯谷東沖	1	第16図-3	-	-	-	鉄芯、中央付近に紐の痕跡	直径約8mの円墳。無袖型横穴式石室。	6世紀後葉代~7世紀代	18
24	吉古墳群75号墳	長野市若槻吉カウラフ	10	第6図-24~33	-	-	-	金銅装	直径15mの円墳。全長5.7mの横穴式石室。	6世紀終末~7世紀初頭	4
25	大穴遺跡1号墳	千曲市大字森字大穴	1	第3-77図 SM1	-	-	-	鍍銀	主軸方向13.30m、直交方向11.12mの円墳。全長9.16mの無袖型横穴式石室。墳丘盛土内の出土。	7世紀後半	19
26	大穴遺跡4号墳	千曲市大字森字大穴	1	第3-77図 SM4	-	-	-	-	主軸方向12.0、直交方向14.8mの円墳。全長5.35mの両袖型横穴式石室。前庭外側10号集石址周辺の出土。	8世紀以降か	19
27	大穴遺跡7号墳	千曲市大字森字大穴	1	第3-77図 SM7	-	-	-	一部鍍金残る	7号集石址	7世紀~8世紀前半	19
28	清水製鉄遺跡1号墳	千曲市大穴森字南岡地	6	第2-19図-27	1.3	1.5	-	鍍銀一部残る	主軸方向9.6m、直交方向10.2mの円墳。全長7.7mの横穴式石室。7世紀後葉から8世紀初頭の遺物が出土。一時的に副葬されたものと思われる。本墳は8世紀初頭に造営されたと思われる。	8世紀初頭、一時期副葬	19
				第2-19図-28	1.75	1.6	-	鍍金半分残る			
				第2-19図-29	1.9	1.75	-	錆化、磨滅顕著			
				第2-19図-30	2.25	2.1	-	鍍金半分残る			
				第2-19図-31	2.5	2	-	全面鍍金			
29	八幡遺跡群大道遺跡	千曲市大字八幡字北	1	第90図-4	2.6	-	15	金環	北区畝状跡検出面	7世紀後半代?	19
30	東篠遺跡	千曲市八幡字東篠	5	第205図-4	3	2.6	18	耳環(鉄+メッキ)	SB39埋土	7世紀代	20
				第205図-10	2.9	2.7	15.2	銀環(鉄+メッキ)	SB67埋土	不明	
				第205図-13	2.6	2.4	8.4	耳環(鉄)	SD02埋土1層 TR4・3の間	古代	
				第205図-14	2	1.8	7.5	耳環(鉄+メッキ)	XVIIH06	古代	
				第205図-15	2.8	2.5	10.3	耳環(鉄)	XVID25古代検出面	古代	
31	森將軍塚古墳3号墳	更埴市大字森	3	図版10-7	2.1	-	-	銅環	5.25m×約6mの円墳。全長4.5mの無袖型横穴式石室。	6世紀後半頃 時期の古いものから2.6、8.4、3号墳の順	21
				図版10-8	2	-	-	銅環			
				図版10-9	2.2	-	-	鉄環			
32	森將軍塚古墳4号墳	更埴市大字森	1	図版10-12	3	-	-	金環	南北4.8×東西3.8mの円墳。内法で全長2.4mの無袖型横穴式石室。	6世紀後半頃	21
33	森將軍塚古墳6号墳	更埴市大字森	1	図版7-25	-	-	-	青銅環、内径1.6cm	南北6×東西4mの円墳。	6世紀後半~7世紀初頭	22
34	森將軍塚古墳12号墳	更埴市大字森	2	挿図2-6	3.1	2.8	-	銅胎を銀で覆う、鍍金の可能性	現存長2.3mの無袖型横穴式石室。	7世紀前半	23
				挿図2-7	3.2	2.8	-	銅胎を銀で覆う、鍍金の可能性			
35	森將軍塚古墳14号墳	更埴市大字森	6	挿図8-1	3.3	3.1	-	銅芯銀張り	玄室長2.6mの無袖型横穴式石室。	7世紀前半	23
				挿図8-2	3.2	2.9	-	銅芯銀張り			
				挿図8-3	2.5	2.3	-	銅芯金銅張り			
				挿図8-4	2.6	2.4	-	銅芯金銅張り			
				挿図8-5	2.2	2.1	-	鉄製			
				挿図8-6	2.1	-	-	細身の銅環			
36	屋代遺跡群	更埴市雨宮・屋代	1	図版359-19	-	-	-	銅の丸棒に金を被せる (※図版559-4「環」耳環の可能性)	-	24	
37	湯ノ崎遺跡3号墳	更埴市大字稲荷山字大牧	9	第11図-1~9	-	-	-	金銅張り、錆化が激しい	直径約10.5mの円墳。玄室長5.04mの無袖型横穴式石室。	6世紀末(~7世紀の半ば)	25
38	青木下遺跡	坂城町南条	3	図223-17	5	-	-	金環	Rお8F区V層一括	6世紀後半~7世紀前半	26
				図223-18	4.8	-	-	金環	Rお8E区V層一括		
				図223-19	5	-	-	銅環	Ut11号 土器集積址 Rえ8H区VI層		
39	東裏遺跡	坂城町南条	3	第106図-2	-	-	-	銅製	H13号住居。底部に木葉痕のある坏出土	平安時代初期	27
				第106図-3	-	-	-	-	グリット	-	
				第106図-4	-	-	-	-	銀製	H9号住居。黒色土器、長胴甕出土	
40	保地遺跡	坂城町南条	2	第40図-1・2	3	-	15	鍍銀製	H4号住居址。東西3.3mの隅丸長方形。3連式カマド。長胴甕、円筒形土製品出土。	6世紀末~7世紀初頭	28
41	皇子塚古墳	上田市大字手塚字王字塚	2	第5図-1	3	2.8	0.75	銅地金に金箔をはる	径14.8mの円墳。全長6.1mの無袖型横穴式石室。	7世紀後半	29
				第5図-2	2.9	2.65	0.75	-			
42	国分寺周辺遺跡群	上田市国分寺西沖	5	図300-47	4.6	3.4	19.7	半欠、箔剥落	4531号土坑。長径140cm深さ46cmの楕円形。覆土から須恵器片や耳環出土。	古墳時代後期	30
				図300-48	2.6	2.9	4.9	箔剥落	456号土坑。310×286×22cm、堅穴状遺構ともいえる。内黒環、長胴甕出土。	古墳時代後期	
				図300-49	2.3	2.6	6.7	箔一部残る	459号住居跡。内黒環、小型甕出土。	7世紀中頃	
				図300-50	2	2.1	4	箔残る	③区H-6	-	
				図300-51	2.9	3.3	27.1	箔一部残る	③区Ⅲ層	-	
43	淡取田遺跡	上田市諏訪形	1	図114-12	2.2	2.4	8.9	-	SD01。刀子、土師環、須恵環、灰軸環など出土。	古墳時代後期以降	31
44	陣馬塚古墳	上田市住吉字横山	7	図76図-74~80	-	-	-	銅芯金箔張りか鍍金。74・77、79・80が対を成す	直径8.2mの円墳。全長5.2mの両袖型横穴式石室。	6世紀末(~7世紀前半)	32
45	中の沢2号古墳(半過古墳群7号墳)	上田市小泉字上半過	1	図版36-1	1.9	1.8	7.3	銅・金	直径7mの円墳。全長3.2mの横穴式石室。半過古墳群第10号墳よりやや古い。	古墳時代後期	33
46	半過古墳群10号墳	上田市小泉字上半過	4	図版44-1	1.7	1.6	5.1	銅・金	直径7mの円墳。全長5.0mの横穴式石室。7世紀第3四半期のフラスコ瓶出土。	古墳時代後期	33
				図版44-2	1.9	1.9	7.2	銅・金			
				図版44-3	1.9	1.9	7.5	銅・金			
				図版44-4	2.1	1.9	8.9	銅・金			
47	半過古墳群11号墳	上田市小泉字上半過	2	図版48-3	1.8	1.7	4.2	銅・金	直径7mの円墳。全長3.6mの片袖型横穴式石室。半過古墳群第10号墳よりやや新しい。	古墳時代後期	33
				図版48-4	1.8	1.6	3.5	銅・金			
48	他田塚古墳	上田市下之郷塚穴原	12	第4図-23~34	-	-	-	耳環1、鉄環1	南北18.5×東西17.2mの円墳。全長9.9mの無袖型横穴式石室。	7世紀前半頃	34

番号	遺跡名	所在地	点数	報告図版番号	法量			報告書記載	古墳規模・出土状況	時期(存続時期)	文献	
					縦径(cm)	横径(cm)	重量(g)					
49	塚穴原第1号古墳	上田市大字下之郷字塚穴原	22	第5図-1	2.95	2.65	-	金環	直径20.5mの円墳。玄室長7.2mの横穴式石室。	古墳時代後期中葉		
				第5図-2	3	2.67	-	金環				
				第5図-3	3.06	2.71	-	銀環				
				第5図-4	1.74	1.62	-					
				第5図-5	2.46	2.25	-	金環				
				第5図-6	2.27	2.08	-	銀製				
				第5図-7	2.63	2.4	-	金環				
				第5図-8	2.35	2.1	-	金環				
				第5図-9	2.86	2.68	-	金環				
				第5図-10	3.1	2.73	-					
				第5図-11	2.93	2.66	-	金環				
				第5図-12	1.92	1.7	-	金環				
				第5図-13	2.5	2.32	-	金環、14と対				
				第5図-14	2.53	2.4	-	金環、13と対				
				第5図-15	2.84	2.67	-	金環				
				第5図-16	2.87	2.6	-	金環				
				第5図-17	2.98	2.61	-	金環				
				第5図-18	3.31	2.99	-	22と対				
				第5図-19	2.44	2.18	-	金環				
				第5図-20	2.34	2.17	-	金環、21と対				
				第5図-21	2.37	2.16	-	金環、20と対				
				第5図-22	3.37	3.01	-	18と対				
50	塚原古墳	上田市大字上田原字塚原	2	第162図-19・26	-	-	-	銅環	礎床墓、人骨片出土。	古墳時代後期	36	
51	豊原古墳	上田市大字常着残字豊原	1	第7図-1	1.94	1.77	9.2	銅芯鍍金	径14~16mの円墳。玄室長1.9mの横穴式石室。	古墳時代末期	37	
52	法楽寺遺跡	上田市大字殿城字法楽寺	3	第157図-23	2.7	3.1	19	銅	SB484	古墳時代後期	38	
				第157図-24	2.3	2.6	7	銅	SD02	古墳時代後期		
				第157図-25	2.5	2.6	10	銅	SD17	古墳時代後期		
53	宮平遺跡	上田市住吉字宮平	4	第184図-22	-	-	-	銅芯銀箔?	17号竪穴建物跡	6世紀末~7世紀前葉	32	
				第184図-23	-	-	-	銅芯金張り	79号竪穴建物跡	7世紀前葉~中葉		
				第184図-24	-	-	-	銅芯金張り	80号竪穴建物跡	7世紀中葉		
				第184図-25	-	-	-	銅芯金張り、二箇所巻き糸	89号竪穴建物跡	6世紀末~7世紀前葉		
54	宮ノ反A遺跡群竹花遺跡	小諸市大字御影新田字竹花	2	第12図-2	-	-	-	-	13号竪穴住居跡	7世紀代(中葉以降)	39	
				第367図-18	-	-	-	-	SB41	平安時代	40	
55	長野原遺跡	小諸市大字平原	1	第3図-9	-	-	-	-	1号竪穴住居跡、北壁にカマドあり。周囲に後期後半の長野原塚古墳(消滅)	6世紀後葉頃	40	
				第354図-45	-	-	-	銀環、表面の銀は3割残る	43号竪穴建物跡。横置き二つ掛けカマドの可能性。環、甕出土。	7世紀末	41	
56	中原遺跡群	小諸市御影新田	4	第354図-46	-	-	-	金環、カマド埋土出土	39号竪穴建物跡。カマド煙道長い38cm、支脚は焙岩。鎌、石製紡錘車、甕出土。	7世紀前半		
				第354図-47	-	-	-	金環、鍍金ほとんど残る	130号竪穴建物跡。高環・甕出土。	7世紀前半		
				第354図-48	-	-	-	金環、小さい	遺構外	-		
57	下原古墳群	御代田町大字馬瀬口下原	1	第6図-2	2.6	2.4	-	金環	東西6.21m×南北6.51mの円墳。全長5.6mの両袖型横穴式石室。	8世紀(古墳時代後期)	42	
58	めがね塚1号古墳	御代田町大字馬瀬口	1	第8図-22	1.7	-	-	銅地金張り	直径10m程度の円墳。奥壁~羨道部までの長さは6.6m、玄室長3.43mで町内では最大規模。両袖型横穴式石室。	7世紀中葉~後葉	43	
59	大塚3号墳	北佐久郡望月町大字協和字大塚	5	第13図-32	2.9	3	-	青銅+金メッキ、残り良好	東西14m×南北12mの円墳。石室全長7mの横穴式石室。須恵器甕形土器など古墳から出土するには大型の土器が出土。	7世紀後半	44	
				第13図-33	2.1	2.2	-	青銅+金メッキ				
				第13図-34	2.1	2.3	-	青銅+金メッキ				
				第13図-35	2.2	2.1	-	青銅+金メッキ、残り良好				
				第13図-36	1.7	1.7	-	青銅+金メッキ				
60	尾垂古墳	佐久市前山	2	第114図-33・34	-	-	-	銅芯金張り	直径10.7mの円墳。石室長約4mの横穴式石室。	7世紀後葉(~8世紀前半)	45	
61	川原端遺跡	佐久市大字鳴瀬字川原端	1	第46図-11	-	-	-	-	H28号住居址。南北27.2mの隅丸方形。北壁中央にカマド。	古墳時代後期	46	
62	幸神古墳4号墳	南佐久郡白田町大字田口字幸神	1	第47図-6	-	-	-	銅芯	主軸方向7×直交軸6mの円墳。全長4.6mの横穴式石室。暗文土器、墨書土器出土。	7世紀(~9世紀)	46	
63	幸神古墳2号墳	南佐久郡白田町大字田口字幸神	1	第41図-1・2	1.5	-	-	内側1mm金残る	主軸方向8.8×直交軸6.7mの円墳。全長5.8mの横穴式石室。	7世紀後半(~平安時代)	46	
64	五庵古墳	南佐久郡白田町大字田口字幸神	6	第28図-1~6	-	-	-	銅芯、1~3は縦径3cm、4~6は縦径2.1cm。	直径15mの円墳。全長4.4mの片袖型横穴式石室。	6世紀後半(~7世紀)	46	
65	芝宮遺跡群	佐久市小田井	5	第194図-106	-	-	-	-	環の内側に鍍金僅かに残る	29号竪穴建物跡。煙道長いタイプ。鉄鎌、坏出土。	7世紀後半	47
				第194図-107	-	-	-	-	220号竪穴建物跡。管玉、「主」墨書土器5点、武蔵甕出土。	9世紀後半前葉		
				第194図-108	-	-	-	-	表面の鍍金が僅かに残る	SD3D/Eベルト	7世紀後半	
				第194図-109	-	-	-	-	小振りで鍍金も良く残る	82号竪穴建物跡。刀子、甕出土。	7世紀中葉	
				第194図-110	-	-	-	-	芝宮遺跡のうち最小	SD3Gア2層溝覆土中	7世紀後半	
66	下聖端遺跡	佐久市大字長土呂字下聖端	1	第9図-43	1.6	-	-	青銅製金環	H1号住居址。	8世紀前半	48	
67	新海神社東御陵古墳	南佐久郡白田町大字田口字幸神	2	第10図-3	2.8	-	-	白黄色に光り重い、メッキ	主軸方向7.6×直交軸8.2mの円墳。全長3.2mの無袖型横穴式石室。	6世紀末~7世紀	46	
				第10図-4	2.1	-	-	銀色、メッキ				
68	新海神社新発見古墳	南佐久郡白田町大字田口字幸神	2	第16図-11・12	2.6	-	-	銅芯、鍍金は金・銀の合金	主軸方向12m、直交軸13mの円墳。全長4mの無袖型横穴式石室。	6世紀末~7世紀前半	46	
69	新海神社西御陵古墳	南佐久郡白田町大字田口字幸神	8	第24図-1~8	2.9	-	-	2は中空、8は鉄芯	主軸方向8m、直交軸7.8mの円墳。全長4.4mの無袖型横穴式石室。	6世紀末~7世紀初頭	46	
70	真光寺1号墳	北佐久郡望月町大字協和真光寺	4	第8図-29	3.3	3	28	銅芯+金メッキ	東西11.6m×南北11.8mの円墳。主軸4.5mの横穴式石室。	古墳時代後期	49	
				第8図-30	2.2	2.6	15	銀環に近い色調、金メッキ				
				第8図-31	2.85	2.5	16	銀環に近い色調、金メッキ				
				第8図-32	2.8	2.6	1.6	銅芯+銀メッキ、光沢ある白色				

長野県域出土耳環の集成

番号	遺跡名	所在地	点数	報告図版番号	法量			報告書記載	古墳規模・出土状況	時期(存続時期)	文献	
					縦径 (cm)	横径 (cm)	重量 (g)					
71	曇畑古墳	佐久市鳴瀬	5	第29図99~103	-	-	-	銅芯金張り	残存径が9.18×8.77mの円墳。全長約5mの横穴式石室。玄室根石の間出土。	7世紀後半(～奈良時代前半)	50	
72	坪の内古墳	佐久市根岸榛名平	1	第91図-19	-	-	36.4	銀張銅芯耳環	推定約13mの円墳。横穴式石室。	6世紀末～7世紀初頭	51	
73	土合1号墳	佐久市五郎兵衛新田	4	第2図-29・30	-	-	-	金環	墳丘残存なし、玄室現存長5.0mの横穴式石室。	6世紀後半ないし7世紀初頭	4	
74	長土呂遺跡群	佐久市大字志賀	2	第5図-2	-	-	-		4号竪穴住居跡、カマド一部残存	7世紀代	52	
			2	第22図-9	-	-	-		29号竪穴住居跡。カマド一部残存	7世紀中葉以降		
			1	第9図-43	1.6	-	-	-	青銅製	H1号竪穴住居跡、南北590cm、東西残長580cm、須恵器、土師器、刀子出土。	8世紀前半	52
			5	第234図-8・9	-	-	-	-		H452号住居跡	古墳時代後期(6・7世紀)	53
				第339図-66	1.8	2.1	8.1		銅地金張り	遺構外		
第301図-47	1.3	1.5		2.2		銅地金張り	M59号溝址					
5	第191図-6	1.4	1.6	0.6		銅地金張り	H925号住居跡					
75	中西ノ久保遺跡Ⅱ	佐久市大字岩村田	2	第89図-1	3.02	-	13.69	銀張り、開口部なくドーナツ状	遺構外	7世紀～8世紀	54	
2	第89図-2	2.15	-	23.51		酸化激しい						
76	中原古墳1号墳	南佐久郡白田町大字田口字幸神	5	第69図-1～5	-	-	-			7世紀後半	47	
77	長峯古墳群1号墳	佐久市大字内山字長峯	1	第13図-1	3	-	22.4	銅の延棒に銀の含有量の多い金めっき	主軸長9.10m、直交軸長7.94mの円墳。約4mの両袖型横穴式石室。	7世紀後半	55	
78	長峯古墳群7号墳	佐久市大字内山字長峯	5	第37図-10～14	-	-	-	10・11銅芯、12～14中空	主軸長10.03m、直交軸長11.56mの円墳。4.73mの横穴式石室。	7世紀代	55	
79	西近津遺跡群	佐久市長土呂字森下	2	第9図-39	2.3	2.6	14.7	銅	H1号住居跡、北壁検出部6.0×東壁7.2mの方形。カマド両袖と煙道の一部が残る。カマド内から獣の焼骨出土。	6世紀後半	56	
			2	第9図-40	2.2	2.35	12.1	銅				
			3	図版252	-	-	-		SB4026、平面方形、埋土出土	6世紀中頃		
				図版252	-	-	-		SB4057、平面隅丸方形	7世紀代		
				図版252	-	-	-	金銅製	SB7039、平面長方形	9世紀後半		
80	東一本柳古墳	佐久市岩村田一本柳	5	第10図-126～130	2.2	2.4	-	金環、法量は最大のもの	南北10×東西6.8mの円墳。全長6.8mの両袖型横穴式石室。	古墳時代終末期	58	
81	東五里田遺跡	佐久市大字野沢東五里田	1	第11図-7	3	2.6	10.5	金銅製、P3上面で出土。	H2号住居跡、南北580cm、東西565cmの方形。須恵器高杯、賚、土師器甕出土。	奈良時代か	59	
82	桶村遺跡	佐久市平賀字北耕地	1	H243-13	3	3.3	21.79				60	
83	蛇塚古墳1号墳	佐久市安原蛇塚	2	第20図-1・2	-	-	-	1銅芯銀張り、2銅芯金張り	推定直径16.8mの円墳。約7mの片袖式横穴式石室。	6世紀後半～7世紀初頭	61	
84	蛇塚古墳3号墳	佐久市安原蛇塚	9	第35図-1～9	-	-	-	1～7銅芯、8・9銅板中空	主軸方向22.5m、直交方向19.7mの円墳。全長6mの片袖式横穴式石室。	7世紀後半	61	
85	安坂古墳群4号墳	東筑摩郡坂井村中安坂東山	1	第4図-10	-	-	-	金環	一辺約15m、玄室長4.93mの両袖型横穴式石室。	古墳時代後期後半	62	
86	大塚古墳	松本市里山辺	-	記載なし	-	-	-		北側10.40mの方墳(円墳の可能性)主体部不明。鉤・鉄鏝・銀環・ガラス製勾玉・ガラス小玉出土、数量不明。	記載なし	63	
87	北栗遺跡	松本市島立北栗	1	第131図-61	2	1.8	2.7	鍍金の剥落激しく銅芯が見える	第9号住居跡、東西4.49mの方形。土師器杯、甕、甕出土。	島立南栗Ⅹ期	64	
			1	図版215-46	-	-	-	金環あるいは銀環	4×3間の掘立柱建物(ST25)、耳環はP1(身舎部分の柱痕跡、方形)掘り方から出土。	古代2期	65	
88	出川南遺跡	長野県松本市	2	第121図-1・2	-	-	-	鉄地に薄い銅板が被覆	第27号住居跡・第64号住居跡	6世紀後半～7世紀後半	66	
1	第14図-14	2.82	2.41	10.2	耳環	第583号住居跡。東西軸8.6mの大型住居跡。西壁中央にカマド。	7世紀中葉	67				
89	中山古墳群38号墳	松本市中山字楸形原	1	第29図-15	1.9	2.3	5.5	鉄地銅貼り	主軸方向14m、直交軸12mの円墳。全長7.1mの無袖式横穴式石室。東壁際から出土。	6世紀前半代から8世紀前半代	68	
90	中山古墳群52号墳	松本市中山字楸形原	2	第29図-31	2.8	3.28	19.2	銀環、銅地、開口部絞り、折返し	主軸方向11m、直交軸9mの円墳。横穴式石室。	6世紀の前半代		
松本市中山字楸形原		2	第29図-32	2.94	3.23	24	銀環、銅地、開口部絞り閉鎖					
91	中山古墳群53号墳	松本市中山字楸形原	3	第30図-39	2.61	2.84	6.2	鉄地	主軸方向10.5m、直交軸6.5mの円墳。横穴式石室。	6世紀前半代～8世紀前半代		
		松本市中山字楸形原	3	第30図-40	3.13	3.52	21	鉄地				
		松本市中山字楸形原	3	第30図-41	2.94	3.26	14.4	銅地				
92	中山古墳群55号墳	松本市中山字楸形原	3	第31図-89	2.02	1.12	4.5	銀環、銅地	推定主軸方向11m、直交軸径10mの円墳。無袖式横穴式石室。	6世紀前半代～8世紀前半代		
		松本市中山字楸形原	3	第31図-90	2.08	2.35	5.8	銀環、銅地				
		松本市中山字楸形原	3	第31図-91	2.63	2.36	14.7	銀環、銅地				
93	丸山古墳	松本市里山辺	7	第14図-51	2.72	2.45	14.9	銀・銅	主軸方向9.14m、直交方向9.80mの円墳。全長6.15mの無袖式横穴式石室。積石塚古墳。少なくとも一回の追葬。	6世紀中頃～7世紀代	67	
94	南方古墳	松本市里山辺	6	第8図版	1.94	2.07	4.7	金銅環、暗紫色の漆がみえる	径24mの円墳。横穴式石室。壺蓋の出土はコウモリ古墳出土例に次いで2例目	7世紀中頃～後半(初葬)7世紀末～8世紀初頭(追葬)		
					2.23	2.4	3.3	金銅環				
					2.23	2.34	3.3	金銅環				
					2.34	2.56	7.7	銀銅環				
					2.74	2.97	8	金銅環				
3.25	1.59	2.3	垂飾付耳飾									
95	南栗・北栗遺跡	松本市島立南栗集落北東	1	第77図-3	1.45	1.65	1.09	金張り剥落	第77号住居跡、5.19×3.63mの長方形。土師器杯・瓶把手出土。耳環覆土出土。	島立南栗Ⅰ期	69	
96	南栗遺跡	松本市大字島立字宮原・西原	3	第150図-114	1.6	-	-	青銅環に金鍍金	SK200(SM34)2.40×1.10mの楕円形の墓址。金環は底面中央から出土。	古代1ないし2	70	
				第150図-112	1.8	-	-	青銅環に金鍍金	SB522、6.50×6.30mの大型隅丸方形の住居跡。金環は北西隅ピットから出土。	1期		
				第150図-113	-	-	-	銀環、破損が激しく計測不可	SB544、一辺5.50m前後の隅丸方形の住居跡カマド残存。銀環は南壁際の床面出土。	2期		

番号	遺跡名	所在地	点数	報告図版番号	法量			報告書記載	古墳規模・出土状況	時期(存続時期)	文献
					縦径 (cm)	横径 (cm)	重量 (g)				
97	妙義山古墳群2号墳	松本市浅間	10	図版第15							62
98	安塚古墳群5号墳	長野県松本市神林／今井	1	第10図-47	1.7	-	-	銅地鍍金	墳丘残存なし、残存石室全長約8.35mの横穴式石室。	8世紀代	71
99	安塚古墳群8号墳	長野県松本市神林／今井	4	第26図-3	2.5	-	-	銅製品、鍍金なし	推定約11mの円墳。全長9.7mの横穴式石室。	8世紀前半	71
				第26図-4	2	-	-	銅地に鍍金があったが剥落			
				第26図-5	2.1	-	-	銅製品、鍍金なし			
				第26図-6	1.8	-	-	銅地鍍金			
100	有明古墳群	南安曇野郡穂高町有明・西穂高	25	第14図-51～75	-	-	-	金環	-	6世紀頃	62
101	潮神明宮前遺跡	東筑摩郡明科町大字栗川手	1	第16図-1	2.5	2.3	9.5	金銅	直径15.6mの円墳。残存長5mの横穴式石室。群衆墳を構成。土器は周溝出土。	7世紀後半～8世紀初頭	72
102	穂高古墳群犬養塚古墳(A6号墳)	南安曇野郡穂高町有明・西穂高	4	図無し	-	-	-	金環	径13mの円墳。残存石室長7.2mの横穴式石室。	6世紀頃	62
103	穂高古墳群祖父が塚古墳(B-1号墳)	南安曇野郡穂高町有明・西穂高	2	第5図-6・7	-	-	-	金環	径16mの円墳。全長8.14mの横穴式石室。	6世紀頃	62
104	穂高古墳群金掘塚古墳(B5号墳)	南安曇野郡穂高町有明・西穂高	-	図無し	-	-	-	金環、個数不明	径15.65mの円墳。8.6mの横穴式石室。	6世紀頃	62
105	穂高古墳群祝塚古墳(B23号墳)	南安曇野郡穂高町有明・西穂高	5	図無し	-	-	-	金環	現存径11.5mの円墳。石室計測できない。	6世紀頃	62
106	穂高古墳群狐塚1号墳(E-6,7,8号墳)	南安曇野郡穂高町有明・西穂高	-	図無し	-	-	-	金環、個数不明	径20mの円墳。本郡最大規模。	6世紀頃	62
107	穂高古墳群上原古墳(G1号墳)	南安曇野郡穂高町有明・西穂高	2	第13図-14・15	-	-	-	金環	墳丘残存なし、10.1mの横穴式石室。松本市安塚古墳群と同じ構造。	6世紀頃	62
108	榑ノ神古墳1号墳	塩尻市大字柿沢字榑ノ神	2	第8図-1	2.9	-	-	金環、大形	墳丘崩れている。玄門の敷居石内側から奥壁まで4mの無袖型横穴式石室。	6世紀後半～7世紀前半	73
				第8図-2	1.92	-	-	金環、小形			
109	爾ノ神古墳2号墳	塩尻市大字柿沢字爾ノ神	1	第17図-1	2.75	-	-	大部分金張割が剥地緑青	南北13m×11mの円墳。玄室長6.1mの横穴式石室。	6世紀後半～7世紀前半	73
110	畦地1号古墳	飯田市坐光寺畦地	7	第4図-11・12	-	-	-	金環6・銀環1	東西径15m×南北径19.8mの円墳。玄室長6.67mの横穴式石室。	古墳時代後期前半	62
111	飯沼天神塚古墳	飯田市上郷飯沼	1	第4図-3	-	-	-	金環	長軸74.5mの前方後円墳。	6世紀前半～中頃	62
112	鬼釜古墳	飯田市上久堅	2	図92-33	3～3.2	-	-	中空、器壁は非常に薄い	推定直径16mの円墳。石室は遺存しない。近代以降の盛土から耳環、刀、刀子、鉄鏃、面鍔金具、玉類、土器出土。	6世紀前半(6世紀末～7世紀追葬)	74
				図92-34	1.6～1.9	-	-	青銅製			
113	上溝11号古墳	飯田市松尾上溝	11	挿図19-1	2.9	3.1	7	金環、2と対	推定全長約24mの円墳。両袖型横穴式石室。	6世紀末	75
				挿図19-2	2.9	3	7	金環、1と対			
				挿図19-3	2.1	2.2	7	金環			
				挿図19-4	1.9	2	7	金環			
				挿図19-5	2	2.1	10	金環、4と似るが対ではない			
				挿図19-6	1.5	1.7	5	金環			
				挿図19-7	2.5	2.7	16	銀環、8と対			
				挿図19-8	2.5	2.85	16	銀環、7と対			
				挿図19-9	2.5	2.7	16	銀環			
				挿図19-10	2.3	2.5	12	銀環			
				挿図19-11	1.6	1.75	6	銀環			
114	高岡1号墳	飯田市座光寺高岡	1	第4図-1	1.7	1.6	-	金環、銅地部分に鍍金残る	推定墳長約72.3mの前方後円墳。	6世紀前半	62
115	宮垣外遺跡	飯田市上郷飯沼	2	図版308	-	-	-	金環・銀環	堂垣外(DUG)	-	75
116	ナギジロー号墳	飯田市座光寺	12	挿図11-1	2.7	3.2	21.1	銀環、11-2と対か	直径約15mの円墳。全長8.8mの無袖型横穴式石室。3時期にわたり追葬、副葬品は何れも追葬者に関する。	6世紀後半～8世紀前半	77
				挿図11-2	2.8	3.2	19.6	銀環、11-1と対か			
				挿図11-3	2.9	3.2	19.2	金残存			
				挿図11-4	3	3.3	20.4	金・銀残存無し			
				挿図11-5	3	3.4	21.6	金・銀残存無し			
				挿図11-6	2.9	3.3	21.5	金僅かに残存			
				挿図11-7	2.1	2.1	7.6	金残存なし			
				挿図11-8	1.9	2	9.3	金残存			
				挿図11-9	1.6	1.7	2.7	金僅かに残存			
				挿図11-10	1.8	1.8	2.6	金僅かに残存			
				挿図11-11	1.5	1.6	3.9	金残存			
				挿図11-12	1.6	1.7	3.6	金残存			
117	羽場獅子塚古墳	飯田市松尾上溝	1	挿図14-9	-	-	-	銅製の環状金具(耳環ではない可能性)	周溝底部(8トレンチ)銅製の環状金具は近くの火葬墓に伴う可能性。	古墳は古墳時代前期火葬墓は寛永8年以降	78
118	信濃片桐古墳	上伊那郡中川村	5	Fig.10-29～33	1.5～	-	-	-	現存14mの円墳。全長6.4mの片袖型横穴式石室。	7世紀中頃	79
119	天伯古墳	上伊那郡中川村片桐天伯	3	第11図-1	3.25	-	-	金環、銅環に金箔張り付けた	直径約18mの円墳。全長8.75mの横穴式石室。	6世紀中頃	80
				第11図-2	2.2	-	-	金環、内側に金張りが残る			
				第11図-3	2.5	-	-	銀環、銅環に銀を張ったもの			
120	源波古墳	上伊那郡箕輪町大字東箕輪	16	第18図-1	2.6	-	-	-	約20mの円墳。全長11.5mの片袖型横穴式石室。	6世紀末～7世紀初頭	81
				第18図-2	2.6	-	-	-			
				第18図-3	-	-	-	-			
				第18図-4	-	-	-	-			
				第18図-5	3	-	-	-			
				第18図-6	3	-	-	-			
				第18図-7	-	-	-	-			
				第18図-8	-	-	-	-			
				第18図-9	3.1	-	-	-			
				第18図-10	3.1	-	-	-			
				第18図-11	2.7	-	-	-			
				第18図-12	2.7	-	-	-			
				第18図-13	-	-	-	-			
				第18図-14	-	-	-	-			
				第18図-15	-	-	-	-			
				第18図-16	-	-	-	-			

長野県域出土耳環の集成

番号	遺跡名	所在地	点数	報告図版番号	法量			報告書記載	古墳規模・出土状況	時期（存続時期）	文献
					縦径 (cm)	横径 (cm)	重量 (g)				
121	天王塚古墳	上伊那郡箕輪町大字三日町	3	第14図-1～3	2.5	-	-		両袖型横穴式石室。	7世紀後半（古墳時代後期末）	82
122	名題東古墳	伊那市西春近白沢	5	第220図-16～20	-	-	-	銅芯鍍金、4点は対	径11.4mの円墳。全長7.10mの横穴式石室。	7世紀代	83
123	富士塚古墳	伊那市西春近	3	第216図-20～22	-	-	-	銅芯を薄金板つつんだもの、中空のようにも見える。	墳丘無し、15×54mの長方形横穴式石室。	7世紀代	83
124	一本榎古墳	茅野市塚原	5	第23図-21～25	3.5	3.1	-	金環、法量は最大の22			84
125	純塚古墳	茅野市永明塚原	2	図無し	-	-	-	金環	円墳。墳丘規模、内部主体の記録なし	7世紀末～8世紀初頭	62
126	永明寺山古墳	茅野市	17	第24図1	3	3.4	31.3	金環	径10mの円墳。5.2mの横穴式石室。	7世紀中頃	85
				第24図2	3	3.3	24	金環			
				第24図3	3.05	3.3	28.7	金環			
				第24図4	3.05	3.4	26.9	金環			
				第24図5	2.9	3.2	25.3	金環			
				第24図6	2.85	3.2	25.5	金環			
				第24図7	3.05	3.45	29.6	金環			
				第24図8	2.85	3.15	20.5	金環？鍍金残存せず			
				第24図9	2.95	3.3	30.8	金環？鍍金残存せず			
				第24図10	2.6	2.8	16.7	金環？鍍金残存せず			
				第24図11	2.1	2.3	9.8	金環			
				第24図12	2.1	2.3	8.8	金環			
				第24図13	1.65	1.7	2.6	金環			
				第24図14	1.65	1.65	2.9	金環			
				第24図15	1.35	1.5	1.7	金環			
				第24図16	1.5	1.5	2.1	金環			
				第24図17	1.4	1.4	1.5	金環			
127	王経塚古墳	茅野市塚原	4	第7図-1～4	-	-	-	銅地鍍金、3は細く小形	直径12.30mの円墳。全長6.27mの片袖型横穴式石室。	7世紀後半	86
128	大塚古墳	茅野市永明塚原	8	第1図-71～78	-	-	-	78奇形の耳環	墳丘33m、主体部長さ約7.3mとの記録あり	7世紀末～8世紀	62
129	川久保古墳	茅野市ちの	1	第39図-12	-	-	-	銅地、金色は見えない	墳丘残存なし、全長5.0mの無袖型横穴式石室。	7世紀後半以降	87
130	頭無2号古墳	茅野市宮川	1	第10図-①-IV	-	-	-	鍍銀がのこる	墳丘残存なし、6.67mの石室。	6世紀末～7世紀初頭	88
131	荒神塚古墳	岡谷市川岸	3	第14図-16～18	-	-	-	金銅環	墳丘、石室の残存なし	古墳時代後期	89
132	コウモリ塚古墳	岡谷市長地中屋	1	第4図-37	-	-	-	金銅環	径15mの円墳。7.6mの両袖型横穴式石室。	7世紀中頃	62
133	家の上古墳	下伊那郡豊岡村河野中部	2	第4図-7・8	-	-	-	金環、銀環	南北18.5×東西17mの円墳。全長8.8mの横穴式石室。	古墳時代後期後半	62
134	郭2号墳	下伊那郡喬木村	2	図無し	-	-	-	金環	-	古墳時代後期前半	62
135	神坂峠遺跡	下伊那郡阿智村園原神坂山	1	第12図-10	-	-	-	鉄製、環	古墳時代中期以降石製模造品を主体とする時神祭祀の場	古墳時代中期以降	90

548

表1 文献一覧

- 1 長野県埋蔵文化財センター『川久保遺跡』、2004年。
- 2 須坂市教育委員会『本郷大塚古墳』、1992年。
- 3 長野県埋蔵文化財センター『大室古墳群』、1992年。
- 4 長野県史考古資料編全1巻（2）主要遺跡（北・東信）、長野県史刊行会、1982年。
- 5 長野県埋蔵文化財センター『榎田遺跡』、1999年。
- 6 長野市教育委員会『篠ノ井遺跡群』、2011年。
- 7 長野県埋蔵文化財センター『篠ノ井遺跡群・石川条里遺跡・築地遺跡・於下遺跡・今里遺跡』、1998年。
- 8 長野県埋蔵文化財センター『篠ノ井遺跡群』、1997年。
- 9 長野県埋蔵文化財センター『篠ノ井遺跡群（5）』、2002年。
- 10 長野県埋蔵文化財センター『社宮司遺跡ほか』、2006年。
- 11 長野市教育委員会『聖林寺跡』、2011年。
- 13 長野市教育委員会『浅川扇状地遺跡群 檀田遺跡』、2004年。
- 14 長野市教育委員会（1968）『信濃・長原古墳群』、1968年。
- 15 長野市教育委員会（1998）『西前山古墳』、1998年。
- 16 長野県埋蔵文化財センター『松原遺跡』、1998年。
- 17 長野市教育委員会『屋地遺跡Ⅱ』、1990年。
- 18 長野市教育委員会『湯谷古墳群・長礼山古墳群・駒沢新町遺跡』、1981年。
- 19 長野県埋蔵文化財センター『清水製鉄遺跡・大穴遺跡』、1997年。
- 20 長野県埋蔵文化財センター『東篠遺跡ほか』、2012年。
- 21 更埴市教育委員会『森將軍塚古墳』、1984年。
- 22 更埴市教育委員会『森將軍塚古墳』、1987年。

- 23 更埴市教育委員会『森將軍塚古墳』、1989年。
- 24 長野県埋蔵文化財センター『屋代遺跡群』、2000年。
- 25 更埴市教育委員会『湯ノ崎遺跡・一本松古墳』、1998年。
- 26 坂城町教育委員会『青木下遺跡Ⅱ・Ⅲ』、2007年。
- 27 坂城町教育委員会『南条遺跡群東裏遺跡Ⅱ・青木下遺跡』、1994年。
- 28 坂城町教育委員会『金井東遺跡群 保地遺跡Ⅱ』、2002年。
- 29 上田市教育委員会『皇子塚古墳発掘調査報告書』、1974年。
- 30 長野県埋蔵文化財センター『国分寺周辺遺跡群・上田城跡・風呂川古墳・弥勒堂遺跡・開畝遺跡』、1998年。
- 31 上田市教育委員会『渋取田遺跡』、2009年。
- 32 長野県埋蔵文化財センター『大日ノ木・七ツ塚古墳群・染屋台条里・陣馬塚古墳・宮平・上原古墳群・山崎古墳群・山崎・山崎北・東平古墳群・土井ノ入窯跡・観音平経塚・小山製鉄』、1999年。
- 33 上田市教育委員会『中の沢遺跡・半過古墳群』、2009年。
- 34 上田市教育委員会『他人塚古墳』、1972年。
- 35 上田市教育委員会『塚穴原第1号古墳』、1976年。
- 36 上田市教育委員会『上田原遺跡：塚原古墳群・下之条条里水田遺跡』、1996年。
- 37 上田市教育委員会『豊原古墳』、1988年。
- 38 上田市教育委員会『法楽寺遺跡』、2004年。
- 39 小諸市教育委員会『東川原・大下原・竹花・舟窪・大塚原』、1994年。
- 40 長野県埋蔵文化財センター『栗毛坂・長土呂・野火附・前田・宮ノ反A・下前田原・長野原・赤沼』、1999年。
- 41 長野県埋蔵文化財センター『芝宮遺跡群・中原遺跡群』、1999年。
- 42 御代田町教育委員会『馬瀬口下原古墳群学術発掘調査報告書』、1975年。
- 43 御代田町教育委員会『めがね塚1号古墳』、1998年。
- 44 望月町教育委員会『大塚第3号古墳』、1997年。
- 45 長野県埋蔵文化財センター『小山の神B遺跡・高尾A遺跡・高尾古墳群5号墳・尾垂遺跡・尾垂古墳・洞源遺跡・荒城跡・月明沢岩陰遺跡群』、2019年。
- 46 佐久市教育委員会『大和田遺跡群川原端遺跡』、2001年。④南佐久郡臼田町教育委員会『幸神古墳群』、1996年。
- 47 長野県埋蔵文化財センター『芝宮遺跡群・中原遺跡群』、1999年。
- 48 佐久市教育委員会『長土呂遺跡群下聖端遺跡Ⅳ』、2000年。
- 49 望月町教育委員会『真光寺第1号古墳』、1983年。
- 50 佐久市教育委員会『豊畑遺跡』、2024年。
- 51 佐久市教育委員会『榛名平・坪の内遺跡群榛名平遺跡』、2001年。
- 52 長野県埋蔵文化財センター『栗毛坂・長土呂・野火附・前田・宮ノ反A・下前田原・長野原・赤沼』、1999年。
- 53 佐久市教育委員会『聖原 長土呂遺跡群』、2004年。
- 54 佐久市教育委員会『中西ノ久保遺跡Ⅱ』、1999年。
- 55 佐久市教育委員会『長峯古墳群』、1988年。
- 56 佐久市教育委員会『西近津遺跡群西近津遺跡Ⅵ』、2009年。
- 57 長野県埋蔵文化財センター『西近津遺跡群』、2015年。
- 58 佐久市教育委員会『東一本柳遺跡』、2014年。
- 59 佐久市教育委員会『東五里田遺跡』、2004年。
- 60 佐久市教育委員会『樋村遺跡群樋村遺跡』、2018年。
- 61 佐久市教育委員会『蛇塚A遺跡群蛇塚遺跡・蛇塚古墳』、2000年。
- 62 長野県史考古資料編 全1巻(3)主要遺跡(中・南信)、長野県史刊行会、1983年。

- 63 松本市教育委員会『松本市大塚古墳・南方古墳・南方遺跡』、1990年。
- 64 松本市教育委員会『松本市北栗遺跡Ⅳ・Ⅴ』、1990年。③長野県埋蔵文化財センター『北栗遺跡』、1990年。
- 65 松本市教育委員会『出川南遺跡Ⅳ・平田里古墳群』1994年。⑤松本市教育委員会『出川南遺跡』、2014年。
- 66 松本市教育委員会『中山古墳群・楯形原古墳群・楯形原砦址』、2003年。
- 67 松本市教育委員会『丸山古墳』、1993年。
- 68 松本市教育委員会『松本市大塚古墳・南方古墳・南方遺跡』、1990年。
- 69 松本市教育委員会『松本市南栗・北栗遺跡』1985年。
- 70 長野県埋蔵文化財センター『南栗遺跡』、1990年。
- 71 松本市教育委員会『松本市新村安塚古墳群』、1979年。
- 72 明科町教育委員会『潮神明宮前遺跡Ⅱ』、2005年。
- 73 塩尻市教育委員会『爾ノ神・栗木沢・砂田』、1986年。
- 74 飯田市教育委員会『鬼釜遺跡・風張遺跡・神之峯城跡』、2016年。
- 75 飯田市教育委員会『上溝11号古墳』、2000年。
- 76 飯田市教育委員会『堂垣外遺跡・橋爪遺跡・藪上遺跡・長橋遺跡』、1994年。
- 77 飯田市教育委員会『ナギジリ1号古墳』、1998年。
- 78 飯田市教育委員会『羽場獅子塚古墳』、2017年。
- 79 中川村教育委員会『信濃片桐古墳』、1980年。
- 80 中川村教育委員会『天伯古墳』、1996年。
- 81 箕輪町教育委員会『源波古墳・源波遺跡』、1983年。
- 82 箕輪町教育委員会『天王塚古墳』、1987年。
- 83 長野県教育委員会（1973）『伊那市西春近』、1973年。
- 84 茅野市教育委員会『一本樫古墳』、1973年。
- 85 茅野市教育委員会『永明寺山古墳』、2016年。
- 86 茅野市教育委員会『王経塚』、1974年。
- 87 茅野市教育委員会『下ノ原遺跡・川久保古墳』、1975年。
- 88 茅野市教育委員会『高部遺跡Ⅱ』、1999年。
- 89 岡谷市教育委員会『荒神塚古墳』、2015年。
- 90 阿智村教育委員会『神坂峠』、1969年。

表2 長野県域耳環中空耳環

番号	遺跡名	所在地	報告図版番号	報告書記載法量			筆者計測値		
				縦径 (cm)	横径 (cm)	重量 (g)	縦径 (cm)	横径 (cm)	重量 (g)
4	大室古墳群25号墳	長野県長野市松代町大室字村東山手	第51図-1	2.95	3.13	6.7	-	-	-
14	長原古墳群5号墳	長野市若穂	図無し	2	-	-	19.5	-	0.7
69	新海神社西御陵古墳	南佐久郡白田町大字田口字幸神	第24図-2	2.9	-	-	2.88	3.15	5.02
78	長峯古墳群7号墳	佐久市大字内山字長峯	第37図-12	-	-	-	3.12	3.29	11.3
			第37図-13	-	-	-	3.05	3.26	10.76
			第37図-14	-	-	-	2.92	3.27	7.57
84	蛇塚古墳3号墳	佐久市安原蛇塚	第35図-8	-	-	-	2.72	-	2.09
			第35図-9	-	-	-	1.22	-	0.7
112	鬼釜古墳	飯田市上久堅	図92-33	3~3.2	-	-	2.97	3.09	8.9
※以下、筆者による実見調査にもとづき、中空構造を有すると判断した資料。									
80	東一本柳古墳	佐久市岩村田一本柳	第10図-130	-	-	-	2.17	2.24	3.62
94	南方古墳	松本市里山辺	第8図版	2.23	2.4	3.3	-	-	-
				2.23	2.34	3.3	-	-	-
				2.74	2.97	8	-	-	-
113	上溝11号墳	飯田市 松尾上溝	挿図19-1	2.9	3.1	7	28.6	30.5	6.78
			挿図19-2	2.9	3	7	2.91	2.97	6.8
-	上溝天神塚古墳		墓坑5出土				3.7	3.93	16.8

※筆者計測値は、実見調査にもとづきノギスおよび電子秤を用いて測定したものである。

※蛇塚古墳3号墳（第35図8・9）および長原古墳群5号墳の資料は破片のため、横径は計測不可。

鎌倉～室町期における信濃香坂氏の動向について

花岡 康隆

はじめに

信濃における南北朝・室町時代史は北信濃の国人領主連合と南信濃の守護小笠原氏の対立という地域構造を基調とした¹⁾。北信濃の国人領主たちは地縁的な結合関係を結ぶことで、幕府権力を背景に領域支配の展開を志向する守護小笠原氏に對抗したのである。しかし、嘉吉の変を契機とする幕府権威の低下、小笠原氏の内訌による守護支配の後退により、南北朝期以来の地域構造は崩壊する。そして、この動きに連動して北信濃の国人領主連合は解体し、一五世紀後半に入ると国人同士の地域紛争という形で内包されていた矛盾が表出する。争乱のなかで各地に戦国期的な地域権力(国衆)が形成されていくこととなるのである。信濃における南北朝～室町・戦国初期の地域構造とその変動をこのような枠組みでとらえられるとした場合、各地における武家領主層の動向を個別具体的に跡付けていくことが次なる課題となる。本稿はこのような問題意識から、信濃国更級郡の香坂氏の動向を検討するものである。

香坂氏は、更級郡牧之島(現長野市信州新町)を本拠とする一族と、伊那郡大草郷(現上伊那郡中川村)を本拠とする一族の存在が知られる。南北朝期には南北朝方に与したことから、皇国史観をバックボーンとする戦前の郷土史研究でも注目されてきた²⁾。戦後においても、各地域の自治体史類や、滋野氏一門について論じた論考でも取り上げられてその動向が明らかにされている³⁾。また、戦国期において、牧之島香坂氏の名跡を継いだ武田氏家臣春日虎綱の研究もある⁴⁾。しかし、残存する史料が断片的であることから、一族の全体像や通時代的動向について不

明瞭な部分もある⁵⁾。他方で、先行研究で指摘されてきた内容についても、史料の個別具体的な検証によって深められる部分がないわけではない。

そこで本稿では、先行する地域史研究の成果を総合しつつ、鎌倉期から戦国初期に至るまでの更級郡香坂氏の動向について、良質な史料に基づいて可能な限り明らかにする。以て、北信濃の国人領主連合を構成する氏族の南北朝期から戦国初期に至るまでの動向の一事例として提示することとしたい。なお、史料引用の典拠について本文及び註で示す場合、『信濃史料』は『信』と略記して巻数と頁を記した。また、北信濃における関係地名や領主名については、「関連地図」に落としたので、適宜参照されたい。

一 鎌倉期

1 鎌倉時代の香坂氏

香坂氏は、東信濃を中心に勢力を有した滋野氏を出自とする⁶⁾。いわゆる滋野三家とよばれる海野・林津・望月氏のうち、林津小次郎道直の孫・宗直の五男貞行を祖とし、貞行の子息宗清が信濃国佐久郡香坂村(現佐久市)を名字として名乗ったという。牧之島への来訪の時期については、香坂氏の菩提寺である興禪寺(現長野市信州新町)の寺伝によれば、文応元年(一二六〇年)に信濃国牧官香坂宗清が当地を給わって佐久から移住し、見山崇喜を招いて正和二年(一二三三年)に興禪寺を創建したとされるが、香坂宗清の实在や牧之島の拝領を確かな史料から裏付けることはできない⁷⁾。

従来、香坂氏の名字の地である佐久郡香坂郷が見える中世前期の史料としては、次のものが唯一とされてきた。¹⁰⁾

史料1「守矢文書」鎌倉幕府下知状写(『信』⑤七三頁) ※傍線筆者

(前略)

六番五月会分

(中略)

右頭、大井庄内安原・香坂郷大井又三郎入道、南市村・崎田・西布施・鷹野郷・甕郷、除大井三郎寄子分地頭等

(後略)

嘉暦四年(一三二九年)に鎌倉幕府が諏訪上社の神事である五月会と御射山祭の頭役を信濃御家人たちに差配した文書で、鎌倉時代の信濃の御家人や荘園・公領の様相について網羅的に知りうる貴重な史料として利用されてきたものである。¹¹⁾ 掲出した部分の傍線箇所には香坂郷が見える。「大井庄内安原・香坂郷」とあることから、香坂郷は隣郷の安原郷(現佐久市)とともに大井荘を構成する郷村であったことがわかる。また、知行者として大井又三郎入道の名が記されることから、鎌倉末期の嘉暦四年の段階で小笠原氏一門の大井氏が香坂郷を知行していたことがわかる。大井又三郎入道は『尊卑分脈』に「大井又三郎行氏」とある、大井光長の四男・行氏が出家入道した姿と考えられている。¹²⁾

香坂氏の動向を考える上で問題となるのは、当該史料に地頭として香坂氏の名が見えないという点であり、小笠原氏一門大井氏の勢力拡大によって香坂氏が鎌倉時代のうちに本領を追われたのではないかとする見方もあった。しかし、これまでの香坂氏に関する研究では十分に検討されてこなかった次の文書は、この問題を考える手がかりとなる。

史料2 足利尊氏下文写(東北大学附属図書館所蔵倉持文書、『南北朝遺文 関東

編』二九四号、『信』未収)

故將軍 在判(足利氏)

下 倉持左衛門三郎入道行円跡

可令早領知信濃国香坂村(香坂太郎入道跡)事

右為合戦討死之賞、所宛行也者、守先例可致沙汰之状如件、

建武二年九月廿七日

鎌倉時代以来の足利氏被官の一族・倉持氏の文書である「倉持文書」の一通で、建武二年(一三三五年)九月二十七日付で足利尊氏が倉持行円(師忠)の後継者(跡)に与えた恩賞宛行の下文である。¹⁴⁾ 詳しくは後述するが、中先代の乱の鎮圧後、鎌倉に居座り続けた尊氏が配下の武士たちに一斉に発給したものである。¹⁵⁾ 宛行の對象地として「信濃国香坂村(香坂太郎入道跡)」とあることから、建武二年九月以前において、香坂村(郷)内に香坂太郎入道なる人物の知行地があったことが明らかとなる。郡名が記されていないが、香坂村とは佐久郡以外には考えられない。そして、香坂太郎入道による香坂村の知行は鎌倉時代にさかのぼるものと考えることが自然であろう。¹⁶⁾

史料2こそが、鎌倉時代段階の香坂氏による佐久郡香坂村(郷)の知行を示す史料であるとともに、明確な一次史料による香坂氏の活動徴証としては現段階において最も古い史料と位置づけることができる。前述したように、史料1に香坂郷の知行者として大井又三郎入道とみえることについては、大井氏が排他的に同郷を知行下に置いていたのではなく、何らかの得分や知行地を郷内に有していたと考えれば整合的に理解できる。史料1に香坂氏の名が見えない理由は不明だが、必ずしも史料1は信濃国御家人を網羅するものではなく、何らかの理由でこの年は香坂氏が頭役を負担しなかったと考えることもできよう。

2 中先代の乱と香坂氏

鎌倉幕府滅亡後、建武政権が成立するが、各地で旧北条氏や北条氏与党人らによる反乱が頻発する。小笠原氏が新たに守護に補任された信濃でも、建武二年二月に水内郡常岩北条(現飯山市)、三月に府中(現松本市)において反乱が起こっている(『信』⑤二六〇頁など)。そして、同年七月には諏方上社大祝の一族である諏方頼重・時継父子や海野氏を始めとする滋野氏一門が北条時行を擁立して大

規模な反乱を起こす（『信』⑤二六四頁など）。中先代の乱である。北条勢は関東に進軍して鎌倉を占領するが、東下した足利尊氏に敗れる。その後、尊氏は鎌倉に居座り続け、最終的には建武政権に反旗を翻すこととなる。



さて、鎌倉幕府滅亡後における香坂氏の最初の活動徴証が前掲史料2となる。

前述したように、建武二年九月二十七日付のこの史料は、中先代の乱を鎮圧した後、鎌倉に居座り続ける足利尊氏が配下の武士に一齐に恩賞宛行を行った際に発給した文書のうちの一通である。同日付けの下文は史料2を含めて九通が確認される。

この史料の恩賞宛行の所領に「○○跡」として見える信濃武士は、鎌倉時代には北条氏に従属的な立場にあったために幕府滅亡とともに所領没収の憂き目にあつたこと、それゆえ、中先代の乱に際しては北条時行に与した一族や人物であつたことが想定される。そうすると、史料2において足利尊氏による恩賞給付の対象となつた所領の旧主である香坂太郎入道は、鎌倉時代には北条氏に従属する立場にあつたために幕府滅亡とともに佐久郡香坂村を没収されたと考えることができる。それゆえ、建武二年に北条時行が諏訪氏や滋野一族とともに蜂起すると所領奪還を期して反乱軍に与した。しかし、乱が鎮圧されたため、討伐にあつた足利尊氏によって香坂村は恩賞として足利氏被官の倉持氏に与えられた。鎌倉末から中先代の乱までの香坂氏の動向を以上のように想定することができる。

その後、後述するように、建武三年正月には「牧城」において香坂小太郎入道心覚が蜂起している（『信』⑤三三二頁など）。牧城の比定地は諸説あつたが、更級郡牧之島の地であつたと考えるのが妥当であろう。輩行名から判断するならば、小太郎を名乗る心覚は史料2にみえる香坂太郎入道の子息であると考えられる。²⁰⁾

幕府滅亡直後の建武三年に牧城において蜂起しているという事実からは、それ以前の鎌倉時代の段階から香坂氏が更級郡牧郷に所領を有するといった形で活動の拠点を得ていた可能性が高いと判断される。これは、時期こそ明確にならないものの、鎌倉期段階における香坂氏の更級郡移住という伝承を裏付けるものと考ええる。

この点については、春日氏（現長野市七二会）、小田切氏（現長野市小田切地区）、落合氏（葛山・現長野市茂萱）ら佐久地域を名字とする滋野氏一門とともに、鎌倉時代の段階で何らかの所領獲得を契機として北信濃に移つたとする想定がなされている。²¹⁾ それ以外にも北信濃の善光寺周辺には窪寺氏（現長野市安茂里）、²²⁾ 布施

氏（現長野市篠ノ井）、平林氏（英多荘内平林、現長野市松代町²³）、大岡氏（現長野市大岡地区）などといった滋野姓を称する武士が多数確認できる。このうち、春日氏は承久の乱の際に北条泰時のもとで活躍した春日貞幸の存在が知られる（『信』③五七二頁）。小田切氏は鎌倉末期段階で佐久郡大井荘内に知行地を得ている小田切左衛門尉の一族（『信』⑤七〇頁）、鎌倉中・後期の高井郡において中野氏や市河氏との所領相論を展開した小田切実道の一族（『信』④三八八・五一五頁など）、鎌倉後期に幕府の的始に奉仕する小田切盛遠・幸遠（内閣文庫所蔵『御的日記』正和五年・正和六年・文保二年・元徳二年）四年条（『信』未収）の存在が確認できる。窪寺氏は文永年間に善光寺奉行人としての活動が知られる（『信』④二六二頁）。建治元年（一二七五年）の六条八幡宮造宮注文には春日刑部丞跡と窪寺入道跡が見え、それぞれ七貫文、六貫文という信濃御家人のなかでは中位クラスの額を負担している²⁴。

ただし、香坂氏は前述したように鎌倉期段階で佐久郡の香坂村も本領として領有していた可能性が高い。そのため、香坂村を知行しつつも牧郷に所領を獲得していたと考えるべきであろう。南北朝時代の段階で香坂氏（香坂高宗）の活動が確認できる伊那郡についても、その土着の時期は鎌倉期にさかのぼると考えるのが妥当であろう²⁵。

牧郷の領有は北条氏との関係性からも注目される。鎌倉中期以降、善光寺を始めとする北信濃の荘園・公領に北条氏や北条氏被官が進出をすすめていったことが明らかにされている²⁶。特に、牧郷の東に隣接する四宮荘は北条氏の有力被官諏方氏による知行が確認される。また、四宮荘を名字とする四宮左衛門太郎なる人物が中先代の乱の蜂起に与している（『信』⑤二六四頁）。更級郡から水内郡にかけての地域に進出していた滋野氏一門のうち、前述したように春日氏は、北条泰時に従った春日貞幸の存在から北条氏との親密な関係が想定されている²⁷。北条氏が北信濃への進出をすすめていくなかで、香坂氏も北条氏に臣従する立場となっていたのではないだろうか²⁸。無学祖元の法嗣で上野国長楽寺・鎌倉淨智寺・京都南禅寺の住持などをつとめた見山崇喜が香坂氏菩提寺である興禅寺の開基とし

て招かれている点も（『信』⑩三三〇頁）、香坂氏と北条氏との関係性をうかがわせる。

以上、断片的ではあるが、鎌倉期から中先代の乱までの時期における香坂氏の活動を一次史料に基づいて素描した²⁹。何らかの理由で鎌倉期のいずれかの段階で香坂氏は本領である佐久郡から更級郡や伊那郡に一族を分派させたが、幕府滅亡（建武期の動乱のなかで本領を喪失し、更級郡・伊那郡それぞれに移った一族が南北朝期以降に国人領主として活動していったと想定したい。

二 南北朝

1 南北朝動乱の勃発

中先代の乱鎮圧後、鎌倉で建武政権に対して反旗を翻した足利尊氏は建武二年一二月に京都に攻めのほり、一度は敗れるも再挙して翌年六月に京都を制圧、一月には室町幕府が成立する。一方、吉野に逃れた後醍醐天皇も正統性を主張し、ここに南北朝時代が始まる。

この間、信濃では旧北条氏と党人の蜂起が続発する。建武三年正月一三日・七日の両度にわたって、小笠原貞宗と村上信貞が国人の市河氏らを率いて英多荘（現長野市松代町）内の清滝城を攻めている（『信』⑤三二七頁）。清滝城に籠った勢力の具体的な一族名は明らかにならないが、英多荘を名字とする英多氏であろうか。英多氏の活動徴証は乏しいが、観応擾乱の際に直義党の諏方直頼に従って小笠原方と戦った英多弾正左衛門尉なる人物の活動が指摘できる（『信』⑥八〇～八一頁³⁰）。英多荘内の平林の地には「西明寺殿」、すなわち得宗北条時頼の菩提所があったとされ（『信』⑨六四頁）、当該地域の勢力と北条氏との結びつきが想定される。

この英多荘での蜂起と連動しているとみられるのが、前章で言及した牧郷における香坂小太郎入道の挙兵である。

史料3「市河文書」市河経助軍忠状（『信』⑤三八一頁）

信濃国市河左衛門十郎経助軍忠事

右、香坂小太郎入道以下凶徒等、楯籠当国牧城之間、惣大将軍村上源藏人(信貞)為
 誅伐彼凶徒等、今年正月廿三日御発向之間、属于経助御手致軍忠時、若党難
 波太郎左衛門尉被射弓手指、小見彦六被射右手眼、中間孫五郎者被射通足頸、
 小二郎者被射左股畢、此等子細為同所合戦之間、高梨五郎・犬廿四郎・毛見
 源太・殖野左衛門次郎令見知上者、不可有御不審者也、将又今月廿五日重御
 発向之間、同馳参致忠節上者、賜御判為備後龜証、恐々言上如件、

建武三年六月廿九日

「承了(村上信貞)
 (花押)」

史料4 「市河文書」市河経助・助泰軍忠状(『信』⑤三三三頁)

信濃国市河十郎経助・同三郎助泰軍忠事

右、楯籠香坂小太郎入道心覚以下凶徒牧城之間、為誅伐、守護代小笠原余三
 経義、今月廿五日被発向之間、属御手令馳参、廿六、七兩日致合戦、抽軍忠
 上者、賜御一見・御判、為備後証、恐々言上如件、

建武三年六月廿九日

「承了(小笠原経義)
 (花押)」

建武三年六月に市河経助らが小笠原経義及び村上信貞に対して提出して証判を
 得た軍忠状である。史料3の前半部分から、建武三年正月に牧城において香坂小
 太郎入道心覚が蜂起し、村上信貞が鎮圧にあたっていることがわかる。同月中に
 蜂起していることから、前述の清滝城に籠った勢力と連携している可能性が高い
 といえる。このときの蜂起は鎮圧されたものとみられるが、史料3及び史料4か
 ら六月にもふたび牧城において香坂小太郎入道が蜂起し、村上信貞及び守護代
 小笠原経義が鎮圧にあたっていることがわかる。この合戦には足利方として高井
 郡の有力国人・高梨経頼も同族の高梨時綱らを率いて参加しており(『信』⑤三三三
 三頁)、足利方の守護と有力な在地勢力によって鎮圧のための大規模な軍事行動
 が行われたことがうかがえる。

この間、二月には北信濃で北条氏一族の大夫四郎及び丹波右近大夫なる人物た

ちが旧北条氏被官と見られる深志介知光とともに蜂起し、「更級郡八幡山西麓」
 にあたる麻績御厨において守護代小笠原兼経及び村上信貞の軍勢と合戦となつて
 いる(『信』⑤三三四～三三五頁)。深志介知光は有力な在庁官人の一族で、鎌倉時
 代における府中地域への北条氏の進出にともない、北条氏被官化を遂げていた可
 能性が指摘される³¹⁾。この蜂起は同月三月には鎌倉まで侵攻するほどの大規模なも
 のであった³²⁾。先学が指摘するように、清滝城や牧城での蜂起はこの動きと連携し
 たものであったと考えるべきであろう³³⁾。中先代の乱直後の香坂氏は、流動的な政
 治情勢のなかにあつて、北信濃において旧北条氏与党人として活動していたので
 ある。

その後、更級郡の香坂氏はしばらく史料上追うことができなくなるが、他方で、
 康永三年(一三四四年)に後醍醐天皇皇子の宗良親王が信濃に入り、伊那郡大河
 原を拠点とすると、同郡の大草郷(現上伊那郡中川村)を支配する香坂高宗がこ
 れを支えたことはよく知られている³⁴⁾。以降、宗良親王は信濃における南朝方国人
 の結集点としての役割を果たしていくこととなる。ただし、伊那郡と更級郡それ
 ぞれの香坂氏一族の関係性は不明である³⁵⁾。

2 観応の擾乱

次に香坂氏の活動が確認できるのが観応擾乱期である。貞和年間末頃より足利
 尊氏の執事・高師直と尊氏の弟・直義との間に生じた政策路線をめぐる対立は、
 幕府を二分する武力抗争へと発展する。観応元年(正平五年・一三五〇年)一〇月、
 足利尊氏が九州で勢力を築きつつあった直義の養子・直冬(討伐に出陣すると、
 直義が挙兵して京都を制圧する。さらに、直義は同年一二月に南朝に降ると、翌
 年二月には尊氏・師直を破って師直を殺害することに成功する。

この中央におけるうごきと連動して、信濃では諏方直頼を中心とする直義党国
 人と尊氏党の守護小笠原氏との戦闘が展開した。このとき、諏方直頼に従軍した
 武士に、前述した英多氏の名が見える。戦闘は直義党国人側の有利にすすみ、在
 京していた尊氏党の小笠原政長が直義党に降っている。この結果、諏方直頼が直

義によって信濃守護に任命されている。

勝利した直義は政務の主導権を握るものの政局は安定せず、八月には尊氏・義詮父子による挟撃を恐れた直義は京都を脱出し、北陸、さらには鎌倉に逃れた。

一月には、東国に逃れた直義討伐を目指す尊氏は南朝と和議を結び、北朝の崇光天皇と北朝年号の観応を廃した(正平一統)。尊氏は観応三年正月には鎌倉を制圧し、翌月に直義は死亡した。

この過程において、信濃では京都を脱出した後に鎌倉への下向をめざす足利直義を支援するため、諏方直頼が北信濃に入り、直義党の信濃国人を率いて、尊氏党に復帰した小笠原勢と戦闘を展開している。次の史料5は、小笠原勢に従って諏方直頼勢と戦った佐藤元清の軍忠状である。

史料5「佐藤文書」佐藤元清軍忠状案(『信』⑥一一八頁)

佐藤藏人元清申軍忠事

右、去年観応二、六月廿九日・七月三日両度、於信濃国符野辺宮原、対于諏方信濃守代欄津孫次郎、致散々大刀打、被左手肩射、被右手大指破、久原四郎次郎令見知畢、

一、諏方信濃守経北陸道、打越信州之由、有其聞之間、同八月三日、馳向同国富部原、对于香坂美濃介、致散々太刀打之条、原新右衛門尉令見知了、次、於善光寺对于欄津孫次郎以下凶徒等、致散々合戦畢、次、楯籠米子城之処、諏方信濃守以下之輩寄来之間、致散々合戦追散凶徒畢、同九月十九日、御敵村上・小中条寄来之間、同致合戦畢、若党金子又次郎令打死、須田入又四郎令見知了、…(中略)…然早給御証判、為備後日亀鏡、恐々言上如件、

観応三年正月 日

(小笠原氏)
兵庫守

「承了 在判」

この年の八月三日に諏方直頼方として、更級郡の富部原(現長野市川中島地区)において香坂美濃介なる人物が尊氏党の小笠原勢と戦っていることが明らかとな

る。³⁶この人物の実名は不明であるが、更級郡香坂氏の系統であろう。富部原は戦国初期に香坂氏が関与した所領としてみえる小島田郷(現長野市小島田)から指呼の地である。また、周辺地域の野辺宮原(現須坂市)や善光寺では諏方直頼の代官で滋野氏一門の祢津孫次郎(宗貞)が直義方として戦闘を行っており、香坂氏との連携が想定される。さらには村上氏も直義方として佐藤元清らがこもる米子城に攻め寄せたことも記される。³⁷

観応三年(正平七年)の閏二月頃には幕府と南朝との間に不和が生じ、南朝方が足利義詮の守る京都を攻めて占領する事態となり、正平一統は事実上崩壊する。翌月には義詮が京都を奪還しているが、東国では観応三年(正平七年)閏二月・三月に武蔵国・相模国において、鎌倉にいた足利尊氏方と、宗良親王や新田一門、上杉氏、諏方氏らで構成される南朝・旧直義党方との間で大規模な合戦が行われている(武蔵野合戦)。この合戦に香坂氏が従軍したか否かは史料上、明らかにされない。ただし、『太平記』によれば親王方として滋野八郎・祢津行貞・宗貞、さらには「滋野一族三十一人」が従軍していたという(『信』⑥一四〇頁)。系図に従うならば、海野氏も参戦したとされる。³⁸このことから、香坂氏も南朝方として参戦した可能性が高いと考えられている。³⁹しかし、結果は足利方が勝利し、敗れた宗良親王や上杉氏は信濃に逃れたという。

3 信濃南朝方勢力の幕府への帰順

その後、幕府は観応三年八月には後光厳天皇を踐祚させて北朝を再建し、九月には「文和」に改元している。翌文和二年(二三五年)六月にも再び南朝方が京都に攻めいつてこれを占領する事態が起こるが、七月には再び幕府方が奪還している。同年九月に尊氏が関東から戻り安定化を図るものの、文和四年正月にも南朝方に京都を一時的に明け渡すという状況となっている。

このように、その後も中央では南朝方が勢力を維持して幕府方に対抗する状況が続いている。信濃においても南朝方の抵抗は継続しており、香坂氏がその一翼を担っている。

史料6 「小笠原文書」足利尊氏御教書〔信〕⑥一六六頁)

信濃国香坂美作守以下凶徒為対治発向之条、尤以神妙也、弥可致忠節之条如件

文和二年七月五日 (足利尊氏)

小笠原兵庫助殿 (長基)

史料7 「小笠原文書」足利尊氏御教書〔信〕⑥一六六頁)

信濃国仁科右馬助以下凶徒城郭追落之条、尤以神妙也、弥可致忠節之条如件

文和二年七月五日 (足利尊氏)

小笠原兵庫助殿 (長基)

文和二年七月、香坂美作守なる人物が蜂起したため、信濃守護小笠原長基がその鎮庄を命じられた御教書が史料6である。この人物も実名は不明だが、更級郡香坂氏の人物と考えられる。幕府が同日付けで安曇郡仁科御厨(現大町市)を本拠とする仁科氏の仁科右馬助の鎮庄も小笠原長基に命じていることを示すのが史料7である。仁科氏は室町期における大文字一揆の盟主として知られる。史料6・7からは、香坂氏が仁科氏と連携して南朝方として幕府に抵抗運動を展開していることがうかがえる。

文和四年八月には、宗良親王のもとに諏方氏、下社金刺氏、仁科氏らが結集し、筑摩郡桔梗ヶ原において小笠原長基率いる府中勢と合戦となるが、敗北を喫している〔信〕⑥一八二頁)。史料的には問題があるものの、この時に親王方として香坂氏が参戦したとされる〔矢嶋文書〕正平一〇年八月矢嶋道念覚書、〔信〕⑥一八二頁)。「國中騒動」とされたこの合戦の敗北により、宗良親王は大鹿郷に逼塞することとなる。

その後、足利尊氏が死去し、將軍足利義詮と鎌倉公方足利基氏の協調による旧直義党武士の復権がすすめられ、貞治二年(一三三三年)に旧直義党武士の有力者・上杉憲顕が関東管領に復帰する。信濃では小笠原長基に代わって犬懸上杉朝房が守護となっている。ただし、これで小笠原氏が完全に逼塞したわけではなく、一定の政治的地位を保持した。そのため、旧尊氏党の小笠原氏と旧直義党・南朝

系国人との地域紛争が再び激化する。貞治四年一二月から翌年正月にかけて、筑摩郡塩尻郷金屋において、小笠原勢と諏方直頼方が合戦となっているが、このとき、村上・春日・長沼氏らとともに香坂氏が諏方勢に与して戦っている〔守矢満実書留〕、〔信〕⑥四五三頁)。前述したように、春日氏は佐久郡から北信濃に移った滋野氏一門である。南北朝期に活動した興禅寺住持の黙庵は春日氏の菩提寺である法蔵寺の開祖となっており、香坂氏と春日氏の結びつきがうかがえる。

以上、香坂氏は南北朝期を通じて、旧北条氏与党人、その後、南朝方もしくは直義党として活動し、一貫して守護小笠原氏に対抗する立場を示していることがあらためて確認できた。はじめに述べたように、南朝方・直義党に与した信濃国人の多くが、守護職権を梶子に領域支配の拡大をめざす小笠原氏との権益が衝突したことが想定されている。小笠原氏は現在の中・南信地域を拠点としたが、南北朝期の段階で更級郡への進出もすすめていたことが指摘されている。このうごきが北信濃国人との衝突につながったことが想定される。このことについて、「小笠原文書」永徳三年(一三八三年)二月二日小笠原長基讓状〔信〕⑦一三三頁)に、小笠原氏の所領として更級郡小島田郷(現長野市小島田町)が挙がっていることは注目される。後述するように、川中島の中央に位置する小島田郷は戦国初期の段階で「香坂領」と呼称される香坂氏の支配が認められる所領である。小島田郷への香坂氏の関与がどの段階に遡るかは明らかにならないが、小笠原氏の更級郡小島田郷への進出が、香坂氏の権益と衝突した可能性は認められよう。

しかし、貞治年間以降、幕府(北朝)が軍事的な優勢を確定させ、さらには旧直義党の復権がすすめられるという政治状況が現出したことにより、南朝方(旧直義党)の信濃国人たちの幕府(北朝)への帰順がすすむ。諏方氏・祢津氏は延文四年(正平一四年、一三五九年)における足利義詮の南朝攻撃に従軍したとされる〔信〕⑥三四七頁)。その後、一時的に「宮方」としての活動がみえる史料もあるが、基本的には幕府方の勢力として活動していく。佐久郡の滋野一族・白田氏は応安元年(正平三年、一三六八年)三月に管領細川頼之より本知行地を安堵されており、幕府方への帰順が確認できる〔信〕⑥四八九頁)。他方で、応安六

年(一三七二年)には佐久郡の滋野氏一門とみられる塩野六郎(佐久郡塩野牧か)の所領が闕所化しており、南朝方に与した滋野氏一門への圧迫が行われている(「辻文書」『南北朝遺文中国・四国編』四〇二七号、『信』未収)。

香坂氏と共同歩調をとっていた仁科氏も、永和二年(一三七六年)二月一六日という北朝年号を以て、仁科弾正小弼盛国が仁科神明宮に棟札を納めており、これ以前に北朝に降っていたことがわかる(『信』⑦二五頁)。そして、康応二年(一三八九年)三月に、「左典廐滋野宗継」が大旦那として香坂氏菩提寺である更級郡神峯山興禅寺(信州新町牧之島)の梵鐘を鑄造・寄進している(興禅寺所蔵鐘銘写、『信』⑦二〇七頁⁴⁵)。この人物は次章でみる、大塔合戦で出陣した香坂左馬助宗継と同一とされる。康応という北朝年号を用いていることから、この年までに牧之島の香坂氏が北朝に降っていることが判明するのである(以降、香坂氏を含む旧南朝方の信濃国人たちは室町幕府体制のなかで小笠原氏に対抗していくこととなる)。

三 室町期

1 大文字一揆構成員としての香坂氏

次に香坂氏の活動が確認できるのが、南北朝合一後の応永七年(二四〇〇年)に起こった大塔合戦である。前年に小笠原長秀が信濃守護に任命されると、善光寺に入部して北信濃の国人所領への介入をすすめようとした。この長秀の強権的な行動の背景には、鎌倉公方の抑え込みを志向する足利義満の政策的意図があったことが想定されている⁴⁷。

北信濃の有力国人たちは守護小笠原長秀に反発し、大規模な合戦となった。このとき、有力国人連合の主力となったのが、村上、高梨、井上、須田、海野ら東北信の有力国人と大文字一揆の面々である⁴⁸。『大塔物語』には大文字一揆の人々として「仁科、欄津、春日、香坂、宮高、西牧、落合、小田切、窪寺、其勢八百余騎」とみえ、香坂氏はその他の北信濃の滋野氏一門とともに大文字一揆の構成員であった⁴⁹。このほか、『信州大塔軍記』や後掲史料8から、小市氏・栗田氏・

原氏・三村氏も一揆構成員であったことがわかっている。このうち、宮高氏、西牧氏は安曇郡に展開した滋野氏一門である。また、祢津氏は小県郡、春日氏、落合氏、小田切氏、窪寺氏は北信濃に展開した滋野氏一門であることは前述の通りである。

大文字一揆の特徴については高村隆氏が、①滋野氏一門・村上氏等有力国人の庶子家で構成されること、②犀川流域の山間に分布した小領主層の地縁的集団であったこと、③観応擾乱以来、常に反小笠原という行動を示し、擾乱では足利直義党の立場にあったが、それは大文字一揆の側が直義に結びついていったものであったこと、などを指摘する⁵⁰。前章で見たように、香坂氏は南北朝段階から祢津氏、春日氏といった滋野氏一門や安曇郡の仁科氏と、旧北条氏与党人・南朝方・直義党というような政治的立場を同じくしながら連携し、一貫して守護小笠原氏に対抗してきた。高村氏が指摘する大文字一揆形成の過程を香坂氏の動向からあらためて確認できよう。

ところで、香坂氏は大塔合戦や大文字一揆との関わりにおいて特異な活動徴証を残している。一つは、『大塔物語』での描かれ方とテキストとの関係性である。

『大塔物語』では、守護方が籠った大塔の古城の攻め手であった香坂左馬助入道宗継は、落城の際の場内の凄惨な様子を目の当たりにしたことで、戦場から帰宅することなく窪寺の観音に詣でた。そして、子息の刑部少輔に所領を譲り渡して遁世し、高野山に登って三年間の苦行のちに念仏行者となって諸国を修行したとされている。また、『大塔物語』の異本である『大塔記』は巻末に「享祿二己丑年八月十三日 香坂左馬介入道書」という識語を載せ、享祿二年(一五二九年)に香坂宗継が同書を著したとする⁵²。無論、大塔合戦から百年以上後に宗継が『大塔記』を書くということはあり得ないが、高野聖・回国僧となったと描かれている上に、さまざまな宗教的・文化的素養を持った存在が想定される『大塔物語』の異本の作者に擬されていることは注目される。

もう一点言及しておきたいのが、「大文字の旗」の伝来である。大文字一揆の旗として知られる大日方家旧蔵の「大文字の旗」(現在は当館蔵)は、近世の「つ

ちくれかがみ」のうち更級郡牧田中村の興禪寺の項に「香坂弾正大文字之旗あり」という記述⁵³⁾があることから、大日方家の所蔵となる以前は、江戸時代の段階まで香坂氏の菩提寺である興禪寺に伝わっていたと考えられている⁵⁴⁾。

以上の徴証は、その意味するところは更なる検討を深める必要があるものの、大文字一揆における香坂氏の特異な立場をうかがわせる。このことを考える上で、「笠系大成附録」永享一二年（一四四〇年）七月日結城合戦陣番帳写（『信』⑧一三七頁）は重要である。これは、永享一二年、下総国で起こった結城合戦に出陣した信濃守護小笠原政康が、率いていた信濃勢を三〇番に編成して陣中警護にあたらせた際の番帳で、二一六番に東・北信地域の反守護的立場をとっていた国人層が、一七番以降に小笠原氏一門・被官、伊那・府中地域の中小国人層、東・北信地域の小領主層が編成されている。この番帳に一二番として「香坂殿」の名がみえる。この香坂氏が更級郡と伊那郡いずれの系統であるかが問題となるが、番帳の一四番には「諏方信濃守殿、大原（章カ）殿代、中澤殿代、甲斐沼殿代」とあるのが考える手がかりとなる。このうち、諏訪信濃守は高遠諏方氏、中澤殿は中沢郷（現駒ヶ根市）を名字とする中沢氏、甲斐沼殿は甲斐沼村（現伊那市富県）を名字とする一族と考えられ、いずれも伊那郡の国人である。そして、「大原（章カ）殿」は大草郷を領した伊那郡の香坂氏と考えられる。これらのことから、一二番の「香坂殿」は牧之島を本拠とした更級郡の香坂氏を指していると判断される。

注目されるのは、水内郡・更級郡に展開し、香坂氏とともに大文字一揆を構成する滋野氏一門は一五番に「落合殿、小田切殿、窪寺殿」とみえ、複数で一つの番を担っているのに対して、香坂氏は単独で陣番をつとめている点である。番帳の二番から一四番に編成された国人は高梨・須田・井上・村上・海野・嶋津といった有力国人で、いずれも単独で番を担っている。一二番に単独で名が挙がる更級郡の香坂氏もまた、同等規模の勢力を有する一族であったことを示唆する。ここから、香坂氏は大文字一揆や北信濃の滋野氏一門のなかでも突出した存在であったことがうかがえるのである⁵⁵⁾。

2 大文字一揆連署注進状写の問題点

応永七年に起こった大塔合戦は国人勢が勝利し、京都に逃げ帰った長秀は守護を罷免される。その後、わずかな斯波氏の守護期をへて、信濃は幕府料国となる。すなわち、信濃は幕府による直接統治下におかれたことになる。応永一〇年に料国代官細川慈忠が入部してくると、村上・高梨・井上・須田ら北信濃の有力国人は抵抗を見せるが、大塔合戦の時ほど広域な運動を展開することはできず鎮圧されている。国人たちは幕府の権威に服したのである⁵⁶⁾。

以降、幕府料国下の信濃は、国人による反乱や押領行為はみられない安定した情勢となり、莊園や国衙領から京都への年貢収納が復活する事例もみられる。このような応永年間初期における地域の安定化は全国的にみられ、「応永の平和」と呼ばれる。この背景には東国情勢の安定という状況がある。同時期、大文字一揆は盟主たる仁科盛輝が幕府御料所となった春近領の代官に任命され、そのもとで一揆の面々が幕府より所領の安堵を受けている⁵⁷⁾。以上の事例から、幕府料国下の信濃は、小笠原氏の守護支配が停止され、料国代官のもとで国人層の地域支配が保障されていたと考えられている。

その後、応永二二年一二月に小笠原長秀に信濃国春近領及び住吉荘が返付されると（『信』⑦五〇六頁）、大文字一揆はその決定の撤回を求める注進状を幕府に提出している。それが、前述した香坂宗継の子息刑部少輔の名が見える次の史料⁵⁸⁾である。

史料 8 大文字一揆連署注進状写（丸山清俊資料「古文書集 十四」⁵⁹⁾、『信』⑦五〇六頁者）※傍線筆者

一、大塔物語原本を愚老諏方下官大祝より持来る所、万金に而上木、然処誤写又注進状等者、記載無之諏方本者文正元年堯深法師自筆本也、載当応永六年注進状コレハ上田板二漏タリ

文字本書ノマ、ナリ

大文字一揆注進状

畏言上仕候、抑当国之住吉庄・春近之事、

小笠原修理大夫正捷、御判給候、驚入存候、彼役之事者、就守護職事候、先年彼仁、当国被仰付守護職之時、不用代々支証而、彼役之外、⁽⁴⁷⁾全地頭没倒之間、国忿劇罷成候、非守護御沙汰而、彼役被仰付小笠原候者、国乱不可断絶候、隨而、当御代之始、仁科弾正少弼盛輝、安曇・筑摩兩郡為御料所ノ御代官、下国仕候処、小笠原被成下治罰御教書候間、大文字一揆輩、為御方致合戦候、既根津越後入道、同一族教輩、討死仕候、加之、一揆輩、依代々忠節、御判並春近所々、知行于今無相違之処、小笠原修理大夫、掠本領申候條、自由之至候歟、永被止小笠原春近・住吉庄訴訟者、一揆輩、弥可致忠節候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

応永六年三月

香坂刑部少輔入道沙弥徳本

窪寺民部少輔

三村民部少輔

西牧宮内少輔時兼

栗田沙弥覚秀

榊津宮内少輔入道沙弥得見

春日伊豆入道沙弥大椿

西牧刑部左衛門尉

原修理亮宗貞

落合对馬守氏幸

宮高豊後守氏家

進上 飯尾美濃入道殿

此状原本二有之上田板二漏レ候也、外一通ハ上田板有之哉ト存候

この史料からは、幕府料国下の時期においても依然として、香坂氏を始めとする大文字一揆と小笠原氏との対立が在地で展開していることがうかがえる。特に傍線部からは、それが合戦に及ぶ状況となっていたことがわかる。史料からは明確にならないが、この注進状の提出の結果、小笠原長秀への春近領の返付は撤回

されたと考えられる。

ところで、史料8については、年号部分の記載に関わって、書誌的な問題点が残されている。以下、本節ではこの問題について述べておきたい。この文書は明治初期に県の庶務課史誌編輯掛の職に従事した小県郡滋野村（現東御市）出身の郷土史家・丸山清俊が謄写収集した信濃に関する史料・典籍類で構成される史料群に含まれる⁽⁴⁸⁾。丸山が収集した史料は昭和初期に栗岩英治によって調査の手が入り、栗岩は昭和七年（一九三二年）に『滋野村丸山家信濃史料解題』を出版している。昭和三年には清俊の孫・丸山高が県立長野図書館に寄贈して「丸山文庫」の名で公開された。その後、平成一九年（二〇〇七年）に県立歴史館に移管され、現在は「丸山清俊資料」の名で公開されて現在に至っている。

史料8を最初に紹介したのは、昭和一〇年の堀内千万蔵の論稿である。堀内は、栗岩英治のもとで丸山家の史料を閲覧した際に本文書を見出した。そして、佐久郡布施村（現佐久市）の郷土史家である土屋直右衛門によって写されたものと指摘している。土屋直右衛門は明治九年（一八七六年）から一五年にわたり『長野県町村誌』が編纂された際に、南佐久・北佐久・小県郡内一〇〇余箇村の村誌をまとめることを委嘱された人物である。堀内は本文書を紹介するにあたり、内容的にみて年次である「応永六年」は「廿」が脱落したものであると指摘し、「応永（廿）六年三月」と翻刻している。

同じく堀内が編纂を担った『安筑史料叢書第一輯』（一九三七年）にも「小県滋野丸山文庫本」という出典で掲載され、年号部分の翻刻も継承されている。しかし、その後に刊行された『諏訪史料叢書 卷二九』（一九三九年）は本文書の出典を「信濃所載」の「丸山文庫本」とし、「応永廿六年三月」と翻刻している。さらに堀内千万蔵も昭和一九年の論稿で「応永廿六年三月」と翻刻している⁽⁴⁹⁾。

そして、昭和三十一年に刊行された『信濃史料第七卷』の段階では、「応永六年」の脇に「廿六」と記した上で、その横に年代比定の考証成果である「（廿三カ）」という傍注を付している。また、出典を「丸山文庫文書〇小県郡滋野村丸山作楽氏所蔵」としている。丸山作楽は丸山清俊の子孫にあたる⁽⁵⁰⁾。以降、本文書が利

表 大文字一揆注進状写の年号部分の翻刻一覧表

No.	年号部分の翻刻	出典表記	掲載文献	発行年
1	応永(廿)六年三月	丸山文庫本	葵堂聾人「貴重なる一史料の発見 大塔物語補遺」(『信濃』(第一次)四卷五号)	一九三五年
2	応永(廿)六年三月	小泉滋野 丸山文庫本	『安筑史料叢書 第一輯』(高美書店)	一九三七年
3	応永廿六年三月	信濃所載、丸山文庫本	諏訪教育会編『諏訪史料叢書 卷二九』(諏訪教育会)	一九三九年
4	応永廿六年三月	―	堀内葵堂「捧庄と春近領との再管見」(『信濃』第二次三二卷)	一九四四年
5	(廿三カ) 廿六 三月 応永六年	丸山文庫文書 ○小泉郡滋野村 丸山作楽氏所蔵	『信濃史料』第七卷	一九五六年
6	(廿三カ) 三月 応永六年	丸山文庫文書	南安曇郡誌改訂編纂会『南安曇郡誌 第二巻 上』	一九六八年
7	廿六 三月 (二二三)	丸山作楽氏所蔵文書	小穴芳美「信州安曇郡成相本村の成立」(『信濃』二七巻七号)	一九七五年
8	(廿三旦) 三月 応永六年	丸山文庫文書	更級埴科地方誌刊行会『更級埴科地方誌 第2巻 (原始・古代・中世編)』	一九七八年
9	(廿三カ) 三月 応永六年	信濃史料所収丸山文庫文書	三郷村誌編纂会『三郷村誌一(小倉・温・明盛村)』(三郷村教育委員会)	一九八〇年
10	(廿三カ) 三月 廿六 三月 応永六年	丸山文庫文書 ○小泉郡滋野村 丸山作楽氏所蔵	大田市史編纂委員会『大田市史 第二巻(原始・古代・中世)資料編』(大田市)	一九八五年
11	廿六 三月 応永六年	丸山作楽氏所蔵文書	松川村誌編纂委員会『松川村誌 歴史編』(松川村誌刊行会)	一九八八年

用される場合は『信濃史料』の翻刻に依拠してきた。

このように、当初に堀内が史料紹介をした段階では、文書に記された年号は「応永六年」であり、そこに疑義を呈する形で「廿」という文字を挿入にして翻刻していたものが、その後、徐々にともとも「応永廿六年」と記されているかのような翻刻となっていた。さらに、戦後の『信濃史料』の段階では、「応永六年」という年号の脇にもとから「廿六」という数字が記載される翻刻となっている(表参照)。

さて、あらためて当該文書を館蔵の「丸山清俊資料」にあたつたところ、部分的なものも含めて複数の写しを確認できたが、管見の限り「応永六年」とするものしか見出すことができなかった⁶⁶。そのなかでも前後の注記などを含めて最も完全な形で書写しているとみられるのが、史料8として掲出した「古文書集十四」掲載のものである。「古文書集」は『皇国地誌』編さんの過程で丸山が収集した古文書の写しや、各郡から提出された古文書の写しなどを綴っている。史料8は、「若田宿本陣土屋家文書」として伝わった土屋直右衛門のアーカイブズの筆跡等

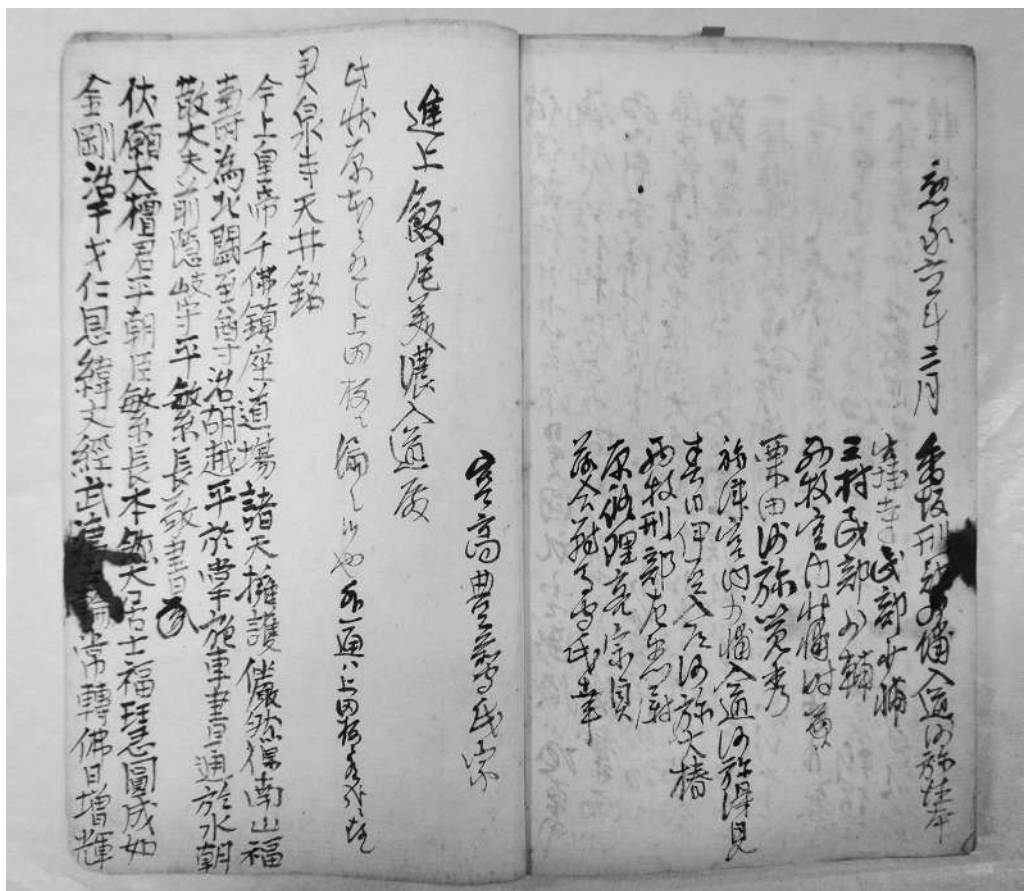


図 大文字一揆連署注進状写（丸山清俊資料「古文書集 十四」所収、長野県立歴史館蔵）

と比較して判断するに、堀内千万蔵が指摘するように土屋直右衛門が写して丸山に提出したものと考えられる。堀内が最初に紹介した大文字一揆注進状も、この「古文書集」所収のものであった可能性が高いと考える。

一方、『信濃史料』が「丸山文庫文書 ○小県郡滋野村 丸山作樂氏所蔵」として採録した写しは、年号部分の翻刻の相違や、出典の表記から判断すれば、史料

8とは別の写しとして丸山家に伝来していたものであったことになるが、現状ではその行方が明らかにならない。

以上、大文字一揆注進状写についての現段階までに筆者が把握し得た書誌学的问题として提示したが、この問題点については、引き続きの調査を期したい。ただし、文書の年代については、小笠原長秀が住吉・春近を返付された応永二二年

一二月の直後となる応永二三年に比定する先学の考証は妥当であると考える。

3 都鄙関係の展開と大文字一揆

その後、室町幕府と鎌倉公方との対立が深刻化したことで、幕府が信濃を国堺として重要視するようになる。小笠原氏を軍事指揮権者として復権させる^⑥。そして、応永三二年には小笠原政康（長秀の弟）が守護に任命されたことで、信濃の幕府料国化は終わりを迎える。ただし、幕府は守護小笠原氏を信濃統治の基軸に据える一方で、村上氏や高梨氏といった有力国人たちを幕府に直結させる回路を開いていた。大文字一揆もまた、永享二年の段階で守護小笠原氏とは別個に幕府より直接に軍事動員の命令を受けていたことが知られる（『信』⑧二八頁）。幕府は有力国人と守護小笠原氏の対立という地域矛盾を踏まえた上で、東国との「国堺」たる信濃を掌握しようとしたのである。しかし、それにより、信濃では再び守護小笠原氏と北信濃の国人層との対立が生じることとなる。村上氏や海野氏、さらには大文字一揆構成員の称津氏などは鎌倉公方と結びつくことで小笠原氏に對抗したが、永享九年に小笠原氏に屈服することとなる。ただし、諸系図によれば、小笠原政康は春日氏の女性を娶ったとされ、その女性との間に嫡子宗康を儲けている^⑦。仁科氏もまた小笠原氏と婚姻を結んだとされる。福田豊彦によれば、このような小笠原氏による軍事的な圧力と婚姻という「硬軟」両様の方途によって、大文字一揆は永享年間中には解体されたとする^⑧。ただし、大文字一揆の盟主とされる仁科氏の仁科持盛は永享九年に弾正少弼に任官している（『薩戒記』永享九年五月八日条〔『信』未収〕）。高梨氏も同じ時期に刑部少輔に任官している徴証がある。鎌倉公方との対立が深刻化し、その影響を受けて最有力国人の村上氏による反乱が起こるといふ状況にあって、幕府が栄典の授与などを通じて、守護小笠原氏とともに、高梨氏や仁科氏ら有力国人も直接的に把握しようとしている様子^⑨がうかがえるのである。

その後、永享の乱（永享一〇年九月）における幕府方の勝利によって足利持氏は自害し、鎌倉府は解体される。この時も小笠原政康は幕府方の軍事力として重

要な役割を果たしている。永享一二年、関東で持氏遺児を擁した結城氏朝が反乱を起こすと、政康は結城城攻めに出陣している。政康が率いた信濃国人を三〇番に編成して陣中警護にあたらせた際の番帳が前述した「笠系大成附録」永享一二年七月日結城合戦陣番帳写（『信』⑧一三七頁）である。北信濃の有力国人や大文字一揆の面々など、それまで守護に対して自立的姿勢を示した国人たちが守護小笠原氏のもとで関東に出陣したことを表すこの史料は、幕府権力を背景とした小笠原氏による一國規模での「分国支配の成立」を示すとされる^⑩。前述したように、この番帳の一二番に香坂氏の名がみえ、香坂氏もまた他の反守護的立場を取ってきた国人領主たちと同様に、守護小笠原氏の軍事指揮下に入っていることがうかがえる。

四 戦国初期

1 戦国移行期の香坂氏

嘉吉元年（一四四一年）、將軍足利義教が播磨守護赤松満祐に殺害される（嘉吉の乱）。その後、子息義勝が八歳で將軍となるも半年で夭折し、足利義政が九歳でその地位を継承する。以降は管領政治が行われるが、権力を拡大させた細川・畠山両管領家の対立・抗争が展開する。將軍横死による幕府権威の低下や、その後の中央政治の混乱は結果として地方勢力の自立化をすすめることとなった。

信濃においては、嘉吉二年に守護小笠原政康が没すると、その跡をめぐって伊那を本拠とする嫡子宗康と、府中を本拠とする甥持長との間に対立が生じる。文安三年（一四四六年）、両者は水内郡漆田原（現長野市）で武力衝突に及び、宗康が敗死した。なお、このとき春日氏は前述した姻戚関係から宗康方として参戦したという（『豊前豊津小笠原家譜』、『信』⑧二〇頁）。結果、小笠原家は伊那家と府中家に分裂し、さらにその後、伊那家は鈴岡家と松尾家に分裂する。このことにより、小笠原氏は守護として機能を十分に果たすことができなくなる。

享徳三年（一四五四年）に享徳の乱が勃発し、関東で古河公方足利成氏方と上

杉方(幕府)との抗争が展開すると、北信濃は大きな影響を受ける。その要因が越後守護上杉房定による北信濃への介入であった。山内上杉氏の有力者である房定は幕府方の主力として関東へ出兵したが、その一方で、小笠原氏による守護支配が後退した北信濃への介入を進めた。高井郡の有力国人・高梨政高は村上政清と共に足利成氏に通じて上杉房定に対抗した。寛正四年(一四六三年)には、高梨政高は高井郡に侵攻した上杉一門の右馬頭を高橋(現中野市)で討つことに成功している(『信』⑧四六六頁)。このことにより、幕府は寛正六年に信濃守護小笠原家長(伊那家、光康の子息)に対して、越後守護の上杉房定と談じて高梨・村上を討伐するよう命じている(『信』⑧六二五頁)。この幕府の命令により香坂氏を含めた周辺領主が両一族を一齐に攻撃していることが明らかにされている。²⁰⁾

『諏訪御符礼之古書』によれば、文正元年(一四六六年)にそれまで高梨氏の支配下にあった水内郡和田郷(現長野市)について、「香坂初而知行、代官小田切下総守貞遠」とあり、この年、香坂氏が初めて和田郷を知行し、その代官として小田切下総守貞遠が諏訪上社花会頭役を負担していることがわかる(『信』⑧五四八頁)。また、ここから、香坂氏が小田切氏の人物を被官としていたことがうかがえる。その後も和田郷は文明二年(一四七〇年)に大岡伯耆守滋野盛泰なる人物が知行していることが確認される(『信』⑨五一頁)。この人物の名字の地とみられる更級郡大岡郷(現長野市大岡・旧大岡村)の天宗寺は香坂氏菩提寺の興禪寺と同じく香坂宗清が創建したものと伝わる。このことの真偽は明らかにしえないが、大岡郷が香坂氏の支配下にあったことをうかがわせる。大岡伯耆守滋野盛泰の詳細は不明だが、滋野姓を名乗っていることから、香坂氏の同族で大岡郷を名字として名乗った人物であった可能性が高い。高梨氏の寄子となっていた水内郡富武郷(現長野市富竹)も文正二年(応仁元、一四六七年)には小田切安芸守高遠の知行となっている(『信』⑧五七九頁)。これらのうごきは、井原今朝男が指摘するように、幕府による高梨・村上討伐令を受け、香坂氏と小田切氏が高梨氏の所領を奪取したことを意味する。²¹⁾ただし、文明六年までには和田郷は再び高梨氏の知行が確認できるため、高梨氏が香坂氏から奪還したことがわかる(『信』⑨

一一五頁)。

また、文正元年には前述した香坂氏の和田郷代官としてみえる小田切貞遠と同族とみられる小田切安芸守高遠なる人物が、窪寺郷において「始」めて諏訪上社の頭役を割り当てられている(『信』⑧五四八頁)。窪寺郷は長祿二年(一四五八年)・寛正四年の段階では窪寺備前守貞光の知行が確認できるが、それが文正元年までに小田切氏の支配下となっていることがわかる。その後、応仁元年、文明六年にも同郷は小田切高遠の知行が確認できる(『信』⑨三一頁・一一五頁)。さらに、文明一〇年、一四年、一八年と継続して子息と見られる小田切安芸守清遠による知行が確認できる(『信』⑨二八〇頁、二五一頁、三三七頁)。これも、小田切氏が窪寺氏の所領を奪取したことを意味するのだろう。以降、窪寺氏は活動が追えなくなる。小田切安芸守清遠は文明九年以降、小市郷にも進出し(『信』⑨二〇五頁)、同郷を知行していた徳長氏なる一族を被官化している(『信』⑨二一五頁)²²⁾。

以上の経過から、室町期段階では北信濃の国人連合を形成する関係にあった香坂氏・小田切氏と高梨・村上氏が文正年間の争乱を契機として、対立関係に及んでいることがわかる。さらに、小田切氏による窪寺郷の奪取という事態に象徴されるように、かつての大文字一揆の構成員であった滋野氏一門同士が抗争に及んでいることが明らかとなる。

他方で、この時期までに香坂氏は府中小笠原家との関係を構築している。文明一三年四月、府中の小笠原長朝が山家光家と抗争に及び、諏訪政満が山家氏を支援するために出陣した際、香坂氏は仁科氏とともに小笠原方に同心している(『信』⑨二六一頁)。延徳元年(一四八九年)八月、小笠原長朝が対立する鈴岡家の小笠原政秀に攻められると、香坂氏が長朝への合力のために筑摩郡府中へと出陣している(『諏訪御符礼之古書』、『信』⑨四八一頁)。しかし、長朝は政秀に敗れたとみられ、鈴岡小笠原家が一時的に府中を占領する。『溝口家記』によれば、小笠原長朝は家伝文書等を持ち牧之島の香坂氏を頼ったという。なお、「守矢満実書留」によれば、文明一三年一〇月一〇日、香坂美濃守諏宗なる人物が諏訪上社に参詣しているが、諏宗の母の肥那という女性は祢津氏(祢津光直か)の娘であり、神

長官守矢満実といふこの関係にあつたといふ〔信〕⑨(二六八頁)。室町期段階では対立関係にあつた守護家の小笠原氏との関係を構築する一方で、かつての大文字一揆構成員のうち、仁科氏や祢津氏との関係は維持されていることがうかがえる。

はじめに述べたように、嘉吉の乱後の上意の弱体化と守護小笠原氏の分裂、享徳の乱による地域の不安定化は、北信濃の国人同士が内包していた所領の競合関係を表出させた。結果、一五世紀後半以降、かつて結合関係にあつた国人同士による地域紛争が恒常化する。南北朝期以来の「南信濃の守護小笠原氏対北信濃の有力国人連合」という信濃の地域構造は崩壊し、戦国期へと移行していくこととなる。そのなかで室町期の国人領主たちは戦国期的な領域権力(「国衆」)へと変質していくのである。⁽⁷⁾更級郡香坂氏は北信濃の国人連合を構成する一族の当該時期における動向として、典型的な一事例と理解することができる。香坂氏の「領」の具体的な範囲を示す史料はないが、前述したような周辺領主との抗争を経て牧之島を中心とした「領」を形成していったことが想定される。

その後の香坂氏の動向についても極めて断片的ではあるが追うことができる。永正年間に入ると、北信濃は守護代長尾為景による権力掌握をめぐって起こった越後永正の乱の影響を受け、高梨・市河・泉・井上・海野・島津・栗田ら北信濃の国人層が争乱に関与することとなる。越後の争乱自体は永正一一年(一五二四)をもって終息するが、乱を契機として、高井郡の高梨氏と周辺国人層との対立・抗争が継続する。永正年間とされる「上杉家文書」七月二七日島津貞忠書状(「信」⑩(三六七頁))によれば、「村上・香坂領中」とされる小島田郷(現長野市小島田)において高梨氏に敵対する中野氏の牢人衆が集う状況となつたという。具体的な状況や関係性は不明だが、香坂氏もまた村上氏と結ぶ形で、この争乱に関与していたことがうかがえる。

次に香坂氏の活動がみえるのが、武田氏の北信濃侵攻の際である。天文二二年(一五五三)四月、武田晴信が埴科郡葛尾城を攻め、城主の村上義清が没落すると、香坂氏は武田氏に出仕している(高白斎記、『信』⑪(五五六頁))。弘治二年(一五五六)

五月には、香坂筑前守なる人物が更級郡英多荘内の八郎丸郷内の地などを宛て行われており。武田氏に従属したことは明らかである(「高野文書」『信』⑫(九九頁))。

従属後の香坂氏は武田氏が更級・埴科・水内郡への侵攻をすすめるにあたり、領主層と武田氏との仲介役を果たしていたことが明らかにされている(「西条文書」『信』⑬(一九九頁))。そして、永禄二年(一五五九年)頃までに武田家臣の春日虎綱が海津入城と連動して香坂氏のもとへ養子に入り、その名跡を継承して香坂弾正と称している。一連の背景には川中島地域における香坂氏の政治的・軍事的地位の高さが想定されているが、それは南北朝・室町期における有力国人としての香坂氏の地位の延長線上に位置づくものである。

おわりに

南北朝・室町期の信濃国の地域構造を、北信濃の国人領主連合と南信濃の守護小笠原氏の対立という枠組みでとらえ、その解体による戦国状況の現出と国人層の国衆化という流れで理解した上で、鎌倉～戦国初期における更級郡香坂氏の動向について、派生する論点とともに検討を加えた。各章で述べたことをまとめると以下ようになる。

一章では、鎌倉期から中先代の乱までの動向を検討した。①鎌倉期の香坂氏は本領である久郡香坂村を領有しながら、更級郡にも進出していた可能性が高いこと、②鎌倉末期の香坂氏は北条氏に近い存在となっており、幕府滅亡とともに香坂村を失った可能性があること、それゆえ、中先代の乱の際には香坂氏は北条氏方に与したことを指摘した。

二章では、南北朝期の動向を検討した。香坂氏は南北朝期を通じて、①北条氏与党人↓直義党↓南朝方という政治的立場を取り、仁科氏や他の滋野氏一門とともに守護小笠原氏に対抗したことを確認した上で、②その背景には小笠原氏の更級郡への進出が想定されること、③尊氏死後の直義党武士の復権と南朝勢力の衰勢により、香坂氏は康応年間までに幕府(北朝)に降つたこと、を指摘した。

三章では、室町期から戦国初期の香坂氏の動向を検討した。①大文字一揆の結

びつきが、南北朝以来の直義党武士・滋野氏一門の結合関係を背景とするものであったことを確認した上で、②香坂氏はその大文字一揆構成員の滋野氏一門のなかでも突出した勢力を有する存在であったこと、併せて、③応永二三年に比定される大文字一揆進状写の書誌学的な問題点を指摘した。

四章では室町・戦国移行期の香坂氏の動向を検討した。享徳の乱の影響を受け、北信濃において争乱が勃発するなかで、香坂氏がかつては結合関係にあった国人領主と所領をめぐる対立関係に及んでいる状況を概観し、戦国期への移行を見通した。

先学の成果に屋上屋を架すことに終始してしまつた感は否めないが、南北朝・戦国初期における北信濃の有力個人領主の動向の一事例として提示した次第である。今後の課題としては、同様の観点から他の氏族について、史料の悉皆収集にもとづく動向の解明を引き続きすすめるということが挙げられるが、ここではもう一点、中世を通じた滋野氏一門の活動の広がりや展開の解明という課題を挙げておきたい。本稿では、香坂氏の動向について検討を加えたが、他の滋野氏一門との結びつきの強さがあらためて浮き彫りになった。他方で、本稿でもたびたび言及したが、滋野姓を称している人物の活動徴証で、その位置づけが十分に検討されていない事例は多い。滋野姓を称する人物の活動徴証の悉皆収集とその総体的把握を通じて、中世を通じた滋野氏一門の結びつきについて再検討する必要性がある。いずれも今後の課題として提示して閣筆する。

注

- 1 以下の理解については、さしあたり、拙稿「室町幕府による信濃国支配の展開と崩壊」(『武田氏研究』六八号、二〇二三年)を参照。
- 2 信濃における国衆の形成については、拙稿「信濃高梨氏の「国衆」化」(『戦国時代の大名と国衆 支配・従属・自立のメカニズム』戎光祥出版、二〇一八年)などを参照。
- 3 このような問題意識から当該時期における信濃国人の政治的動向を検討した拙稿

として、以下のものがある。注2拙稿、「室町・戦国初期の須田氏について」(『信濃』六九巻二二号、二〇一七年)、「室町・戦国期における信濃知久氏についての基礎的考察」(『十六世紀史論叢』二二号、二〇一九年)、「室町・戦国初期における信濃井上氏についての基礎的考察」(『十六世紀史論叢』一五号、二〇二一年)など。

4 信濃教育会『建武中興を中心としたる信濃勤王史攷』(一九三九年)、市村威人「香坂高宗」(『大河原城址及び香坂高宗の墓』「建武中興史傳」(『市村威人全集 第三巻』下伊那教育会、一九八〇年)、同「伊那史概要」(『市村威人全集 第六巻』下伊那教育会、一九八〇年)、同「永享の高坂文書」(『信濃』(第二次)三三三号、一九四二年)など。

5 下伊那教育会編『下伊那史 第六巻 室町時代』(下伊那誌編纂会、一九七〇年)、信州新町史編さん委員会編『信州新町史上巻』(長野県上水内郡信州新町、一九七九年)、下平加賀雄「高坂文書に対する考察」(『伊那』四三三三三三、一九六四年)、今牧久「近世初期「所の代官」の動向―信州伊那郡香坂家を中心として―」(『信濃』二二二巻二二号、一九六九年、二三巻二二号、一九七一年)、木内勝「香坂氏略記」(『佐久』一五郷、一九九五年)、同「北信に移住した春日氏・望月氏」(『佐久』四六号、二〇〇五年)、香坂昌道「香坂家私史」(私家版、二〇一八年)、吉澤博「信濃高坂家・香坂家歴史調査記録」(私家版、二〇一八年)、同「信濃高坂家・香坂家歴史調査記録 第二巻」(私家版、二〇一九年)、武田武「佐久から犀川更級山中に移住 牧野島を舞台に 香坂氏の興亡 それに関わった武将たち」(ユニオンプレス、二〇二一年)など。

6 平山優「戦国大名武田氏の領国支配機構の形成と展開―川中島四郡支配を事例として」(『山梨県史研究』二二号、一九九四年)、同「戦国大名武田氏の海洋津領支配について―城代春日虎綱の動向を中心に―」(『甲斐路』八〇号、一九九四年)、同「春日虎綱」(柴辻俊六編『新編 武田信玄のすべて』新人物往来社、二〇〇八年)、柴辻俊六「戦国期信濃津城代春日虎綱の考察」(『戦国期武田氏領の地域支配』(岩田書院、二〇一三年、初出二〇〇七年)など。

7 近年では村石正行「伊奈侍従」京極生双発給文書」(『信濃』七七巻六号、二〇二五年)が伊那郡大草郷香坂家の家伝文書を紹介している。

8 以下、香坂氏の出自の概要については注5「信州新町史上巻」などを参照。

- 9 註5『信州新町史上巻』、『信州の仏教寺院第三巻』(郷土出版社、一九八六年)、『更級埴科地方誌 第二巻(原始・中世編)』(更級埴科地方誌刊行会、一九七八年)八七七頁、一一五八頁など。なお、『更級埴科地方誌 第二巻(原始・古代・中世編)』や註5武田著書は香坂氏の推定系図を載せるが、一次史料に登場する人物名と二次史料や伝承史料に登場する人物名を無批判につなぎ合わせたものとなっており、本稿では採らない。
- 10 『角川日本地名大辞典二〇長野県』(角川書店、一九九〇年)など。
- 11 当該史料の基本的性格などについては、伊藤富雄「諏訪上社中世の御頭と鎌倉幕府」(『伊藤富雄著作集 第一巻』永井出版企画、一九七八年、初出一九三七年)、湯本軍一「御家人頭役の一形態―鎌倉時代諏訪上社について―」(『信濃』二二巻一〇号、一九六九年)などを参照。
- 12 別本にあたる「矢嶋文書」所収の写しでは、「香坂郷」とする個所の「郷」の字が抜けている。「矢嶋文書」所収の写しについては、桜井松夫「諏訪上社五月会・御射山頭役注文「鎌倉幕府下知状案」の検討」(『信濃古代中世史の究明(一)』私家版、二〇一五年)、岩永紘和「大祝家文書・矢嶋家文書」(『アジア遊学二八二列島の中世地下文書』勉誠出版、二〇二三年)を参照。
- 13 桜井松夫「小笠原氏流 大井・伴野両氏について」(『信濃古代中世史の究明』私家版、二〇一五年、初出一九七九年)。
- 14 足利市史編さん委員会編『近代足利市史 第一巻』(足利氏、一九七七年)など。
- 15 さしあたり、拙稿「鎌倉幕府滅亡と海野氏―鎌倉期海野氏についての補論―」(『信濃』七六巻四号、二〇二四年)を参照。
- 16 なお、佐久郡の香坂の地にある関伽流山に残る五輪塔類を鎌倉～南北朝のものとし、香坂氏の造立によるとする見解もあるが(岩崎長思「関伽流域城址」(『長野県史 跡名勝天然記念物調査報告』二三集、長野県、一九四六年)、香坂氏との結びつきを明示するものはない。
- 17 中先代の乱については、鈴木由美(『中公新書』中先代の乱(中央公論新社、二〇二一年)を参照。
- 18 註15拙稿を参照。
- 19 醉古生「上條出土の嘉慶の宝篋印塔に就て」(『信濃』(第一次)五巻一〇号、一九三六年)。
- 20 建武年間段階で両者とも「入道」とされていることから、同一人物の可能性も否定できない。
- 21 佐久市志編纂委員会編『佐久市志 歴史編二(中世)』(佐久市、一九九三年)。
- 22 関保男「窪寺入道跡」(『長野』一八五号、一九九六年)。
- 23 長野市誌編さん委員会編『長野市誌 第九巻 旧市町村史編 旧更級郡・旧埴科郡』(長野市、二〇〇一年)。
- 24 「六条八幡宮造営注文」の翻刻や基本情報については、海老名尚・福田豊彦「田中稜氏旧蔵典籍古文書」「六条八幡宮造営注文」について」(『国立歴史民俗博物館 研究報告』四十五集、一九九二年)、石井進「中世の古文書を読む」(『慶博大学院 セミナー 新しい史料学を求めて』吉川弘文館、一九九七年)などを参照。「六条八幡宮造営注文」にみえる信濃御家人については、小林計一郎「鎌倉時代の信濃御家人」(『長野』一八五号、一九九六年)などを参照。
- 25 この点について、香坂氏が拠点としたのが大草郷であったことは注目される。大草郷は周辺に伊那春近領が展開しており、鎌倉期は北条氏の影響下に置かれた。そのうちの小井弓郷は北条氏被官の工藤氏が入部して当該地域に土着していくことになる。あるいは大草郷もまた伊那春近領に含まれていた可能性も想定できないだろうか。伊那春近領については、『伊那史歴史シンポジウム 信濃の牧・春近領・宿場』(伊那市・伊那市教育委員会、一九九九年)を参照。
- 26 長野市誌編さん委員会編『長野市誌 第二巻 歴史編 原始・古代・中世』(長野市、二〇〇〇年)など。
- 27 井出正義「春日刑部丞跡」(『長野』一八五号、一九九六年)。
- 28 北信の村上氏、東信の海野氏、中信の仁科氏、南信の知久氏についても同様の動向を想定した。拙稿「鎌倉期信濃村上氏についての基礎的考察」(『法政史学』七九号、二〇一三年)、同「鎌倉期における信濃知久氏についての覚書」(『信濃』七一巻二号、二〇一九年)、同「鎌倉時代後期における海野氏についての覚書―未検討史料の紹介を兼ねて―」(『千曲』一七八号、二〇二三年)、同「鎌倉期における仁科氏像の再検討」(『信濃』七五巻三号、二〇二三年)。
- 29 なお、元弘元年の赤坂城攻めの幕府軍の交名(光明寺殘篇)にみえる「高坂出羽

- 権守」を信濃の香坂氏とみる説があるが(注21『佐久市志 歴史編二(中世)』一八五頁)、これは武蔵国の高坂(たかさか)氏であろう。
- 30 仁科神明宮の棟札によれば永和二年から永享八年まで英多氏が権大工を世襲している(一志茂樹『美術史上より見たる仁科氏文化の研究』信濃教育会安曇部会、一九三七年)。
- 31 鈴木由美「建武三年三月の『鎌倉合戦』―東国における北条与党の乱の事例として―」(『古文書研究』七九号、二〇一五年)。
- 32 註31鈴木論文。
- 33 註5『信州新町史』三二一―三二四頁。
- 34 香坂高宗は同時代の古文書・古記録類には登場しないものの、宗良親王の歌集『李花集』にその名が見えることから、宗良を支えた人物として実在したことは間違いない。なお、信濃の大河原を去り、吉野に戻った文中三年頃より宗良親王が選集したという『新葉集』巻第十六雑歌上に滋野宗興なる人物の歌(花だにも咲きてとく散る山里に惜しまれぬ身のなほや残らむ)が一首収められている(『信』未収)。
- この人物の詳細は不明であり、海野氏の人物と考えられているが(川田順『吉野朝の悲歌 定本』養徳社、一九四五年)、「宗」の字を名乗っていることから香坂氏の可能性もあるだろう。
- 35 註5武田著書の推定系図では香坂心覚の子息の代で伊那の香坂高宗が分かれたとすることが根拠に乏しい。
- 36 「浅草文庫古文書」正平七年正月日武田文元軍忠状写(『信』⑥一二〇頁)は「富部西河原」とする。
- 37 拙稿「南北朝期の信濃村上氏―観応擾乱期を中心に―」(『信濃』六九卷二号、二〇一七年)。
- 38 「信州滋野氏三家系図」(『群書系図部集第六』)。
- 39 註5『信州新町史』など。
- 40 当該期の仁科氏については、『大町市史 第二巻 原始・古代・中世』(大町市、一九八五年)・柴辻俊六「信濃仁科氏の領主制」(『戦国期武田氏領の展開』岩田書院、二〇〇一年、初出一九九六年)などに詳しい。
- 41 以下については、拙稿「鎌倉府体制成立期における信濃小笠原氏について」(『信濃』六三卷一〇号、二〇一〇年)を参照。
- 42 戸谷一郎『法蔵寺史』(法蔵寺史刊行会、一九四八年)。
- 43 村石正行「十四世紀内乱期の守護所と善光寺周辺」(笹本正治・土本俊和編『善光寺の中世』高志書院、二〇一〇年)。
- 44 室町後期までには四宮荘に小笠原氏一門赤沢氏が進出している(『信』⑧四一三頁など)。大塔合戦において小笠原勢が同荘内の塩崎城に籠ったのはこのことによる(『大塔物語』)。
- 45 戸谷一郎『法蔵寺史』(法蔵寺史刊行会、一九四八年)など。
- 46 香坂氏居館跡とされる安養寺境内出土の宝篋印塔に北朝年号の嘉慶二年(一二三八)の銘がある(『信』⑦二七頁)。諺山老猿「発掘された香坂氏の墳墓?上條区御屋敷から」(『信濃』(第一次)四卷二一―二二号、一九三五年)などを参照。
- 47 井原今朝男『高井地方の中世史』(須坂市立博物館、二〇一一年)など。
- 48 大文字一揆については、福田豊彦「国人一揆の一側面」(『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、一九九五年、初出一九六七年)、高村隆「大塔合戦研究序説」(拙編著『シリーズ・中世関東武士の研究 第一八巻 信濃小笠原氏』戎光祥出版、二〇一六年、初出一九七八年)、久留島典子「領主の一揆と中世後期社会」(『岩波講座 日本通史 第九卷 中世三』岩波書店、一九九四年)を参照。
- 49 註48高村論文。
- 50 註48高村論文。
- 51 『新編信濃史料叢書 第二巻』所収。
- 52 古典遺産の会編『室町軍記総覧』(明治書院、一九八五年)。
- 53 『新編信濃史料叢書 第四巻』三九四頁。
- 54 福島正樹「大文字の旗」の修復と復原模造について」(『長野県立歴史館研究紀要』四号、一九九八年)。
- 55 註5木内「香坂氏略記」も「このとき香坂氏は一族だけで十二番を当てられているので、相当な兵力を持って参陣していたと思われる。」とする。
- 56 現飯山市の水内郡白山神社本殿に応永三二年八月二日付けの願主の藤原経吉による創建棟札が伝わるが、同じく応永三二年八月の年紀をもつ本殿向拝化粧裏板には、「白山妙理 滋野之宗厚 生年四二才応永三二年八月」と見え、同社の創建に

- 滋野宗厚なる人物が関与していることが明らかとなる（『信』⑦五七四頁、重要文化財小菅神社奥社本殿修理委員会編『重要文化財小菅神社奥社本殿修理工事報告書』一九六八年、長野県編『長野県史 美術建築資料編二（建築）解説』長野県史刊行会、一九九〇年、飯山市誌編纂委員会編『飯山市誌 歴史編上』飯山市、一九九三年）。
- この人物が滋野氏一門のいかなる系統に位置づくかは不明であるが、下高井地域に進出していた小田切氏、もしくは「宗」の字を名乗ることから香坂氏、という二つの可能性を指摘しておきたい。当該の神社が所在する桑名川の地は飯山・中野・越後方面へ通じるために関所が設けられており、このような奥信濃における交通の要地に滋野氏が進出していたことを示す事例として重要である。
- 57 拙稿「信濃春近領をめぐる室町幕府・守護・国人」（『日本史研究』七二二号、二〇二一年）。
- 58 この史料については、さしあたり註57拙稿を参照。
- 59 請求番号【二〇八―二一四】。
- 60 丸山文庫については、『長野県立歴史館収蔵文書目録一六丸山清俊資料（0―6）』（長野県立歴史館、二〇一七年）を参照。
- 61 葵堂龔人（堀内千万蔵）「貴重なる一史料の発見 大塔物語補遺」（『信濃』（第一次）四巻五号、一九三五年）。
- 62 望月町誌編纂委員会編『望月町誌 第五巻（近現代編）』（望月町、一九九九年）。
- 63 堀内葵堂（堀内千万蔵）「捧庄と春近領との再管見」（『信濃』第二次三二巻、一九四四年）。
- 64 丸山作楽氏は昭和五四年に七〇歳で没している（丸山家墓碑銘（東御市滋野乙所在）より）。なお、平成六年段階の東京大学史料編纂所の調査では「国書総目録」に「丸山文庫」（丸山作楽氏旧蔵史料）と記されているものの多くは流失してしまっていることが明らかにされている（『東京大学史料編纂所報』二九号、一九九三年）。
- 65 管見の限り、当該文書の全体又は一部の写しを収めた館蔵史料としては以下のものがある。丸山文庫文書「北信濃史料写」【二〇―一】、同「佐久郡雑史料写」【二二―一五七】、芦田宿本陣土屋家文書「正臣雑録五十六 信濃国姓氏部」【一一―F一九二】、同「正臣雑録六十一 信濃国姓氏部」【一一―F一六六】、同「正臣雑録五十八 信濃国姓氏部」【一一―F一六七】。
- 66 以下については、註1拙稿を参照。
- 67 『尊卑分脈』など（『信』⑧二二三頁）。
- 68 註48福田論文。
- 69 湯本軍一「守護小笠原氏の分国支配」（拙編著『信濃小笠原氏』戎光祥出版、二〇一六年、初出一九七二年）。
- 70 註26『長野市誌 第二巻 歴史編 原始・古代・中世』。
- 71 渡辺市太郎編『信濃宝鑑上』（歴史図書社、一九七四年）。
- 72 註26『長野市誌 第二巻 歴史編 原始・古代・中世』。
- 73 代官は徳長掃部助遠繩と名乗っており、小田切氏からの一字拝領が想定される。この人物は文明一〇年・一四年・一八年の窪寺郷の代官もつとめている。
- 74 戦国期の国衆成立については、さしあたり註2拙稿、平山優・花岡康隆編『戦国武将列伝4 甲信編』（戎光祥出版、二〇二四年）などを参照。
- 75 永禄三年六月にも香坂筑前守が更級郡横田の地を武田家より宛て行われている（『高野文書』『信』⑫三〇一頁）。
- 76 以下については、註6平山「戦国大名武田氏の海津領支配について」を参照。

『長野県史』掲載の「伝入山峠出土」の子持勾玉について —「伝入山峠出土」の子持勾玉は存在しなかった—

櫻井 秀雄

はじめに

筆者は、長野県内出土の子持勾玉の集成作業を進めており、『長野県立歴史館 研究紀要』の三〇号・三一号においてその成果をまとめ、四二点という点数であることを提示した^①。

そのなかには、北佐久郡軽井沢町と群馬県安中市の県境に所在する入山峠から出土したとされる子持勾玉がある（以下、「伝入山峠出土品」と表記する）。筆者は、集成作業とともにこの子持勾玉の所在について調査してきた。その調査結果を本稿で報告したい。

一 所在調査を始める

入山峠から出土したとされる子持勾玉については、昭和六三年（一九八八年）に刊行された『長野県史 考古資料編 全一卷（四） 遺構・遺物』（以下、『長野県史』と略称）の中の「古墳時代の信仰と葬制」章の「滑石製模造品」項に写真（九二・九三頁）と岩崎卓也氏（長野県佐久市出身・当時は筑波大学教授）による解説文（八八六・八八七頁）がある。ここでは子持勾玉について以下の記述がなされている。

福岡県沖ノ島遺跡や大阪府カトンボ山古墳などの例は、多量の祭祀遺物や滑石製模造品とともに出土した子持勾玉の例だが、県内の諸例を含めてほとんどの場合単独で出土する。また、群馬県三ツ寺・原之城遺跡のような豪族

居館址や、栃木県宮内二五号古墳のように古墳の周溝内から単独出土する例は、この遺物の性格が単純にきめがたいことを教えている。

ところで県内では、一四遺跡一七例の出土が知られているが、ほかに玉依比売神社に所蔵されている九点の子持勾玉があるから、北信地方にやや多いといえるかもしれない。現在群馬県立博物館所蔵となっている山崎義雄採集の子持勾玉は、入山峠出土と伝えられるものであるが、さだかではない。
（横線は筆者による）
参考資料として提示しておく。

二 調査の経過

「伝入山峠出土品」は、『長野県史』で初めて紹介されたもので、それ以前の『信濃史料 第一巻』（昭和三年（一九五六年）刊行）や国立歴史民俗博物館研究報告第七集「共同研究「古代の祭祀と信仰附篇 祭祀遺物出土地名表」」（昭和六〇年（一九八五年）刊行）等の集成ではみられない子持勾玉であった。

『長野県史』刊行後は、当然ながら「伝入山峠出土品」も長野県内出土の子持勾玉としてとりあげられることとなり、筆者も、平成四年（一九九二年）に埼玉県で開催された「第二回東日本埋蔵文化財研究会 古墳時代の祭祀—祭祀関係の遺跡と遺物—」で長野県のうち東北信の事例集行を行ったが、その際にも『長野県史』に基づき、「伝入山峠」の子持勾玉も紹介した^②。また、平成一七年（二〇〇五年）の第五四回埋蔵文化財研究集会「古墳時代の滑石製品—その生産と消費—」資料集でも同様に紹介している^③。

入山峠には神坂峠、雨境峠とともに全国でも三か所しかない古墳時代の峠祭祀

が行ったことが知られる遺跡があり、入山峠祭祀遺跡と呼称されている。筆者は以前より峠祭祀の遺跡として、入山峠祭祀遺跡について関心を持ってきたが、令和元年(二〇一九年)から入山峠祭祀遺跡の研究に着手し、研究を進めて行く中で、この「伝入山峠の子持勾玉」を実見したいと考えるようになり、その所在を調べることになった。⁴

『長野県史』で所蔵先とされている「群馬県立博物館」は昭和三二年(一九五七年)三月一二日に富岡市に開館しているが、昭和五四年(一九七九年)一〇月一二日に閉館している。そして、同日に高崎市に群馬県立歴史博物館が開館した。その後、昭和五七年(一九八二年)七月一六日に、旧群馬県立博物館を改修し、群馬県立自然科学資料館が開館した。この資料館は、平成八年(一九九六年)三月三十一日に廃止され、翌四月一日には群馬県立自然史博物館が発足し、同年一月二二日には富岡市に開館するに至っている。⁵

このように『長野県史』が刊行された昭和六三年(一九八八年)の段階では、「群馬県立博物館」はすでに閉館されているため、「群馬県立歴史博物館」のことであろうと推察した。

そこでまず、群馬県立歴史博物館に寄贈されている入山峠で採集された山崎義男氏資料の資料調査を行うとともに、この子持勾玉の所在を問い合わせたが、群馬県立歴史博物館にはないとの回答であった。⁶

そこで、令和五年(二〇二三年)から長野県内の子持勾玉の集成作業を開始した際に、群馬県立自然史博物館にも照会をしたが、こちらでも所蔵はしていないとの回答であった。

ここに至り、所在調査は行き詰まることとなった。⁷ 次には、群馬県内の市町村の教育委員会や博物館に移管などで所蔵されているのかもしれないと考え、群馬県内の文化財担当の方に何かご存じのことはないかと尋ね回ったが、なかなか所在の情報は得られなかった。

そのような中の令和七年(二〇二五年)三月、かみつけの里博物館(高崎市)の学芸員である清水豊氏から、「三ツ寺I遺跡から出土した子持勾玉と同一のもの

なのではないか」とのご教示を受けた。清水氏は令和七年(二〇二四年)にかみつけの里博物館の第三二回特別展「子持勾玉 群馬県内出土品を集めてわかったこと」を担当された方であった。⁸

三ツ寺I遺跡は、群馬県高崎市(旧群馬郡群馬町)に所在し、上越新幹線建設に伴う発掘調査が昭和五六年(一九八一年)から群馬県埋蔵文化財調査事業団により行われ、全国で初めてとなる五世紀後半の豪族居館が発見されたことで注目を集めた遺跡である。⁹ 子持勾玉は計三点が出土したが、このうちの二点は欠損した破片資料であり、二号石敷から出土したもの(以下、「三ツ寺I遺跡出土品」と表記する)が今回の対象となる。

清水氏からは、「三ツ寺I遺跡出土品」と「伝入山峠出土品」の写真を見比べると、傷や欠損部分がよく似ていること、山崎義男論文「上信国境「入山峠」祭祀遺跡に就いて(附官道「東山道」碓氷峠の検討)」にも子持勾玉の記述はないことから入山峠で出土したのではなく、三ツ寺I遺跡の出土品と同一個体ではないかというご教示をいただいた。¹⁰

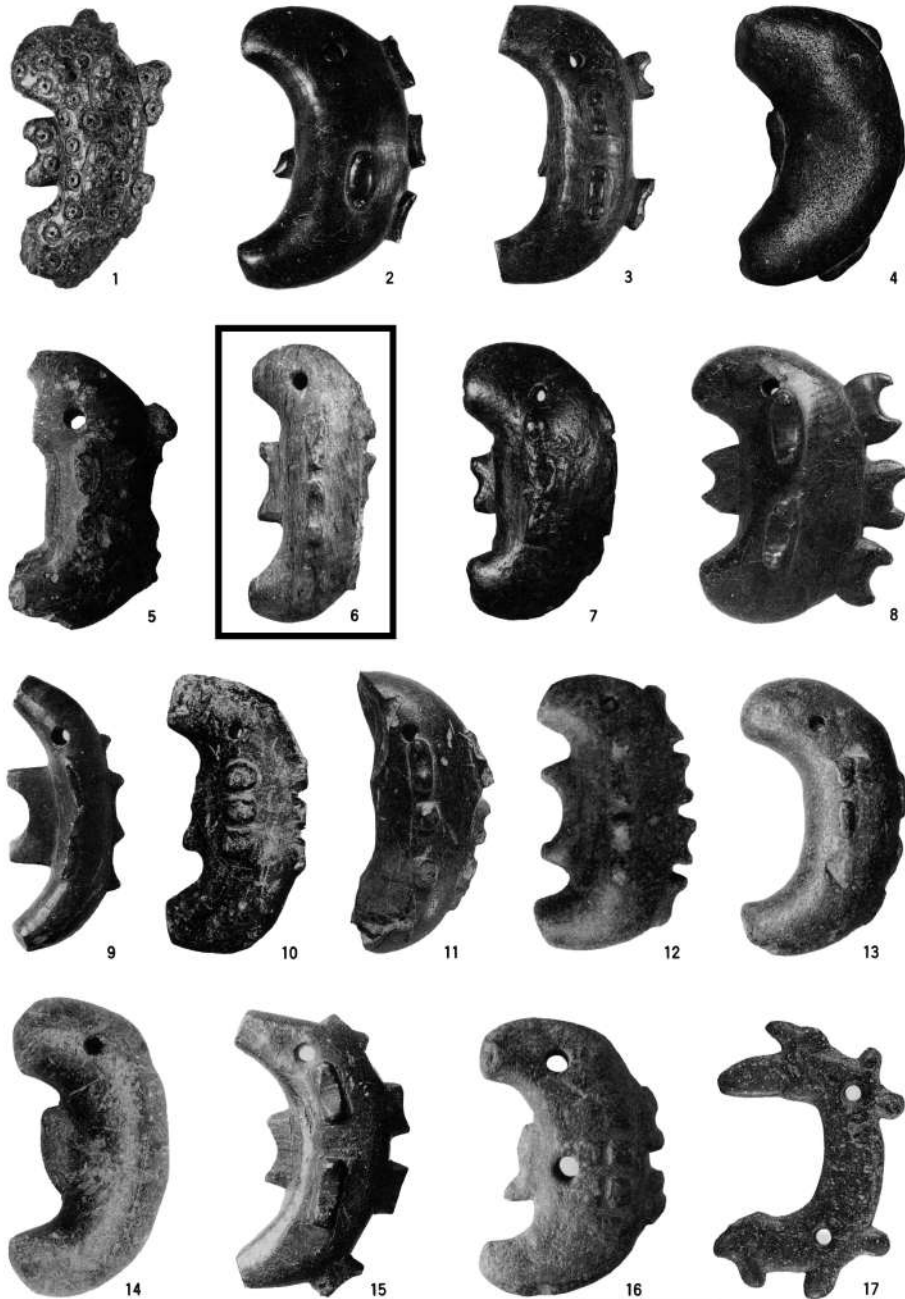
このご教示は手がかりがなく行き詰まり状態であった筆者にとって、大変ありがたいものであった。そもそも「伝入山峠出土品」が、「三ツ寺I遺跡出土品」と同一個体であれば、なぜ群馬県立歴史博物館にも群馬県立自然史博物館にも所蔵されていないのかという今までの疑問は解決することになる。このご教示を受けて、改めて三ツ寺I遺跡出土品の写真と『長野県史』の「伝入山峠出土品」の写真を見ると、たしかに清水氏のご指摘のとおりであった。また、これまでの入山峠祭祀遺跡での出土遺物をもみても、子持勾玉の出土はどの記録にないことも再確認できた。

ここで、所在調査は新たな展開を迎えることとなったわけである。

三 かみつけの里博物館での調査

令和七年(二〇二五年)の二月、「三ツ寺I遺跡出土品」を実見し、調査することができた。三ツ寺I遺跡の資料は発掘調査を行った群馬県埋蔵文化財調査事

912 古墳時代の信仰と葬制



第627図 子持勾玉(1)1~3長野市下横田, 4同西寺尾, 5上田市治郎洲, 6北佐久郡軽井沢町伝入山峠, 7松本市二ツ山, 8・9茅野市永明, 10塩尻市平出, 11伊那市下手良, 12上伊那郡南箕輪村内, 13下伊那郡高森町中谷, 14同鐘崎原, 16同阿智村五反田, 15秋田市伊豆木, 17諏訪市十二ノ后

図1 『長野県史』掲載の子持勾玉(912頁)
6が「伝入山峠出土品」

業団が所蔵しているが、高崎市のかみつけの里博物館に通年貸出をしているため、両機関のご厚意でかみつけの里博物館にて資料調査を行うことができる運びとなった次第である。

「三ツ寺I遺跡出土品」と見比べる資料は、『長野県史』掲載の写真のみである。当館には『長野県史』編纂過程の記録類が残っているが、そのなかには、幸いにも印刷時のL版サイズの版下写真があるため、それと「三ツ寺I遺跡出土品」の実物を対比するという方法をとることにした。

四 調査結果

以下、調査結果を記したい。

1 形状

「三ツ寺I遺跡出土品」の法量は、最大長一〇・二cm、最大幅四・二cm、最大厚二・五cm、重さ一五二・六五gを測る。子勾玉は、側面部には左右ともに二個ずつ、背部に三個、腹部には一個を持つ。

「伝入山峠出土品」は、スケールのない写真のみのため、法量は不明である。写真で見ると、子勾玉は側面部に二個、背部に三個、腹部に一個が確認でき、「三ツ寺I遺跡出土品」と一致している。また、腹部の子勾玉の上下が直角に近い形状を呈していることも同じである。

2 欠損部

「三ツ寺I遺跡出土品」は、側面部と背部の子勾玉を欠いている。背部の欠損は「故意的打ち欠き」とされる。¹⁾「伝入山峠出土品」の写真を見ると、側面部及び背部の欠損が確認され、また、欠損状態も同じで、これらについても一致をみる。

3 表面の傷

「三ツ寺I遺跡出土品」は、発掘調査時等に付いたとみられるひっかき傷がみられる。特に穿孔部の上下にみられる傷は、「伝入山峠出土品」の写真でもはっきりと確認することができる。

4 石材の含有物

「三ツ寺I遺跡出土品」の石材は滑石である。この滑石には黒色の含有物が観察できるが、この含有物の模様は「伝入山峠出土品」の写真でも一致しているのが確認できる。

5 結果

以上の観察結果から、「伝入山峠出土品」と「三ツ寺I遺跡出土品」は同一のものともみなすことができる。

五 結論

かみつけの里博物館で「三ツ寺I遺跡出土品」の資料調査を行った結果、その所在を探していた「伝入山峠出土品」と同一個体であることが判明した。つまり、『長野県史』に掲載されている「伝入山峠出土品」という子持勾玉は存在せず、「三ツ寺I遺跡出土品」と取り違えられ、誤って掲載されたものであることが明らかとなったわけである。

推測ではあるが、『長野県史』編集の段階で錯誤が起きたものと考えられる。先に引用した岩崎卓也氏の解説文を改めて読み直すと、「現在群馬県立博物館所蔵となっている山崎義雄採集の子持勾玉は、入山峠出土と伝えられるものであるが、さだかではない。」と伝聞的であることが理解できる。また、「群馬県三ツ寺・原之城遺跡のような豪族居館址や、栃木県宮内二号古墳のように古墳の周溝内から単独出土する例は、この遺物の性格が単純にきめがたいことを教えている。」

と三ツ寺I遺跡の出土例も取り上げているのも気になるところである。

どのような状況下で「三ツ寺I遺跡出土品」が、「伝入山峠出土品」として掲載されるに至ったかは不明であるが、取り違えられたことはたしかである。「伝入山峠出土品」は存在していないことをここに明記し、『長野県史』の訂正をしておきたい。

おわりに

『長野県史』に写真が掲載されている「伝入山峠出土品」を実見したいとの想いから始めた所在調査は、「三ツ寺I遺跡出土品」と取り違えられたものであるとの思いもかけない結論に至った。これにより、私が集行を行った長野県内出土の子持勾玉は、この「伝入山峠出土品」を除いて、現段階では四一点ということになる。今後の研究のための基礎資料としていただければ幸いである。

今回の所在調査においては、かみつけの里博物館の清水豊氏からのご教示がなければ調査は行き詰まったままであり、今回の結論を出すことができなかった。清水氏には心から感謝申し上げます。また、飯田浩光氏（群馬県立歴史博物館）、篠原克実氏（群馬県立自然史博物館）、洞口正史氏（群馬県埋蔵文化財調査事業団）、板垣詩乃（群馬県埋蔵文化財調査事業団）、土子舞琴氏（かみつけの里博物館）の皆様にも所在調査等において大変お世話になった。記して御礼を申し上げる次第である。

注

1 櫻井秀雄「長野県内出土の子持勾玉」『長野県立歴史館研究紀要』三〇号、二〇一四年（PDF版 長野県立歴史館ホームページで公開）

(<https://www.npnh.net/publication/data/bb9ae5b3d83fc7b03168a581a24815b8.pdf>)

櫻井秀雄「長野県内出土の子持勾玉（集成補遺）」『長野県立歴史館研究紀要』三

一号、二〇二五年、（PDF版 長野県立歴史館ホームページで公開）

(<https://www.npnh.net/publication/data/c4447f9a82c74ceff6e1c1a00b0c190.pdf>)



『長野県史』掲載の「伝入山峠出土の子持勾玉」
（当館所蔵版下写真）



群馬県高崎市 三ツ寺I遺跡出土の子持勾玉
（筆者撮影）

- 2 櫻井秀雄・渋谷恵美子「長野県」『第二回 東日本埋蔵文化財研究会 古墳時代の祭祀―祭祀関係の遺跡と遺物―』、東日本埋蔵文化財研究会、一九九三年 このうち東北信を櫻井が担当した。
- 3 櫻井秀雄「一 古墳時代滑石製品出土遺跡地名表 長野県」『第五四回埋蔵文化財研究集会 古墳時代の滑石製品―その生産と消費― 発表要旨・資料集』、埋蔵文化財研究会他、二〇〇五年
- 4 櫻井秀雄「長野県軽井沢町の入山峠祭祀遺跡と古東山道、そして東山道」『金沢大学考古学紀要』四一号、金沢大学考古学研究室、二〇二〇年
- 5 群馬県立自然史博物館沿革・年報（群馬県立自然史博物館ホームページ、<https://www.gmh.pref.gunma.jp/museum/history/>、令和五年八月一八日閲覧）
- 6 『長野県史』の記述には、「山崎義雄」とあるが、「山崎義男」が正しい。なお、山崎義男氏は昭和二九年（一九五四年）に入山峠に祭祀遺跡があることを初めて発見し、そして調査を行っている。その報告が注10文献である。
- 7 『長野県史』の編纂委員であった桐原健氏にも生前、「伝入山峠出土品」の所在を手紙で尋ねたことがあったが、「お尋ねの入山峠の子持勾玉の件、小生全く記憶なく、お役になれず面目ない」とのお返事をいただいている。
- 8 清水豊『第三二回特別展図録 子持勾玉 群馬県内出土品を集めてわかったこと』、かみつけの里博物館、二〇二五年
- 9 群馬県埋蔵文化財調査事業団『三ッ寺Ⅰ遺跡』、一九八八年
かみつけの里博物館『第一九回特別展図録 豪族居館 三ッ寺Ⅰ遺跡のすべて―出土品を総覧する―』、二〇二四年
- 10 山崎義男「上信国境「入山峠」祭祀遺跡に就いて（附官道「東山道」碓氷峠の検討）」『考古学雑誌』第四三巻第一号、日本考古学会、一九五七年
- 11 注8文献

小諸市宮ノ反A遺跡群出土の動物骨

櫻井 秀雄

はじめに

出土品や記録類を長野県立歴史館で所蔵している小諸市宮ノ反A遺跡群は、上信越自動車道建設に伴い、平成五年（一九九三年）に長野県埋蔵文化財センター佐久調査事務所により発掘調査が行われた。

発掘調査では、古墳時代から中世までの竪穴住居跡九一軒や掘立柱建物跡七九棟などが検出されたが、特に注目されたのが、古墳時代末～奈良時代の官衙とみられる遺構が発見されたことである。その後の研究では、後述するように、宮ノ反A遺跡群の周辺に東山道の長倉駅を比定し、この官衙跡は駅倉と指摘する説が有力である。また、中世では一三～一五世紀頃とみられる居館跡が確認されている。

こうした宮ノ反A遺跡群からは四六箱もの動物骨が出土している。しかしながら、平成十一年（一九九九年）に刊行された発掘調査報告書には一号掘跡の項で「覆土中層には砂層が薄く堆積しており、その中にウマ・ウシの獣骨がやや散乱した状態でみつきり、時折イヌの骨類も確認できた。」との記述がみられるにすぎない¹⁾。

そこで、今回は、宮ノ反A遺跡群から出土した動物骨について報告していくこととする。

一 宮ノ反A遺跡群の概要

宮ノ反A遺跡群は、小諸市の東部にあたる御影新田に所在する。本遺跡の東に

は小諸市、佐久市、御代田町の三市町にまたがる鋳物師屋遺跡群が近接しており、本来は一体の遺跡群とみてよいだろう。

検出された遺構は、古墳時代後期の六世紀後葉から奈良時代の八世紀前半、平安時代の九世紀、中世の一三～一五世紀の三時期に大きく分けられる。このうち、七世紀末から八世紀前半にみられた、溝で方形に区画され、内部に数棟の掘立柱建物跡が置かれた遺構には調査時から注目が集まった。

調査段階ではこれを県内初の豪族居館ではないかと考えられたが、整理を進めて行く中で何らかの官衙であることが明らかとなってきた。この官衙は建て替えられており、七世紀末に第一段階のものがみられたが、八世紀前半に立て替えられ、規模を拡大している。内部の掘立柱建物は七世紀末の段階では二×三間のものであったが、八世紀前半では三×六間と大型のものが置かれ、棟数も増加してくる。佐久地域では初となる官衙跡であるが、特徴的な遺物が出土していないこともあり、郡衙とは考えられてはいない。報告書では郡の下部組織である郷衙の可能性が指摘されたが、現在では近接する鋳物師屋遺跡群周辺に比定される東山道長倉駅に関わる施設であるとの見解が有力である。田中広明は長倉駅の運営をまかなう駅田からの収穫物を納める「駅倉」であると指摘している²⁾。また、堤隆は、建物群の南側の区画溝と考えられていた八世紀前半段階での東西に並行する二本の溝跡が幅約9m前後と古代官道の規格通りであることを重視して、これらを東山道の側溝でもあったと論じる³⁾。

中世の居館跡については、これまで文献史料には登場しなかった城砦的居宅であり、これもまた貴重な発見であったことが報告書で指摘されている。

二 宮ノ反A遺跡群出土の骨類

宮ノ反A遺跡群出土の骨類は平成八年(一九九六年)三月二日(水)に京都大学霊長類研究所教授であった茂原信生先生から鑑定を受けており、当日の整理日誌には「ひととおり見ていただいたが、不明確なものについては、後日再鑑定する予定」(当館所蔵・当時の調査・整理担当者であった長野県埋蔵文化財センター宇賀神誠司調査研究員が執筆)との記載がある。ただし、その後の再鑑定はなかった模様であり、報告書に掲載されることはなかった。本来であれば、不明確なものを再鑑定するべきところではあるが、すでに鑑定されたものが大部分であり、その資料的価値は十分に高いと考えられるため、一部の不明確なものはそのままとし、ここに鑑定結果を報告していきたい。

出土骨は表1に掲載した。

三 考察

宮ノ反A遺跡群から出土した動物骨は、整理箱(テンバコ)で四六箱である。それぞれ密閉容器(タッパーウェア、シールウェア等)やアクリル容器に入れて保管してある。こうした容器ごとに番号が付けられているためこの単位で点数として数える。番号が付いている容器(点数)は、二七五点を数える。これを出土した遺構ごとにとみると、1号堀(SD01)、1号流路跡(SD03)、1号溝跡(SD02)、2号溝跡(SD06)、7号竪穴住居跡(SB08)、14号竪穴住居跡(SB18)、56号竪穴住居跡(SB62)、SK57、SK86、出土遺構不明となっている^①。

以下、遺構別に出土骨した動物骨を概観する。

1号堀(SD01)

中世の居館跡をめぐる堀である。幅約5m、深さは北西隅にいくほど深くなり、最大では2mを超えている。南東隅は二股に分かれており、浅くなっている。埋土の状況からは、人為的か自然埋没かはよくわからないと報告者は記述している。

また、堀の内側には土塁の存在が想定できるとも指摘されている。居館跡は、北側の急崖を自然の要害として利用し、その他三方を空堀で囲んでいる。遺物は一三〇一五世紀のものがみられる。規模は、内法で東西長一二〇m強、南北八〇m強である。動物骨は、二六二点と本遺跡出土の圧倒的多数を占める。種別の内訳で見ると、馬が一〇点、牛が八三点、犬二点、鹿三点、鹿?一点、小動物三点、種不明六〇点となっており、馬と牛が主体である。牛が予想以上に多いことが注目される。

部位別で見ると、馬では、頭蓋骨、上顎骨、下顎骨、前腕骨、胸骨、肋骨、肩甲骨、中手骨、寛骨、腰骨、距骨、滑骨、頸椎、椎骨、腓骨、下腿骨、歯などがみられる。牛でも頭蓋骨、上顎骨、下顎骨、上腕骨、橈骨、寛骨、肋骨、胸椎、頸椎、腰椎、中手骨、大腿骨などがみられ、馬と牛で特記するほどの違いはない。

1号流路跡(SD03)

官衙跡の外側南に位置し、東西方向に不整形な弧状を呈して延びている。幅は大きく広がる箇所を除くと幅約一・五m～三・〇m、深さ約一・五mをはかる。遺物はビニール袋ひとつ分しか出土していないが、八世紀後半以降のものは認められず、七世紀前葉を中心とした時期に廃棄された6号住居跡よりも重複関係で新しいため、七世紀中葉以後の所産であると考えられる。報告者の宇賀神誠司は官衙跡とほぼ同時期のもので、人口の河川と考えている。人間の掌を超えるような礫は一切含まれておらず、比較的細かな砂礫の身で埋まっていたという。このような埋土の観察から四回に分かれて埋没したものと捉えている。動物骨は一点出土しているが、種も部位も不明なものである。

1号溝跡(SD02)

東西に延びる溝跡であり、最大で幅二・五m、深さ一・一mをはかる。八世紀前半に相当する時期の所産と考えられ、竪穴住居跡や掘立柱建物跡のすべてを切っている。報告者は断面図の観察から北側に土塁が存在していた可能性を指摘している。

動物骨は、鹿の腰椎が一点出土しているのみである。

2号溝跡 (SD06)

3号溝とは陸橋部の門状施設を挟んで東西に延びている。官衙跡の南の区画溝（道路側溝も兼ねるか）の一部をなすものと考えられる。推定幅は約三・〇mをはかり、深さは約一・二m程度である。埋土は自然堆積と捉えられており、報告者は北側に土塁の存在を指摘している。出土した動物骨は、鹿が一点で部位は不明である。

7号竪穴住居跡 (SB08)

七世紀中葉頃に廃棄された竪穴住居跡である。出土した動物骨は、鹿が一点で部位は不明である。

14号竪穴住居跡 (SB18)

時期決定できる資料は少ないが、埋土からは八世紀代の武蔵甕の破片が多数認められた。出土した動物骨は、種不明の小動物骨が一点で部位も不明である。

56号竪穴住居跡 (SB22)

七世紀中葉に比定される。動物骨は、カマド右袖から小動物骨一点が出土しているが部位は不明である。

SK57・SK86

ともに土坑である。SK57からは馬の臼歯一点、SK86からは種不明の下顎骨一点が出土している。

おわりに

以上、宮ノ反A遺跡群から出土した動物骨について報告した。ほとんどが1号堀跡から出土しており、そのなかでも馬と牛が大半を占めている。他の遺構からは動物骨の出土がわずかであることから、1号堀跡の出土量の突出さが際立っている。中世の居館跡の堀であるが、そこから馬と牛の出土が多量に集中していることには注目したい。先述したように、この中世居館跡は文献史料にも登場しない新たに発見された城砦的居宅である。この居館の性格を知る上でも馬・牛の大量出土は貴重な資料となろう。馬と牛の出土数をみると、馬が一〇点、牛が

八三点と馬がやや多いものの牛の出土数もかなりのものである。このような事象をどうとらえていくのかも興味深い点である。

今後の研究の資料として役立てていただければ幸いである。

注

- 1 宇賀神誠司「宮ノ反A遺跡群」『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一七―佐久市内その3・小諸市内その1―宮ノ反A遺跡群他』、長野県埋蔵文化財センター、一九九九年
- 2 田中広明「信濃の道後、坂東の道口 小諸市宮ノ反遺跡の可能性」『佐久考古通信』一〇二号、佐久考古学会、二〇〇九年
- 3 堤 隆『浅間 火山と共に生きる』、ほおずき書籍、二〇一二年。なお、筆者も同意見である。（櫻井秀雄「信濃国の道後 佐久郡」『古代東国の考古学4 古代の坂と堺』、高志書院、二〇一七年）
- 4 本遺跡については、調査段階で付けた遺構記号・遺構番号を報告書掲載段階で付け替えている。そのため、遺構記号の番号と報告した遺構番号との間で異なっている。土坑であるSK57とSK86については、報告書では個別には報告されていないため、本稿では遺構記号のままで紹介する。

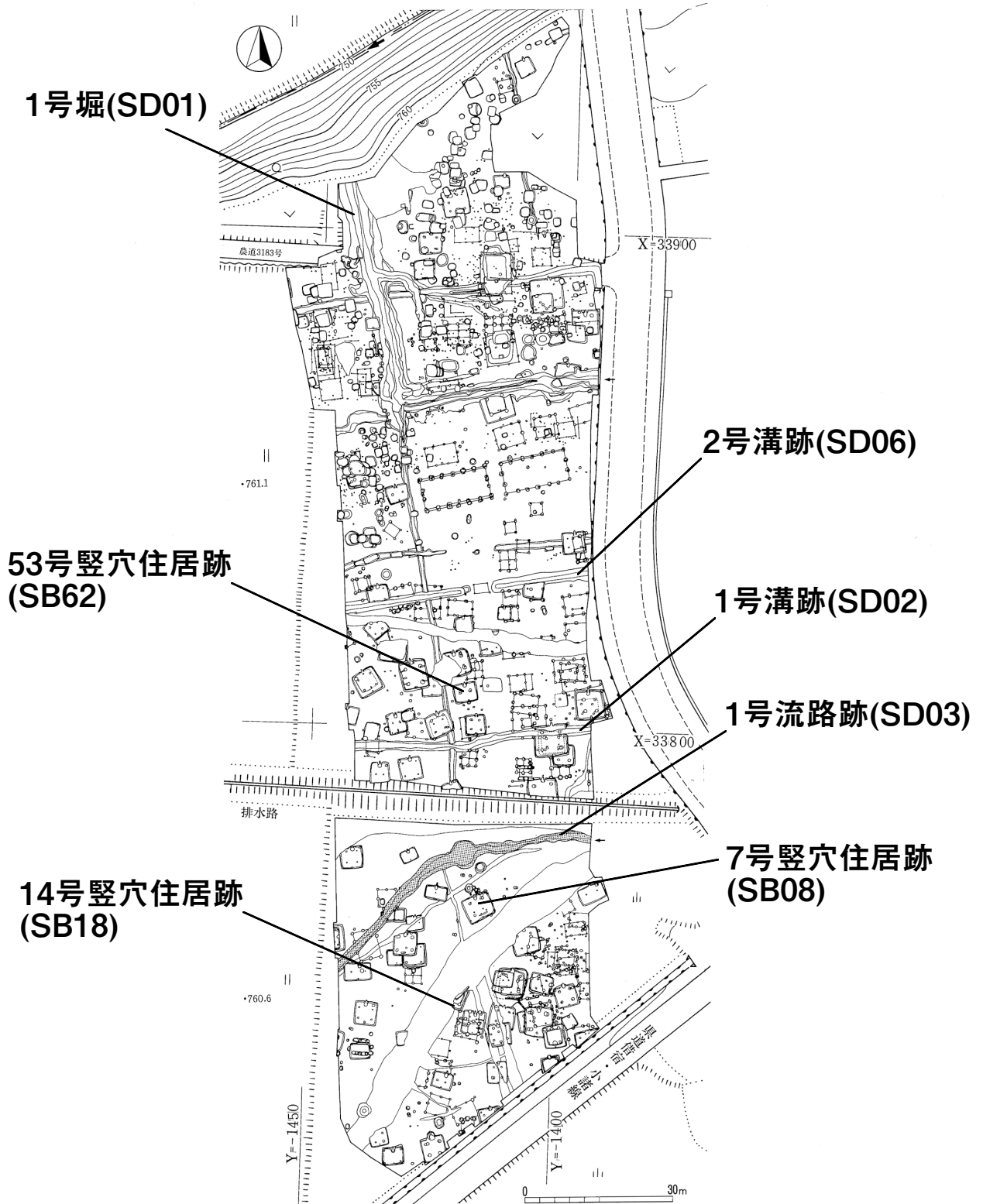


図1 宮ノ反A遺跡群 全体図と動物骨が出土した遺構

表1 宮ノ反A遺跡群出土の獣骨

No	テンバコNo	整理番号	出土遺構	取上番号	種別	部位	備考
1	101	84	SD01	No26-2	ウシ	橈骨	
2	101	85	SD01	No26-3	ウシ	寛骨	
3	102	86	SD01	No26-4	ウシ	頭蓋骨	
4	102	93	SD01	No26-10	ウシ	下顎骨	
5	103	261	SD01	No45-1	ウシ	上腕骨	
6	103	264	SD01	No45-6		肩甲骨	
7	103	266	SD01	No45-17	ウマ	下顎骨	
8	103	275	SD01	No51	ウシ	上腕骨	
9	104	161	SD01	No45-46	ウシ	部位不明	
10	104	162	SD01	No45-45	ウシ	部位不明	
11	104	163	SD01	No45-46	ウシ	部位不明	
12	104	164	SD01	No45-47	ウシ	部位不明	
13	104	165	SD01	No45-48	ウシ	腰椎棘突起	
14	104	166	SD01	No45-49	ウシ	肋骨他	
15	104	167	SD01	No45-50	ウシ	胸椎	
16	104	168	SD01	No45-51	ウマ	肋骨	
17	104	169	SD01	No45-52	ウマ	肋骨	
18	104	170	SD01	No45-53	ウシ	部位不明	
19	104	171	SD01	No45-54	ウマ	肋骨	
20	104	174	SD01	No45-57	ウマ	肋骨	
21	104	175	SD01	No45-48	ウマ	肋骨	
22	104	176	SD01	No45-59	ウシ	部位不明	
23	104	177	SD01	No46	種不明	部位不明	
24	104	178	SD01	No47	種不明	中手骨	
25	104	179	SD01	No48-1	ウマ	上腕骨	
26	104	180	SD01	No48-2	ウマ	腓骨	
27	104	192	SD01	No45-55	ウシ	胸椎	
28	104	193	SD01	No45-56	ウシ	背骨	
29	104	250	不明		種不明	部位不明	
30	105	141	SD01	No45-18	ウシ	部位不明	
31	105	147	SD01	No45-28	ウシ	部位不明	
32	105	154	SD01	No45-35	ウシ	胸骨	
33	105	156	SD01	No45-39	ウシ	寛骨	
34	105	157	SD01	No45-40	ウシ	肋骨	
35	105	158	SD01	No45-41	ウシ	腰椎横突起	
36	105	159	SD01	No45-42	ウシ	頚椎	
37	105	160	SD01	No45-43	ウシ	部位不明	
38	106	269	SD01	No45-26	ウシ	中手骨	
39	106	271	SD01	No45-37	ウシ	肋骨	
40	107	142	SD01	No45-20	ウシ	肋骨	
41	107	143	SD01	No45-22	ウシ	肋骨	
42	107	145	SD01	No45-24	ウシ	椎骨	
43	107	146	SD01	No45-25	ウシ	部位不明	
44	107	148	SD01	No45-29	ウシ	腰椎	
45	107	149	SD01	No45-30	ウシ	部位不明	
46	107	150	SD01	No45-31	ウシ	肢骨	
47	107	151	SD01	No45-32	ウシ	部位不明	
48	107	152	SD01	No45-33	ウシ	部位不明	
49	107	153	SD01	No45-34	ウシ	肋骨	
50	107	155	SD01	No45-36	ウシ	胸骨	
51	108	125	SD01	No43-1	ウマ	部位不明	
52	108	133	SD01	No45-8	ウシ	肋骨	
53	108	138	SD01	No45-14	ウシ	肋骨	
54	109	11	SD01	A-4	ウシ	下顎骨	
55	110	249	SD01		ウマ	臼歯	10本
56	110	254			種不明	部位不明	
57	110	256	SD01	No1	ウシ	上腕骨	
58	110	257	SD01	No26-4	ウマ	切歯	
59	111	267	SD01	No45-19	ウシ	下腿骨	
60	111	274	SD01	No48-25	ウマ	前腕骨	
61	112	61	SD01	No8	ウマ	肩甲骨	
62	112	63	SD01	No9	イヌ	歯	
63	112	64	SD01	No10	ウマ	臼歯	
64	112	65	SD01	No11	不明		
65	112	67	SD01	No13			
66	112	68	SD01	No14	ウマ	肋骨	
67	112	70	SD01	No16	ウマ	前腕骨	
68	112	71	SD01	No17	不明		
69	112	73	SD01	No19	不明		

No	テンバコNo	整理番号	出土遺構	取上番号	種別	部位	備考
70	112	76	SD01	No22	ウマ	橈骨	
71	112	77	SD01	No23	小動物		
72	112	78	SD01	No24	ウマ	切歯他	
73	112	80	SD01	No25-1	ウマ	第3中手骨	
74	113	6	SK86		種不明	下腿骨	
75	113	7	SD01	A-1	ウマ	頭、上顎	
76	113	19	SD01	A-13	ウマ	肋骨	
77	114	121	SD01	No41-3	種不明	部位不明	
78	114	122	SD01	No41-4	種不明	肩甲骨	
79	114	124	SD01	No42	ウシ	右下顎骨	
80	115	42	SD01	B-2	不明	不明	
81	115	45	SD01	C-3	不明	不明	
82	115	46	SD01	D	ウマ	臼歯他	
83	115	48	SD01	E群	ウマ	頸骨	
84	115	49	SD01	F群	ウマ	肋骨	
85	115	50	SD01	F群	ウマ	肋骨	
87	115	52	SD01	G群	ウマ	肋骨	
88	115	54	SD01	H群	小動物		イヌ?
89	115	56	SD01	No3	ウシ	中手骨	
90	115	57	SD01	No4	不明	不明	
91	115	59	SD01	No6	不明	不明	
92	115	60	SD01	No7	ウマ	肋骨	
93	116	183	SD01	No48-5	ウマ	部位不明	
94	116	186	SD01	No48-8	ウマ	肋骨肋軟骨	
95	116	187	SD01	No48-9	ウマ	肋骨	
96	116	188	SD01	No48-10	ウマ	肋骨	
97	116	189	SD01	No48-11	ウマ	肋骨	
98	116	190	SD01	No48-12	ウマ	肋骨	
99	116	192	SD01	No48-14	ウマ	肋骨	
100	116	193	SD01	No48-15	ウマ	肋骨	
101	116	194	SD01	No48-16	ウマ	寛骨	
102	116	195	SD01	No48-17	ウマ	部位不明	
103	116	196	SD01	No48-18	ウマ	肋骨	
104	116	197	SD01	No48-19	ウマ	腰骨	
105	116	198	SD01	No48-20	ウマ	肋骨	
106	116	199	SD01	No48-21	ウマ	肋骨	
107	116	200	SD01	No48-22	ウマ	部位不明	
108	117	113	SD01	No36	ウマ	下顎骨 頭蓋骨	歯付
109	118	87	SD01	No26-4	ウシ	下顎骨 頭蓋骨	
110	118	95	SD01	No26-12	ウシ	腕骨	
111	119	265	SD01	No45-11	ウシ	中手骨	
112	119	268	SD01	No45-21	ウマ	下顎骨	
113	120	123	SD01	No41-5	種不明	部位不明	
114	120	126	SD01	No43-2	ウマ	前腕骨	
115	120	127	SD01	No43-3	ウマ	前腕骨	
116	120	128	SD01	No44	シカ	部位不明	
117	120	129	SD01	No45-2	ウシ	大腿骨	
118	120	130	SD01	No45-5	ウシ	部位不明	
119	120	131	SD01	No45	ウマ	臼歯	
120	120	132	SD01	No45-7	ウシ	肋骨	
121	120	134	SD01	No45-9	ウシ	部位不明	
122	120	135	SD01	No45-10	ウシ		
123	120	136	SD01	No45-12	ウシ	胸椎	
124	120	137	SD01	No45-13	ウシ	部位不明	
125	120	139	SD01	No45-15	ウシ	部位不明	
126	120	140	SD01	No45-16	ウシ	部位不明	
127	121	13	SD01	A-6	ウマ	肋骨	
128	121	203	SD01	No48-26	ウマ	肋骨	
129	121	206	SD01	No48-29	ウマ	肋骨	
130	121	209	SD01	No48-32	ウマ	肋骨	
131	121	210	SD01	No48-33	ウマ	部位不明	肋骨?
132	121	211	SD01	No48-34	ウマ	部位不明	
133	121	212	SD01	No50	ウマ	部位不明	
134	122	276	SD01	No53	ウマ	上顎骨	
135	123	88	SD01	No26-5	ウシ	下腿骨	
136	123	98	SD01	No27-1	ウシ	肋骨	
137	124	101	SD01	No27	ウシ	切歯他	

小諸市宮ノ反A遺跡群出土の動物骨

No	テンバコNo	整理番号	出土遺構	取上番号	種別	部位	備考
138	124	102	SD01	No27	ウシ	上腕骨	
139	124	103	SD01	No27-4	ウシ	下腿骨	
140	124	105	SD01	No29	種不明	寛骨	
141	124	106	SD01	No29	ウシ	上顎骨	
142	124	116	SD01	No38	種不明	部位不明	
143	125	201	SD01	No48-23	ウマ	肋骨	
144	125	202	SD01	No48-24	ウマ	肋骨	
145	125	204	SD01	No48-27	ウマ	肋骨	
146	125	205	SD01	No48-28	ウマ	肋骨	
147	125	207	SD01	No48-30	ウマ	軸椎	
148	125	208	SD01	No48-31	ウマ	肋骨	
149	125	213	SD01	No48	ウマ	前腕骨	
150	125	215	SD01	No55	ウマ	大腿骨	
151	125	216	SD01	No52	ウシ	中手骨	
152	125	217	SD01	No54	ウマ	肋骨	
153	125	218	SD01	No55	種不明	臼歯	
154	125	219	SD01	No56			
155	125	220	SD01	No57	ウマ	前腕骨間隙	
156	126	9	SD01	A-2	ウマ	下顎骨	
157	127	255	SD01	A-9	ウマ	頭蓋骨	
158	128	47	SD01	E群	ウマ	下顎骨	
159	129	262	SD01	No45-3	ウシ	下腿骨	
160	129	263	SD01	No45-4	ウシ	大腿骨	
161	130	110	SD01	No33	ウマ	前腕骨	
162	130	115	SD01	No39-2	種不明	部位不明	
163	130	117	SD01	No39	ウマ	肋骨	
164	130	118	SD01	No40	ウマ	下顎骨	
165	130	119	SD01	No41-1	ウマ	前腕骨	
166	131	221	SD01	No59	種不明	部位不明	931222
167	131	222	SD01	No60	種不明	部位不明	931130
168	131	223	SD01	No61	種不明	臼歯	931209
169	131	224	SD01			臼歯	
170	131	225	SD01	No1	シカ?	部位不明	
171	131	226	SD01	トレンチNo2	小動物	頭蓋骨	
172	131	227	SD01	ベルト下	種不明	部位不明	931130
173	131	228	SD01	セクションNo3トレンチ	種不明	炬骨	
174	131	229	SD01	セクションNo1	種不明	部位不明	
175	131	230	SD01	トレンチセクションNo3	種不明	部位不明	
176	131	231	SD01	セクションNo3トレンチ	種不明	部位不明	
177	131	232	SD01		ウマ	前腕骨	
178	131	233	SD01		種不明	部位不明	931130
179	131	234	SD01		ウシ	臼歯	931220
180	131	235	SD01		種不明	臼歯	931030
181	131	236	SD01			大白歯、下顎骨	931130
182	131	237	SD01		種不明	臼歯	
183	131	238	SD01		種不明	部位不明	931216
184	131	239	SD01	I-O-21グリッド	シカ	部位不明	
185	131	240	SD01			大腿骨他	
186	132	31	SD01	A-24	ウマ	胸骨	
187	132	32	SD01	A-25	ウマ	肋骨	
188	132	33	SD01	A-26	種不明	部位不明	
189	132	34	SD01	A-27	ウシ	部位不明	
190	132	35	SD01	A-28	ウマ	胸骨	
191	132	36	SD01	A-29	種不明	部位不明	
192	132	37	SD01	A-30	ウマ	肋骨	
193	132	38	SD01	A-31	種不明	部位不明	
194	132	39	SD01	A-33	ウシ	仙骨	
195	132	40	SD01	A	ウマ	肋骨	
196	133	83	SD01	No26-15	ウシ	下腿骨	
197	133	97	SD01	No26-1	ウシ	寛骨	
198	134	90	SD01	No26-6	ウマ	前腕骨他	
199	134	91	SD01	No26-7	ウシ	頸骨	
200	134	92	SD01	No26-9	ウマ	前腕骨	
201	134	94	SD01	No26-11	種不明	部位不明	
202	134	96	SD01	No26-14	ウシ	部位不明	
203	134	99	SD01	No27-2	ウシ	部位不明	
204	134	100	SD01	No27-3	ウシ	上腿骨	
205	135	81	SD01	No25-2	ウマ	前腕骨	
206	135	82	SD01	No25-3	ウシ	下腿骨	

No	テンバコNo	整理番号	出土遺構	取上番号	種別	部位	備考
207	135	89	SD01	No26-6	ウシ	上腕骨	
208	136	270	SD01	No45-27	ウシ	第十一肋骨	
209	137	272	SD01	No45-38	ウシ	寛骨	
210	137	273	SD01	No45-44	ウシ	肋骨	
211	138	241	SD01		種不明	臼歯他	
212	138	242	SD01				
213	138	243	SD01		種不明	歯	
214	138	244	SD01		ウマ	臼歯	
215	138	245	SD01		ウマ	臼歯	
216	138	247	SD03				
217	138	248	SD06		シカ	部位不明	
218	138	251	SD01				焼骨
219	138	253					
220	138	258	SD01	No26-8		臼歯	
221	138	259	SD01	No34-2	ウマ	前腕骨	
222	138	260	SD01	No35	ウマ	距骨、滑骨	
223	139	41	SD01	B-1	イヌ	頭部	
224	139	43	SD01	C-1	ウシ	臼歯他	
225	139	44	SD01	C-2	ウマ	寛骨	
226	139	51	SD01	G群			
227	139	53	SD01	G群	ウマ	肋骨	
228	139	55	SD01	I群			
229	139	58	SD01	No5			
230	140	1	SB08		シカ	部位不明	
231	140	2	SB62	カマド右袖	小動物		
232	140	3	SB18		小動物・種不明	部位不明	
233	140	4	SB		種不明	部位不明	SB番号不明
234	140	5	SK57		ウマ	臼歯	
235	140	8	SD01	A-1	ウマ	歯	
236	140	10	SD01	A-3	ウマ	肋骨	
237	140	12	SD01	A-5	ウマ	頸椎、肋骨	
238	140	14	SD01	A-7	ウマ	椎骨	
239	140	15	SD01	A-8	ウマ	肋骨	
240	140	16	SD01	A-10	種不明	肋骨	
241	140	17	SD01	A-11	種不明	部位不明	
242	140	18	SD01	A-12	ウシ	肋骨	
243	140	26	SD01	A-14	種不明	胸椎	
244	141	104	SD01	No28	種不明	部位不明	
245	141	107	SD01	No30	種不明	上腕骨	
246	141	108	SD01	No31	種不明	部位不明	
247	141	109	SD01	No32	種不明	部位不明	
248	141	111	SD01	No34-1	種不明	部位不明	
249	141	112	SD01	No35	ウマ	部位不明	
250	141	114	SD01	No37-1	種不明	部位不明	
251	141	120	SD01	No41-2	種不明	部位不明	
252	142	144	SD01	No45-23	ウマ	下顎骨	
253	143	246	SD02		シカ	腰椎	
254	143	252	不明		ウシ	中手骨他	
255	144	181	SD01	No48-3	ウマ	腓骨	
256	144	182	SD01	No48-4	ウマ	部位不明	
257	144	184	SD01	No48-6	ウマ	中手骨	
258	144	185	SD01	No48-7	ウマ	腰椎	
259	144	191	SD01	No48-13	ウマ	部位不明	
260	145	62	SD01	No9			
261	145	66	SD01	No12	ウシ	中手骨	
262	145	69	SD01	No15	ウマ		
263	145	72	SD01	No18			
264	145	74	SD01	No20	ウマ	頸椎	
265	145	75	SD01	No21	シカ		
266	145	79	SD01	No24	ウマ	下腿骨	
267	146	21	SD01	A-15	ウマ	椎骨	
268	146	22	SD01	A-16	ウマ	肋骨	
269	146	23	SD01	A-17	ウマ	椎骨	
270	146	24	SD01	A-17	ウマ	肋骨	
271	146	25	SD01	A-17西側	種不明	部位不明	
272	146	26	SD01	A-18	ウマ	肋骨	
273	146	27	SD01	A-19	ウマ	肋骨他	
274	146	28	SD01	A-21	ウマ	前腕骨	
275	146	29	SD01	A-22	ウマ	胸椎	
276	146	30	SD01	A-23			

※空欄は収納容器、カード等に記載がないもの

千曲市更埴条里遺跡の竪穴住居跡から出土した牛歯について

櫻井 秀雄

はじめに

長野県立歴史館（以下、当館）が所蔵している考古資料のなかに、千曲市更埴条里遺跡Ⅰ地区の竪穴住居跡SB804から出土した牛歯がある。発掘調査報告書（長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書二七一更埴条里遺跡・屋代遺跡群（含む大境遺跡・窪河原遺跡）―古代2・中世・近世編』、二〇〇〇年）ではこの竪穴住居跡の内容については表等に記載されているにとどまっているが、牛歯骨を利用した骨祭祀の好事例と考えられるため、本稿では、当館で保管している図面や記録等をもとに、改めて報告し、若干の考察を行った。

一 事例の紹介

1 更埴条里遺跡Ⅰ地区SB804

更埴条里遺跡は、千曲市屋代に所在し、当館の北に広がる千曲川右岸の後背湿地に位置する。発掘調査は平成三年（一九九一年）から平成五年（一九九三年）にかけて、上信越自動車道建設に伴い、長野県埋蔵文化財センターにより実施された。調査報告書は、隣接する屋代遺跡群、窪河原遺跡とあわせて、木簡編、縄文時代編、弥生・古墳時代編、古代一編、古代二・中世・近世編の五分冊で刊行された。今回取り上げる更埴条里遺跡Ⅰ地区のSB804は、『古代二・中世・近世編』で触れられている¹。なお、このSB804は、平成三年（一九九一年）一

〇〜一月にかけて筆者が発掘調査を担当した竪穴住居跡であり、当時の所見カードや記憶も振り返りながら、紹介していきたい。

2 出土状況

SB804は、平成三年（一九九一年）に調査された竪穴住居跡である。溝跡SD801と重複するが、遺構検出作業を通じてそれよりも古い所産であることが確認された。規模は三・九五m×三・八五mで、深さ三八cmをはかる。東壁にカマドが設置され、燃焼部に土器、支脚などがみられた。カマド前方中央部や掘り方、埋土内に土器片が整理箱で二箱分出土している。竪穴住居跡の時期は報告書での時期区分の8期後半であり、仁和四年（八八八年）に発生した仁和の大洪水後の所産として、九世紀末の時期が与えられている。調査時の所見によれば、カマド周辺から南壁までの床面には2mほどにわたって炭化物の分布が広い範囲にみられた。南東隅の炭化物層を取り除いたところ、東西約80cm、南北約40cmの東西に長いピット（P1）が検出された。ピットの深さは約10cmと浅く、ピットの埋土にも炭化物層がみられることから灰溜ピットの可能性もある。これ以外にピットは検出されず、柱穴は確認されていない。

牛の歯は、竪穴住居跡の中央やや南側の床面で発見された。顎骨は残存していなかったが、歯骨は並列して検出されていることから、顎骨に付いた状態であったことがうかがえる出土状況であった。この歯については、土ごと取上げタッパーに入れて持ち帰り、当時は長野県埋蔵文化財センターに在職していた当館の白沢勝彦文化財専門員にお願いして、ラップ効果を期待したオブラート（被覆）処理

を施してもらった。

その後、平成四年(一九九二年)五月に筆者が奈良文化財研究所の専門研修を受講した際にこのオブラートでラップした歯を持参し、環境考古学研究室の松井章氏に鑑定していただいた。²⁾ その鑑定結果はラベルに部位が記入された状態で保管している。松井氏による手書きラベルである。それによれば、牛の右上顎骨の臼歯であり、第一後臼歯(M一)、第二後臼歯(M二)、第三後臼歯(M三)、第三前臼歯(PM三)、第四前臼歯(PM四)の五本であった。なお、本住居跡からは、これら以外にも歯骨資料八点が出土している。これらは先述した牛歯の周辺から点在するように検出された。

更埴条里遺跡出土の動物骨については、報告書作成にあたって、京都大学名誉教授の茂原信生先生・独協医科大学の櫻井秀雄先生、芹澤雅夫先生による鑑定を受けており、SB804から出土した歯(報告書の標本番号二〇三)についても改めて鑑定がなされている(当然ながら鑑定結果に相違はない)。また、ここでは標本番号二〇三の周辺から検出された他の歯についても鑑定が行われ、標本番号二は牛の下顎の切歯片と歯種不明、標本番号三は牛歯だが部位不明で歯種不明、標本番号六は牛の下顎歯であるが、種不明という鑑定結果が出ている。なお、他の歯骨については鑑定結果が掲載されていないため、鑑定は不可能だったものと理解される。

こうした調査所見と鑑定結果からすれば、標本番号二〇三の牛の下顎歯を床面に設置し、その周辺に牛の小歯骨を散りばめるような行為が推測できるのではないかと筆者は考える。

二 動物骨を用いた祭祀についての考察

遺跡から出土する牛や馬などの動物骨については、その出土を安易に祭祀、とりわけ犠牲祭祀と結びつける傾向があるが、解体した牛馬の残滓を投棄したと考えられるケースの方が多く、祭祀とみることは慎重な検討が必要であろう。また、祭祀に用いられたとしてもその実態は単一的なものではない。

筆者は、馬を用いた祭祀を以下のように分類したことがある。³⁾

一 生きた馬の奉納(神馬)

二 死亡・殺害した馬を利用した祭祀

A 馬を殺すことに意味をもつ祭祀(犠牲祭祀・殺牛馬信仰)

B 馬の白骨化した骨や歯を用いた祭祀(骨祭祀)

一の生きた馬の奉納は、『続日本紀』の文武天皇二年(六九八年)六月二十八日に「丙申、馬を諸社に奉る。雨を祈ればなり。」とあり、この頃にはすでに雨乞いのために諸社へ馬を奉納することが行われていたことがわかる。⁴⁾

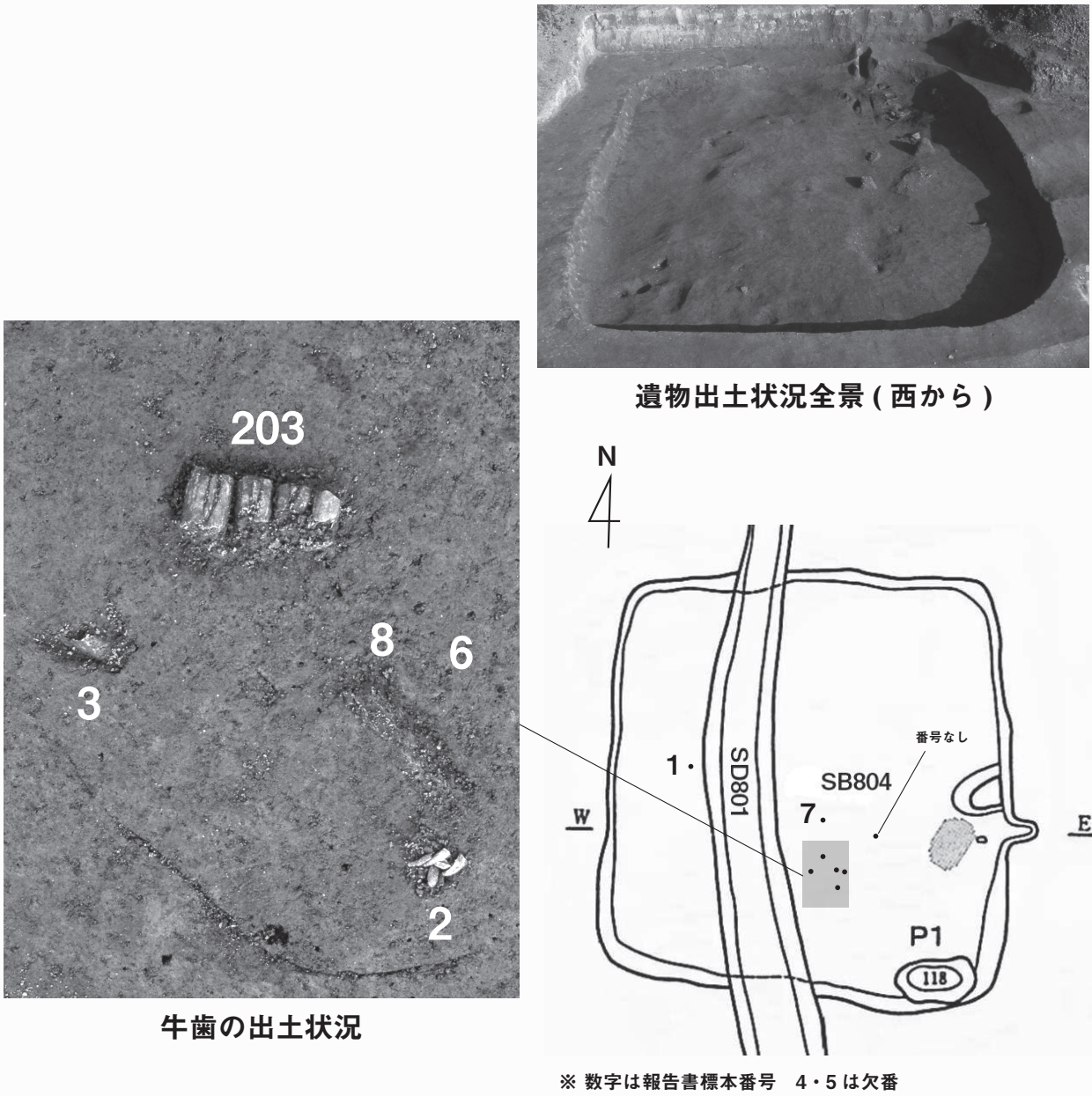
牛については、二の死亡・殺害した馬を利用した祭祀が中心となるが、Aの犠牲祭祀(殺牛馬信仰)とBの骨祭祀は全く異なるものと捉えるべきである。

Aの存在は、『日本書紀』皇極天皇元年(六四二年)七月二五日条に、「戊寅に、群臣相語りて曰はく、「村

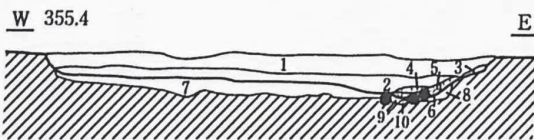
村の祝部の所教の隨に、或いは牛馬を殺して、諸の社の神を祭る。」とあるように、七世紀中頃には雨乞いを行うに際して、村々の祝部の教えにより牛馬を殺して諸々の社の神を祭る儀礼が行われていたことが文献史料からもわかる。⁵⁾ Bは骨や歯に内包されている「呪力」に期待した祭祀であり、Aの馬を殺すことを伴う「犠牲祭祀」とは明確に分ける必要がある。⁶⁾ Bは馬を殺すことをせずとも自然



写真1 オブラート処理した牛歯



SB804



1. におい黄褐 (10YR5/4) 砂質マンガ、黄灰ブロックが混入
2. 暗褐 (10YR3/4) 1に比べしまりがよい
3. 暗褐 (10YR3/4) しまりよし。明黄褐ブロックが混入
4. 赤褐 焼土層
5. 黒褐 炭化物層 焼土ブロックが混入
6. 明赤褐 火床
7. 暗茶褐 しまりよし。黄褐土が多く混入
8. 明黄褐 砂質 炭化物が混入
9. 明黄褐 8と同質。焼土粒を含み、やや暗い色
10. 赤褐 焼土

図1 更埴条里遺跡Ⅰ地区 竪穴住居跡 SB804

死・事故死・病死した馬の骨を利用して可能であることから、Bについては「骨祭祀」という名称で「犠牲祭祀」とは区別するべきであろう。

こうした犠牲祭祀と骨祭祀は全く異なるものであることを認識せずに、馬をはじめとする動物祭祀の実態に迫ることはできないだろう。

先述した屋代遺跡群の事例は、祭祀行為の所産であると筆者は考える。その理由としては、まず標本番号203は歯の付いた牛の下顎骨のみを竪穴住居跡の床面に置いてあったと理解できるが、こうした出土状況は実用的な利用とは考え難いことがあげられる。また、牛の骨祭祀として以下のような事例がある。⁷⁾

池島・福万寺遺跡(大阪府八尾市)では一二世紀の水田の水路底の土坑二基から、牛の下顎骨のみを収めたものと頭蓋骨を仰向けにして収めたものが検出されている。

周防国府(山口県防府市)では一〇世紀後半の井戸跡から牛の上顎骨が出土している。人為的な堆積土の上に齋串などの祭祀遺物が土器とともに置かれた上からの出土であった。

これらは主なものであり、骨を用いた祭祀を示す事例は少なくない。井戸から出土した牛馬骨のなかに祭祀をうかがわせるものがあることは、かつて論じたことがある。⁸⁾ なによりも卜骨の存在は弥生時代からその存在が知られており、骨に呪術的な観念が存在したことを物語る。

また、骨の呪力に関する文献史料についても先述論文で指摘した。『日本書紀』皇極天皇二年一月一日条には、蘇我入鹿に攻め入れられた山背大兄王が、「仍取馬骨、投置内寝」と馬骨を屋敷へ投げ入れたという記事がみられる。これは馬骨を自分の骨と思わせるため身代わりとして投げ入れたものとみられるが、増田精一が当時馬の骨には呪力を認めていたと説話であると指摘するように、馬骨には特別な観念が存在していたことがわかる。⁹⁾ また、『文徳実録』嘉祥三年九月十五日条には、「有司其撰吉日。告於宗社。夫封壇馬齒」とあり、この頃吉祥があったことから有司が吉日を選んで宗社に告げて、馬齒を境界に封ぜよ、という内容の命令である。¹⁰⁾ 馬齒に祭祀的な役割が内包していたことが理解できよう。

これらは馬骨・馬齒についてであるが、牛齒についても同様な性格を有していたとみてよいだろう。

以上のように、屋代遺跡群のSB804の牛齒は骨祭祀に用いられたものとして捉えるべきである。

おわりに

以上、古代の牛齒を利用した骨祭祀として、屋代遺跡群SB804の事例を報告した。調査報告書では表と鑑定結果のみの記載であったものだが、今回、このように調査所見、実測図等の記録を掘り起こすことよって出土状況等を紹介することができた。

今後の研究のための資料として利用していただければ幸いである。

注

1 長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書二七―更埴市内その六―更埴条里遺跡・屋代遺跡群―古代二・中世・近世編』、二〇〇〇年

2 筆者が受講した奈良文化財研究所の専門研修は、松井氏が担当の研修ではなく、遺跡探査研修であった。そのため、約束も取らずに研修終了後の夕方に松井氏の研究室を訪ねたわけだが、快く迎え入れていただいたことには今も感謝の念が絶えない。筆者は大学院修士論文で殺牛馬信仰を取り上げ、それに基いた論考「殺牛馬信仰に関する文献史料の再検討―日本古代の動物犠牲について―」がその年の四月に刊行された『信濃』四四巻四号に掲載されたが、松井氏はそれをすでに読んでいて下さっており、「書いたのは君なんだね。一度会ってみたかったんだよ」とおっしゃっていたことは嬉しいかぎりであった。これをきっかけに奈良文化財研究所を訪れる際には松井氏を訪ね、動物考古学について多岐にわたる指導をいただくことになった。松井氏は奈良文化財研究所をご退職されて間もない平成二十七年(二〇一五年)にご逝去されたが、本稿を草するにあたって改めて学恩に感謝するとともに

にご冥福をお祈りしたい。

- 3 動物祭祀を犠牲祭祀と骨祭祀に分けて考えるべきことについては、令和六年（二〇二四年）に帝京大学文化財研究所で行われた「馬の中世」研究会で発表した。また、コラム六「動物骨と祭祀」令和七年度長野県立歴史館秋季企画展「疫病退散！除災祈願の考古学 凶録」（二〇二五年）でも触れている。
- 4 『続日本紀』の引用は、岩波書店の『新日本古典文学大系』による。
- 5 『日本書紀』の引用は、岩波書店の『日本古典文学大系』による。
- 6 櫻井秀雄「殺牛馬信仰に関する文献史料の再検討」『信濃』第四四卷四号、信濃史学会、一九九二年
- 7 松井章「古代・中世の村落における動物祭祀」『国立歴史民俗博物館研究報告』第六一集、一九九五年
- 8 櫻井秀雄「井戸から出土する牛馬遺存体」『考古学研究』第三九卷二号、考古学研究会、一九九二年
- 9 増田精一「駄馬―古墳時代の馬匹利用をめぐって―」『考古学ジャーナル』二五七号、ニューサイエンス社、一九八五年
- 10 『文徳実録』の引用は、吉川弘文館の『国史大系』による。

9 篠ノ井遺跡群（新幹線地点）の報告書は1998年に刊行され、土器についての所見が提示されているが、報告書担当者は出土土器図面に別途土器中の砂の詳細な肉眼観察所見を残しており、その図面は出土資料とともに長野県立歴史館で保管してきた。令和6年所蔵品展の際、図面に書かれた所見を改めて検討し直し、所見の記載内容を報告書担当者に確認するとともに、再検討および胎土分析を行った。その際の経緯は信濃毎日新聞の「しなの歴史再見 近現代史となった記録類」（令和6年（2024年）5月31日掲載）で紹介したが、その後、胎土中の「黒曜石」は岩石学的手法での胎土分析により「石英」と同定した。

10 注1に同じ

【引用・参考文献】

- 阿部昭典2008「有孔鏝付土器」『小林達雄先生古稀記念企画 総覧 縄文土器』（株）アム・プロモーション
- 河内晋平2000「I 地形・地質」『長野市誌 第11巻 資料編 自然』
- 周藤賢治・小山内康人2002『岩石学概論上 記載岩石学』共立出版株式会社
- 関根慎二2003「群馬県における加曽利E式の地域相」『第16回縄文セミナー中期後半の再検討』
- 建石 徹2000「第10章3（3）粘土の蛍光X線分析による在地胎土と異質胎土」『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書24 更埴条里遺跡・屋代遺跡群—縄文時代編—一本文』長野県埋蔵文化財センター
- 建石 徹2004「縄文時代における粘土の選択性」『国立歴史民俗博物館研究紀要』第120集
- 田中正治郎1998「第2章篠ノ井遺跡群 第2節 遺構と遺物 2 弥生時代後期～古墳時代中期の土器」『長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書33 篠ノ井遺跡群・石川条里遺跡・築地遺跡・於下遺跡・今里遺跡』（財）長野県埋蔵文化財センター
- 西山太郎1986「微隆起線文土器群の変遷と分布」『千葉県文化財センター研究紀要』10
- 水沢教子1996「大木8b式の変容（上）」『長野県の考古学』（財）長野県埋蔵文化財センター
- 水沢教子2000「第5章縄文中期後葉（XⅡ—2層検出）の遺構と遺物」『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書24 更埴条里遺跡・屋代遺跡群—縄文時代編—一本文』長野県埋蔵文化財センター
- 水沢教子2003「中期後葉の渦巻文を有する土器とその周辺」『第16回縄文セミナー中期後半の再検討』縄文セミナーの会
- 水沢教子・建石徹2011「屋代遺跡群出土土器胎土の検討」『長野県立歴史館研究紀要』第17号
- 水沢教子2014『縄文社会における土器の移動と交流』雄山閣

【謝辞】

筆者は本年度末で当館勤続20年の節目を迎えます（平成13年度～24年度、平成30年度～令和7年度）。まだ建設前ではありましたが、長野県初の「県立博物館」学芸員として来館者の皆さんに歴史ロマンを語る夢を抱いて長野県に就職し、実際に職に就いてからは、実物資料の保存や展示に追われる躍動感に満ちた現実の学芸活動を十二分に経験できました。特に当館の活動を通じて多くの方と出逢い、長らく支えていただきました。この区切りに際し、関係者の皆様に、深く謝意を表します。

（脱稿2026年2月21日）

深成岩がある。また、有機質資料のうち海綿骨針は特に重要で、海岸部由来を示唆するため、土器型式の分布からは、関東地方の海岸部からの搬入品と推測することで、土器型式と胎土の整合性がとれる。

以上、今回分析した3点は何れも搬入品の可能性が考えられ、原料産地は関東地方が含まれる可能性が高いが具体的には特定することはできなかった。それに対し、弥生時代の箱清水式土器の赤彩壺は、在地の裾花凝灰岩層由来の原料土を用いた製作であることを推測した。

2 壺形土器搬入の意味

縄文時代の深鉢形土器は煮沸具、壺形土器は貯蔵具である。煮沸具は度重なる煮沸に耐えられるよう厚手で堅硬に作られているのに対し、壺形土器で小形のものは、単なる貯蔵に止まらず、持ち運びを前提にした道具であったのではないかとみられる。また、壺形土器の一部には注口が付いたものが含まれていたとみられるが、小形で薄手、軽く作られた背景はまさに土器を持って移動することが前提になっていたのかもしれない。

筆者の研究における従来の胎土分析は、主に煮沸具を対象とし、その中の土器型式ごとの違いの背景を考えてきたが、今回壺形土器に絞って胎土分析を行い、煮沸具の胎土分析結果と比較したことによって、由来は別としても縄文時代の壺形土器は移動を伴う器種として確認できる可能性を示唆することができた。以前御代田町川原田遺跡の胎土分析においては、浅鉢形土器に搬入の傾向が強いことが指摘されたが（建石2004）壺形土器も同様なのだろうか。今後はさらに分析対象を増やし、多様な器種間での比較も行い、器種によって土器がどのような動きをするのかを確認しつつ、その背景を探っていきたい。

【注】

- 1 水沢教子2007「屋代遺跡群出土煮沸具の胎土分析（上）」『長野県立歴史館研究紀要』第13号、2008「屋代遺跡群出土煮沸具の胎土分析（下）」『長野県立歴史館研究紀要』第14号等の内容を加除修正して2014年『縄文社会における土器の移動と交流』雄山閣としてまとめた。
- 2 水沢教子編『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書24更埴条里遺跡・屋代遺跡群—縄文時代編』本文・遺物図版・遺構図版（全1000頁）を長野県埋蔵文化財センターから刊行した。さらに同年屋代遺跡群全資料の考察を、寺内隆夫編『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書28 更埴条里遺跡・屋代遺跡群—総論編』長野県埋蔵文化財センターとして刊行しているが、時間的制約から報告書段階での遺物（縄文約1400箱）の分析はごく一部に留まったため、刊行後にその成果を細々と公表し続けてきた。今回はその11回目最終回である。
- 3 瓢箪形土器について口縁部に鋳が巡り、完形品では注口が確認されていることから「有孔鋳付注口土器」との呼称があることは承知している。ただその語感から瓢箪器形を想像するには難があるため、報告書では「瓢箪形土器」と記し、本稿でもそれに準ずる。
- 4 綿田弘実2003「小県郡真田町唐沢岩陰遺跡の出土遺物」『長野県立歴史館研究紀要』9号
- 5 薄片は岩本鉱産物商會が作成し、その他屋代遺跡群の出土資料とともに長野県立歴史館で保管している。
- 6 報告書刊行時に建石徹氏に蛍光X線分析を依頼したもので、その結果は建石徹2000「第10章3（3）粘土の蛍光X線分析による在地胎土と異質胎土」『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書24 更埴条里遺跡・屋代遺跡群—縄文時代編—本文』長野県埋蔵文化財センターに掲載されている。
- 7 土器薄片内の造岩鉱物は一部に過ぎないものの、本岩は斜長石と単斜輝石の組み合わせからは、はんれい岩等のマフィック岩と仮定され、それが熱水変質作用（（周藤・小山内2002）で変成作用と同義）を受けているとみられる。その結果、片理がみられるなどの組織上の特徴が明確であれば緑色片岩等に分類されるが、本岩の場合深成岩特有の等粒状組織を残していることから、深成岩に分類した。
- 8 注1に同じ。なお、本節の土器で胎土分析番号を付したものの図版は、注1文献を参照されたい。

有する石英が含まれ、その他に大型の石英が多数含まれること等である。ただし黒曜石は1点も含まれていなかった。これらの点を総合的に検討した結果、土器の表面に分布する黒く半透明の鉱物は黒曜石ではなく、赤い器面に埋没した石英が、黒く半透明を呈しているものと推察した。

屋代遺跡群出土土器のうち水冷割れ目を持つ石英と黒雲母、発泡した流紋岩質凝灰岩が胎土に含まれる土器の原料土は裾花凝灰岩層と推測してきた⁽¹⁰⁾が、結論としては本箱清水式土器も同様の原料土を使っている可能性が高いと考える。屋代遺跡群において裾花凝灰岩起源を示す水冷割れ目を有する石英が含まれていた土器は、縄文時代中期前葉の深沢タイプ、後葉の圧痕隆帯文土器・加曾利E式、弥生時代中期の栗林式土器、古墳時代～9世紀の土師器など通時的にみられ、今回初めて弥生後期の土器でも確認できた。また、今回分析した土器の「黒曜石」類似鉱物は黒曜石ではなかったと判断したが、岩石学的な記載では長野盆地西縁に広がる裾花凝灰岩層には実際に黒曜石が含まれ(河内2000)、屋代遺跡群出土土器の中にも黒曜石を含むものがあるため(表2右列「縄文時代中期両耳壺294」)、将来的な類例の蓄積によって実際に黒曜石が含まれる箱清水式土器が発見できる可能性も否定できないことは付記したい。

本節の結論としては、弥生時代の箱清水式の壺は、縄文時代から古代へと連綿と続く在地の原料土を用いて製作していたことになる。

VI 胎土分析の結果からの考察

1 分析結果からの推測

以上胎土分析から3点の土器の岩石鉱物組成を確認し、さらに過去に胎土分析を行った土器胎土等との比較を行ってきた。その結果を踏まえて本節ではこれらの土器の原料土の由来を推定し、搬入品かどうかを検討する。その際、土器型式(厳密には土器型式内容と製作技法)と胎土の双方を念頭に入れる。具体的には土器型式の分布から製作地の大きなエリアを特定し、胎土中の岩石鉱物の由来となる地質を絞り込んでいく。

(1) 胎土分析312(図2)

有孔鏝付土器は諏訪湖盆から関東地方まで広く分布する。その範囲で閃緑岩、花崗岩の候補地で白雲母を含む地質としては中央構造線付近が相当する。諏訪盆地の南側から南に延びる領家帯の高遠花崗岩には白雲母が含まれ、群馬県側では三波川変成帯の北側で領家帯に相当する下仁田-滑川帯に花崗岩が見られ、筑波山でも露出している。本土器はそれら何れかの地域からの搬入品と判断される。

(2) 胎土分析333(図4)

薄く繊細な加曾利EIV式の壺形土器もしくは瓢箪形土器の底部であり、関東地方に広がる隆起線文土器の一部である。本土器にはバブルウォール型の火山ガラスが多く含まれることが大きな特徴であり、鉱物としてはアルカリ長石が多く含まれる反面、輝石も多い。バブルウォール型火山ガラスは縄文時代前期に鹿児島県南西部の鬼界カルデラから噴出した鬼界アカホヤ火山灰や30,000年ほど前の始良Tn火山灰「AT」などに特徴的であり、群馬県、埼玉県、神奈川県、茨城県、千葉県、東京都や長野県内の旧石器時代の遺跡でも広く確認されている。管見の限りではあるが、県内の土器中でこれほど多く確認したことが無いこと以外に情報を持たないが、県内以外で、隣接する関東地方に由来する可能性もあり、搬入品とみられる。

(3) 胎土分析332(図3)

加曾利EIV式にあたり北関東海岸部から内陸にかけて広がる微隆起線文が施された本土器は器壁が極めて薄く、その胎土も粒子が細かく繊細である。岩石鉱物の組成は、胎土分析312と胎土分析333の中間的な様相で、胎土分析333ほどではないものの火山ガラスがやや多く、マフィック傾向の深成岩や斜長石・輝石・白雲母が組み合わさる

前期の条痕文土器(胎土分析12)、粒径が細かく鉍物が岩石数を上回る点でV類2b類の7世紀末～8世紀の甕H(胎土分析208)との共通点があるが、火山岩の量や輝石などの有色鉍物の量に差があり、同類とはいえない。

2 篠ノ井遺跡群出土箱清水式の壺との胎土比較

次に、弥生時代後期箱清水式の壺の胎土との比較を行う。箱清水式は、煮沸具以外の器種が赤彩される特徴的な土器群である。定型化した壺は、口縁部がラッパ形に外反し、胴部下半が屈曲して底がすぼまる独特の器形である。図19後列左端の土器のように表面の磨きによって、一見すると「黒曜石」のような半透明の鉍物が浮き上がって観察されることもある⁽⁹⁾。それが実際に黒曜石だとすると、原料土の産地が特定できる可能性があることから、共通する特徴のある土器を非掲載資料の中から抽出して、胎土分析を行い、詳細な岩石・鉍物組成を確認することにした。分析資料は、「篠ノ井遺跡群(新幹線地点)MSN-2 IC2 検 IV X-20」との注記のある箱清水式壺の破片(図20)で、事前の肉眼観察では表面には黒曜石のような黒色半透明の鉍物が多数確認できた。また、当館での透過型エックス線装置による観察では、それらが表面のみならず器面奥深くまで分布していることが確認できた。



図19 長野市篠ノ井遺跡群(新幹線地点)箱清水式土器(当館蔵)

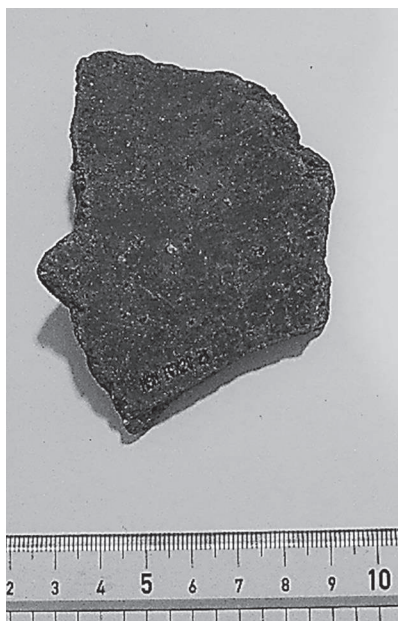


図20 篠ノ井遺跡群(新幹線地点)MSN-2 IC2 検 IV X-20 壺(胴)

黒曜石のような黒色半透明の鉍物が多数確認できた。また、当館での透過型エックス線装置による観察では、それらが表面のみならず器面奥深くまで分布していることが確認できた。

本文IV節1に準じて薄片を作成し、観察した結果、図20の箱清水式土器の胎土は屋代遺跡群出土縄文土器

144点の分析でI群1類とした土器胎土に類似しており、特に表2の「縄文中期252」(水沢2000)(中期後葉在地的な加曾利E式)胎土との類似性が著しく高いことが判明した(表2中列)。具体的には、火山岩として流紋岩を含むこと、黒雲母、角閃石を含むこと、そして湾曲して先が尖った石英があり、その元となった水冷割れ目を

表2 長野市篠ノ井遺跡群(新幹線地点)他MSN-2箱清水式土器の岩石・鉍物組成、その他は屋代遺跡群

岩石鉍物名	縄文中期 252	弥生後期 MSN-2	縄文中期 294
火山岩類	2	9	10
火山ガラス・軽石	7	10	3
凝灰岩	3	2	0
発砲した凝灰岩	0	16	0
変質・酸化火山岩	5	0	3
黒曜石ほか	0	0	1
深成岩	0	0	5
堆積岩	6	0	8
チャート石英多結晶・石英脈	1	0	13
石英	19	46	24
石英水冷割目	9	2	0
斜長石	36	7	20
アルカリ長石	1	0	16
黒雲母	3	7	0
角閃石類	2	4	1
単斜輝石	2	1	2
黒色不透明鉍物	2	5	0
赤褐色粒子	0	15	4
粘土鉍物	3	3	0
その他鉍物	2	2	5
マトリックス	139	115	116
不明	8	6	19
合計	250	250	250
備考	在地加曾利 裾花典型	箱清水	両耳壺 黒曜石入り

(4) 小結

今回新規に胎土分析を行った3点は、何れも火山岩に乏しく火山ガラスと有機質に富むという共通点を持ち、胎土分析312(図2)・332(図3)は花崗岩類を含むという特徴を持つが、その量比や詳細に共通性を見出すことはできなかった。また、胎土分析333(図4)では岩石が極めて少なく、火山ガラスを多く含む背景として、火山灰を粘土に積極的に混和して調合する可能性も考慮する必要がある。

V 壺形土器の胎土比較

1 屋代遺跡群出土煮沸具の胎土との比較

3点の壺形土器の胎土について、本節では今までの研究で確認⁽⁸⁾された屋代遺跡群出土煮沸具の胎土と比較し、その関係性を確認する。そこで、以下に屋代遺跡群出土土器胎土の概要を再掲した。

表1は縄文時代中期前葉から中世までの屋代遺跡群出土の煮沸具の胎土分析の結果確認できたI～V群の特徴と、縄文時代中期の土器型式の関係を示したものである。

屋代遺跡群出土土器群の主体を占める主要胎土はI群1a・b類、2a・b類であり、主に千曲川左岸の裾花凝灰岩起源の水冷割れ目を持つ石英と流紋岩質凝灰岩からなる。それに対し、I群3a類は安山岩・流紋岩およびチャートを含むことが特徴でありその北方に原料土の産地を推測している。これに対しII群1a・1b類は水冷割れ目を持つ石英と黒雲母、2類は五領ヶ台式特有の黒雲母を大量に含むものである。III群1類は弥生時代以降に現れる緑簾石岩含有土器、2類は花崗岩類を含むものを一括した。IV群は変成岩、V群1類は粒径が揃ったもの、2類は鉱物が微細なものを一括した。

表1 屋代遺跡群出土煮沸具の胎土分類と土器型式の関係

群	類	特徴	中期前葉	中期後葉
I 群	1a・b	特殊石英と流紋岩		
	2a・b	特殊石英が小形、流紋岩・安山岩		
	3a	斜長石・輝石と安山岩主体		
	4	火山ガラス		
II 群	1a・1b	特殊石英と黒雲母		
	2	黒雲母		
III 群	1	深成岩(緑簾石岩)		
	2	深成岩(花崗岩類)		
IV 群	1・3	ホルンフェルスや石英片岩		
V 群	1a～1c	粒形が揃っているもの		
	2a～2c	鉱物が微細		

※その他：東北系・北陸系・越後系

今回分析した3点のうち胎土分析312(図2)の有孔鍔付土器は石英が卓越的に多く、アルカリ長石と斜長石とを含む点、花崗岩、白雲母が認められる点でIII群2類の五領ヶ台式の小型土器364に類似する。同じIII群2類でも胎土分析290(図5)の加曾利E式と胎土分析367(水沢2000)の五領ヶ台式の浅鉢は、花崗岩の他に変成岩をも含む。III群2類は五領ヶ台式と加曾利E式が含まれるため、土器型式の地理的分布と花崗岩等の分布を重ね合わせた場合、原料土の候補地としては三波川変成体の北側で領家帯に相当する下仁田-滑川帯の花崗岩や足尾山地や越後山脈におよぶ古第三紀以前の花崗岩類、さらに東側では筑波山の花崗岩などが考えられる。

一方、胎土分析332(図3)・333(図4)は火山ガラスが多く、植物珪酸体が多いことでV群1c類の弥生時代

岩石・鉱物よりもややマフィック側に傾くと思われるが、その母岩となる岩片はみられない。一方、斜長石に類似した干渉色を呈するものの、二軸性負号のコノスコープ像、屈折率が樹脂より低く、2Vが60度未満、かつ内部に双晶が見られ澄んだ外形を呈するものをアルカリ長石（サニディンの可能性がある）とした（図17）。「堇青石」とは2Vで区別される。また、少数であるものの緑簾石、ジルコン、白雲母が含まれる、有機質としては、動物質の微化石が複数観察された。

資料名	遺物包含層 (369面-2)	ST5111-1 (346面-1)	SB5339-3 (292面-3)
器種	有孔銅付土器	歪形土器胴部	歪形土器底部
胎土分析番号	312	332	333
火山岩類	0	1	0
流紋岩・デイサイト	3	1	0
火山ガラス・軽石	2	10	35
凝灰岩	0	1	0
発泡した流紋岩質凝灰岩	0	0	1
黒曜石・ピッチストーン	1	0	0
深成岩類	12	4	0
ホルンフェルス	1	4	0
緑簾石岩	0	0	2
堆積岩類	1	2	1
泥岩	4	0	0
頁岩	1	0	0
チャート・石英多結晶・石英脈	3	8	1
石英	33	14	14
斜長石	18	6	27
アルカリ長石	4	9	18
黒雲母	7	1	1
白雲母	1	0	1
角閃石	1	0	0
直閃石	0	0	1
単斜輝石	0	2	9
斜方輝石	0	4	15
緑簾石	0	2	1
ジルコン	0	0	1
黒色不透明鉱物	6	0	2
赤褐色粒子	5	0	0
その他の鉱物	6	1	1
マトリックス	122	156	97
不明	4	21	16
有機質等	15	3	6
合計	250	250	250

* 石英の割れ目は333で1ポイント認められたのみ
 * その他：詳細は以下の通りであるが、少数であることから一括した。312：炭石か3、電気石3、332：燐灰石1、333：霞石か1

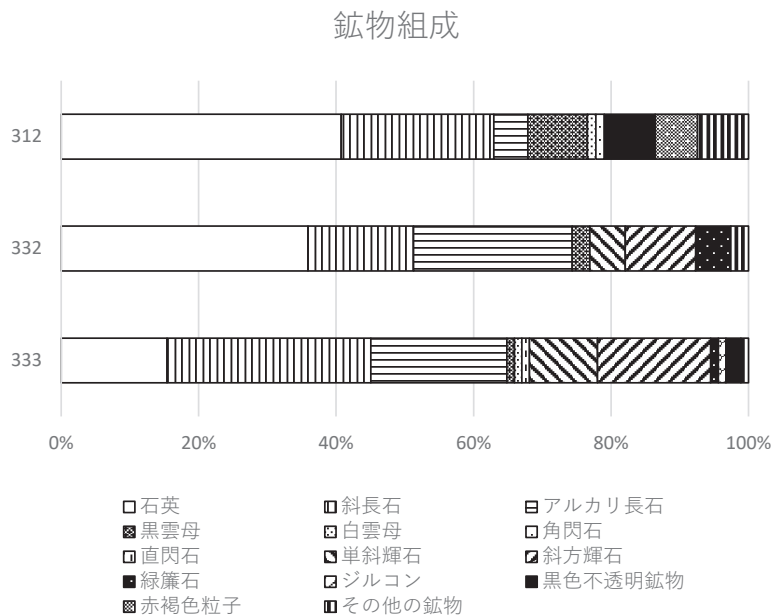
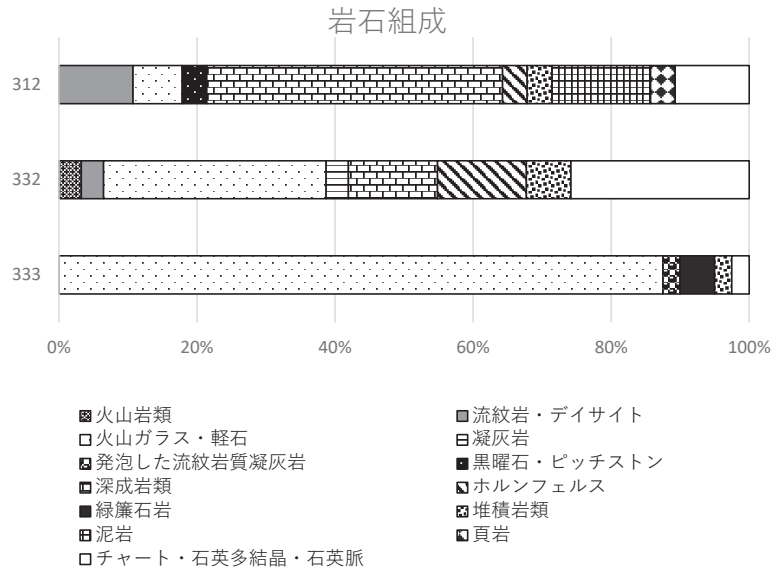


図18 岩石・鉱物の定量分析

屋代遺跡群出土土器に関する過去の胎土分析結果を概観すると、植物珪酸体の有無という違いがあるものの、深成岩で特徴づけられる群類に、Ⅲ群2類が挙げられる。Ⅲ群2類に該当する中期後葉の土器はそのうち1点のみであるが、それがS B 5316の柄鏡形住居跡から出土した加曾利EⅢ新式の縦位横状把手を有する壺形土器もしくは瓢箪形土器（図5）であることは注目される。

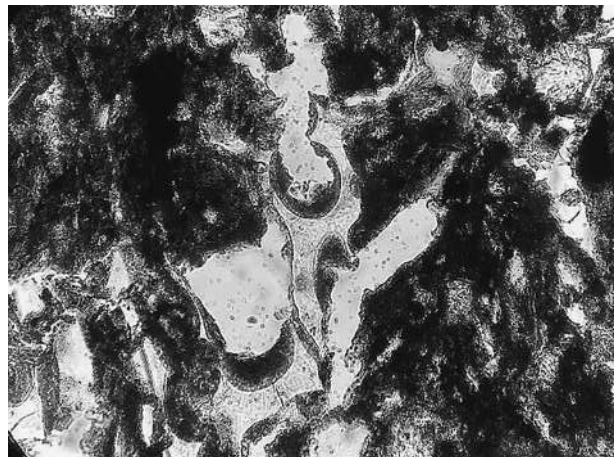
(2) 壺形土器胴部（縦位橋状把手付）「報告書図版346-1（ST5111-1）」胎土分析332（図3）の胎土について

含まれる砂が非常に細粒で、0.5mm未満である（図11・12）。岩石ではチャートや深成岩類がみられる。その他単斜輝石と斜長石が熱水変質作用（熱水変成）を受けた産物として生じた緑簾石が等粒状組織を構成する深成岩⁽⁷⁾がみられる（図13）。火山ガラスも比較的多い（図14）。鉱物は石英が主体で、斜長石よりアルカリ長石が多い。石英には変成岩起源とみられる波動消光のものがみられる。有機質の中には植物珪酸体や海綿骨針、魚卵状石灰岩とみられるものなど、動植物質の微化石が含まれている。海綿骨針は東北地方の海岸部や富山・新潟など北陸沿岸部、千葉・茨木・埼玉など関東地方の土器に含まれる傾向があり、火山ガラスとともに、原料土の由来が特定できる要素である。

(3) 壺形土器底部「報告書図版292-3（SB5339-3）」胎土分析333（図4）

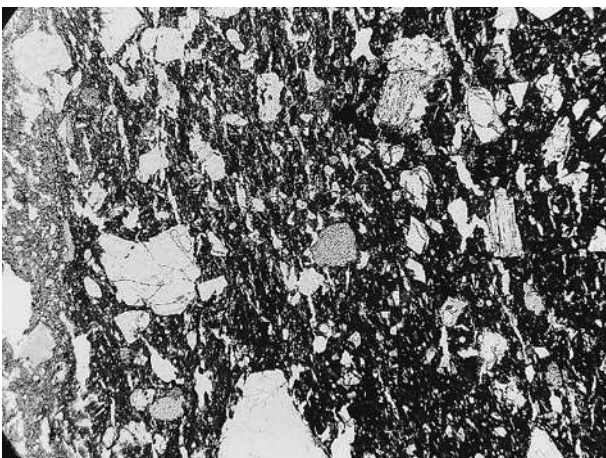
胎土中の岩石・鉱物は0.25mm未満の細粒と0.5mm～0.8mm程度に分かれ、全体が細粒であった前述の2点とは異なる（図15）。その内訳は、火山ガラス・軽石が極めて多く、大きな特徴となっている。とくに火山ガラスは大きく湾曲し、バブルウォール状を呈していて特徴的である（図15）。バブルウォール状の火山ガラスは、マグマの冷却や圧力の変化に伴ってできた気泡をため込んだまま火山の噴火が起こった結果、気泡の形が残った状態で遠くへ飛散したものであり、鬼界アカホヤや始良Tn火山灰など、限定的な火山灰の特徴とされる。

鉱物では、石英よりも斜長石が多く、単斜輝石と斜方輝石も比較的多い。この組成からは屋代遺跡群の在地の



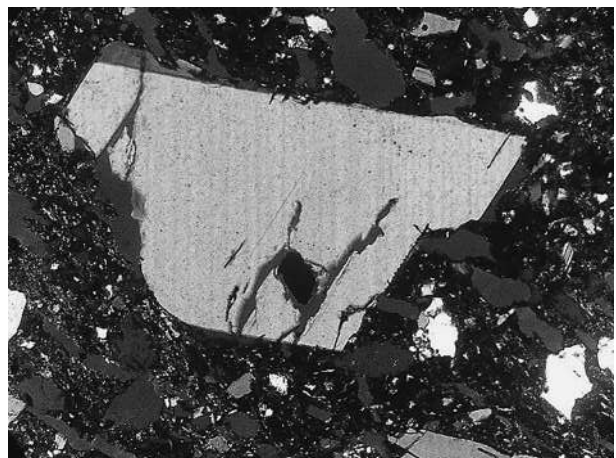
オープンニコル×20

図15 壺形土器底部（胎土分析333）全体組成



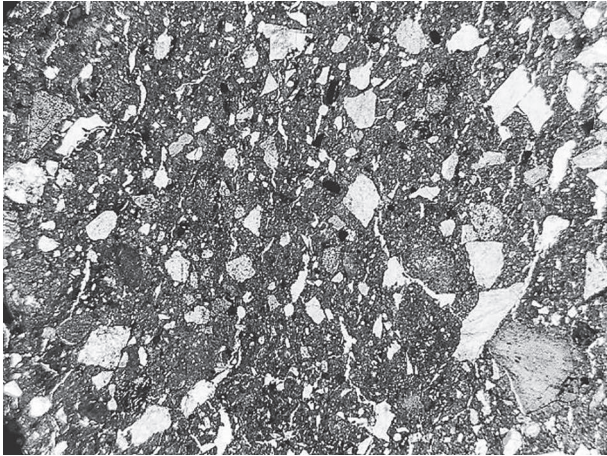
オープンニコル×200

図16 壺形土器底部（胎土分析333）中の火山ガラス



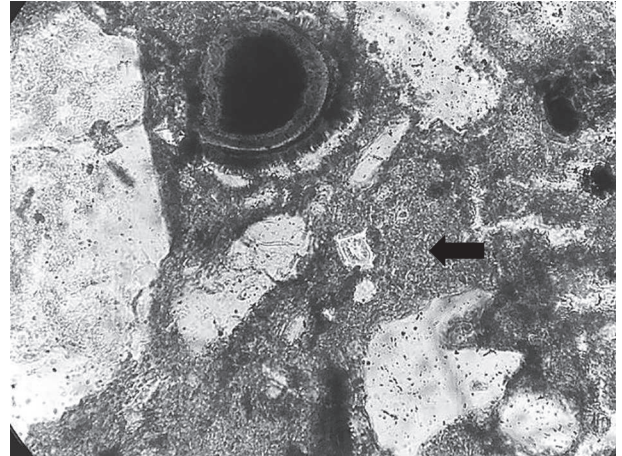
オープンニコル×200

図17 壺形土器底部（胎土分析333）中鉱物



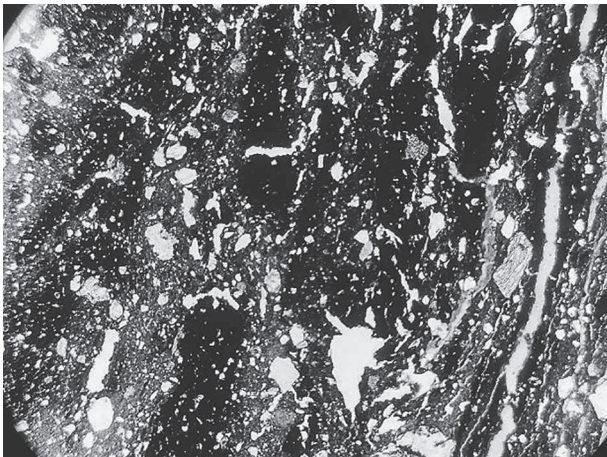
オープンニコル×20

図9 有孔鍔付土器 (胎土分析312) の全体構成 2



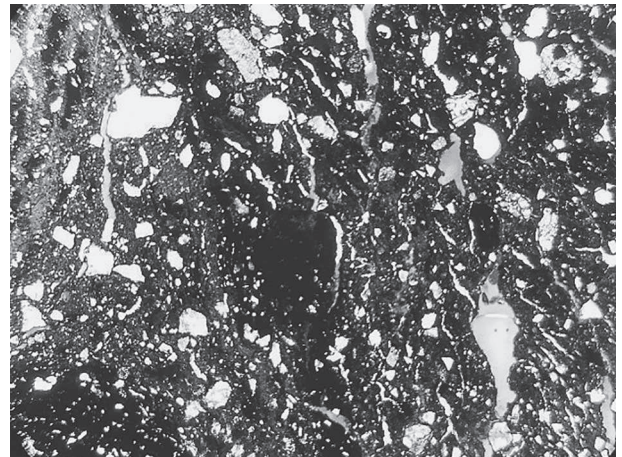
0.05mm (図10・図14・図16・図17のスケール)
オープンニコル×200 (写真:横0.4mm、縦0.3mm)

図10 有孔鍔付土器 (胎土分析312) 中の植物珪酸体 (矢印) 他



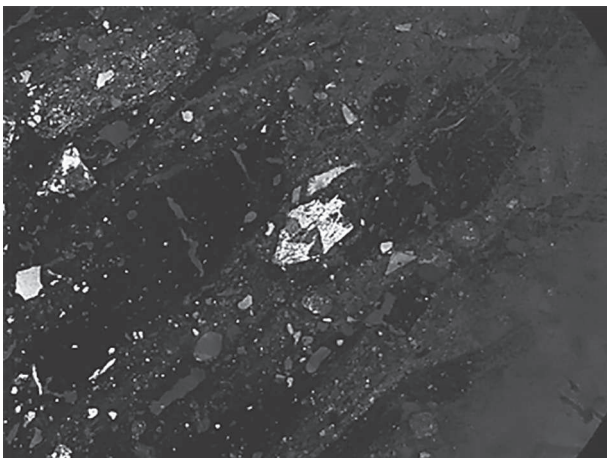
オープンニコル×20

図11 壺形土器 (胎土分析332) の全体組成 1



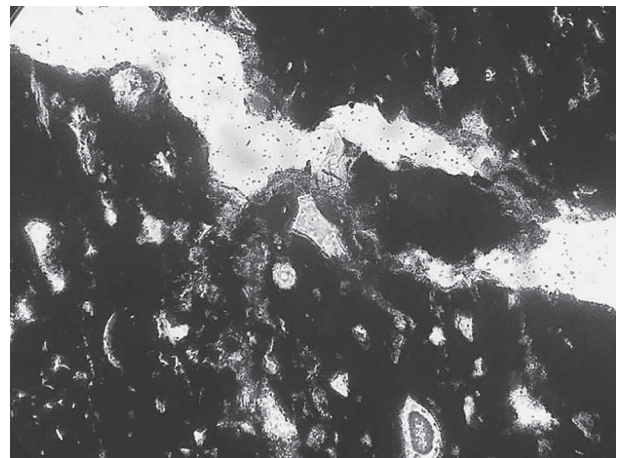
オープンニコル×20

図12 壺形土器 (胎土分析332) の全体組成 2



クロスニコル×20

図13 壺形土器 (胎土分析332) 中の「深成岩」



オープンニコル×200

図14 壺形土器 (胎土分析332) 中の火山ガラスおよび植物珪酸体

IV 胎土分析

1 胎土分析の方法

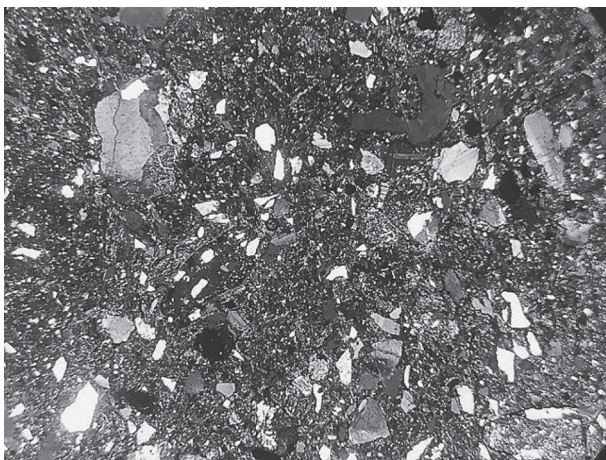
土器の一部を口縁部に垂直方向に2～5mmの厚さにスライスし、全体をエポキシ樹脂に埋め込んでチップを作成する。このチップを平滑に研磨した後、スライドガラスに貼り付ける。接着面の反対側を二次的に切断し、さらにその面を厚さ0.02mmまで磨き、薄片を完成させた⁽⁵⁾。充填や貼り付けに用いた樹脂はペトロキシ154である。完成した薄片をオリンパス製偏光顕微鏡BX51で観察した。観察は基本的にオルソスコープで、無色鉱物の認定の際に conoscope 像を用いた。鉱物名の決定根拠は単ニコル観察では多色性、劈開、屈折率の推定、鉱物表面の状態と二次的な鉱物の精製度合い等、直交ニコルでは干渉色、双晶、壘帯構造、消光角、伸長の正負等とした。メカニカルステージを用いて長軸方向に0.5mm、短軸方向にも0.5mmずつ薄片を動かし、視野中央（十字線のクロス位置）の鉱物・岩石を鑑定して、250ポイントのモード測定を行い、定量値を示した（図18）が、時間的な制約から薄片全面を観察し、カウントに漏れた岩石・鉱物の種類を「+」記号の追記はできなかった。

2 胎土分析の結果

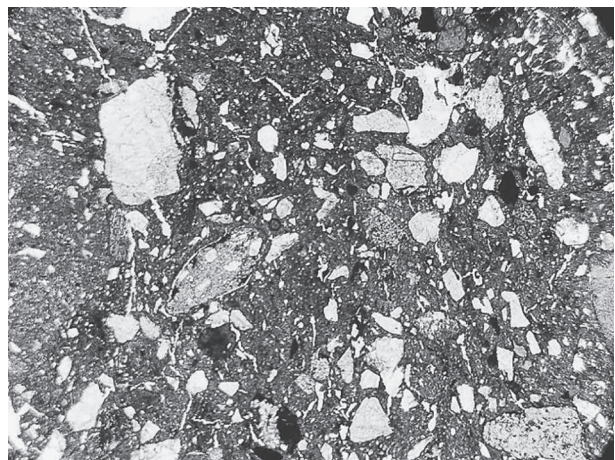
(1) 有孔鏝付土器「報告書図版369-2（遺物包含層出土）」胎土分析312（図2）の胎土

今回観察した薄片は、図2と同一個体の頸部をサンプリングして作成したもので、それを計量した結果を図18に示した。全体的に0.2～0.5mm程度の小形の岩石・鉱物で構成される（図8）。岩石全体では火山岩より深成岩が多い。それらの多くは斜長石と有色鉱物が組み合う閃緑岩であるが、石英主体で斜長石やアルカリ長石が組み合う花崗岩も少数含まれる。単体でみられる鉱物もこれらの造岩鉱物にあたるものが主体を占め、石英と斜長石が主体で構成され、アルカリ長石、黒雲母、白雲母、角閃石が含まれる。ごく少量カウントされた蛍石と電気石も花崗岩との関係が深い鉱物といえる。また、本資料では以上の岩石・鉱物以外に植物珪酸体が多数確認されている（図10）。その他有孔虫化石の可能性も含め今後種類を詳しく調べ、環境情報を探っていききたい。

建石徹氏による本土器の蛍光X線分析⁽⁶⁾では、SiO₂が67.3%、Al₂O₃は23.3%、MgOは2.2%、K₂Oは0.5%、CaOは1.0%、TiO₂は0.9%、Fe₂O₃は4.9%であり、他の2点は行われていない。



クロスニコル×20



オープンニコル×20

0.5mm（図8・図9・図11～13・15が本スケールに同じ）

図8 有孔鏝付土器（胎土分析312）の全体構成 1

3 壺形土器底部「報告書図版292-3 (SB5339-3)」胎土分析333 (図4)

縄文時代中期末葉加曾利E IV式期の円形竪穴住居状遺構であるSB5339の1層から出土 (図7)。本竪穴状遺構は3.67m×3.2mと通常の土坑よりも大規模ながら掘り込みは27cmと浅く、埋土も1層である。ただ、その1層から多量に土器が出土し、分析対象土器の他、赤彩注口土器1点、壺形土器2点、瓢箪形土器1点など、特徴的な器種が一括で廃棄されている。

分析資料はレリーフ状に渦巻模様が浮き上がっており、内外面ともに赤彩がわずかに残る。底部から胴部にかけての屈曲から壺形土器と考えられるが、埼玉県白楯遺跡出土例 (阿部2008第1図参照) のような上げ底を有する瓢箪形土器の可能性もある。

4 壺形土器の所見

図1で紹介した壺Aのうち、両耳壺は加曾利E式系の壺、A-II 3は東北系の壺、B-1は東北系の縦位橋状把手付の壺に加曾利E IV式にあたる微隆起線文で文様が描かれたもの、B-IIは有孔鏝付土器として理解できる。ただ、それらの出現過程では両者が複雑に影響し合っている可能性がある。特に東北系の壺は大木8 b式期に現れ、大木9 0式から大木9 a式に大木式土器分布圏およびその周辺で組成することをかつて紹介した (水沢2003)。それに対し、大木9 b式~10式に並行する加曾利E IV式に伴う微隆起線文土器には椀形、壺形、瓢箪形、有溝小把手の4つの類があり、前者に類似する胴部が外に大きく張出し、縦方向の把手が認められるものは前2者に属する (西山1986)。前者が後者に影響を与えたとすれば、それは人や土器の動きと関係する可能性があり、煮炊きを使う大形の深鉢形土器とは異なり、土器が必ずしも在地製作に限られないのではないかと想像を喚起させる。土器が動き、模倣が起こったとすれば、動いている主体が把握できるはずである。

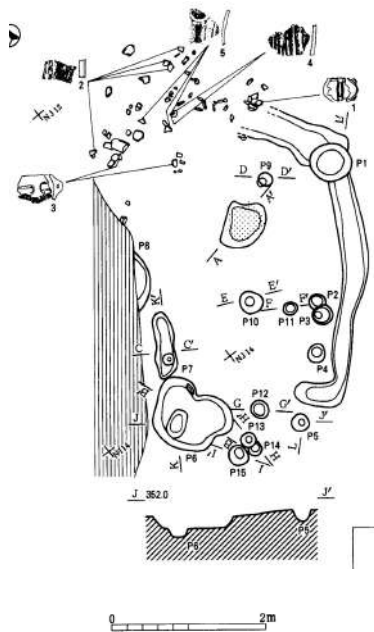


図6 ST5111と壺の出土状況

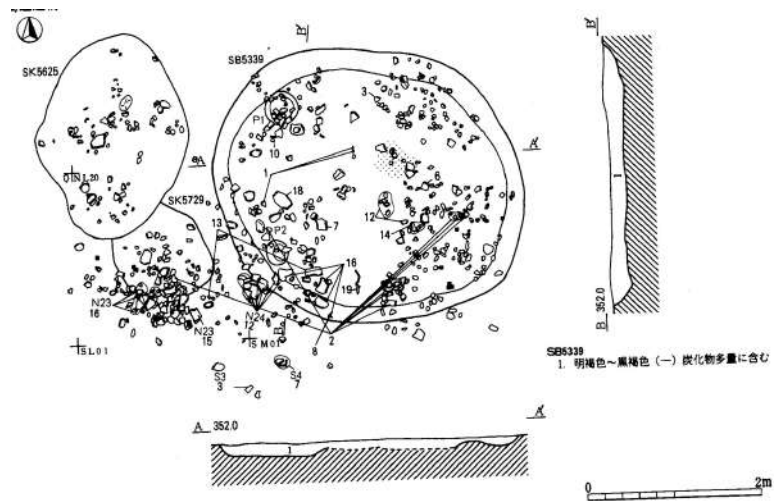


図7 SB5339と壺の出土状況

Ⅲ 分析資料の観察

以下に分析資料を時代順に検討する。

1 有孔鏝付土器「報告書図版369-2（遺物包含層出土）」胎土分析312（図2）

縄文時代中期後葉XⅡ-2層上面遺物包含層から出土。分析資料（図2）は、口唇部に鏝、その直下に孔が穿たれている有孔鏝付土器で、地文は無く、表面が横方向に磨かれている。胴部には沈線で円文と逆U字区画文がみられる。胎土の肉眼観察では石英と黒雲母が目立つ。

2 壺形土器胴部（横位橋状把手付）「報告書図版346-1（ST5111-1）」胎土分析332（図3）

縄文時代中期末葉加曾利EⅣ式期の地床炉と周溝を有する掘立柱建物跡ST5111の周溝付近から出土した（図6）。壺B-Iにあたり、胴部中央が強く張り出す。横位に橋が渡されたような薄い「縦位橋状把手」が上下で2箇所みられる。底部は残存していないが底部近くで割れたとみられ、高さ8cm程度のミニチュア土器の可能性もある。胴部は無文。表面がやや赤く、赤彩が施されたとも考えられる。肉眼では、表面に海綿骨針が観察され、かなり特徴的である。

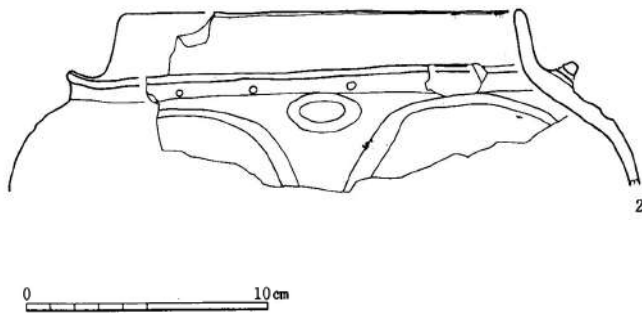


図2 図版369-2（遺物包含層出土）胎土分析312

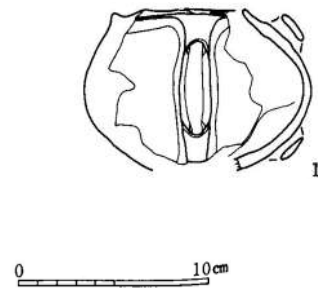


図3 図版346-1（ST5111-1）胎土分析332

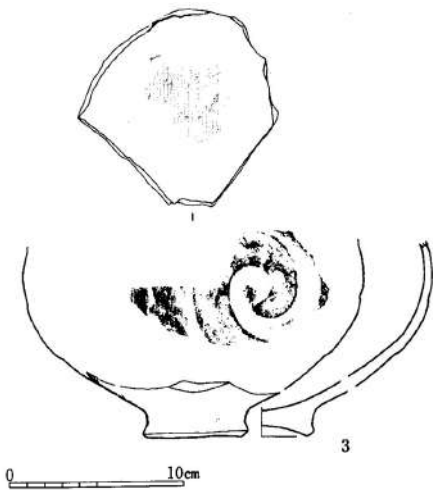


図4 図版292-3（SB5339-3）胎土分析333

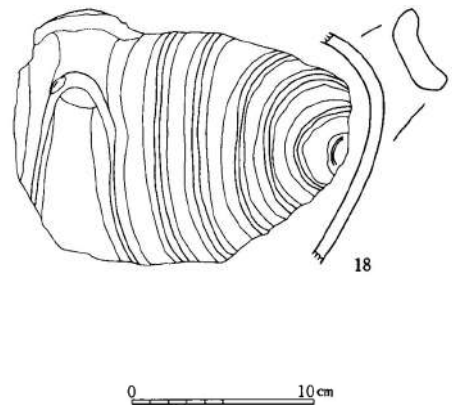


図5 図版257-18（SB5316-18）胎土分析290

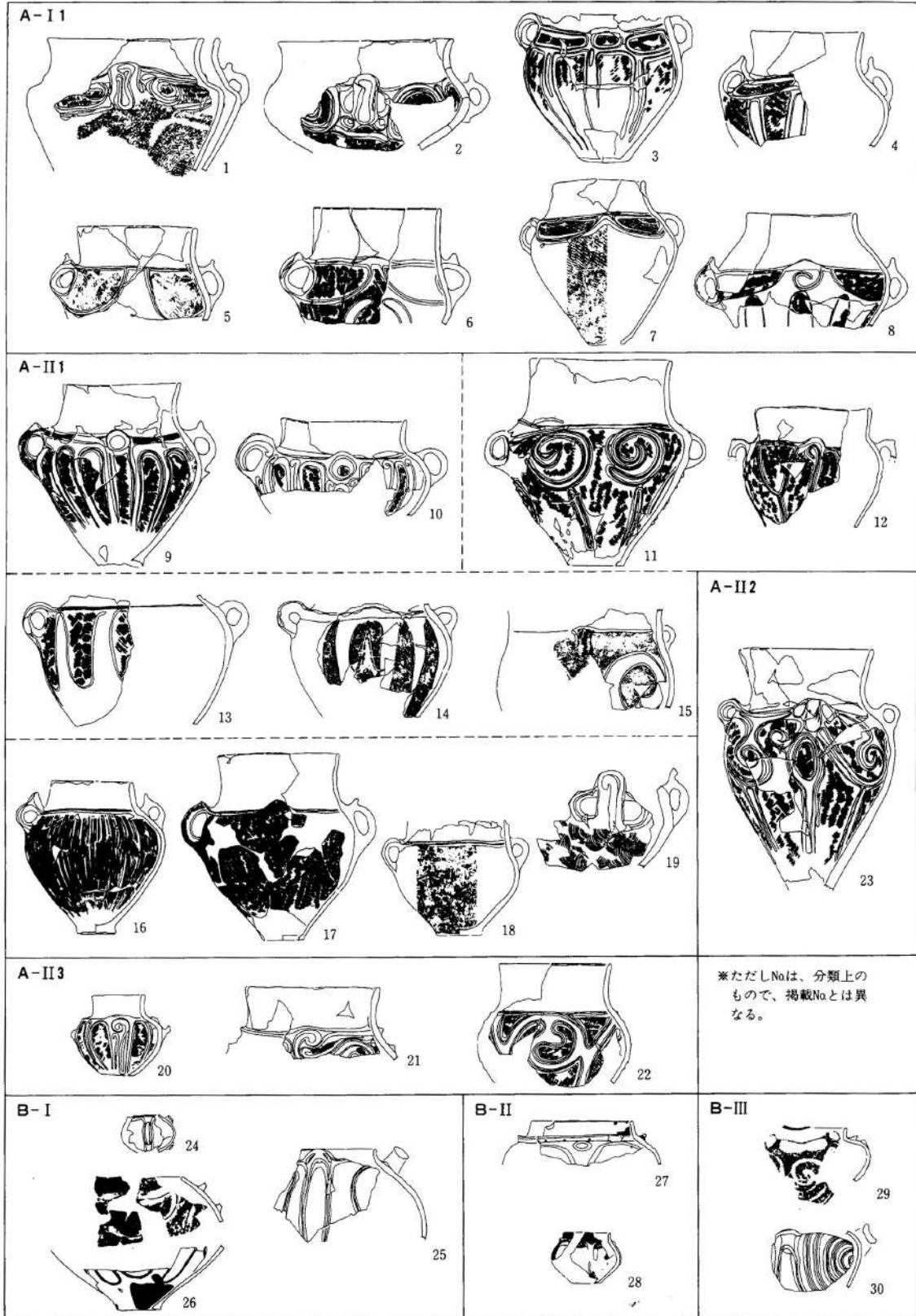


図1 壺の分類 (水沢2000より転載)

様構成からは大木90式段階に組成する。宮城県山前遺跡遺物包含層や埼玉県将監塚遺跡93号住などに類例がある。また、22は大木10式古段階と共通するアルファベット文様が施されている。屋代遺跡群の土器群には加曾利E式系、大木式系と在地系がみられ、深鉢を中心とする大木90式には、故地である南東北の特徴が反映されているが、本類のように少数であるが壺形土器が伴っている。

壺Bは頸部が短く、内外に彩色が施されているものを一括した。薄く割れやすいため、全体の形が分かるものが少ないものの、大きく3区分した。今回胎土分析の対象とした土器はこの壺Bに限定した。

B-I：胴部中央が強く張出し、横位に橋が渡されたような薄い「横位橋状把手」(24・25)や、縦に橋が渡されたかのような「縦位橋状把手」(26)を有するもの。24は無・地文であるが、25・26には微隆起線による文様がみられ、いわゆる「微隆起線土器群」Ⅱ類(西山1986)として捉えられる。また、24では最大径を挟んで上下2段にわたって「横位橋状把手」が付随するが、このような類例は瓢箪形土器に多く、壺形土器としては極めて珍しく⁽³⁾ 近隣では唐沢岩陰⁽⁴⁾ でみられる。一方25にみられるような「横位橋状把手」は、微隆起線土器に多い要素であり、縦位橋状把手に後出する可能性がある。

「縦位橋状把手」の壺への適応の古い事例は、岩手県の大館町・大新町遺跡群に多くみられる大木8a式段階に遡る(水沢1996)。これらは「口縁部無文+橋状把手+無文胴部に赤彩」という基本構造をとり、大木8b式に確実に連続して拡散する。基本的にこの構造のまま、大木9式・大木10式になると胴部文様にアルファベット文を取り込む形に変化し、後期十腰内式へ連続する。

従来から指摘してきたことではあるが、東北地方の大木式には器種による地域差があり、樽形土器の変遷が追えるのは北東北に限られるため、大木式に遅れて成立した加曾利E式に組成する両耳壺や、さらに遅れて出現するこれら橋状把手を有する一群との直接的な関係を議論することは現時点では難しい。ただ、大木8a式並行期の関東地方に同様な器種が存在しないとすれば、その関係性は十分予想される。また口縁部に、装飾化した縦位橋状把手をもち、胴部に大柄な渦巻きする大木8b式期の樽形土器は、山形県・福島県域でもみられ、それが山梨県原町農業高校前遺跡1号堅穴や、群馬県行幸田山遺跡7号住でも出土しており、大木式の具体的な南下として捉えられる。よって、東北地方の樽形土器が関東地方へ影響を与えることがないとは言い切れない。

B-II：頸部がB-Iよりやや長めのものを充てた。うち27は頸部を一周する帽子の鏝のような先の尖った凸部に孔が穿たれているいわゆる「有孔鏝付土器」である。胴部は無文で鏝の直下に円文があり、それを挟むように弧線が延びている。本土器と割れ方まで非常に類似した事例が群馬県下鎌田遺跡24号住1(関根2003)である。加曾利EⅢ式古段階にあたる本遺構からは「縦位橋状把手」を有する壺も出土していて、両者の器形がかなり共通している。その用途上の関係性を考える手掛かりとなろう。

B-III：最大径がかなり上に偏るものを充てたが、29(SB5313出土)はヒレ状隆帯を有する大木9a式新相、30(SB5316出土)は微隆起線が多重化する加曾利EⅢ式新相の瓢箪形土器の可能性はある。

以上、屋代遺跡群出土壺形土器の分類を説明してきたが、本論では図1のB-Iの24で示した加曾利EⅣ式期の赤彩無頸壺(胎土分析332)、図1B-IIの27で示した加曾利EⅢ式古(大木9a式期)の有孔鏝付土器(胎土分析312)の胎土の観察を行う。さらに比較資料としてB-IかB-IIIに分類されると思われる赤彩壺の胴部下半(胎土分析333)とB-IIIの29を比較対象とした。

研究報告

壺形土器の胎土分析

水沢 教子

I はじめに

かつて千曲市屋代遺跡群出土土器のうち煮沸具を取り上げ、それらの胎土を縄文・弥生・古墳時代から平安時代にかけて通時的に分析したところ、それぞれの時代に裾花凝灰岩を含む在地胎土があり、その他の複数の在地胎土とそれらから外れる遠隔地に由来するとみられる胎土の存在が明らかになった⁽¹⁾。煮沸具の多くは器壁が厚く砂が多い傾向があるが、その理由として、本来の用途として被熱が前提となるため、加熱による熱膨張による割れを防ぐために混和材を入れたり、粘土中の砂をそのまま残す措置が施されたことが想像される。それに対し、縄文時代中期後葉から末葉の赤彩が施される壺形土器や瓢箪形土器には器壁が極めて薄いものが多い。これは粘土の精製方法の違いによるものなのか、あるいは元々異なる場所から調達された粘土で製作されたためなのか、あるいは用途などその他の理由によるのか。

そこで本論では壺形土器の原料土の由来を捉えるために胎土分析を行う。まずは原料土とその由来が該期の煮沸具と同様かどうか、もしも異なるとすれば、それは原料土の精製によるものなのか、あるいはまったく異なる由来となる地域を推測すべきかを確認し、壺形土器について考察したい。

II 壺形土器の観察

1 概要

屋代遺跡群⁽²⁾は千曲市雨宮から屋代にかけての千曲川の右岸約500mに位置する縄文時代から近世に至る複合遺跡である。特に縄文時代で最大規模のX II - 2層検出の後葉集落は加曽利E II式古段階にあたる桁倉式新段階に居住が始まり、加曽利E II式新段階、E III式古段階・新段階、E IV式段階の変遷が追える。竪穴建物跡は53軒、掘立柱建物跡は27軒で、それらが墓域を中心にほぼ環状に展開していた。竪穴建物跡には、円形や楕円形の竪穴住居跡と柄鏡形住居跡があり、それぞれの一部には石が敷かれたものがみられ、柄鏡形敷石住居として機能した。また、掘立柱建物跡には中心に炉が検出されたことによって壁立て式の平地式住居と推定したものが17軒確認されている。

2000年に刊行された発掘調査報告書では、縄文中期後葉にあたる土器を1,741点掲載した(水沢2000)。そのうち器種の判明したものの1719点の内訳は、深鉢が90.2%(1551点)に対し壺は5.7%(98点)であり、後者は特殊な器種だったと捉えられる。報告書では大きく壺Aと壺Bに分類して解説した(図1)。

壺Aは無文の口縁部の下端(頸部)でくびれ、胴部上半に最大径、左右に把手を有するいわゆる両耳壺を指す。そのうち頸部に文様帯を確認したものをA-I、頸部に文様帯を持たないものをA-IIとした。さらにA-IIのうち把手を180度離れて2つ持つものをA-II 1、90度離れて4つ持つものをA-II 2、把手を持たないものをA-II 3とした。土器の形態区別の目安でによると、頸と胴の接点の幅が最大幅の三分の二以下のものを指すため、図1の5・6などは本来鉢に分類されるべきかもしれないが、「両耳壺」として定型化していると見て壺に含めた。また、A-II 3は大木式系土器である20・21は大木8b式新段階の胴部上半が張り出す壺形土器(C類型)で、文

町田勝則					水沢教子				
④	④	③	②	②	⑥	④	④	④	④
しなの歴史再見 黒色安山岩・黒曜石・輝緑岩石器を支えた「信州ブランド」	しなの歴史再見 日本の原史に重要な県内の遺跡 貴重な遺物 郷土のほこり	「蘇民将來符」資料 コラム3 第4章奈良時代の祈り ケガレや災いを払う人形 県内最古の「蘇民将來符」資料	原始 滑石ロード 縄文前期の玉つくり	所蔵品展 原始 開館30年のあゆみ展	論文展望 民族誌からみた縄文時代のサケ・マス利用 長野県考古学会誌 第一六五号	しなの歴史再見 「布手」墨書の木簡屋代遺跡群から出土 麻布の織り手祭祀の道具も？	しなの歴史再見 屋代遺跡群出土の祭祀具「人形」西から迫る疫病 緊急の被い	しなの歴史再見 日光・月光菩薩を鎌倉時代に建立 「滋野氏女」 込めた祈りとは	しなの歴史再見 縄文土器文様直接的から間接的へ 推測される「役割」の変化
「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「秋季企画展図録 疫病退散！除災祈願の考古学」木製祭祀具にみる古代の祈り	「長野県立歴史館たより 夏号」一二三号	「長野県立歴史館たより 春号」一二二号	「季刊考古学」第一七二号	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」
四月二日	二月二日	一〇月四日	六月一日	二月一五日	八月一日	二月二四日	一〇月一〇日	七月一八日	五月九日

小林寿英				林 誠		黒川 稔		町田勝則		
④	④	④	③	④	④	②	②	④	④	④
しなの歴史再見 覚音寺・千手観音像の体内納入 安曇野と京の結び付き	しなの歴史再見 妙海の光久寺像 制作年が明らか 仏師の歩みに迫る手がかり	しなの歴史再見 日本人の精神の根元にある信仰 安曇野の里山「祈り」の痕跡	第一章 第三章	しなの歴史再見 中山晋平と竹久夢二 楽譜と表紙絵で共演	象山 中国古典への情熱 徹底した臨書 迫る書の本質	しなの歴史再見 佐久間	霊場小菅 飯山の遺産と文化	しなの歴史再見 孤立して見える後期古墳 築造を支えた地域を探る	しなの歴史再見 大きく変わった信州の弥生時代 観 北と南二つの「文化の型」	しなの歴史再見 安曇野・北村遺跡出土の縄文人骨 約300体「20世紀最大の発見」
「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「夏季企画展図録 安曇野 知られざる里山の祈り」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「長野県立歴史館たより 冬号」一二五号	「長野県立歴史館たより 秋号」一二四号	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」
八月一五日	七月二五日	六月二七日	七月五日	六月二〇日	二月七日	一月二八日	八月二八日	二月二二日	一月二八日	九月五日

杉木 有紗			白沢 勝彦			大竹 憲昭				櫻井 秀雄
③	③	②	④	③	⑥	④	④	④	②	⑥
コラム2 木製祭祀具の製作と種類	資料解説 ほか	疫病退散！除災祈願の考古学〜木製祭祀具にみる古代の祈り〜	しなの歴史再見 出土した木製品 形状保処理 自然な仕上がりを目指して	コラム8 木製品の保存処理	浅間火山テフラ下における下茂内第Ⅱ文化層尖頭器石器群とその時代（共著）	しなの歴史再見 日常の土器巡る穢れと穢い 縄文人の心 知る手段に	しなの歴史再見 佐久・香坂山と飯田・竹佐中原日本の曙につながる遺跡	しなの歴史再見 野尻湖日向林B遺跡 出土石器群 逸品ばかり	考古資料を読む 黒曜石の表面に観察された「運搬痕」	立科町の「歴史の道」
『秋季企画展図録 疫病退散！除災祈願の考古学〜木製祭祀具にみる古代の祈り〜』	『秋季企画展図録 疫病退散！除災祈願の考古学〜木製祭祀具にみる古代の祈り〜』	『長野県立歴史館たより 秋号』一二四号	『信濃毎日新聞』	『秋季企画展図録 疫病退散！除災祈願の考古学〜木製祭祀具にみる古代の祈り〜』	長野県考古学会『長野県考古学会誌』一六七	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『長野県立歴史館たより 秋号』一二四号	『蓼科』創刊号
一〇月四日	一〇月四日	八月二八日	一〇月二四日	一〇月四日	一月二五日	一〇月二七日	五月二三日	五月二日	八月二八日	一月二三日

村石 正行						杉木 有紗				水科 汐華		文献史料課
④	④	②	①	①	①	④	④	④	③	②	③	
しなの歴史再見 クラウドファンディングで戻った真田昌幸書状 流された土地から上田に影響力	しなの歴史再見 仏像の胎内にあった紙背文書 裏面にも重要な情報が	新出織田信長朱印状と大塚又一郎	口絵 脇坂安元書状	寛永期の制度改革と飯田藩脇坂安元―諸国巡見使・寛永国絵図・交代寄合伊那衆―	府中小笠原氏の所持していた鈴岡・松尾小笠原氏の文書―「伊那譜録」にみえる小笠原政秀・信定と村上義清―	考古資料を読む 米山一政寄贈資料の紹介―長野市松代町 竹原笹塚古墳出土の馬具について―	しなの歴史再見 千曲市内最古の「蘇民将来符」	しなの歴史再見 徳永哲秀氏が再現「赤い土器」制作技術や背後の社会探究	コラム4 箕輪町箕輪遺跡の木製祭祀具について	『秋季企画展図録 疫病退散！除災祈願の考古学〜木製祭祀具にみる古代の祈り〜』	『信濃毎日新聞』	
『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『長野県立歴史館たより 夏号』一二三三	『長野県立歴史館研究紀要』三二	『長野県立歴史館研究紀要』三二	『長野県立歴史館研究紀要』三二	『長野県立歴史館たより 冬号』一二五号	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『長野県立歴史館たより 一〇月四日』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	
八月八日	四月四日	六月一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	一月二八日	一〇月三日	五月三〇日	一〇月四日	一月二八日	一月二八日	

新井寛子		村石正行											
④	②	②	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	④
に 幕末 世の 変革望む契機	しなの歴史再見 和宮降嫁の行列と地域への負担 「浮浪士追討御印状并廻文写帳」	文献史料を読む 旅の記録 松前記行漫録	仙石秀久の寄進出納文書について	中世売券にみる文書実践	父を廃して勢力を伸ばした信玄の足跡	監修『漫画で読む屋代秀正』	新刊紹介 伊藤純郎『航空特攻隊 空に散った信州人』	「伊奈侍従」京極生双の発給文書	懸賞論文「学生フレッシュ論文」審査経緯	書評 松沢裕作『歴史学はこう考える』	文献史学・考古学・「史料学」	旧制中学のネットワークと「地域社会」	しなの歴史再見 飯田藩主・脇坂安元 家老への通達 外様大名の悲哀
「信濃毎日新聞」	「長野県立歴史館たより 秋号」一二四	「長野県立歴史館たより 春号」一二二	「信濃」七七一二二	春田直紀編『地下文書論 集Ⅲ』勉誠出版	「歴史街道」四五〇 P HP出版	龍鳳書房	「信濃」七七卷五月号	「信濃」七六一二二	「信濃」七七一四	「歴史教育研究」一五	「信濃考古」二〇〇	「信濃」七七一一	「信濃毎日新聞」
一一月二一日	八月二八日	二月一五日	一一月二〇日	一〇月一五日	九月六日	八月二七日	五月二〇日	五月二〇日	四月二〇日	三月三一日	三月三一日	一月二〇日	一一月二六日

花岡康隆									
⑥	⑥	⑥	④	④	④	④	②	①	①
た村上義清― （講演録）史料からみる村上義清―ここまで分かった村上義清―	軍勢催促状伝達の一事例 ―暦応四年三月二四日足利直義軍勢催促状の検討―	『信濃史料』統補遺編を望む―信濃国太田荘関係史料の紹介―	しなの歴史再見 高梨政盛が発行した安堵状「父子二頭体制」実像浮かぶ	しなの歴史再見 西南戦争で死亡の長野県出身者 理不尽 国民に強いた徴兵制	しなの歴史再見 松原遺跡のアクセサリー―縄文の「最先端」が信州に	しなの歴史再見 明治・大正期に存在「郡役所」の文書 地域の特色知る重要な史料	石製装身具	戦国初期高梨氏の代替わりをめぐる―高梨政高・政盛・澄頼―	長野県立歴史館所蔵近代郡役所文書についての基礎的研究―伝来経緯の検討を中心に―
坂城町教育委員会「信濃村上氏フォーラム」語り継ぐ村上義清―講演記録集―	信濃史学会『信濃』第七七卷二号	信濃史学会『信濃』第七七卷一号	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃の風土と歴史二九 長野県立歴史館所蔵品選 第二弾―原始―」	「長野県立歴史館紀要」第三一号	「長野県立歴史館紀要」第三二号
三月三一日	三月二〇日	一月二〇日	一一月一九日	九月一九日	五月一六日	二月二八日	三月一五日	三月三一日	三月三一日

黒岩 隆		花岡 康 隆				
⑤	②	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
南大原遺跡の玉つくり、弥生時代中期後半、北信濃での玉つくりの可能性	文献史料を読む 二百万人の勝利―浅間山米軍演習地化反対運動史― 「浅間山米軍演習地化絶対反対署名」	明治十年、京都に出張した長野県官吏の報告書―西南戦争関係資料の紹介―	武田氏従属下の小笠原信嶺	室町殿御分国と東国との「国堺」はどのような役割を果たしたのか	戦国期における松岡氏・座光寺氏についての再検討―両一族の関係を中心に―	室町・戦国期の海野氏「国衆」への道とその挫折
『高井』第三三二号	『長野県立歴史館たより冬号』一二五	地域史研究会『蓼科』創刊号	春近五人衆・井上井月研究会編『信州伊那春近五人衆と井上井月』第二号、宮帯出版社	渡邊大門編『室町史の新論点 混沌の時代を読み解く研究最前線』星海社新書	伊那史学会『伊那』第七三巻五号	とうみ歴史研究会『とうみ歴史研究会誌』四号
八月一日	十一月二十八日	十二月二三日	十一月二十六日	六月一六日	五月一日	三月三十一日

※凡例 職員の任意申告による。
 ①研究紀要 ②たより・ブックレット等 ③図録 ④新聞記事 ⑤その他依頼原稿
 ⑥①～⑤以外

研究活動（令和七年度）

学芸研究会

五月二十八日（水）

笹本 正治 「長野県の獅子と役割」

七月三〇日（水）

村石 正行 「なぜ私たちは「史料」を集めるのか」長野県立歴史館の立ち位置とこれから」

八月二十七日（水）

花岡 康隆 「明治四一年の長野県庁火災と公文書」

一〇月一日（水）

大竹 憲昭 「野尻湖遺跡群における後期旧石器時代初頭期の石器群について」

一〇月二十九日（水）

黒岩 隆 「弥生時代中期の北信濃における玉づくりの可能性

―中野市南大原遺跡の事例を中心として―

水科 汐華 「長野県域における古墳時代後期の耳環出土状況

―集成からみた地域的特徴―

一一月二十六日（水）

黒川 稔 「霊場小菅の歴史と景観」

新井 寛子 「水戸浪士追討軍の動向と民衆」

一二月一七日（水）

林 誠 「中山晋平と竹久夢二」

白沢 勝彦 「石造建造物および青銅器の保存修復から考えること

―カンボジア・アンコール遺跡群／中国・三星堆遺跡の事例―

一月二十九日（木）

町田 勝則 「令和八年度冬季企画展「古代の役人と庶民 こうだったんじゃな

いか信濃国」に向けて」

櫻井 秀雄 「「伝入山崎出土」の子持勾玉を探して」

二月二十六日（水）

初見 俊輔 「長野県の冬のスポーツ史づくり」

中山 敦・小林 寿英

「令和八年度夏季企画展実施に向けた構想計画及び運営計画の研究」

三月一八日（水）

鈴木 幸香 「奥信濃の祭り 野沢温泉村道祖神祭りのこれから」

水沢 教子 「壺形土器の胎土分析とその課題」

審査委員

笹本 正治 小松 健一
新津 尚治 水沢 教子
櫻井 秀雄 村石 正行

編集委員

大竹 憲昭 黒川 稔

英訳監修

宮原利以（長野県庁企画振興部国際交流課）

（編集後記）

研究紀要32号をお届けします。本号は原始縄文時代から近代まで、研究報告5編、研究ノート2編、資料紹介2編を収録させていただきました。館蔵の史資料の分析から県内の歴史資料の考察など、その内容は多岐に及んでおります。ぜひお読みいただき、ご意見をいただければ幸いです。（大竹 憲昭）

長野県立歴史館 研究紀要 第32号

BULLETIN OF THE NAGANO PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY Vol.32

2026年3月31日発行

編集・発行 長野県立歴史館

〒387-0007 千曲市屋代清水260-6

科野の里歴史公園内

TEL 026-274-2000(代表) FAX 026-274-3996

URL <https://www.npmh.net> E-mail rekishikan@pref.nagano.lg.jp

印刷 カシヨ株式会社

〒381-0037 長野市西和田1丁目27-9

TEL 026-251-0510

Bulletin

of

The Nagano Prefectural Museum of History

Featured Collection

A Feature of Documents of the Nonoyama Family in the Matsumoto Domain of the Edo Period
MURAISHI, Masayuki

Articles

A Basic Study of the Lion Mask (*Shishigashira*) as the Dragon God (*Ryujin*): A Lion that Plays the Role of the Water God
SASAMOTO, Shoji

Integration of the *Jikan* (Ancient Japanese Earrings) Excavated in Nagano Prefecture
MIZUSHINA, Kiyoka

Analysis of Jar-shaped Pottery Using a Polarizing Microscope
MIZUSAWA, Kyoko

Basic Research of Documents Issued by Sengoku Hidehisa
MURAISHI, Masayuki

A Study on the Loss of Public Records Due to the Nagano Prefectural Government Office Fire in 1908
HANAOKA, Yasutaka

Research Notes

A Study of the *Komochi Magatama* (Comma-Shaped Charm) Allegedly Excavated From Iriyama Pass: Refuting the Accounts in the *History of Nagano Prefecture*
SAKURAI, Hideo

A Basic Study of the Movements of the Kosaka Clan in Shinano Province During the Kamakura–Muromachi Period
HANAOKA, Yasutaka

Featured Collection

On Bovine Teeth Excavated From the Remains of a Pit dwelling at the Koushoku Jori Site in Chikuma City
SAKURAI, Hideo

Animal Bones Excavated From Miyanosori Site A in Komoro City
SAKURAI, Hideo

Research Activities and Achievements

Vol.32
2026.3